基労補発 0301 第１号
平成 25 年３月１日

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

「東日本大震災に係る労災補償関係通達・事務連絡集」の送付について

東日本大震災に係る労災補償に関して、これまでに発出した通達・事務連絡をまとめた「東日本大震災に係る労災補償関係通達・事務連絡集」を送付するので、業務の参考とされたい。

東日本大震災に係る
労災補償関係
通達・事務連絡集

（平成23年3月から平成24年3月まで）

厚生労働省労働基準局労災補償部

目　次

年月日	発番	通達名	頁
H23.3.11	基労補発0311第9号	東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理について	1
H23.3.13	基発0313第1号	平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の適用について	8
H23.3.14	基労補発0314第1号	東北地方太平洋沖地震に伴う労災診療の取扱いについて	25
H23.3.14	基発第0314第1号	東北地方太平洋沖地震に係る労働保険料等の納期限の延長等について	27
H23.3.14	基労徴発第0314第1号	東北地方太平洋沖地震による労働保険料等に係る対応について	30
H23.3.23	基発0323第5号	救急薬品等の配付について	46
H23.3.24	事務連絡 〔補償課長〕	東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付に係る相談・請求等の把握について	56
H23.3.24	事務連絡 （労災管理課長 補償課長 労災保険業務課長）	「東北地方太平洋沖地震と労災保険Ｑ＆Ａ」の送付について	59
H23.3.24	基労管発0324第1号 基労補発0324第2号	東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について	80
H23.3.24	基発0324第1号 職発0324第9号	「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について	89
H23.3.24	基労徴発0324第3号	「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について	100
H23.3.24	基労徴発第0324第1号	「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の具体的取扱い等について	101
H23.3.25	基発0325第9号	平成23年度における中央労働基準監察並びに中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察について	117
H23.3.25	基発0325第10号	平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する緊急相談窓口の開設について	118
H23.3.25	基監発0325第1号 基勤発0325第2号 基安計発0325第1号 基労管発0325第1号	平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する緊急相談窓口の開設に当たって留意すべき事項について	119
H23.3.29	基監発0329第1号 基労管発0329第3号 基労徴発0329第1号	平成23年度における地方労働基準監察並びに地方労災補償業務監察及び地方労働保険適用徴収業務監察について	134
H23.3.29	事務連絡 〔補償課長補佐（業務担当）〕	東北地方太平洋沖地震に係る労災保険給付の請求促進等の取組について（その１）	135
H23.3.30	基発0330第13号・第14号・第15号	東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて	145
H23.3.31	基労補発0331第5号 基労保発0331第1号	東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求に係る事務処理について	151
H23.4.4	事務連絡 （労災管理課労災保険財政数理室長補佐 補償課長補佐（業務担当） 労災保険業務課長補佐（業務担当））	東北地方太平洋沖地震の被災労働者への支給事務に当たっての労働保険番号の取扱いについて	158
H23.4.5	地発0405第1号 基発0405第6号 職発0405第6号	東日本大震災被災地のハローワークにおけるサービス提供時間の拡大について	162

H23.4.7	基総発0407第1号 基監発0407第2号 基勤発0407第1号 基安計発0407第1号 基労管発0407第1号	東日本大震災における被災者やその御遺族等に対する労働基準行政関係業務の支援について（依頼）	164
H23.4.7	事務連絡 〔補償課長補佐（業務担当）〕	東日本大震災により被災された労働者の遺族に対する周知について	166
H23.4.7	事務連絡 〔労災保険業務課長補佐（業務担当）〕	東北地方太平洋沖地震の被災労働者への支給事務に当たっての労働保険番号の取扱いについて（訂正）	170
H23.4.8	労働者健康福祉機構総務部長あて 〔労災管理課長〕	「生活支援ニュース」の避難所への配布協力のお願い	171
H23.4.11	基労発0411第1号	東日本大震災による被災地における災害復旧を目的とする事業に係る労災保険の適用について	172
H23.4.21	基労補発0421第1号	東日本大震災に係る業務上外等の判断のための調査に係る岩手、宮城及び福島労働局への業務支援について	174
H23.4.26	事務連絡 〔システム最適化推進室長補佐〕	次期労災行政情報管理システム稼働後の事務処理・システム操作等に関する照会対応について	180
H23.4.26	基労補発0426第1号	東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の取扱い及び事務処理について（４月診療分）	187
H23.4.27	事務連絡 〔補償課長補佐（業務担当）〕	東日本大震災に係る労災保険給付の請求促進等の取組について（その２）	190
H23.5.2	基発0502第2号	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について（労働基準局関係）	193
H23.5.2	基労発0502第1号	東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて	213
H23.5.9	基労徴発0509第1号	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における労働保険料等の免除の特例について	219
H23.5.13	事務連絡 〔補償課長補佐（業務担当）〕	東日本大震災に関する労災補償制度の周知・請求促進の実施について	238
H23.5.16	事務連絡 〔補償課長〕	「東日本大震災に係る業務上外の判断等に関する質疑応答集（No.1）」の送付について	240
H23.5.20	基労徴発0520第1号	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における労働保険料等の免除の特例について」の一部改正について	242
H23.5.26	基労管発0526第1号 基労補発0526第4号 基労保発0526第2号	東日本大震災の被災者に関する遺族（補償）年金等の定期報告の取扱いについて	272
H23.5.26	基労補発0526第1号	東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の取扱い及び事務処理について（５月診療分）	281
H23.5.26	地発0526第2号 基発0526第6号 職発0526第4号	東日本大震災被災地のハローワークにおけるサービス提供時間の見直しについて	284
H23.5.27	基発0527第10号	労働者が東日本大震災に伴い被災した場合の給付基礎日額の算定の特例について	286
H23.5.31	事務連絡 〔補償課長補佐（業務担当）〕	東日本大震災に係る労災保険給付の請求促進等の取組について（その３）	288
H23.6.3	基労保発0603第1号	平成２３年６月における年金たる保険給付及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金の受給権者の定期報告に係る機械処理事務等について	290
H23.6.3	基労保発0603第2号	平成２３年度における労災就学等援護費支給対象者の定期報告に係る機械処理事務等について	309
H23.6.6	事務連絡 〔補償課長〕	東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付に係る相談・請求等の把握について	314

H23. 6. 8	基発0608第1号	東北地方太平洋沖地震により被災し、業務上又は通勤による傷病に罹患して労災保険給付を行った場合等における費用徴収の取扱いについて	318
H23. 6. 9	基労発0609第1号	東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて（行方不明者であることの調査手法関係）	323
H23. 6. 10	基発0610第1号 職発0610第2号	「青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について	327
H23. 6. 14	基労発0614第1号	東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて（行方不明者であることの調査手法関係（補足））	333
H23. 6. 15	基労補発0615第2号	東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の今後の取扱いについて	337
H23. 6. 27	地発0627第1号 基発0627第3号 職発0627第4号	東日本大震災被災地のハローワークにおける対応について	338
H23. 6. 28	基労保発0628第1号	東日本大震災の被災者に関する遺族（補償）年金等の定期報告に係る電子データ等の送付について	339
H23. 6. 30	事務連絡 〔補償課長補佐（業務担当）〕	東日本大震災に係る労災保険給付の請求促進等の取組について（その４）	359
H23. 7. 11	基労補発0711第1号	東日本大震災に係る窓口業務等の適切な対応の徹底について	361
H23. 8. 5	事務連絡 〔補償課長補佐（業務担当）〕	労災保険給付がなされたことを理由に災害弔慰金の支給制限が行われないことの周知徹底について	365
H23. 8. 11	基発0811第1号	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について	368
H23. 8. 11	基労発0811第1号	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行に当たり留意すべき事項について	375
H23. 8. 11	事務連絡 （労災管理課労災保険財政数理室長補佐 補償課長補佐（業務担当） 労災保険業務課長補佐（業務担当））	東北地方太平洋沖地震の被災労働者への支給事務に当たっての労働保険番号の取扱いについて（第２次）	377
H23. 8. 17	基発0817第2号	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行による特定被災区域の追加指定について	380
H23. 8. 19	基発0819第2号 職発0819第3号	「岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について	385
H23. 9. 2	基労補発0902第1号	東日本大震災に係る労災請求の促進に向けた年内の取組について	394
H23. 9. 16	事務連絡 〔労働保険徴収課長補佐（業務担当）〕	東日本大震災に係る平成23年度年度更新申告書等の処理方について	399
H23. 9. 30	基労徴発0930第1号	緊急時避難準備区域の解除に伴う労働保険料等の免除の特例措置の取扱いについて	408
H23. 10. 19	事務連絡 （労働保険徴収課長補佐（企画担当） 労働保険徴収課長補佐（業務担当））	岩手県及び宮城県の一部市町で延長されている労働保険料等の申告・納期限の指定に係るプレスリリースについて（情報提供）	424
H23. 10. 21	基監発1021第1号 基勤発1021第2号 基安計発1021第1号 基労管発1021第1号	東日本大震災に伴う避難所等における出張相談の実施状況に係る本省報告の廃止について	440
H23. 10. 26	基発1026第1号 職発1026第2号	「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について	441
H23. 10. 26	事務連絡 〔労災保険業務課長補佐（短期給付担当）〕	東日本大震災の影響による平成２３年度年度更新申告書未申告事業場に係る継続メリット制算定基礎報告書の作成等に当たっての留意事項について	451

H23.12.27	基発1227第1号	労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について	453
H23.12.27	基労発1227第1号	東日本大震災による被災地における「除染の作業」を目的とする事業に係る労災保険の適用について	456
H23.12.27	基労補発1227第1号	除染等の業務を行う者の取扱い等の留意点について	458
H23.12.28	基労補発1228第1号	東日本大震災に伴う労災請求の促進に向けた今後の取組について	460
H24.2.6	事務連絡 〔労働保険徴収課長補佐（企画担当） 労働保険徴収課長補佐（業務担当）〕	宮城県の一部市町で延長されている労働保険料等の申告・納付期限の指定に係るプレスリリースについて（情報提供）	462
H24.2.17	基発0217第1号 職発0217第2号	「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について	477
H24.2.17	基労徴発0217第1号	「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について	485
H24.2.17	事務連絡 〔労働保険徴収課長補佐（業務担当）〕	「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」に係る周知について	491
H24.2.22	基発0222第1号	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行による特定被災区域の追加指定について	500
H24.2.22	基労徴発0222第1号	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行による特定被災区域の追加指定について	505
H24.2.22	事務連絡 〔労働保険徴収課長補佐（業務担当）〕	「「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行による特定被災区域の追加指定について」に係る周知について	511
H24.3.30	事務連絡 〔補償課長〕	東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付に係る請求・決定件数の報告（依頼）について	516

基労補発０３１１第９号
平成２３年３月１１日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理について

東北地方北部地震（以下「地震」という。）が本日（３月１１日）発生し、これに伴い被災労働者の所属事業場が倒壊あるいは焼失等した場合、労災保険給付の請求に困難を来す場合も予想されることから、労災保険給付の請求に係る事業主の証明等の事務処理については、当面の緊急措置として下記により対応されたい。

記

１　労災保険給付請求に係る事業主証明及び診療担当者の証明

今回の地震により、被災労働者の所属事業場等が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書における事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求書を受理すること。

また、被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由から、診療担当者の証明が受けられない場合においては、診療担当者の証明がなくとも請求書を受理すること。

なお、この場合、請求書の事業主証明欄の記載事項及び診療担当者の証明欄の記載事項を請求人に記載させ、当該証明を受けられない事情を付記させること。

２　業務上外等の基本的な考え方

今回の地震による業務上外の考え方については、平成７年１月３０日付け「兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について」に基づき、業務上外及び通勤上外の判断を行って差し支えない。

したがって、個々の労災保険給付請求事案についての業務上外等の判断に当たっては、天災地変による災害については業務起因性等がないとの予断をもって処理することのないよう特に留意すること。

３　労災保険給付に関する相談等

今回の地震に基づき、労災保険給付請求に係る相談及び請求があった場合については、相談記録票等により把握し、当面の間、相談・請求があった件数を当日に集計し、翌日１２時までに当課業務係まで報告すること。

事務連絡第３号
平成７年１月２７日

都道府県労働基準局労災主務課長　殿

労働省労働基準局補償課長

兵庫県南部地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務取扱いの留意点について

兵庫県南部地震（以下「地震」という。）が本年1月17日に発生し、これに伴い被災労働者の所属事業場が倒壊あるいは焼失し又は被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊等したものもあり、労災保険給付の請求に困難を来す場合も予想されることから、労災保険給付の請求に係る事業主の証明等の事務取扱いについては、当面の緊急措置として、下記により対応されたい。

記

1　労災保険給付請求に係る事業主の証明について

事業主の証明のない労災保険給付等請求書の取扱いについては、昭和60年5月31日付け事務連絡第23号「事業主の証明のない保険給付等請求書の取扱いについて」等により指示しているところであるが、今回の地震により、被災労働者の所属事業場が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書における事業主の証明を受けることが困難な場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理して差し支えない。

この場合、請求書の事業主証明欄の記載事項を請求人に記載させ、事業主の証明を受けられない事情を付記させること。

2　休業（補償）給付請求に係る診療担当者の証明について

休業（補償）給付のうち、従来から継続して給付されているものについて請求がなされた場合、今回の地震により、被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由から、診療担当者の証明が受けられない場合においては、被災者の傷病名等から継続して療養していたことが推認し得るものについては、診療担当者の証明がなくとも請求書を受理して差し支えない。

この場合、診療担当者の証明欄の記載事項を請求人に記載させ、当該証明を受けられない事情を付記させること。

3　休業（補償）給付の受給者の傷病の状態等に関する報告について

労働者災害補償保険法施行規則第19条の2に基づく、休業（補償）給付の受給者の傷病の状態等に関する報告書（以下「報告書」という。）については、今回の地震により、医療機関が倒壊した等の理由から、傷病の名称、部位及び状態に係る医師等の診断書が得られない場合には、休業（補償）給付請求書に報告書を添付しなくとも差し支えない。

この場合、報告書が添付できない事情を付記させるとともに、診断書が取得され次第、報告書を所轄労働基準監督署長に提出させること。

4　通院費の取扱いについて

通院費の請求のうち、今回の地震により従前通院していた医療機関が倒壊した等の理由から、傷病労働者の住居地等から4キロメートルを超える医療機関へ通院せざるを得ない場合についても、昭和37年9月18日付け基発第951号「移送の取扱いについて」の記の１の移送の範囲として、取り扱って差し支えない。

5　本省協議について

本内かんによって判断することが適当でないと認められる場合にあっては、本省と協議すること。

事務連絡第４号
平成７年１月３０日

都道府県労働基準局労災主務課長　殿

労働省労働基準局補償課長

兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について

兵庫県南部地震（以下「地震」という。）の発生に伴い、今後、多数の労災保険給付に係る相談や請求が予想されるところであるが、今回の地震における業務上外等の考え方については、下記に留意することとされたい。

記

１　業務上外等の基本的な考え方について

天災地変による災害に係る業務上外の考え方については、従来より、被災労働者が、作業方法、作業環境、事業場施設の状況等からみて危険環境下にあることにより被災したものと認められる場合には、業務上の災害として取り扱っているところであり、昭和49年10月25日付け基収第2950号「伊豆半島沖地震に際して発生した災害の業務上外について」においても、この考え方に基づいて、個々の事例について業務上外の考え方を示したものであること。

したがって、今回の地震による災害についても、従来からの基本的な考え方に基づいて業務上外の判断を行うものであること。

なお、通勤途上の災害についても、業務災害と同様、通勤に通常伴う危険が現実化したものと認められれば、通勤災害として取り扱うものであること。

また、個々の労災保険給付請求事案についての業務上外等の判断に当たっては、天災地変による災害については業務起因性等がないとの予断をもって処理することのないよう特に留意すること。

２　労災保険給付に係る相談等の対応について

今回の地震による被災者及び遺族から労災保険給付に係る相談等があった場合には、前記１の基本的な考え方に基づいて、業務災害あるいは通勤災害となるケースを挙げながら適切に説明し、地震災害は業務災害あるいは通勤災害とは認められないとの誤解を与えることのないようにするとともに、個々の事案の業務上外等の判

断については、請求書が提出された後に行うものであることを併せて説明すること（別添「地震による災害の業務災害又は通勤災害の考え方」参照。）

また、労災保険給付に係る相談に対しては、親切、丁寧な対応を心掛けるとともに、請求書の提出があった場合には、迅速・適正な処理を行うこと。

なお、請求書等の取扱いについては、平成7年1月23日付け基発第27号「兵庫県南部地震に伴う労災診療の取扱いについて」、平成7年1月27日付け補償課長事務連絡第3号「兵庫県南部地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務取扱いの留意点について」等に示したところであり、これらに留意し適切に対応すること。

（別添）

地震による災害の業務災害又は通勤災害の考え方

1　業務災害

地震により、業務遂行中に建物の倒壊等により被災した場合にあっては、作業方法や作業環境、事業場施設の状況などの危険環境下の業務に伴う危険が現実化したものと認められれば、業務災害となる。

2　通勤災害

業務災害と同様、通勤に通常伴う危険が現実化したものと認められれば、通勤災害となる。

なお、上記１及び２は、従来の考え方に基づくものであり、変更したものではない。

地震による災害事例

1　業務災害

事例１　作業現場でブロック塀が倒れたための災害

ブロック塀に補強のための鉄筋が入っておらず、構造上の脆弱性が認められたので、業務災害と認められる。

事例２　作業場が倒壊したための災害

作業場において、建物が倒壊したことにより被災した場合は、当該建物の構造上の脆弱性が認められたので、業務災害と認められる。

事例３　事務所が土砂崩壊により埋没したための災害

事務所に隣接する山は、急傾斜の山でその表土は風化によってもろくなっていた等不安定な状況にあり、常に崩壊の危険を有していたことから、このような状況下にあった事務所には土砂崩壊による埋没という危険性が認められたので、業務災害と認められる。

事例４　バス運転手の落石による災害

崖下を通過する交通機関は、常に落石等による災害を被る危険を有していることから、業務災害と認められる。

事例５　工場又は倉庫から屋外へ避難する際の災害や避難の途中車庫内のバイクに衝突した災害

業務中に事業場施設に危険な事態が生じたため避難したものであり、当該避難行為は業務に付随する行為として、業務災害と認められる。

事例６　トラック運転手が走行中、高速道路の崩壊により被災した災害

高速道路の構造上の脆弱性が現実化したものと認められ、危険環境下において被災したものとして、業務災害と認められる。

2　通勤災害

事例１　通勤途上において列車利用中、列車が脱線したことによる災害

通勤途上において、利用中の列車が脱線したことは、通勤に通常伴う危険が現実化したものであることから、通勤災害と認められる。

事例２　通勤途上、歩道橋を渡っている際に足をとられて転倒したことによる災害

通勤途上において、歩道橋を渡っている際に転倒したことは、通勤に通常伴う危険が現実化したものであることから、通勤災害と認められる。

基発０３１３第　１号
平成２３年３月１３日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（　公　印　省　略　）

平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の適用について

平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害に対しては、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成２３年政令第１９号。以下「政令」という。）が別添１のとおり平成２３年３月１３日に公布され、同日より施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法に関する法律（平成８年法律第８５号。以下「法」という。）（別添２）の規定の一部が適用されることとなったところである。

政令は、平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害を法第２条第１項の特定非常災害に指定し、その被害者について、行政上の権利利益に係る満了日の延長、法令上の義務であって期限内に履行されなかった義務の履行に係る免責等に関して所要の措置を講ずるものである。主な内容等は下記のとおりであるので、適切な運用が図られるよう遺漏なきを期されたい。

記

１　行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置関係（法第３条）

(1)　今般の平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害により、行政庁の処分により付与された権利その他の利益や、法令に基づき行政機関に何らかの利益を付与する処分その他の行為を求めることができる権利の中には、有効期間の更新や権利の行使等のための所要の手続をとることが困難な場合がある。

このため、このような権利利益のうち、その存続期間が平成２３年３月１１日（特定

非常災害発生日）以後に満了するものについては、法第３条第１項及び政令第３条の規定により、その満了日を平成２３年８月３１日を限度として延長することができることとしたこと。

(2)　また、法第３条第２項においては、個別の確認行為を経ずに地域を単位として一括して延長措置をとることが適当なものに関して、厚生労働大臣等国の行政機関の長等が告示を行うことにより当該延長措置を行うことができ、同条第３項においては、同条第２項の規定による延長措置のほか、被害者の申請に基づき、個別に都道府県労働局長、労働基準監督署長等の行政機関や行政庁（法令において処分権限が与えられた法人等）が延長を行うことができるが、労働基準法等関係法令については、同条第２項に基づく告示は行わず、同条第３項に基づく個別の延長措置を、都道府県労働局長、労働基準監督署長等が個別の判断において行うものとすること。

なお、当該延長措置が講じられた場合には、その時点で既に失効している権利利益（平成２３年３月１１日以後に存続期間が満了するものに限る。）についても回復されることとなること。

(3)　法第３条第１項第１号及び政令第２条によって規定される「法令に基づく行政庁の処分により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が平成２３年３月１１日以後に満了するもの」には、例えば、普通ボイラー溶接士免許のように都道府県労働局長の処分により付与されたもののほか、ボイラー検査証など登録性能検査機関の処分により付与された権利等も含まれるものであること。

同じく、法第３条第１項第２号及び政令第２条によって規定される「法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関に求めることができる権利であって、その存続期間が平成２３年３月１１日以後に満了するもの」には、例えば、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和５１年労働省令第２６号）第９条に基づく認定を労働基準監督署長に求める権利等が含まれるものであること。（参照：参考１）

(4)　法第３条第１項及び政令第１条によって規定される「平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者」とは、特定非常災害により身体上、財産上の直接の被害を受けた自然人・法人のほか、間接の被害を受けた者も含み、個々の事案がこれに該当するか否かについては、その事情に応じて判断すべきものであること。

(5)　法第３条第３項に係る満了日の延長の申出に用いる書面の様式は定められておらず、任意の様式で差し支えないこと。当該申出に対して行う権利利益等の存続期間の満了日の延長についても、延長期日（平成２３年８月３１日）までの範囲で個々の事案の事情により期日を指定するることとして差し支えないこと。

２　期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置関係（法第４条）

(1)　法令に規定されている義務のうち、平成２３年３月１１日から平成２３年６月２９日までの間に履行期限が到来するものであって、特定非常災害により当該履行期限までに履行されなかったことにより、法令義務違反として、罰金等の刑事上、行政上の責任が問われる場合において、平成２３年６月３０日までに義務が履行されたときには、免責することとしたこと。

(2)　法第４条第１項の「法令に規定されている」とは、法令に基づき直接課せられる義務を対象とするものであり、例えば、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第９８条第１項に基づき「変更措置」を命じる場合のように法令に基づく処分であって初めて具体的な義務が課せられることとなるもの等は含まないものであること。（参照：参考２）

(3)　法第４条第１項及政令第１項によって規定される「平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかった」とは、履行義務者ごとに個別に判断することとなるが、一般的には、直接・間接を問わず特定非常災害を理由として、履行義務者が当該義務を履行することについてのいわゆる期待可能性がなくなった場合であること。

(4)　当該措置の対象となるのは、「行政上及び刑事上の責任」であるので、民事上の責任については免責の対象とならないものであること。

<参　考1>

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第３条に係る労働基準局関係法令等

労働基準法関係

条文	権利内容	備考	根拠
第96条 ・事業附属寄宿舎規程第36条	事業附属寄宿舎規程第36条による適用特例許可の有効期間	特例を必要とする期間	処分

賃金の支払の確保等に関する法律

条文	権利内容	備考	根拠
第7条 ・賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第9条第4項	労働基準監督署長への認定の申請	退職の日から6月以内	法令
・賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第17条第3項	立替払賃金の請求	破産の宣告等又は労働基準監督署長の認定があった日の翌日から起算して2年以内	法令

労働者災害補償保険法関係

条文	権利内容	備考	根拠
第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第19条の２、第22条、第22条の２、第22条の３、第22条の４、第22条の５、第24条及び第26条	労災保険給付の請求	・療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利については２年 ・障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利については５年	法令

安全衛生法関係

条文	権利内容	備考	根拠
第４１条 ・ボイラー則第３７条	ボイラー検査証（構造検査又は落成検査）の有効期間	１年間	処分
・ボイラー則第３８条第２項	性能検査後更新されたボイラー検査証の有効期間	１年未満又は１年を超え２年以内の期間	処分
・ボイラー則第７２条	第一種圧力容器検査証（落成検査）の有効期間	１年間	処分
・ボイラー則第７３条第２項	性能検査後更新された第一種圧力容器検査証の有効期間	１年未満又は１年を超え２年以内の期間	処分
・クレーン則第１０条	クレーン検査証（落成検査）の有効期間	２年（落成検査の結果により２年未満）	処分
・クレーン則第４３条	性能検査後更新されたクレーン検査証の有効期間	２年未満又は２年を超え３年以内	処分
・クレーン則第６０条	移動式クレーン検査証（製造検査又は使用検査）の有効期間	２年（製造検査又は使用検査の結果により２年未満）	処分
・クレーン則第８４条	性能検査後更新された移動式クレーン検査証の有効期間	２年未満又は２年を超え３年以内	処分
・クレーン則第１００条	デリック検査証（落成検査）の有効期間	２年（落成検査の結果により２年未満）	処分
・クレーン則第１２８条	性能検査後更新されたデリック検査証の有効期間	２年未満又は２年を超え３年以内	処分
・クレーン則第１４４条	エレベーター検査証（落成検査）有効期間	１年	処分
・クレーン則第１６２条	性能検査後更新されたエレベーター検査証の有効期間	１年未満又は１年を超え２年以内の期間	処分

・ゴンドラ則第９条 ・ゴンドラ則第２７条	ゴンドラ検査証（製造検査又は使用検査）の有効期間 性能検査後更新されたゴンドラ検査証の有効期間	１年 １年未満	処分 処分
第４４条の３ ・検定則第１０条	型式検定合格証の有効期間	機械等の種類により３年又は５年	処分
第４６条の２第１項	登録製造時等検査機関の更新	登録後５年以内	法令
第５３条の３（法第４６条の２第１項の準用）	登録性能検査機関の更新	登録後５年以内	法令
第５４条（法第４６条の２第１項の準用）	登録個別検定機関の更新	登録後５年以内	法令
第５４条の２（法第４６条の２第１項の準用）	登録型式検定機関の更新	登録後５年以内	法令
第７３条 ・ボイラー則第１０７第１項	特別ボイラー溶接士免許及び普通ボイラー溶接士免許の有効期間	２年間	処分
第７５条第３項 ・クレーン則 227 ・クレーン則 233	登録教習を修了した者に対する試験の免除 クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験等の免除（細目は下記） 〇クレーン運転実技教習を修了した者 〇学科試験に合格した者 移動式クレーン運転士免許試験の学科試験等の免除（細目は	修了日より１年間 修了した日から起算して１年を経過しない間 当該学科試験が行われた日から１年を超えない期間 （同じ指定試験機関で受験する場合に限る。） 修了した日から起算して１年を経過しない間 当該学科試験が行われた日か	 法令 法令

	下記） ○移動式クレーン運転実技教習を修了した者 ○学科試験の合格した者	ら１年を超えない期間 （同じ指定試験機関で受験する場合に限る。）	
第７７条第４項	登録教習機関の登録の更新	登録後５年以内	法令
第８８条第１項ただし書 ・安衛則８７条の６	計画の届出免除の更新	登録後３年以内	法令
登録省令 ・第１条の２の４第１項 ・第１９条の２４の３５第１項	 登録安全衛生推進者等養成講習機関の更新 登録ボイラー実技講習機関の更新	 登録後５年以内 登録後５年以内	 法令 法令

「備考」（根拠欄について）

・処分 法令に基づく行政庁の処分により付与された権利その他の利益

・法令 法令に基づく何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関に求めることができる権利

<参　考２>

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第４条に係る労働基準局関係法令等

労働基準法関係

条文	義務内容	期日等
第 18 条第 2 項 ・労働基準法施行規則第 57 条第 3 項	預金管理状況の報告	4 月 30 日
第 23 条	退職時等の金品の返還	権利者の請求から 7 日以内
第 24 条	賃金の支払	毎月 1 回以上
第 96 条 ・建設業附属寄宿舎規程第 12 条の 2	避難等の訓練	寄宿舎の使用を開始した後 6 ヶ月以内に 1 回
第 104 条の 2 ・労働基準法施行規則第 57 条第 2 項	休業 4 日未満の傷病報告	1 月～3 月、4 月～6 月、7 月～9 月、10 月～12 月の各期間における最後の月の翌月末日

賃金の支払の確保等に関する法律

条文	義務内容	期日等
第 3 条 ・賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第 2 条第 2 項第 3 号	労働者の預金の管理に関する状況の預金保全委員会への報告	3 月以内ごとに 1 回

労働安全衛生法

条文	義務内容	期日等
第10条 ・安衛則第２条第1項	総括安全衛生管理者の選任	14日以内
第11条 ・安衛則第４条第1項第1号	安全管理者の選任	14日以内
第12条第1項 ・安衛則第7条第1項第1号	衛生管理者の選任	14日以内
第12条の2 ・安衛則12条の3第1号	安全衛生推進者等の選任	14日以内
第13条第1項 ・安衛則第13条第1項第1号	産業医の選任	14日以内 （やむを得ない場合の許可あり）
・安衛則第15条第1項	産業医の定期巡視	毎月1回以上
第17条 ・安衛則23条第1項	安全委員会の開催	毎月1回以上
第18条第1項 ・安衛則第23条第1項	衛生委員会の開催	毎月1回以上
第19条 ・安衛則23条第1項	安全衛生委員会の開催	毎月１回以上
第39条第1項 ・クレーン則第59条第3項	移動式クレーンの設置者の異動による移動式クレーン検査証書替申請書	異動後10日以内
・ゴンドラ則第8条第3項	同ゴンドラ検査証書替申請書	同上
第39条第2項 ・クレーン則第9第3項	クレーンの設置者の異動等によるクレーン検査証書替申請書	同上
・クレーン則第99第3項	同デリック検査証書替申請書	同上
・クレーン則第143第3項	同エレベーター検査証書替申請書	同上
・クレーン則第177第3項	同建設用リフト検査証書替申請書	同上

第45条第1項		
・安衛則第134条の3第1項	動力プレスの定期自主検査	1年に1回
・安衛則第135条第1項	シャーの定期自主検査	同上
・安衛則第141第1項	動力遠心機械の定期自主検査	同上
・安衛則第151の21	フォークリフトの定期自主検査	同上
・安衛則第151の22	フォークリフトの定期自主検査	1月に1回
・安衛則第151の31	ショベルローダーの定期自主検査	1年に1回
・安衛則第151の32	ショベルローダーの定期自主検査	1月に1回
・安衛則第151の38	ストラドスキャリヤーの定期自主検査	1年に1回
・安衛則第151の39	ストラドスキャリヤーの定期自主検査	1月に1回
・安衛則第151の53	不整地運搬車の定期自主検査	2年に1回
・安衛則第151の54	不整地運搬車の定期自主検査	1月に1回
・安衛則第167条	車両系建設機械の定期自主検査	1年に1回
・安衛則第168条	車両系建設機械の定期自主検査	1月に1回
・安衛則第194条の23	高所作業車の定期自主検査	1年に1回
・安衛則第194条の24	高所作業車の定期自主検査	1月に1回
・安衛則第228条	電気機関車等の定期自主検査	3年に1回
・安衛則第229条	電気機関車等の定期自主検査	1年に1回
・安衛則第230条	電気機関車等の定期自主検査	1月に1回
・安衛則第276条	化学設備の定期自主検査	2年に1回
・安衛則第299条	乾燥設備の定期自主検査	1年に1回
・安衛則第317条	アセチレン溶接装置の定期自主検査	1年に1回
・安衛則第351条	絶縁用保護具等の定期自主検査	6月に1回
・ボイラー則第32条	ボイラーの定期自主検査	1月に1回
・ボイラー則第67条	第一種圧力容器の定期自主検査	1月に1回
・ボイラー則第88条	第二種圧力容器の定期自主検査	1年に1回
・ボイラー則第94条	小型ボイラーの定期自主検査	1年に1回
・クレーン則第34条	クレーンの定期自主検査	1年に1回

・クレーン則第35条	クレーンの定期自主検査	1月に1回
・クレーン則第76条	移動式クレーンの定期自主検査	1年に1回
・クレーン則第77条	移動式クレーンの定期自主検査	1月に1回
・クレーン則第119条	デリックの定期自主検査	1年に1回
・クレーン則第120条	デリックの定期自主検査	1月に1回
・クレーン則第154条	エレベーターの定期自主検査	1年に1回
・クレーン則第155条	エレベーターの定期自主検査	1月に1回
・クレーン則第192条	建設用リフトの定期自主検査	1月に1回
・クレーン則第208条	簡易リフトの定期自主検査	1年に1回
・クレーン則第209条	簡易リフトの定期自主検査	1月に1回
・ゴンドラ則第21条	ゴンドラの定期自主検査	1年に1回
・有機則第20条	局排の定期自主検査	1年に1回
・有機則第20条の2	プッシュプル型換気装置の定期自主検査	1年に1回
・鉛則第35条	局排等の定期自主検査	1年に1回
・特化則第30条	局排等の定期自主検査	1年に1回
・特化則第31条	特定化学設備の定期自主検査	2年に1回
・電離則第18条の5	透過写真撮影用ガンマ線照射装置の定期自主検査	1月に1回
・電離則第18条の6	透過写真撮影用ガンマ線照射装置の定期自主検査	6月に1回
・粉じん則第17条	局排等の定期自主検査	1年に1回
第45条第2項		
・安衛則135条の3	動力プレスの特定自主検査	定期自主検査と同じ
・安衛則151条の24	フォークリフトの特定自主検査	定期自主検査と同じ
・安衛則151条の56	不整地運搬車の特定自主検査	定期自主検査と同じ
・安衛則169条の2	車両系建設機械の特定自主検査	定期自主検査と同じ
・安衛則194条の26	高所作業車の特定自主検査	定期自主検査と同じ
第50条	登録製造時等検査機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第53条の3 （第50条の準用）	登録性能検査機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第54条 （第50条の準用）	登録個別検定機関の事業報告	事業年度経過後3月以内

第54条の2 （第50条の準用）	登録型式検定機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第65条第1項		
・安衛則第590条第1項	作業環境測定（騒音）	6月に1回
・安衛則第592条第1項	作業環境測定（炭酸ガス）	1月に1回
・安衛則第603条第1項	作業環境測定（坑内通気量）	半月に1回
・安衛則第607条第1項	作業環境測定（気温、湿度）	半月に1回
・安衛則第612条第1項	作業環境測定（坑内の気温）	半月に1回
・鉛則第52条第1項	作業環境測定（鉛の気中濃度）	1年に1回
・特化則第36条第1項	作業環境測定（第1類物質及び第2類物質の気中濃度）	6月に1回
・有機則第28条第2項	作業環境測定（有機溶剤濃度）	6月に1回
・電離則第54条第1項	作業環境測定（外部放射線による線量当量率又は線量当量）	1月（6月）に1回
・電離則第55条	作業環境測定（放射性物質の濃度）	1月に1回
・事務所則第7条	作業環境測定（CO濃度等）	2月に1回
・粉じん則第26条	作業環境測定（粉じん）	6月に1回
第66条第1項		
・安衛則第44条第1項	定期健康診断	1年に1回
・安衛則第45条第1項	特定業務従事者に対する健康診断	6月に1回
第66条第2項		
・有機則第29条第2項	有機溶剤業務従事者に対する定期健康診断	6月に1回
・有機則第29条第3項	有機溶剤業務従事者に対する定期健康診断（有機溶剤ごと）	6月に1回
・四アルキル鉛則第22条	四アルキル鉛業務従事者に対する定期健康診断	3月に1回
・鉛則第53条第1項	鉛業務従事者に対する定期健康診断	6月（1年）に1回
・鉛則第53条第3項	鉛業務従事者に対する定期健康診断（医師が必要と認めた場合の一定の項目）	6月（1年）に1回
・特化則第39条第1項	特化物取扱業務従事者に対する定期健康診断	6月（1年）に1回
・特化則第39条第2項	特化物取扱業務に従事したこと	6月（1年）に1回

	のある者に対する定期健康診断	
・電離則第56条第1項	放射線業務従事者に対する定期健康診断	6月に1回
・電離則第56条第5項	第1項の健康診断の際、前回の健康診断の資料提出	6月に1回
・高圧則第38条第1項	高圧室内業務又は潜水業務従事者に対する定期健康診断	6月に1回
・石綿則第40条第1項	石綿業務従事者に対する定期健康診断	6月に1回
・石綿則第40条第2項	石綿業務に従事したことのある者に対する定期健康診断	6月に1回
第66条第3項 ・安衛則第48条	酸等取扱業務従事者に対する定期健康診断	6月に1回
第66条の8 ・安衛則52条の3	長時間労働者に対する面接指導	労働者から申出があったとき、遅滞なく
第67条第4項 ・安衛則第58条	健康管理手帳保持者が氏名・住所を変更した際の書替え手続	変更後30日以内
第75条の7第2項	指定試験機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第77条(第50条の準用)	登録教習機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第100条第1項 ・安衛則第95条の6	有害物ばく露作業報告の提出	平成23年1月1日から同年3月31日まで
・安衛則第97条第2項	休業日数4日未満の死傷病報告	3月31日まで(平成23年1月～3月分)
第100条第2項 ・登録省令第9条第1項	登録性能検査機関の性能検査の結果に関する報告	性能検査を行った月の翌月末日まで
・登録省令19条の10第10項	登録型式検定機関の型式検定の結果に関する報告	事業年度において6月に1回
登録省令 ・第1条の2の20第2項	指定産業医研修機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
・第1条の2の21	産業医研修の結果の報告	事業年度経過後3月以

		内
・第1条の2の35第2項	指定産業医実習機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
・第1条の2の36	産業医実習の結果の報告	事業年度経過後3月以内
・第19条の24の5	登録較正機関の登録の更新	登録後5年
・第19条の24の10	登録較正機関の財務諸表等の備付け	事業年度経過後3月以内
・第19条の24の21第5項	登録発破実技講習機関の実施結果報告	事業年度経過後1月以内
・第19条の24の36第5項	登録ボイラー実技講習機関の実施結果報告	事業年度経過後1月以内
・第101条	指定記録保存機関の事業報告	事業年度経過後3月以内

じん肺法

条文	権利内容	期日等
第８条	定期のじん肺健康診断	労働者の管理区分等に応じて１年又は３年に１回
第１３条第３項	じん肺管理区分決定の申請を行った事業者への検査命令・物件提出命令に対する義務	都道府県労働局長が指定した期日まで
第１５条第３項（第１３条第４項の準用）	じん肺管理区分決定の申請を行った労働者への検査命令・物件提出命令に対する義務	都道府県労働局長が指定した期日まで
第２２条	常時粉じん作業に従事しなくなった労働者に対する転換手当の支給	労働者が常時粉じん作業に従事しなくなってから７日以内

作業環境測定法

条文	権利内容	期日等
第２４条第３項	指定試験機関が作業環境測定士試験員を選任・変更したときの届出	選任・変更した日から１５日以内
第２６条第２項	指定試験機関の事業報告	事業年度経過後３月以内
第３２条第３項（安衛法第	登録講習機関の事業報告	事業年度経過後３月以内

５０条の準用）		
第３２条の２第４項（第２６条第２項の準用）	指定登録機関の事業報告	事業年度経過後３月以内
第３４条第１項	作業環境測定機関の事業報告	事業年度経過後３月以内
第４２条第２項 ・作環則第４０条 ・作環則第４９条	指定試験機関の試験結果の報告 登録講習機関の講習・研修結果の報告	試験を実施した日から２月以内 講習又は研修が終了した日の属する月の翌月末日まで

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（一九）　一

本号で公布された法令のあらまし

◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第一九号）（内閣府本府）

1　平成二三年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定することとした。

2　当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

㈡　期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置

㈢　債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条　前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

（延長期日）

第三条　第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

（免責期限）

第四条　第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

（法第五条第一項の政令で定める日）

第五条　第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月

〈別添2〉

第五十六条第三号中「第十七条の十七第二項」を「第十七条の十七第三項」に改める。

第五十七条第五号中「第十七条の十七第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第五十八条第十四号中「又は忌避した」を「若しくは忌避し、又は同条第五項の規定による質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中船員法第百十七条の二及び第百十七条の三の改正規定（同法第百十七条の二第二項及び第七項、第百十七条の三第二項並びに同条第三項において準用する第百十七条の二第五項に係る部分に限る。）　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第一条中船員法第百十七条の二及び第百十七条の三の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第百十八条の改正規定、同法第百二十条及び第百二十一条の改正規定並びに附則第三条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（船員法の改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行前に第一条の規定による改正前の船員法（以下この条において「旧船員法」という。）第百二十条の二第一項の規定により行政官庁がした通告は、第一条の規定による改正後の船員法（以下この条において「新船員法」という。）第百二十条の二第三項の規定により行政官庁がした通告とみなし、この法律の施行前に旧船員法第百二十条の二第二項の規定により行政官庁がした処分は、新船員法第百二十条の二第四項の規定により行政官庁がした処分とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（運輸省設置法の一部改正）

第四条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第六十九号を次のように改める。

六十九　船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

第四条第一項中第二十号の二を削り、第二十四号の七の次に次の一号を加える。

二十四の八　外国船舶に立ち入り、船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に関し乗組員に質問をし、及び必要な処分をすること。

第四十条第一項第四十二号を次のように改める。

四十二　船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

内閣総理大臣　橋本龍太郎
運輸大臣　亀井善之

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成八年六月十四日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

法律第八十五号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産宣告の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条　著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となった法人の存立、当該非常災害に起因する医事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2　前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第三条　次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは同法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（同法第三条第二項に規定する国の行政機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が同法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であってその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を履歴として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一　法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行ったものに限る。）により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二　法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2　前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3　第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4　延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例により、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5　前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置）

第四条　特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2　免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

基労補発0314第1号
平成23年3月14日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

東北地方太平洋沖地震に伴う労災診療の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理については、平成23年3月11日付け基労補発0311第9号により既に指示したところであるが、業務上災害等を受けた傷病労働者及び医療機関の倒壊等により転医した傷病労働者が生じている状況にある。

これらの傷病労働者にあっては、その所属事業場が焼失あるいは倒壊しているところもあり、また、所属事業場の再建にも相当の時間を要することから、「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」（様式第5号又は様式第16号の3）及び「療養（補償）給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届」（様式第6号又は様式第16号の4）（以下「請求書等」という）の提出が困難な場合が考えられる。

ついては、このような場合でも傷病労働者の保護及び医療の確保に万全を期す観点から、当面の緊急措置として、当該請求書等の提出がない場合であっても、労災病院及び労災保険指定医療機関（以下「指定医療機関等」という。）で受診することができることとしたので、下記に留意の上、その取扱いに遺漏なきよう期されたい。

記

1　新たに療養の給付等の対象となる者の請求手続については、傷病労働者の氏名、生年月日、住所、事業の名称、事業場の所在地、災害発生年月日、簡単な災害発生状況を任意様式で記載すれば足りること。

また、既に労災保険給付の対象であって療養を継続している者の転医の手続については、労災保険制度の対象者であることの申し出、氏名、生年月日、住所等を医療機関が確認することにより受診できるものする。

ついては、貴局管内の傷病労働者及び指定医療機関等に対して、都道府県医師会と連携する等により当該取扱いの周知を図ること。

2　指定医療機関等以外の医療機関（以下「非指定医療機関」という。）の取扱いについては、以下の（1）～（4）に留意すること。

（1）労災保険指定医療機関の指定の遡及

非指定医療機関から、傷病労働者の受診の相談があった場合には、当該医療機関の医療体制等を確認した上で、労災保険指定医療機関の指定申請を遡及して行うことで傷病労働者に自己負担させることのないように説明すること。

（2）傷病労働者からの相談

傷病労働者から、指定医療機関等について相談を受けた場合には、療養可能な指定医療機関等の情報提供に努めること。

なお、やむを得ず非指定医療機関で療養する場合には、上記1と同様の取扱いに努めること。

（3）都道府県医師会との連携

都道府県医師会に対して、非指定医療機関に傷病労働者が受診した場合には、当該医療機関から都道府県労働局へ可能な限り速やかに連絡するよう要請を行うとともに、労働局においても管内の非指定医療機関に対し周知を行うこと。

（4）労災保険指定医療機関の指定申請の勧奨

震災地域の労災保険指定医療機関においては、療養可能な機関の減少が想定されることから、必要に応じて非指定医療機関に対して指定申請の勧奨を行うこと。

3　本省報告

上記1、2の取扱いのほか、労災診療に係る取扱いに関して本通達に定めのない事項、例えば放射性物質へのばく露に係る検査費用等の相談があった場合には、当課医事係に報告すること。

基発第 0314 第 1 号
平成 23 年 3 月 14 日

都道府県労働局長　殿

労 働 基 準 局 長
（ 公 印 省 略 ）

東北地方太平洋沖地震に係る労働保険料等の納期限の延長等について

東北地方太平洋沖地震による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）関係の対策については、下記のとおりとするので、御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1　労働保険料等の納期限の延長等関係

（1）納期限の延長の対象となる労働保険料等

納期限の延長の対象となる労働保険料等は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域（以下「被災県」という。）のうち告示により指定される地域にある事業所等に係るもので、災害の発生した日（平成 23 年 3 月 11 日）から延長後の納期限までの間に納期限が到来するものであること。（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条）

なお、被災県内の納期限の延長の対象となる地域（以下「対象地域」という。）については、今後、被災の状況を踏まえ見直しをすることとし、近日中に官報で告示を行う予定であり、具体的な取扱いについては別途通知する。

（2）延長後の納期限について

対象地域に係る延長後の納期限は、災害のやんだ日から 2 か月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

（3）督促状の送付について

納期限が延長された労働保険料等に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しないこと。

また、平成 22 年度概算保険料を延納している事業主等に係る第 3 期分保険料

に係るの督促状については、本日時点で未だ送付していない場合には、別添の「お知らせ」を必ず同封すること。既に送付している場合には、事業主等からの問い合わせ等に対して丁寧に説明するとともに、「お知らせ」の各都道府県労働局ホームページに掲載する、局署所において設置・配布・掲示するなどにより事業主等への周知を図ること。

2　個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置

対象地域外に所在する事業主等であっても、徴収法第 30 条の規定によりその例によることとされる国税通則法第 46 条の規定に基づき、都道府県労働局長（歳入徴収官）は、労働保険料等を納付すべき事業主等の個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認めた場合には、当該労働保険料等の納付猶予を行うことができるものとしている。

具体的な取扱いについては、別途通知することとするが、本件措置に係る事務処理については「「徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）」の改訂について」（平成 20 年３月３１日基発第 0331008 号）の別添第１章第４節第３の２「納付猶予」を参照すること。

3　相談等に係る対応について

被災に伴い、労働保険料等に関する相談で来庁された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、労働保険料等の納期限の延長及び猶予が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。

【別添】

事業主、船舶所有者、労働者の皆様へ

労働保険料の納期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1　労働保険料等の納期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害の甚大さに鑑み、次の①の地域における②の労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

① 次の県内に所在地を有する事業場及び船舶所有者が納付するもの
（当該県内に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）

※ 県内の具体的な対象地域については、今後被災の状況を踏まえて決定していくこととしております。

〔 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県 〕

② 平成２３年３月１１日以降に納期限が到来するもの
（督促状の指定期限が当該期日以降である場合を含みます。）

2　延長後の労働保険料等の納期限について

災害のやんだ日から２ヵ月以内の日を定めることとしておりますが、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしていることから、決定次第お知らせいたします。

平成２３年３月　　日

【お問い合わせ先】
○○労働局労働保険徴収（課）室
TEL　0000－00－0000

基労徴発第0314第1号
平成23年3月14日

都道府県労働局総務部長　殿

労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長

東北地方太平洋沖地震による労働保険料等に係る対応について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る対応として、労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）について、納期限の延長等の対応を採る旨「東北地方太平洋沖地震に係る労働保険料等の納期限の延長等について」（平成23年3月14日基発0314第1号）により通達したところであるが、その詳細な取扱いは下記のとおりであるので、貴下職員に対して周知徹底を図り、事務処理に遺漏のないようお願いする。

記

1　労働保険料等の申告・納付期限等の延長措置

（1）趣旨

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第30条の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条及び国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県（以下「被災県」という。）のうち、対象地域に所在する事業場の事業主、又は平成23年3月11日において主たる事務所が被災県内に所在する労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主等に係る労働保険料等に関する申告書の提出、納付又は徴収の期限が3月11日以降に到来するものについては、東北地方太平洋沖地震に伴う災害状態の終了後2か月以内で厚生労働大臣が別に定めて告示する期日までその期限を延長することとしたこと。

なお、今般の指示においては、国税庁及び年金局の取扱いと同様、被災県を念頭としたものであるが、被災県内の具体的な対象地域については、今後、被災の状況を踏まえ見直しをすることとし、近日中に官報で告示を行う予定であり、具体的な取扱いについては別途通知するものであることに留意すること。

（2）延長の対象となる労働保険料等

次の①～④については告示により申告・納付期限等が延長されるものであること。

① 被災県内に所在する事業場の事業主（被災県外に主たる事務所が所在する労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業場の事業主を含む。）に

係る労働保険料等

② 被災県内に主たる事務所が所在する労働保険事務組合が事業主(事業場の所在地は被災県内外を問わない。) から納付の委託を受けている労働保険料等

③ 被災県内に継続事業の一括に係る指定事業がある場合、被災県外の被一括事業に係る労働保険料等を含む一括された全ての労働保険料等

④ 被災県内に有期事業の一括事業がある場合、被災県外の一括された有期事業に係る労働保険料等を含む一括された全ての労働保険料等

(3) 延長の対象とならない労働保険料等

次の①～④については申告・納付期限等の対象とならないものであること。

① 被災県外に所在する事業場の事業主(被災県内に主たる事務所が所在する労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業場の事業主を除く。) に係る労働保険料等

② 被災県外に主たる事務所が所在する労働保険事務組合に委託している被災県外の事業場の事業主に係る労働保険料等

③ 被災県外に継続事業の一括に係る指定事業がある場合の当該一括された全ての労働保険料等 (被一括事業が被災県内に所在する場合における被一括事業に係る労働保険料等を含む。)

④ 被災県外に有期事業の一括事業がある場合の当該一括されたすべての労働保険料等 (一括された有期事業が被災県内に所在する場合における一括された有期事業に係る労働保険料等を含む。)

(4) 延長の対象となる期限

① 労働保険料等の申告書の提出期限

② 労働保険料等の納付の期限

③ その他徴収金の徴収に係る期限

(5) 事業主に対する周知について

事業主に対する周知に当たっては、別添1の「お知らせ」を活用することとし、各都道府県労働局ホームページへの掲載、局署所における設置・配布・掲示、報道機関への情報提供、当該事業主等の電話照会又は来庁の際等に十分な周知を行うこと。

(6) 既に納付書を発送している事業主に係る対応について

第4期保険料 (有期事業で翌年度分にまたがるもの) に係る納付書については、既に発送されているところであるが、事業主等から問い合わせがあった際には納付期限の延長等の措置について十分な説明を行い、理解を得ること。

2 納付の猶予関係

(1) 災害が発生した日に納期限が到来していない労働保険料等について

対象地域外の事業所等であっても、災害により事業主がその財産につき相当な損失を受けたときには、災害が発生した日以降に納付期限が到来する労働保険料等で、納付期限内に納付することが困難と認められる労働保険料等について、事業主等からの申請に基づき、その労働保険料等の納付を1年以内に限り猶予することができること。(国税通則法第46条第1項)

なお、「相当な損失」の範囲及びその納付猶予の期間は、「「徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）」の改訂について」（平成20年3月31日基発第0331008号）の別添（以下「手引」という。）第1章第4節第3の2（2）②「納付猶予の期間」の定めにかかわらず、納付者の全財産の価額に占める東北地方太平洋沖地震の被災による被害の損失の額の割合（損失の割合）が、概ね20%以上の場合について、納期限の翌日から1年以内とする。

また、保険金又は損害賠償金その他これに類するもの（見舞金を除く。）により補てんされた又は補てんされるべき金額は上記の損失の額から控除すること。

（2）災害が発生した日に納期限の到来している労働保険料等について

東北地方太平洋沖地震による被害により、労働保険料等の納付者が、その財産につき損害を受け、その該当する事実に基づき、労働保険料等を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、事業主の申請に基づき、1年以内の期間猶予することができること（国税通則法第46条第2項）。

（3）その他

労働保険料等の納付猶予の事務処理方法等については、別添2の「東北地方太平洋沖地震に伴う労働保険料等の納付猶予に係る事務処理方」及び手引第1章第4節第3「納付猶予」の項を参照すること。

【別添１】

事業主、船舶所有者、労働者の皆様へ

労働保険料の納期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

１　労働保険料等の納期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害の甚大さに鑑み、次の①の地域における②の労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

①　次の県内に所在地を有する事業場及び船舶所有者が納付するもの
（当該県内に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）

※　県内の具体的な対象地域については、今後被災の状況を踏まえて決定していくこととしております。

［ **青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県** ］

②　平成２３年３月１１日以降に納期限が到来するもの
（督促状の指定期限が当該期日以降である場合を含みます。）

２　延長後の労働保険料等の納期限について

災害のやんだ日から２ヵ月以内の日を定めることとしておりますが、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしていることから、決定次第お知らせいたします。

平成２３年３月　　日

【お問い合わせ先】
○○労働局労働保険徴収（課）室
TEL　0000－00－0000

【別添２】

東北地方太平洋沖地震に伴う労働保険料等の納付猶予に係る事務処理方要領

平成23年３月

目　　次

ホームページお知らせ文例・・・・・・・・・・・1

納付猶予申請の流れ図・・・・・・・・・・・・・・2

承認決定通知書・不承認決定通知書・承認取消決定通知書に対する不服申立ての教示文・・・・・・・・・3

納付猶予の承認に当たっての考え方（国税通則法第46条第1項関係）・・・・・・・・・・・・・・・・4

「東北地方太平洋沖地震の被害に伴い労働保険料等の納付猶予を希望される事業主のみなさまへ」

○○労働局

震災によって事業財産に損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

1　対象となる事業主

東北地方太平洋沖地震による被害により、事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）に相当の損失（おおむね20%以上）を受けた事業主の方が対象になります。

2　対象となる労働保険料等

上記１の事業主の方のうち、損失を受けた日以後１年以内に納付する額が確定している労働保険料等の全部又は一部が対象となります。

3　必要となる手続き

納付の猶予を受けるためには、○○労働局又は県内の労働基準監督署に「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出していただく必要がございます。

なお、年度更新の申告書の提出とともに納付猶予の申請を行うことも可能ですが、被害額が申告書の提出までに確定しない場合は、災害が止んだ日から２ヶ月以内に申請していただくことになります。また、「災害が止んだ日から２ヶ月」の期限は、別途、○○労働局長よりお知らせいたします。

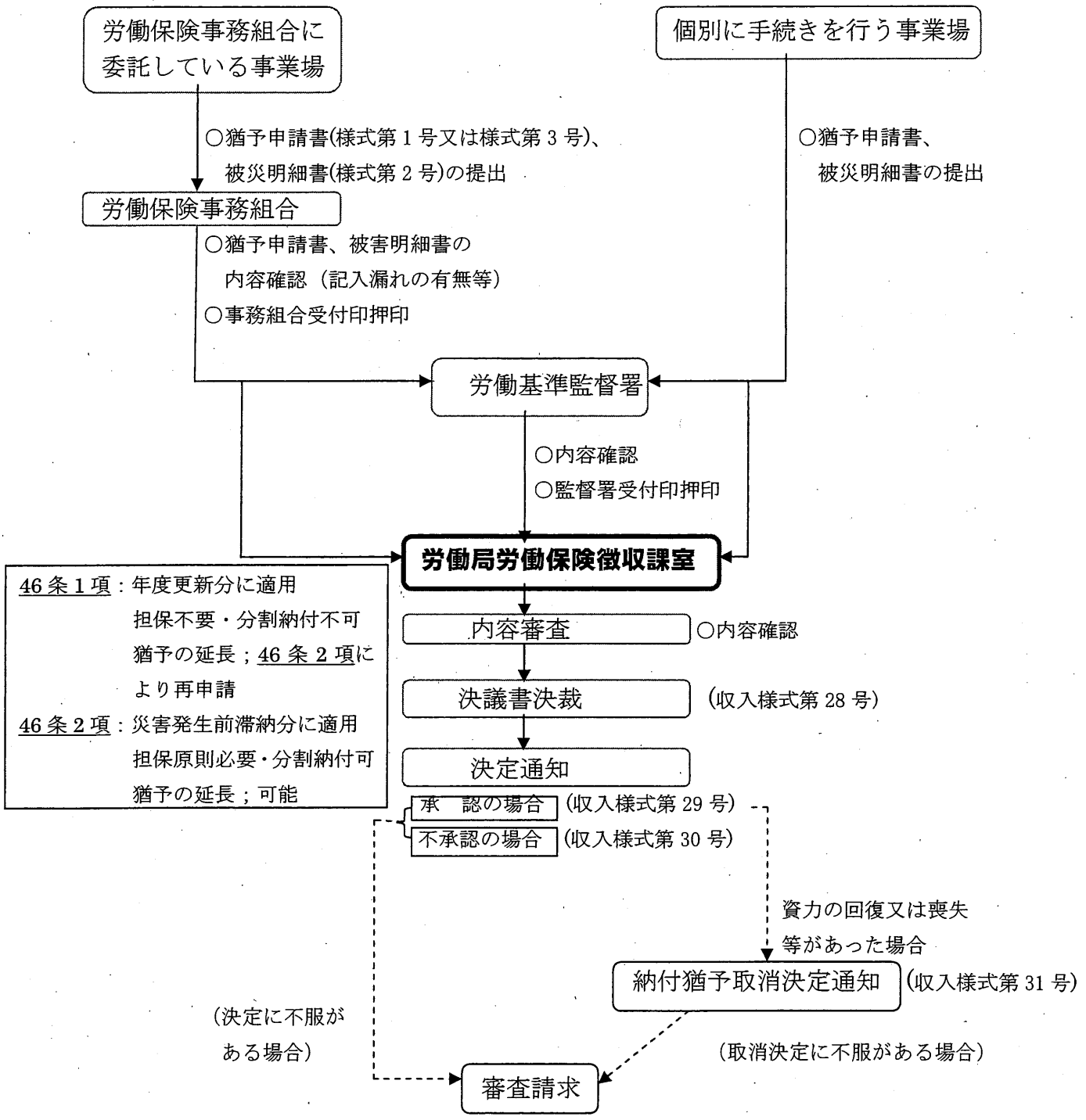
4　必要書類の入手方法

申請に必要な「納付猶予申請書」及び「被災明細書」は、○○労働局又は県内の労働基準監督署にございます。

また、こちらからダウンロードすることも可能です。

その他ご不明な点等につきましては、○○労働局又は最寄りの労働基準監督署（電話番号はこちらをご覧ください。）までご相談ください。

納付猶予申請の流れ



（注）猶予期間は納期限の翌日から１年以内。

承認決定通知・不承認決定通知・承認取消決定
通知に対する不服申立ての教示文について

申請者あて送付する各決定通知の裏面に、下記の文面を印刷すること。

記

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対し審査請求をすることができます（なお、この期限内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求できません。）

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この審査請求についての裁決を経た後に、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東京地方裁判所又は宮崎地方裁判所又は福岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この期限内であっても、裁決があった日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えは提起できません。）。

なお、処分の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

納付猶予の承認に当たっての考え方（国税通則法第46条第１項関係）

（１）国税通則法第46条第１項にいう「相当な損失」とは、災害による損失の額が納付者の全積極財産（負債を除く資産）の価値に占める割合が、おおむね２０％以上の場合をいう。

（２）ただし、災害により損失を受けた財産が生活の維持又は事業の継続に欠くことのできない重要な財産（有形固定資産・棚卸資産等）である場合には、上記の損失の割合はその重要な財産の区分ごとに判定しても差し支えない。

（３）労働局長は、納付者の納付能力を個別に調査することなく被害財産の種類及びその損失の程度により猶予期間を決める。

（４）被害割合を算定する場合における総資産の額、有形固定資産の額、棚卸資産の額及び被害資産の額は、時価により算出するが、時価計算によることが困難な場合には、簿価計算によって差し支えない。

なお、保険金その他これに類するものにより補填される金額は、上記損失の額から控除する。

有形固定資産の例：土地、建物、機械、車両等
棚卸資産の例：商品、製品、原材料、消耗品で貯蔵中のもの等

時価：「時価とは、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に、通常成立すると認められる価額をいう」（財産評価基準通達１）
簿価：取得原価から減価償却累計額を差し引いた額

（参考例）

土　　地：地価公示法に基づく地価公示価格
建　　物：不動産鑑定価格
機械・車両等：再取得原価
棚卸資産：正味売却価額（売却市場の市場価格に基づく価額又は期末前後の販売実績に基づく価額－見積追加製造原価－見積販売直接経費）

(様式第1号)[災害猶予用]

労働保険料等納付猶予申請書

整理番号	A	

平成　　年　　月　　日

労働保険特別会計歳入徴収官　　○○労働局長　　殿

申請者 住　　所

事業所名

電話:(　　)－(　　)－(　　)

代表者職氏名　　印

国税通則法第46条1項の規定により、下記のとおり労働保険料等の納付猶予を申請します。

①	平成　　年度	厚生労働省所管	労働保険特別会計	労働保険番号	府県		所掌	管轄	基幹番号						枝番号			
					4	5												
②	納付すべき労働保険料等の年度・期別・金額及び納期限	平成　年度	期	保険料等の額				円	法定納期限	平成　年　月　日								
		平成　年度	期	保険料等の額				円	法定納期限	平成　年　月　日								
		平成　年度	期	保険料等の額				円	法定納期限	平成　年　月　日								
③	納付猶予を受けようとする理由																	
④	猶予を受けようとする金額及び希望する猶予期間	平成　年度	期	猶予を希望する額	全部・一部(どちらかに○)		一部の場合	円	※ 猶予後の納期限	※ 平成　年　月　日								
		平成　年度	期	猶予を希望する額	全部・一部(どちらかに○)		一部の場合	円	※ 猶予後の納期限	※ 平成　年　月　日								
		平成　年度	期	猶予を希望する額	全部・一部(どちらかに○)		一部の場合	円	※ 猶予後の納期限	※ 平成　年　月　日								
⑤	財産の種類ごとの損失の程度及びその他の被害状況	別添様式第2号「被災明細書」のとおり。																

注 1. この申請書は、災害により事業財産に相当の損失を受けた事業主が労働保険料等の納付猶予の申請するときに、労働保険番号ごとに提出してください。
2. ④の猶予を受けようとする労働保険料等について、全部か一部かどちらかを○で囲み、一部の場合はその金額を記入してください。 3. ④の※の欄は記入しないでください。

受付印

労働保険事務組合の　名称　　代表者氏名　　印

所在地

(様式第2号)

被　災　明　細　書

整理番号	A	

平成　　年　　月　　日

住　　所

事 業 場 名

代表者職氏名　　印

被害前の事業財産 (注1)		被害財産				損害割合(注3)	備考
① 事業財産の種類	②価格(万円)(注2)	③被害の程度	④損害額(万円)	⑤左記④に対して保険金等により補てんされる額(万円)	⑥差引実損害額(万円)	[⑥／②×100%]	
合　　計							

注1.「被害前の全財産」は、事業運営のため直接必要な財産に限ります。　2.「②価格」は、被災時の時価で記載してください

3.「損害割合」は②と⑥「合計」で算出してください(小数点以下は切り上げ)。

(様式第3号)[一般猶予用]

労働保険料等納付猶予申請書

整理番号	B	

平成　　年　　月　　日

労働保険特別会計歳入徴収官　　○○労働局長　　殿

申請者 住　　所

事業所名

電話:(　　)－(　　)－(　　)

国税通則法第46条2項の規定により、下記のとおり労働保険料等の納付猶予を申請します。　　代表者職氏名　　印

①	平成　　年度	厚生労働省所管	労働保険特別会計	労働保険番号	府県		所掌	管轄	基幹番号					枝番号
					4	5								
②	納付すべき労働保険料等の年度・期別・金額及び納期限	平成　年度	期	保険料等の額	円			法定納期限	平成　年　月　日				納付計画希望の有・無	
		平成　年度	期	保険料等の額	円			法定納期限	平成　年　月　日				納付期日	納付金額(円)
		平成　年度	期	保険料等の額	円			法定納期限	平成　年　月　日				平成　年　月　日	
③	納付猶予を受けようとする理由												平成　年　月　日	
④	納付猶予を受けようとする期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで　月間											平成　年　月　日	
⑤	猶予を受けようとする労働保険料等の金額及び希望する猶予期間	平成　年度	期	猶予を希望する額	円			備考					平成　年　月　日	
		平成　年度	期	猶予を希望する額	円								平成　年　月　日	
		平成　年度	期	猶予を希望する額	円								平成　年　月　日	
		平成　年度	期	猶予を希望する額	円								平成　年　月　日	
⑥	担保												平成　年　月　日	
													平成　年　月　日	
													平成　年　月　日	
													平成　年　月　日	
													平成　年　月　日	
													平成　年　月　日	
													合計金額	

注　1　この申請書は、納付期限を経過した労働保険料等の納付の猶予を受けようとするときに使用してください。

2　申請書は複数の労働保険番号がある場合には、労働保険番号ごとに提出してください。

3　納付猶予の労働保険料等の合計が50万円を超える場合には、抵当権等が設定されていない不動産の抵当権を設定するために必要な書類(不動産登記簿及び固定資産税評価明細書)などの担保を提出してください。

受付印

(収入様式第28号)

納付猶予（承認／不承認／取消）決議書

整理番号	－

平成　年度	厚生労働省所管	労働保険特別会計	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	発議	平成　年　月　日
猶予納付期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで[詳細猶予期日は「納付猶予金の内訳」欄記載の納期限まで]								決議	平成　年　月　日

納入者	住所	
	氏名	

承認
左のとおり納付猶予を　不承認　してよい。
取消

歳入徴収官　○○労働局長

部長	課室長	課室長補佐	係長	係

納付猶予　承認　不承認　取消　事由

納付猶予金の内訳

種類(科目)	区(期)分	法定納期限	調査決定年月日	納付猶予後の納期限	納付猶予金額(円)	申請書提出年月日	平成　年　月　日
		年　月　日	年　月　日	年　月　日		実地調査年月日	平成　年　月　日
		年　月　日	年　月　日	年　月　日		滞納処分票整理年月日	平成　年　月　日
		年　月　日	年　月　日	年　月　日		通知書発送年月日	平成　年　月　日
		年　月　日	年　月　日	年　月　日		差押(解除)年月日	平成　年　月　日
		年　月　日	年　月　日	年　月　日		担保提供年月日	平成　年　月　日

添付書類		摘要	

(収入様式第29号)[災害猶予用]

納　付　猶　予　決　定　通　知　書

貴殿より申請のありました下記労働保険料等に係る納付申請については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条及び国税通則法第47条の規定により、下記「納付猶予後の納期限」記載の期日まで納付猶予することを承認します。

なお、次の事項に該当するときは、この納付猶予を取り消します。この場合は、直ちにこの猶予金額を日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店)、○○労働局又は最寄の労働基準監督署に納付してください。納付がないときは、財産を差押え、又は差押財産を処分します。

1 ○○労働局長が納付猶予をする必要がなくなったと認めたとき。

2 国税通則法第38条第1項各号の1に該当し、繰上請求をする必要が生じたときにおいて、○○労働局長が納付猶予を取り消す必要があると認めたとき。

記

種　　類	区(期)分	法　定　納　期　限	納付猶予金額(円)	納付猶予後の納期限
		平成　年　月　日		平成　年　月　日
		平成　年　月　日		平成　年　月　日
		平成　年　月　日		平成　年　月　日
		平成　年　月　日		平成　年　月　日

平成　　年　　月　　日

殿

労働保険特別会計歳入徴収官

○○労働局長　　印

（収入様式第30号）

納　付　猶　予　不　承　認　通　知　書

貴殿より申請のありました下記労働保険料等に係る納付猶予については、下記納付猶予不承認事由に記載のとおり承認することができませんので、通知します。

なお、下記労働保険料等につきましては至急、日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店)、○○労働局又は最寄の労働基準監督署に納付してください。納付がないときは財産を差押えます。

記

種　　類	区(期)分	法　定　納　期　限	金　　額(円)	納　付　猶　予　不　承　認　事　由
		平成　年　月　日		
		平成　年　月　日		
		平成　年　月　日		
		平成　年　月　日		
		平成　年　月　日		

平成　　年　　月　　日

殿

労働保険特別会計歳入徴収官

○○労働局長　　印

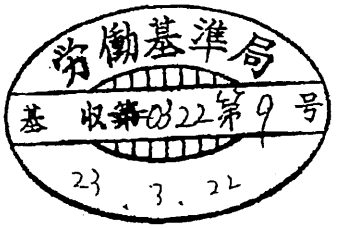
基発０３２３第５号
平成２３年３月２３日

岩手労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公　印　省　略）

救急薬品等の配付について

重大災害等における救急薬品等の配付については、労働者災害補償保険法第２９条に基づき、平成９年７月１日付け基発第４９２号の別添「重大災害等における救急薬品等の配付実施要綱」により取り扱うこととしているところであるが、今般、東北地方太平洋沖地震について、救急薬品等の配付を必要と認めるので、岩手県災害対策本部あて救急薬品等を配付されたい。



岩労発基第１８２号
平成２３年３月１７日

厚生労働省労働基準局長　殿

岩手労働局長
（公印省略）

東北地方太平洋沖地震の被災地に対する救急薬品等の配付について

標記について、平成９年７月１日付け、基発第４９２号「重大災害等における救急薬品等の配付について」の別添「重大災害等における救急薬品等の配付実施要綱」の３の（１）に基づき別添のとおり重大災害等状況報告書を提出しますのでよろしくお取り計らい願います。

（様式第１号）

重大災害等状況報告

災害発生年月日	２３年　３月　１１日　午前・[午後]　２時４６分頃
事業場の所在地又は被災地域	岩手県沿岸地域市町村 久慈市、宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市 洋野町、普代村、田野畑村、岩泉町、山田町、大槌町
事業場の災害規模	平成23年3月16日午後4時現在（読売新聞） 死亡者数3,771人・負傷者数2,218人 行方不明8,181人

局担当者官職・指名		災害対策本部の設置が有の場合、その連絡先等
官職　労災補償課長 氏名　上関　優		名　称　岩手県災害対策本部 所在地　岩手県盛岡市内丸 岩手県庁内１０－１（岩手県庁内） 電　話　019－629－5162 代表者　岩手県知事　達増　拓也
災害対策救助法適用の有無	[有]・無	
災害対策本部設置の有無	[有]・無	

現在の災害の状況（具体的に記入すること。）

平成２３年３月１１日、午後２時４６分頃発生した東北地方太平洋沖地震により発生した巨大津波のため、岩手県内沿岸部市町村において労働者を含む死亡者、負傷者、行方不明者、家屋倒壊等多数発生し、壊滅的な被害をこうむったもの。

被害状況については、日々拡大しており詳細については不明である。

（救急薬品等の配付が必要と思われる理由）

巨大津波により被災し避難している労働者等に対し復旧活動等支援を行う必要があるため。

基発第４９２号
平成９年７月１日

写

都道府県労働基準局長　殿

労働省労働基準局長

重大災害等における救急薬品等の配付について

標記については、労働者災害補償保険法第２３条に基づき、昭和２３年７月３１日付け基発第１１０２号「労働者用医薬品送付に関する件」及び昭和３５年５月４日付け基発第３５３号「昭和３５年度における保険施設の運用について」をもって取り扱ってきたところであるが、今般、別添「重大災害等における救急薬品等の配付実施要綱」を定め、被災事業場等への援助を充実することとしたので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

重大災害等における救急薬品等の配付実施要綱

1　趣旨

労働者災害補償保険法第２３条に基づく労働福祉事業として、重大災害等による被災労働者や当該重大災害等に係る復旧活動等を支援するため、事業場等に対して応急的処置として必要な医薬品等（以下「救急薬品等」という。）を配付する。

2　配付対象

次に掲げる重大災害等が発生した場合において、救急薬品等を配付するものとすること。

(1)　事業場等において、当該労働者が被災する爆発事故等の災害が発生した場合

(2)　天災地変等又はこれに類似する災害により、労働者が被災し、かつ、当該災害が災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）その他条例等の適用を受ける場合又は災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条による災害対策本部が設置された場合

(3)　その他上記(1)及び(2)に準ずるものとして、労働省労働基準局長（以下「本省局長」という。）が必要と認める場合

3　配付手続

(1)　都道府県労働基準局長（以下「地方局長」という。）は、当該労働基準局の管内において重大災害等が発生し、かつ、当該重大災害等の発生状況からみて、救急薬品等の配付が必要であると認める場合には、直ちに別紙１の「重大災害等状況報告書」（様式第１号）により本省局長あて報告すること。

(2)　本省局長は、救急薬品等の配付を必要と認めた場合には、地方局長に救急薬品等の配付を指示すること。

ただし、地方局長が救急薬品等の配付を行うことができない場合には、本省局長が配付の手続きを行うこと。

(3) 地方局長は、配付する救急薬品等について事業場、災害対策本部等と協議の上、必要なものに限定して配付すること。

(4) 地方局長は、救急薬品等の小売業者と購入及び納入について契約を締結し、救急薬品等のうちその配付に際し特に医師又は薬剤師の指示を必要とするもの（以下「医薬品」という。）を適切に管理できる救護施設等に直接搬入させること。

(5) 地方局長は、本省局長の指示に基づき、別紙2の「目録」（様式第2号の1、第2号の2）により、労働大臣又は地方局長の官職名で救急薬品等を配付すること。

(6) 地方局長は、事業場、災害対策本部長等に救急薬品等を配付するに際し、医薬品の適切な管理及び医師又は薬剤師からの適正な指示のもとに医薬品の配付がなされるよう依頼すること。

(7) 救急薬品等を納入した後、配付先の責任者等から救急薬品等の受取りに係る書面を提出させること。

4 結果報告について

地方局長は、配付手続の終了後、別紙3の「救急薬品等配付状況報告書」（様式第3号）に決裁の写し、見積書、請求書及び救急薬品等の受取りに係る書面の写しを添付した上で、本省局長あて報告すること。

5 支出科目

救急薬品等に要する費用は、労働保険特別会計労災勘定（項）労働福祉事業費（目）庁費から支出すること。

6 実施期日

この要綱は、平成9年7月1日から実施するものとすること。

別紙1

式第1号）

重大災害等状況報告書

災害発生年月日	年　月　日　午前・午後　時頃
事業場の所在地又は被災地域	
事業場の災害規模	年　月　日現在　死亡者数　人・負傷者数　人　行方不明　人・倒壊家屋　棟

局担当者官職・氏名	災害対策本部の設置が有の場合、その連絡先等
官職 氏名	名称 所在地 電話　－　－ 代表者
災害対策救助法適用の有無　有・無	
災害対策本部設置の有無　有・無	

現在の災害の状況（具体的に記入すること。）

（救急薬品等の配付が必要と思われる理由）

別紙2

（様式第２号の１）

目　　録

救急薬品等の品目	個数

労働者災害補償保険法第２３条に基づき、目録のとおり配付します。

平成　　年　　月　　日

労　働　大　臣

式第２号の２）

目　　録

救急薬品等の品目	個数

労働者災害補償保険法第２３条に基づき、目録のとおり配付します。

平成　　年　　月　　日

労働基準局長

（様式第3号）

救急薬品等配付状況報告書

事業場の所在地又は被災地域	
事業場等の災害規模	年　月　日現在　死亡者数　人・負傷者数　人　行方不明　人・倒壊家屋　棟
救急薬品等配付年月日	年　月　日　午前・午後　時頃
救急薬品等の配付先	
配付先の受取人氏名	
委託を行った薬局薬店等の名称	
配付した救急薬品等の内訳（薬品等の個数まで詳しく記入）	
救急薬品等の配付に要した費用の総額	円

事　務　連　絡
平成２３年３月２４日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付に係る相談・請求等の把握について

標記については、平成23年3月11日付け基労補発0311第9号により既に指示したところであるが、労災保険給付に関する相談内訳等の詳細を把握するため、別紙「相談等集計表」を作成したので、今後、相談等があった場合は、当該集計表により当日分をとりまとめた上で、翌日１２時までに当課業務係まで報告されたい。

（別紙）

相談等集計表（○月○日分）

（　　労働局）

○ 相談内容等（全体の相談件数）	※以下、第1～第3の合計数を記載	件
第1 共通	※以下、1～5の合計数を記載	件
1 労働者性等労災保険の保険給付の対象となる者か否か		件
2 請求書の添付書類の取扱い等請求方法について		件
3 出張中に被災した場合の取扱い		件
4 給付基礎日額の算定等について		件
5 意見、要望等		件
（例：郵便も出せないが、請求書を取りに来てもらえないか）		
第2 地震・津波自体による災害についての相談	※以下、1、2の合計数を記載	件
1 業務災害の業務上外	※以下の①、②の合計数を記載	件
①うち通達で対応できたもの		件
②うち通達で対応できなかったもの		件
（対応できなかった場合の具体的な内容を記載）		
2 通勤災害の通勤上外	※以下の①、②の合計数を記載	件
①うち通達で対応できたもの		件
②うち通達で対応できなかったもの		件
（対応できなかった場合の具体的な内容を記載）		

第3　第2以外の地震に伴う災害の相談	※以下、1、2の合計数を記載	件
1　業務災害の業務上外	※以下の①、②の合計数を記載	件
①業務上外		件
②その他		件
（その他の場合の具体的な内容を記載）		
2　通勤災害の通勤上外	※以下の①、②の合計数を記載	件
①通常と異なる通勤経路の場合の取扱い		件
②その他		件
（その他の場合の具体的な内容を記載）		

○請求件数	件	○認定件数	件
うち遺族	件	うち遺族	件
うち地震を契機	件	うち地震を契機	件
うち津波を契機	件	うち津波を契機	件
その他（療養、休業等）	件	その他（療養、休業等）	件
うち地震を契機	件	うち地震を契機	件
うち津波を契機	件	うち津波を契機	件

事　務　連　絡
平成２３年3月２４日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課長
補償課長
労災保険業務課長

「東北地方太平洋沖地震と労災保険Ｑ＆Ａ」の送付について

東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴う労災保険給付の請求に係る事務処理については、平成23年3月11日付け基労補発0311第9号等により既に指示したところであるが、地震に関連して、労災保険の請求などでよくある質問について、「東北地方太平洋沖地震と労災保険Ｑ＆Ａ」を作成したので、請求人等への周知等に活用されたい。

東北地方太平洋沖地震と労災保険Q＆A

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

目　　次

1　業務災害関係

1－1　仕事中に地震や津波に遭遇して、ケガをしたのですが、労災保険が適用されますか。

1－2　夫は船員で、船舶に乗り込んで仕事をしている最中に津波に遭い、船が転覆し亡くなりました。労災保険が適用されますか。

1－3　仕事中に地震にあって、会社のある地域に避難指示が出たので避難している最中に津波によりケガをした（死亡した）場合は、労災保険が適用されますか。

1－4　仕事中に津波にあって未だ行方不明の場合、行方不明の方の家族は労災保険の請求はできるのでしょうか。

1－5　被災地へ出張していた際、出張用務中に地震や津波に遭い、ケガをした（死亡した）場合、労災保険が適用されるのでしょうか。

1－6　業界団体からの要請に基づいて従業員を被災地に派遣（在籍出向・転籍出向）させる場合、赴任途上も含めて現地での業務・通勤に労災保険は適用されるのでしょうか。

1－7　休憩時間中に地震や津波にあって負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

1－8　外回りの営業に出ていた従業員が地震や津波で死亡した（行方不明になった）場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

2　通勤災害関係

2－1　自宅が津波により被災したため、避難所から会社へ通勤していますが、その途上でケガをした場合、通勤災害になりますか。

2－2　父親が会社を出て帰宅途中と思われる時間帯に、津波に遭い亡くなりました。通勤経路やどのあたりで被災したかはわかりませんが、労災請求できますか。

2－3　会社からの帰宅途上で、津波警報が出たため、自宅へ向かわず避難場所へ移動する際にケガをしました、この場合通勤災害になりますか。

2－4　いつも電車で通勤していますが、地震のため電車のダイヤが大幅に乱れているため、通常より2時間以上早く自宅を出て会社へ向かっている際にケガをした場合、通勤災害になりますか。

2－5　いつも電車で通勤していますが、電車が復旧しません。会社はオートバイでの通勤を認めていませんが、渋滞が激しく、オートバイを使わざるを得ません。このオートバイで通勤中にケガをした場合、補償の対象となるでしょうか。

2－6　地震で電車が止まってしまったので、4時間歩いて家に帰っていませした。その時にケガをした場合、通勤災害になりますか。

2－7　電車が止まっていたため、その日は会社近くのホテルに宿泊し、翌朝ホテルから出勤する途上でケガをしました。この場合通勤災害になりますか。

2－8　地震のため電車が動いておらず、職場で一晩とまってから翌朝帰宅しました。帰宅途中にケガをした場合、通勤災害になりますか。

2－9　地震でケガをして入院している妻の看護のために、寝泊まりしている病院から出勤する途中でケガをしましたが、通勤災害になりますか。

2-10　地震で自宅が倒壊したため、その後は友人の家に一時的に住まわせてもらっています。友人の家から会社まで行く際のケガは通勤災害になりますか。

3　診療費関係

3-1　仕事中に被災してケガをしたので医療機関に受診したいのですが、津波により事業場がなくなりました。この場合でも受診できますか。

3-2　労災指定されている医療機関はどこで確認すればよいですか。

3-3　会社から避難中にケガをし、保険証もなかったので全額自己負担で受診しました。今から申請できますか。

3-4　地震で最寄りの病院が閉鎖し、受診できなくなりました。外の病院に通院していますが遠いので交通費が負担になっています。どうにかなりませんか。

自宅以外の避難所等に避難されている方へ

4　請求書の提出関係

4-1　仕事中に、今回の震災でケガをしました。現在、避難所で生活していますが、労災の請求はどこにすればいいですか。

4-2　現在休業補償給付を受けています。私が手続をしている労働基準監督署が被災し、閉庁しているようですが、どうしたらよいですか。

4-3　現在休業補償給付を受けています。避難所にいるため、いつも使っていたＡＴＭが遠くなりました。振り込んでもらう口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか。

地震の影響でこれまでの労災手続きが困難になっている方へ

5　年金関係

5-1　遺族補償年金を受けていた母が津波に巻き込まれて亡くなりました。何か補償はあるのでしょうか。

5-2　この度の震災により、労災年金の振込先金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失してしまいましたが、口座から労災年金を引き出すことができるのでしょうか。

5-3　郵便局窓口での現金払いで労災年金を受領していますが、震災の影響で送金通知書がまだ届いていません。すぐに年金が必要なのですが、どうすればよいでしょうか。

5-4　震災で年金証書を消失（紛失）してしまいましたが、再発行はできるのでしょうか。

5-5　地震により家屋が倒壊したため、親戚へ身を寄せることにしましたが、何か手続きが

必要でしょうか。

６　診療費関係

６－１　今まで受診していた医療機関が地震による倒壊等のため受診できなくなりました。他の医療機関に受診したい場合はどうすればよいですか。

７　義肢等補装具関係

７－１　震災で労災保険から支給された車いすが壊れてしまいました。どうにかならないでしょうか。

８　その他

８－１　休業補償給付を受けていた父が逃げ遅れて亡くなりました。何か補償はあるのでしょうか。

９　審査請求関係

９－１　監督署長からの不支給決定に不服があるが、不支給決定通知には、決定があったことを知った日から 60 日以内に審査請求できるとされていますが、震災によりこの期間内に審査請求できそうもありません。どうしたらよいですか。

９－２　現在、審査請求しており、口頭で意見を述べたいが、震災で出頭できそうもありません。どうしたらよいでしょうか。

東北地方太平洋沖地震と労災保険Ｑ＆Ａ

東北地方太平洋沖地震に関連して、労災保険の請求などでよくある質問についてＱ＆Ａの形にまとめました。

○労災認定の考え方について

仕事中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等、業務が原因で被災された場合は、労災補償の対象となります。

通勤途上で被災された場合も、業務災害と同様に労災補償の対象となります。

１　業務災害関係

１－１　仕事中に地震や津波に遭遇して、ケガをしたのですが、労災保険が適用されますか？

（Ａ）

仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。

これは、地震によって建物が倒壊したり、津波にのみ込まれるという危険な環境下で仕事をしていたと認められるからです。

「通常」としていますのは、仕事以外の私的な行為をしていた場合を除くためです。

1－2　夫は船員で、船舶に乗り込んで仕事をしている最中に津波に遭い、船が転覆し亡くなりました。労災保険が適用されますか。

（A）

船員についても、労災保険法上の労働者として労災保険の適用があります。

したがって、船舶で仕事中に津波に巻き込まれ被災された場合には、業務災害として労災保険給付が受けられます。

1－3　仕事中に地震にあって、会社のある地域に避難指示が出たので避難している最中に津波によりケガをした（死亡した）場合は、労災保険が適用されますか。

（A）

仕事中に地震があり避難することは、仕事に付随する行為となります。

したがって、津波に限らず、避難行為中に怪我をされた場合は、通常、業務災害として労災保険給付が受けられます。

基本的な考え方はＱ１と同じです。

1－4　仕事中に津波にあって未だ行方不明の場合、行方不明の方の家族は労災保険の請求はできるのでしょうか。

（A）

震災により行方不明となった方については、警察の調査により死亡が判明した場合、あるいは、民法の規定により行方不明となった時から一年後に死亡と見なされた場合、労災保険の遺族補償給付の請求ができます。

なお、今回の震災により行方がわからない方については、特例的に民法に規定する一年よりも短い期間で労災認定ができるようにすることを検討中です。

1－5　被災地へ出張していた際、出張用務中に地震や津波に遭い、ケガをした（死亡した）場合、労災保険が適用されるのでしょうか。

（A）

出張は、開始から終了まで業務遂行性（業務命令に服している状態）があるとされていますので、この間に地震や津波などの災害に遭った場合には、私的行為中などを除いて、労災保険の適用があります。

1－6　業界団体からの要請に基づいて従業員を被災地へ派遣（在籍出向・転籍出向）させる場合、赴任途上も含めて現地での業務・通勤に労災保険は適用されるのでしょうか。

（A）

お尋ねの場合では、出向先までの赴任途中の災害については、原則、出向先の労災保険が適用されます。

また、出向先での勤務が始まった場合には、通常の勤務となるので業務災害や通勤災害の適用があります。

なお、出向ではなく、出張として派遣されたときは、出張開始から終了までに起こった災害は、私的行為中などを除いて、労災保険が適用されます。

1－7　休憩時間中に地震や津波に遭って負傷した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

（A）

休憩時間中でも事業場の管理する施設（会社の建物の中など）にいる時に、地震や津波があり、建物が倒壊したり押し流されたりして被災した場合には、仕事中と同じ考え方（Ｑ１）で業務上の災害として労災保険給付が受けられます。

1－8　外回りの営業に出ていた従業員が地震や津波で死亡した場合、労災保険は適用されるのでしょうか。

（A）

事業場の外で勤務しているときに地震や津波に遭遇し、被災した場合には、その時に明らかに私的行為中でない限り、危険な環境で仕事をしていたとして業務災害と認められ、労災保険給付が受けられます。

2　通勤災害関係

2－1　自宅が津波により被災したため、避難所から会社へ通勤していますが、その途上でケガをした場合、通勤災害になりますか。

（A）

地震や津波により自宅が倒壊や押し流されたりしたために避難所で生活をされている方は、避難所が「住居」となりますので、「住居」から会社へ向かう際の災害は通勤災害として認められます。

2－2　父親が会社を出て帰宅途中と思われる時間帯に、津波に遭い亡くなりました。通勤経路や、どのあたりで被災したかはわかりませんが、労災請求できますか。

（A）

被災の状況がわからない場合であっても、明らかに通勤とは別の行為を行っているということでなければ通勤災害として認定されます。ご自分で判断ができない場合についても、請求書を受け付けて調査しますので、労災請求をお勧めします。

2－3　会社からの帰宅途上で、津波警報が出たため、自宅へ向かわず避難場所へ移動する際にケガをしました、この場合通勤災害になりますか。

（A）

通勤中に警報が出たため避難することは通勤に通常伴う行為ですので、通勤災害として認定されます。

2－4　いつも電車で通勤していますが、地震のため電車のダイヤが大幅に乱れているため、通常より2時間以上早く自宅を出て会社へ向かっている際に怪我をした場合、通勤災害になりますか。

（A）

会社に早く行かなければいけない事情がある場合には、その事情の範囲内で早めに出勤しても通勤として認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、気をつけてください。

2－5　いつも電車で通勤していますが、電車が復旧しません。会社はオートバイでの通勤を認めていませんが、渋滞が激しく、オートバイを使わざるを得ません。このオートバイで通勤中にケガをした場合、補償の対象となるでしょうか。

（A）

会社へ届け出をしていない又は承認を受けていない場合であっても、合理的な経路・方法の通勤であれば補償を受けることができます。

2－6　地震で電車が止まってしまったので、4時間歩いて家に帰りました。その時にケガをした場合、通勤災害になりますか。

（A）

普段通勤に使用している電車等がその運行状況によって使用できずに、歩いて帰らざるを得ない状況であれば、通勤と認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、気をつけてください。

2－7　電車が止まっていたため、その日は会社近くのホテルに宿泊し、翌朝ホテルから出勤する途上でケガをしました。この場合通勤災害になりますか

（A）

地震によって電車が運休し、自宅に帰ることができずに会社近くのホテルに泊まった場合には、宿泊したホテルを「住居」と認められます。したがって、翌日、会社に勤務のため向かう行為は通勤と認められます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、気をつけてください。

2－8　地震のため電車が動いておらず、職場で一晩とまってから翌朝帰宅しました。帰宅途中にケガをした場合、通勤災害になりますか。

（A）

電車が動かないというようなやむを得ない事情がある場合、職場に宿泊してから帰宅する際のケガは通勤災害として認定されます。

なお、この場合でも途中で逸脱や中断をした場合は通勤ではなくなりますので、気をつけてください。

2-9　地震でケガをして入院している妻の看護のために、寝泊まりしている病院から出勤する途中でケガをしましたが、通勤災害になりますか。

（A）

看護のために病院で寝泊まりをしている場合、病院から会社へ行く際のケガは通勤災害として認定されます。

2-10　地震で自宅が倒壊したため、その後は友人の家に一時的に住まわせてもらっています。友人の家から会社まで行く際のケガは通勤災害になりますか。

（A）

お尋ねのような事情がある場合には、友人宅が「住居」と認められますので、通勤災害として認定されます。

3　診療費関係

3-1　仕事中に被災してケガをしたので医療機関に受診したいのですが、津波により事業場が無くなりました。この場合でも受診できますか。

（A）

今回の震災では、労災請求される場合に

①　任意の様式で請求できること

②　事業主や診療した医師の証明がなくても受け付けること

などの弾力的な運用をしています。

病院に行かれた場合には、労災で受診したいと医療機関に申し出てください。

また、労災保険に関する総合的な出張相談を実施しています。この相談窓口で必要な用紙や書き方の説明の外に請求書も受け付けていますのでご活用ください。

3－2　労災指定されている医療機関はどこで確認すればよいですか。

（A）

今回の震災では、労災保険に関する総合的な出張相談を実施しています。この相談窓口で労災指定医療機関の場所や名前が分かります。

また、労災指定になっていない医療機関についても、ケガをされた労働者に一時的な自己負担が生じないよう、積極的に労災指定医療機関になるようにお願いしています。

費用の負担のない労災指定医療機関での受診をお勧めしますが、お近くに労災指定医療機関がない場合には、一時的に費用の負担が生じますのでご注意ください。

3－3　会社から避難中にケガをし、保険証もなかったので全額自己負担で受診しました。今から労災申請できますか。

（A）

仕事中に避難し、その途中でケガをされた場合には業務上として労災保険の療養が受けられます。既に自己負担されていても、その自己負担分が労災保険から支払われますので、自己負担した金額が確認できる領収書などを添付して請求することとなります。

今回の震災では、労災請求される場合に

①　任意の様式で請求できること

②　事業主や診療した医師の証明がなくても受け付けること

などの弾力的な運用をしています。

また、請求書の提出方法についても

①　最寄りの監督署への提出

② 出張相談を利用しての提出

を可能としていますのでご活用ください。

3－4　地震で最寄りの病院が閉鎖し、受診できなくなりました。他の病院に通院していますが遠いので交通費が負担になっています。どうにかなりませんか。

（A）

労災保険では、片道が 2 ㎞以上の通院については、交通費（通院費）の支給ができます。通院費が支給されるのは、

① お住まいと同一の市町村の適切な医療機関

② 同一市町村に適切な医療機関がない場合は、近隣市町村の適切な医療機関

③ ①②に適切な医療機関がない場合は最寄りの適切な医療機関

となっています。

今回の震災では、労災保険に関する総合的な出張相談を実施しています。この相談窓口や監督署、労働局で通院費支給のための請求書の書き方などの相談を受け付けていますのでご活用ください。

自宅以外の避難所等に避難されている方へ

4　請求書の提出関係

4－1　仕事中に、今回の震災でケガをしました。現在、避難所で生活していますが、労災の請求はどこにすればいいですか。

（A）

労災の請求は、通常、事業場（会社）を管轄する労働基準監督署に請求書を提出していただきますが、今回の震災で被災された方については、

① 最寄りの監督署への提出

② 出張相談を利用しての提出

を可能としていますのでご活用ください。

4－2　現在休業補償給付を受けています。私が手続をしている労働基準監督署が被災し、閉庁しているようですが、どうしたらよいですか。

（A）

労災の請求は、事業場（会社）を管轄する労働基準監督署に請求書を提出していただきますが、今回の震災によって、監督署が閉鎖しているところもあります。このため、労災保険の請求書は、

① 最寄りの監督署への提出

② 出張相談を利用しての提出

などの弾力的な運用をしていますのでご活用ください。

4－3　現在休業補償給付を受けています。避難所にいるため、いつも使っていたＡＴＭが遠くなりました。振り込んでもらう口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか。

（Ａ）

お振り込み口座の変更は休業補償給付の請求書でできます。請求書に「口座変更」欄があるので、新たに希望する口座を記載して提出してください。

今回の震災によって、監督署が閉鎖しているところもあります。このため、労災保険の請求書は、

①　最寄りの監督署への提出

②　出張相談を利用しての提出

などの弾力的な運用をしていますのでご活用ください。

地震の影響でこれまでの労災手続きが困難になっている方へ

5　年金関係

5－1　遺族補償年金を受けていた母が津波に巻き込まれて亡くなりました。何か補償はあるのでしょうか。

（A）

労災保険の遺族補償年金では、受給権者のうち最先受給権者が保険給付を受け取ることとしていますが、最先順位者が死亡等により失権した場合は、次順位者に繰り下げて年金の支給をします。これを「転給」と呼んでいます。

また、転給する遺族がいないときは、既に支払った遺族補償年金の額と一定額（給付基礎日額の 1000 日分）との差額を支給できます。

お尋ねの場合がどちらか不明ですが、詳しくは監督署、労働局や出張相談窓口でご相談ください。

5－2　震災により、労災年金の振込先金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失してしまいましたが、口座から労災年金を引き出すことができるのでしょうか。

（A）

労災年金の振込先に指定された金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失した場合であっても、各金融機関において非常時の取扱いがなされ、預金者本人と確認できれば、預金の払戻しに応じると聞いておりますので、詳細については、金融機関の窓口へご相談ください。

なお、届け出印のない場合においても、拇印を認めることとされておりますので、こちらについても金融機関に直接お問い合わせ下さい。

5－3　郵便局窓口での現金払いで労災年金を受領していますが、震災の影響で送金通知書がまだ届いていません。すぐに年金が必要なのですが、どうすればよいでしょうか。

（A）

労災年金の送金通知書については、厚生労働省より各年金受給者の皆様へ簡易書留にて送付しています。

震災により送金通知書が届かない場合、また、送金通知書や年金受け取りに必要な年金証書・印鑑が紛失（消失）した場合であっても、指定の払渡郵便局へ受給権者ご自身が赴き、本人と確認ができれば、年金を受け取ることができます。

運転免許証や健康保険証等、本人であることを証明できるものが持参できない場合には、払渡郵便局へご相談ください。

5－4　震災で年金証書を消失（紛失）してしまいましたが、再発行はできるのでしょうか。

（A）

年金証書を消失（紛失）した場合でも年金証書の再発行を受けることが出来ます。

最寄りの労働基準監督署で「年金証書再交付申請書」をお渡ししますので、速やかに年金の支給決定を受けた労働基準監督署へ提出してください。

なお、労働基準監督署が震災のために閉鎖しているところもあります。その場合には、最寄りの監督署、労働局又は出張相談を行っていますのでご活用ください。

5－5　労災年金を受給していますが、地震により家屋が倒壊したため、親戚へ身を寄せることになりました。何か手続きが必要でしょうか。

（A）

労災年金受給者の住所は、システムにより個別に管理していますので、住所が変更されないままになっていると、年金の振込通知書や定期報告書等、年金受給者宛ての重要な書類が届かない恐れがあります。

したがって、住居を変更される場合には、「年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名・年金の払渡金融機関等変更届」に必要な添付書類（住民票等）を添えて、最寄りの労働基準監督署又は年金の支給決定を受けた労働基準監督署へ提出してください。なお、労働基準監督署が震災のために閉鎖しているところもあります。その場合には、最寄りの監督署、労働局又は出張相談を行っていますのでご活用ください。

また、一時的に避難しているような場合には、最寄りの郵便局へ相談の上、郵送物の転送の手続きを行ってください。

6　診療費関係

6－1　今まで受診していた医療機関が地震による倒壊等のため受診できなくなりました。他の医療機関に受診したい場合はどうすればよいですか。

（A）

療養中の医療機関から他の医療機関へ転医される場合には、転医先の医療機関に、

①　労災保険で療養継続中であったこと

②　氏名、生年月日、住所

を申し出てください。転医先の医療機関で労災保険での療養が受けられます。

7　義肢等補装具関係

7－1　震災で労災保険から支給された車いすが壊れてしまいました。どうにかならないでしょうか。

（A）

労災保険で支給した車いすについては、耐用年数が経過した場合や壊れてしまった場合には、新たに支給することとしています。

ご相談のように、震災でお使いの車いすが壊れてしまった場合には、耐用年数が過ぎていなくても修理や再支給を行うことができます。詳しくは監督署、労働局や出張相談窓口でご相談ください。

8　その他

8－1　休業補償給付を受けていた父が逃げ遅れて亡くなりました。何か補償はあるのでしょうか。

（A）

労災保険では、労災請求できる方が請求する前や支給決定があるまでに亡くなられたときには、「未支給の保険給付」として遺族の方が請求できます。

この場合には、「未支給の保険給付請求書」に必要な書類を添付して労働基準監督署に提出する必要があります。詳しい手続きは、労働基準監督署、労働局又は出張相談でご相談ください。

９　審査請求関係

９－１　監督署長からの不支給決定に不服があるが、不支給決定通知には、決定があったことを知った日から60日以内に審査請求できるとされていますが、震災によりこの期間内に審査請求できそうもありません。どうしたらよいですか。

（Ａ）

お尋ねのように、労災保険では、審査請求をする場合には、不支給決定があったことを知った日から 60 日以内に都道府県労働局に置かれた労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に審査請求をしなければいけませんが、正当な理由があって 60 日以内に審査請求ができない場合には、その理由を審査官に説明すれば、60 日を超えても審査請求ができます。

また、今回の震災では、

①　最寄りの監督署への提出

②　出張相談を利用しての提出

ができるようにしていますので、ご活用ください。

９－２　現在、審査請求しており、口頭で意見を述べたいのですが、震災で出頭できそうもありません。どうしたらよいでしょうか。

（Ａ）

今回の震災では、労災保険に関する総合的な出張相談を実施しています。この相談窓口で審査請求の意見を述べたいことをお伝えください。相談を受けた者が審査官に伝えて、審査官から直接連絡を取るようにいたします。

また、お近くの監督署でも同様の事務処理ができます。

基労管発0324第1号
基労補発0324第2号
平成２３年３月24日

都道府県労働局
労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課長
補償課長

東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について

東北地方太平洋沖地震（以下「本震災」という。）に伴って、多くの労働者が被災されたところであるが、被災された方等は、資料の散逸や事業場の閉鎖などにより、平常に比べ労災請求に困難が伴うことを踏まえて、労災請求の受付から支給決定までの事務については、一層の迅速・丁寧な対応に努める必要がある。

ついては、下記に留意の上、適切な事務処理を行われたい。

記

1　労災認定のための事務処理

通常の事務処理に予定している資料を収集することができない場合には、代替資料（社員証、源泉徴収票、賃金明細書、社会保険証、家計簿、預貯金通帳等）を収集すること。代替資料がないときであっても、以下により可能な範囲で関係者から聴取し、調査した上で業務上外等を判断すること。

(1)　適用事業場

ア　調査事項

業種、労働者数、所属事業場の名称・所在地

イ　調査範囲

事業主、請求人、同僚労働者、取引会社の労働者等のいずれかからの聴取。

(2)　労働者性

ア　調査事項

所属事業場における役職、代表権の有無、報酬の額・単位・源泉徴収の有無

イ　調査範囲

事業主、請求人、同僚労働者、取引会社の労働者等のいずれかからの聴取。

ウ　判断が困難な場合の取扱い

役職及び代表権の有無から判断し、明らかに事業主等であると判断される場合を除き労働者として取り扱って差し支えないこと。

(3) 業務遂行性

ア 調査事項

① 所定労働時間（始業時間、終業時間、休憩時間）

② 勤務地、住居地、通勤の所要時間

③ 出張の場合は、用務先、予定されていた宿泊先

イ 調査範囲

事業主、請求人、同僚労働者、取引会社の労働者等のいずれかからの聴取。

ウ 判断が困難な場合の取扱い

所定労働時間内に被災していたと合理的に推定される場合については、特段の反証理由がない限り、業務遂行性があるものとして取り扱って差し支えない。

なお、出張の場合は、原則として出張している期間を通じて業務遂行性が認められることに留意すること。

(4) 業務起因性

業務遂行性が認められ、特段の反証事由がないときには、業務起因性を認めて差し支えないものであること。

(5) 給付基礎日額

ア 調査事項

客観的資料の有無（賃金明細書、税務署の給与所得に対する源泉徴収所得調査簿の写し等の資料）

イ 調査範囲

請求人の聴取及び資料の提出依頼

ウ 判断が困難な場合の取扱い

昭和29年1月15日付け基発第1号の別紙の二の（二）に基づいて平均賃金を算定すること。

この場合、家族等が記録しているものには家計簿や預貯金通帳等が含まれること。また、当該資料から賃金支給額のみが分かる場合には、当該賃金支給額をもって賃金総支給額と推定して平均賃金を算定して差し支えないこと。

なお、上記取扱いにおいても給付基礎日額の決定が困難な場合には、本省補償課業務係まで照会すること。

(6) 戸籍謄本・抄本や住民票を地方公共団体が発行できない場合の取扱い

請求人や近隣の者等から死亡した労働者との身分関係や遺族の数等に係る申し立てを把握すること。

当該申し立て内容の確認は、労働者災害補償保険法施行規則第15条の2第3項第3号に準じて、近隣の者等の請求人以外の第三者に上記の事実を証明することができる事項を記載した文書の提出でたりること。

2　請求書の受付等

(1)　本震災に伴う各種保険給付請求書及び申請書（以下「請求書等」という。）については、事業場を管轄する都道府県労働局（以下「労働局」という。）又は労働基準監督署（以下「監督署」という。）であるか否かを問わず、提出のあった労働局又は監督署で受付を行うこと。

また、調査の結果、他の労働局又は監督署が所轄労働局又は監督署であることが明らかとなった場合は請求書を所轄労働局又は監督署に回送し、請求人には回送した旨連絡すること。

なお、本震災以前に業務上又は通勤上として認めたもので、継続分の請求書等についても同様に取り扱うこと。

(2)　被災労働者及び遺族の状況を踏まえ、岩手、宮城及び福島労働局にあっては、出張相談を行い、労災請求の意思が確認できた場合には、その場で請求書を受け付けること。

(3)　相談に当たっては、別添 1「東北地方太平洋沖地震による業務災害又は通勤災害等の考え方」を踏まえて、懇切丁寧な説明を行うとともに、請求の促進に努めること。

3　業務上外等の考え方

本震災による被災状況等の特性を踏まえ、別添 1「東北地方太平洋沖地震による業務災害又は通勤災害等の考え方」を策定したので、この考え方に基づき、業務上外及び通勤上外の判断を行うこと。

4　社会復帰促進等事業の取扱い

(1)　アフターケアに関する事務取扱い

ア　健康管理手帳（以下「手帳」という。）を家庭に残したまま避難していることにより、実施医療機関に提示できない場合には、氏名、生年月日、対象傷病名を申し立てることにより、アフターケアを受診できる取扱いとして差し支えないこと。

また、地震によりアフターケアを受けていた実施医療機関が倒壊あるいは焼失等している場合又は避難先でアフターケア実施医療機関が不明な場合には、最寄りのアフターケア実施医療機関を紹介するなど親切、丁寧な対応を行うこと。

イ　地震により診療録を滅失又はき損したためアフターケア委託費(以下「委託費」という。）を請求できないアフターケア実施医療機関から、委託費の算定及び請求について相談等があった場合には、本省補償課医事係と協議すること。

(2)　義肢等補装具費に関する事務取扱い

ア　義肢等補装具費の支給については、地震により被災労働者の自宅が倒壊した等

やむを得ない理由から、過去に支給を受けた義肢等補装具が亡失・修理不能となった場合には、耐用年数が経過する前であっても新たな購入費用を支給して差し支えないこと。

また、修理が可能な場合には、修理の要件に該当するものとして、修理費用を支給すること。

イ　申請者等が費用の請求を行う際に請求書に添付する採型指導の証明書については、医療機関が倒壊した等の理由から証明書が得られない場合には、添付を要しないとして差し支えないこと。

この場合、医師の証明書が提出できない理由を請求人より聴取し、請求書の余白に記載しておくこと。

(3)　その他

外科後処置等その他の社会復帰促進等事業に係る事務取扱い及び本通達により判断しがたい事項については、本省補償課福祉係あて照会すること。

5　被災労働者、労使団体等への周知

本通知の取扱いを別添 2「被災者の皆様へ」のとおりまとめたので、これを活用し被災労働者や労使団体に対して積極的に周知すること。

また、上記４の（１）の取扱いについては、アフターケア実施医療機関に対しても周知を行うこと。

6　その他

本震災に伴う業務上外等の調査に当たっては、別添 3「東北地方太平洋沖地震～業務上外等調査票」を活用されたい。

別添１

東北地方太平洋沖地震による業務災害又は通勤災害の考え方

１　業務災害

業務遂行中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等が原因で被災した場合にあっては、作業方法や作業環境、事業場施設の状況などの危険環境下の業務に伴う危険が現実化したものとして業務災害として差し支えない。

２　通勤災害

業務災害と同様、通勤途上で津波や建物の倒壊等により被災した場合にあっては、通勤に通常伴う危険が現実化したものとして通勤災害として差し支えない。

３　地震による災害事例

（1）業務災害

事例１　作業場が倒壊し、被災した場合

作業場において、建物が倒壊したことにより被災した場合は、構造上の脆弱性によって、業務に伴う危険が現実化したものと認められ、業務災害として労災保険給付の対象となる。

事例２　工場又は倉庫等の事業場から屋外へ避難する際に被災した場合

業務従事中に事業場施設に危険な事態が生じたため避難したものであり、当該避難行為は業務に付随する行為と認められ、業務災害として労災保険給付の対象となる。

事例３　地震により発生した津波により、事業場が水没等し、被災した場合

海岸線に近接する事業場が、津波により押し流されたり水没した場合には、事業場の立地環境等の危険が現実化したと認められ、業務災害として労災保険給付の対象となる。

また、船員が船舶に乗り込んでいる場合に、津波により被災したときは、業務に内在する危険が現実化したと認められ、業務災害として労災保険給付の対象となる。

事例４　地震による被災者の救助等の緊急行為に従事中に被災した場合

事業主の命令により、地震による被災者の救助を行う等の緊急行為に従事し、被災した場合は労災保険給付の対象となる。

また、事業主の命令がない場合であっても、同僚労働者の救護、事業場施設の防護

等の緊急行為に従事する労働者は、上記と同様に業務として取り扱う。
なお、事業主の命令のない場合で、同僚労働者以外の救護等あっても、社会通念上必要とされる一定の要件を満たす場合には、業務として取り扱う。
（参考「緊急行為の取扱いについて」（平成21年7月23日付け基発0723第14号））

(2) 通勤災害

事例１　通勤途上で列車利用中、脱線し被災した場合

通勤途上において、利用中の列車が脱線したことは、通勤に通常内在する危険が現実化したものと認められ、通勤災害として労災保険給付の対象となる。

事例２　通勤途上で海岸線の国道を車で移動中、津波に巻き込まれ被災した場合

通勤途上において津波に巻き込まれ被災した場合は、海岸に近い国道を通勤する労働者にとって、津波による災害を被る危険性が現実化したものと認められ、通勤災害として労災保険給付の対象となる。

別添２

被災された労働者及びそのご遺族の皆様へ

労働者の方が仕事や通勤が原因で被災された場合には、ご本人やご遺族の方に「労災保険制度」により補償が行われます。

給付内容等についてご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へお問い合わせ下さい。

１　今回の地震に関する労災補償の考え方について

仕事中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等、業務が原因で被災された場合は、労災補償の対象となります。

通勤途上で被災された場合も、業務災害と同様に労災補償の対象となります。

２　労災保険の請求について

被災された労働者の方やそのご遺族の方が請求を行っていただいた上で、労災保険の対象となるか否かの調査を行います。

労災請求については、被災された労働者の方が所属していた事業場を管轄する労働基準監督署で受け付けておりますが、今回の地震によるケガや死亡等に関する請求については、全国のすべての監督署で受け付け、所轄の監督署に回送しております。また、労働局の実施する出張相談等の場でも請求書を受け付けております。

※　やむを得ない事情により医師や事業主の証明を受けられない場合や所定の請求書が入手できない場合でも、任意の様式により受け付けております。

３　労災保険の認定手続について

ご提出いただいた請求書に基づき、労働基準監督署で被災状況など調査した上で、労災の対象となるか否かの認定を行うことになりますので、労災請求に当たっては、身分や賃金の額がわかる資料（社員証、賃金明細書など）を用意していただくようお願いします。

なお、これらがない場合には、以下の事項について、可能な範囲で関係者からの聞き取りなどにより労災保険の対象となるかを判断しますので、ご協力お願いします。

①　労災保険の対象となる会社か否か
②　被災された方は労働者であるか否か
③　仕事や通勤が原因で被災されたか否か
④　毎月の給与や賞与の額
⑤　家族の状況や生計の維持など

東北地方太平洋沖地震～業務上外等調査票

別添3

局:　　署:　　事業場名:

		調査事項			判断 (推定される内容を簡潔に記載)	決裁	
		入手資料	客観的資料がない場合			課長・次長	署長
			対象者	概要(聴取内容を簡潔に記載)			
適用事業場	・業種 (　　) ・労働者数 (　　人) ・名称・所在地	・納税証明書 ・契約書等 ・その他 (　　) ・資料なし	・事業主 ・請求人 ・同僚労働者 ・取引先 ・その他 (　　)		・適用事業場 ・暫定任意適用事業場		
労働者性	・役職: ・代表権の有無: ・報酬の額・単位:	・社員証 ・社会保険証 ・賃金明細書 ・源泉徴収書 ・その他(　　) ・資料なし	・事業主 ・請求人 ・同僚労働者 ・取引先 ・その他 (　　)		・労働者 ・労働者以外 (　　)		
					担当者氏名		

東北地方太平洋沖地震～業務上外等調査票

	調査事項				判断 （推定される内容を簡潔に記載）	決裁	
		入手資料	客観的資料がない場合			課長・次長	署長
			対象者	概要（聴取内容を簡潔に記載）			
業務遂行性 業務起因性	・始業時刻： ・終業時刻： ・休憩時間： ・事業場所在地と居住地間の所要時間： ・出張： （用務先・宿泊先）	・就業規則 ・その他 （　　） ・資料なし	・事業主 ・請求人 ・同僚労働者 ・取引先 ・その他 （　　）		・業務遂行性 （ 有 ・ 無 ） ・業務起因性 （ 有 ・ 無 ）		
給付基礎日額	・賃金額	・賃金台帳 ・賃金明細書 ・源泉徴収所得税調査簿等 ・家計簿 ・預貯金通帳 ・その他 （　　） ・資料なし	・事業主 ・請求人 ・同僚労働者 ・その他 （　　）		・給付基礎日額 （　　）		

基発０３２４第１号
職発０３２４第９号
平成 23 年３月 24 日

都道府県労働局長　殿

労働基準局長
（公印省略）
職業安定局長
（公印省略）

「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について

東北地方太平洋沖地震による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金関係の対策については、「東北地方太平洋沖地震に係る労働保険料等の納期限の延長等について」（平成 23 年３月 14 日付け基発第 0314 第１号）及び「東北地方太平洋沖地震に係る障害者雇用納付金の納付期限の延長等について」（平成 23 年３月 15 日付け職発 0315 第２号）により通知したところであるが、本日、別紙１のとおり、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（平成 23 年厚生労働省告示第 66 号）が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記１のとおりであるので、下記２及び３の内容と併せて御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、平成 23 年３月 24 日付けで独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、下記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に照会していただくよう御対応いただきたい。

記

１　納期限の延長等関係

（１）納期限の延長の対象となる労働保険料等

納期限の延長の対象となる労働保険料等は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域（以下「指定地域」という。）に所在地を有する事業主若しくは平

成23年3月11日において指定地域にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合（以下「特定事務組合」という。）又は特定事務組合に労働保険事務を委託している事業主（以下「事業主等」という。）に係るもので、災害の発生した日（平成23年3月11日）から延長後の納期限までの間（以下「納期限の延長期間」という。）に納期限が到来するものであること。（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第30条、国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条）

（2）納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金

納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第62条に規定する「納付金その他この款の規定による徴収金」をいう。以下同じ。）は、指定地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、災害の発生した日（平成23年3月11日）から延長後の納付期限までの間に納付期限が到来するものであること。（障害者の雇用の促進等に関する法律第62条、国税通則法第11条）

（3）延長後の納期限等について

指定地域に係る延長後の労働保険料等の納期限及び障害者雇用納付金の納付期限は、災害のやんだ日から2か月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

（4）督促状の送付等について

納期限が延長された労働保険料等に係る督促状は、納期限の延長期間内は送付しないこと。

また、平成22年度概算保険料を延納している事業主等に係る第3期分保険料に係る督促状については、本日時点で未だ送付していない場合には、別紙2の「お知らせ」を同封の上送付すること。既に送付している場合には、事業主等からの問い合わせ等に対して丁寧に説明するとともに、「お知らせ」を各都道府県労働局ホームページに掲載する、局署所において設置・配布・掲示するなどにより事業主等への周知を図ること。

なお、納付期限が延長された障害者雇用納付金に係る納入告知書及び督促状については、別添のとおり独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長宛てに通知していること。

2　個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置

指定地域外に所在地を有する事業主又は労働保険事務組合であっても、徴収法第30条の規定によりその例によることとされる国税通則法第46条の規定に基づき、都道府県労働局長（歳入徴収官）は、労働保険料等を納付すべき事業主等の個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認めた場合には、当該労働保険料等の納付猶予を行うことができる。

なお、具体的な取扱いについては、別途通知することとする。

また、障害者雇用納付金に係る納付猶予措置については、別添のとおり独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長宛てに通知していること。

3　相談等に係る対応について

被災に伴い、労働保険料等及び障害者雇用納付金に関する相談等で来庁された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、納期限の延長又は納付の猶予が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。

【別紙１】

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○平成十二年から平成二十一年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（二七）　二

○平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二八）　四

○放送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九）　四

○放送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令（三〇）　五

○薬事法施行令の一部を改正する政令（三一）　五

〔告　示〕

○原戸籍の一部が滅失した件（法務一三六）　四

○除籍の一部が滅失した件（同一三七）　五

○原戸籍が滅失した件（同一三八）　五

○除籍が滅失した件（同一三九）　五

○日本国に帰化を許可する件（同一四〇）　六

○食糧援助に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務八六）　六

○食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（同八七）　六

○リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同八八）　六

○国道一号線アワシュ橋架け替え計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同八九）　六

○日本薬局方の全部を改正する件（厚生労働六五）　七

○青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（同六六）　七

○農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（農林水産六四八）　七

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項等を指定する件（同六四九）　七

○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通二九九）　七

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、検定機関の登録を更新した件（同三〇〇）　八

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁二）　八

○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（同三～五）　八

○航路標識に関する件（海上保安庁七五～七九）　八

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条の二第三項第三号及び第十条の四第三項第三号の規定に基づき環境大臣が定める認証制度を定める件を廃止する件（環境一七）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所　一二

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕

官庁事項

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十六条第二項の規定による閲覧所を定めた件（平成十三年三月二十三日会計検査院公示第一号）を廃止し、公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき事務所の場所を公示する件（会計検査院公示二）　一二

〔公　告〕

国家試験

労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者（厚生労働省）　二

諸事項

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二

会社その他　三

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

○外務省告示第八十七号

平成二十三年三月四日にワガドゥグーで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

平成二十三年三月二十四日

外務大臣　松本　剛明

1. 援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
2. 贈与額　七億六千万円
3. 贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4. 署名者

日　本　側　杉浦勉在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　ミナタ・サマテ・セスマ外務・域内協力大臣付域内協力担当副大臣

平成二十三年三月二十四日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第八十八号

平成三十三年三月八日にモンロビアで、リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

平成二十三年三月二十四日

外務大臣　松本　剛明

1. 援助の目的及び内容　小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2. 贈与額　三億四百万円
3. 署名者

日　本　側　片上慶一在リベリア大使

国際連合児童基金側　イザベル・クローリー在リベリア事務所代表

○外務省告示第八十九号

平成二十三年三月八日にアディスアベバで、国道一号線アワシュ橋架け替え計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

平成二十三年三月二十四日

外務大臣　松本　剛明

1. 援助の目的及び内容　国道一号線アワシュ橋架け替え計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入
2. 贈与の限度額　四千五百万円
3. 贈与の供与期限　平成二十五年十月三十一日まで
4. 署名者

日　本　側　岸野博之在エチオピア大使

エチオピア側　アーメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣

○厚生労働省告示第六十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、日本薬局方（平成十八年厚生労働省告示第二百八十五号）の全部を改正する告示を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正前の日本薬局方（以下「旧薬局方」という。）に収められていた医薬品（この告示による改正後の日本薬局方（以下「新薬局方」という。）に収められているものに限る。）であって同日において現に同法第十四条第一項の規定による承認を受けているもの（同年三月三十一日において、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第百四号）により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品（以下「承認を要しない医薬品」という。）を含む。）については、平成二十四年九月三十日までは、旧薬局方で定める名称及び基準（当該医薬品に関する部分に限る。）は新薬局方で定める名称及び基準とみなすことができるものとし、新薬局方に収められている医薬品（旧薬局方に収められていたものを除く。）であって平成二十三年四月一日において現に同項の規定による承認を受けている医薬品（承認を要しない医薬品を含む。）については、平成二十四年九月三十日までは、新薬局方に収められていない医薬品とみなすことができるものとする。

平成二十三年三月二十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

（次のよう）は省略し、新薬局方の全文を厚生労働省医薬食品局審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省告示第六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第二十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第二十八条第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）及び厚生年金特例法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であって当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについては、その期限を別途厚生労働省告示で定める期日まで延長する。

平成二十三年三月二十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

指定地域
青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県

○農林水産省告示第六百四十九号

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三条第一項及び第三十四条の三第一項の規定に基づき、昭和三十年十月一日農林省告示第七百七十八号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項、地域を単位とした当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年三月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

【別紙２（第３期督促状同封用）】

事業主、船舶所有者、労働者の皆様へ

労働保険料の納期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

１　労働保険料等の納期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害の甚大さに鑑み、次の①の地域における②の労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

①　次の県内に所在地を有する事業場及び船舶所有者が納付するもの（当該県内に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）

〔　**青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県**　〕

②　平成２３年３月１１日以降に納期限が到来するもの

（**今回、事務処理の都合上、督促状を送付しておりますが、督促状に印字されている指定期限についても、後日別途お知らせする年月日まで延長されます。**）

２　延長後の労働保険料等の納期限について

災害のやんだ日から２ヵ月以内の日を定めることとしておりますが、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしていることから、決定次第お知らせいたします。

平成２３年３月　　日

【お問い合わせ先】
○○労働局労働保険徴収（課）室
TEL　0000－00－0000

【別添】

職発０３２４第８号
平成２３年３月２４日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長　殿

厚生労働省職業安定局長

「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について

東北地方太平洋沖地震による被害に対する障害者雇用納付金関係の対策については、「東北地方太平洋沖地震に係る障害者雇用納付金の納付期限の延長等について」（平成23年３月15日付け職発0315第１号）により通知したところであるが、本日、別紙１のとおり、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（平成23年厚生労働省告示第66号）が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記１のとおりであるので、下記２及び３の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

１　納付期限の延長等関係

（１）納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金

納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第62条に規定する「納付金その他この款の規定による徴収金」をいう。以下同じ。）は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域（以下「指定地域」という。）内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、災害の発生した日（平成23年３月11日）から延長後の納期限までの間に納付期限が到来するものであること。（障害者の雇用の促進等に関する法律第62条、国税通則法第11条）

（２）延長後の納付期限について

指定地域に係る延長後の納付期限は、災害のやんだ日から２か月以内の日が定

められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

（3）督促状の送付等について

納付期限が延長された障害者雇用納付金に係る督促状は、納付期限の延長の期間内は送付しないこと。

災害の発生した日の前日までに納付すべき納付金を延納している事業主に係る督促状については、本日時点で未だ送付していない場合には、別紙2の「お知らせ」を必ず同封して送付すること。既に送付している場合には、事業主等からの問い合わせ等に対して丁寧に説明するとともに、「お知らせ」をホームページに掲載する、窓口に掲示・配布するなどにより事業主等への周知を図ること。

また、納付期限が延長された納付金にかかる納入告知書については、延長前の納付期限により作成し、当該納付金の納付期限が延長された旨の「お知らせ」（別紙2）を同封して送付すること。

2　個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置

指定地域外に主たる事務所の所在地を有する事業主であっても、障害者雇用促進法第62条の規定によりその例によることとされる国税通則法第46条の規定に基づき、納付金を納付すべき事業主の個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認めた場合には、当該障害者雇用納付金の納付猶予を行うことができる。

3　相談等に係る対応について

被災に伴い、障害者雇用納付金に関する相談等で来所された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、納付期限の延長又は納付の猶予が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○平成二十二年から平成二十一年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（二七）　二

○平成二十二年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二八）　四

○放送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九）　四

○放送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令（三〇）　五

○薬事法施行令の一部を改正する政令（三一）　五

〔告　示〕

○原戸籍の一部が滅失した件（法務一三六）　四

○除籍の一部が滅失した件（同一三七）　四

○原戸籍が滅失した件（同一三八）　四

○除籍が滅失した件（同一三九）　四

○日本国に帰化を許可する件（同一四〇）　五

○食糧援助に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務八六）　五

○食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（同八七）　六

○リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同八八）　六

○国道一号線アワシュ橋架け替え計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同八九）　六

○日本薬局方の全部を改正する件（厚生労働六五）　七

○青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（同六六）　七

○農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（農林水産六四八）　七

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項等を指定する件（同六四九）　七

○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通二九九）　七

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、検定機関の登録を更新した件（同三〇〇）　八

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁二）　八

○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（同三～五）　八

○航路標識に関する件（海上保安庁七五～七九）　八

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条の二第三項第三号及び第十条の四第三項第三号の規定に基づき環境大臣が定める認証制度を定める件を廃止する件（環境一七）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所　一一

〔皇室事項〕　一一

〔官庁報告〕

官庁事項

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十六条第二項の規定による閲覧所を定めた件（平成十三年三月二十三日会計検査院公示第一号）を廃止し、公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき事務所の場所を公示する件（会計検査院公示二）　一二

国家試験

労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者（厚生労働省）　一二

〔公　告〕

諸事項

裁判所　一二

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

会社その他　一三

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

○外務省告示第八十七号

平成二十三年三月四日にワガドゥグーで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1. 援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
2. 贈与額　七億六千万円
3. 贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4. 署名者
日　本　側　杉浦勉在ブルキナファソ大使
ブルキナファソ側　ミナタ・サマテ・セスマ外務・域内協力大臣付域内協力担当副大臣

平成二十三年三月二十四日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第八十八号

平成二十三年三月八日にモンロビアで、リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1. 援助の目的及び内容　小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2. 贈与額　三億四百万円
3. 署名者
日　本　側　片上慶一在リベリア大使
国際連合児童基金側　イザベル・クローリー在リベリア事務所代表

平成二十三年三月二十四日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第八十九号

平成二十三年三月八日にアディスアベバで、国道一号線アワシュ橋架け替え計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1. 援助の目的及び内容　国道一号線アワシュ橋架け替え計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入
2. 贈与の限度額　四千五百万円
3. 贈与の供与期限　平成二十五年十月三十一日まで
4. 署名者
日　本　側　岸野博之在エチオピア大使
エチオピア側　アハメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣

平成二十三年三月二十四日

外務大臣　松本　剛明

○厚生労働省告示第六十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、日本薬局方（平成十八年厚生労働省告示第二百八十五号）の全部を改正する告示を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正前の日本薬局方（以下「旧薬局方」という。）に収められていた医薬品（この告示による改正後の日本薬局方（以下「新薬局方」という。）に収められているものに限る。）であって同日において現に同法第十四条第一項の規定による承認を受けているもの（同年三月三十一日において、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第百四号）により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品（以下「承認を要しない医薬品」という。）を含む。）については、平成二十四年九月三十日までは、旧薬局方で定める名称及び基準（当該医薬品に関する部分に限る。）は新薬局方で定める名称及び基準とみなすことができるものとし、新薬局方に収められている医薬品（旧薬局方に収められていたものを除く。）であって平成二十三年四月一日において現に同項の規定による承認を受けている医薬品（承認を要しない医薬品を含む。）については、平成二十四年九月三十日までは、新薬局方に収められていない医薬品とみなすことができるものとする。

平成二十三年三月二十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

（次のよう）は省略し、新薬局方の全文を厚生労働省医薬食品局審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省告示第六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項の規定により厚生労働大臣が定める基準に従い、厚生労働大臣が定める者を、厚生労働大臣が定める期間、厚生労働大臣が定める事業所において使用する場合を定める件

平成二十三年三月二十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

（次のよう）は省略し、厚生労働大臣が定める者は、厚生労働省年金局事業企画課長とする。）

○厚生労働省告示第六十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、日本薬局方（平成十八年厚生労働省告示第二百八十五号）の全部を改正する告示を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正前の日本薬局方（以下「旧薬局方」という。）に収められていた医薬品（この告示による改正後の日本薬局方（以下「新薬局方」という。）に収められているものに限る。）であって同日において現に同法第十四条第一項の規定による承認を受けているもの（同年三月三十一日において、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第百四号）により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品（以下「承認を要しない医薬品」という。）を含む。）については、平成二十四年九月三十日までは、旧薬局方で定める名称及び基準（当該医薬品に関する部分に限る。）は新薬局方で定める名称及び基準とみなすことができるものとし、新薬局方に収められている医薬品（旧薬局方に収められていたものを除く。）であって平成二十三年四月一日において現に同項の規定による承認を受けている医薬品（承認を要しない医薬品を含む。）については、平成二十四年九月三十日までは、新薬局方に収められていない医薬品とみなすことができるものとする。

平成二十三年三月二十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

（次のよう）は省略し、新薬局方の全文を厚生労働省医薬食品局審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省告示第六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項の規定により厚生労働大臣が定める基準に従い、厚生労働大臣が定める者を、厚生労働大臣が定める期間、厚生労働大臣が定める事業所において使用する場合を定める件

平成二十三年三月二十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

（次のよう）は省略し、厚生労働大臣が定める者は、厚生労働省年金局事業企画課長とする。）

○農林水産省告示第六百四十九号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項、地域を単位とした当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年三月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一の家畜共済診療点数表を次のように改める。

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十八号

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三条第一項及び第三十四条の三第一項の規定に基づき、昭和三十年十月一日農林省告示第七百七十八号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であって当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについては、その期限を別途厚生労働省告示で定める期日まで、延長する。

平成二十三年三月二十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

指定地域
青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県

【別紙２】

事業主の皆様へ

障害者雇用納付金の納付期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

１　障害者雇用納付金の納付期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害に対応するために、次の①及び②に該当する障害者雇用納付金については、その納付期限が延長されることとなりました。

① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に、主たる事務所の所在地を有する事業主が納付するもの

② 平成２３年３月１１日以降に納付期限が到来するもの
（督促状の指定期限が平成２３年３月１１日以降である場合を含みます。）

２　延長後の障害者雇用納付金の納付期限について

災害のやんだ日から２ヵ月以内の日が定められますが、具体的な期限は、災害の復旧状況等を踏まえ、今後検討されることとなっており、後日、決定され次第お知らせいたします。

平成２３年３月　　日

【お問い合わせ先】
○○○○
℡　0000－00－0000

基労徴発0324第３号
平成２３年３月２４日

全国社会保険労務士会連合会会長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長

「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について

このたび、東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に、心から御見舞い申し上げます。

また、平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

東北太平洋沖地震の被災地域に対する労働保険料関係の対策につきましては、本年３月１５日に御協力を依頼したところですが、本日、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」が告示され、各都道府県労働局に対し、別添のとおり通知を発出しております。

つきましては、本件について、社会保険労務士の皆様への周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

基労徴発第０３２４第１号
平成 23 年 3 月 24 日

都道府県労働局総務部長（労働保険徴収部長）　殿

労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長

「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の具体的取扱い等について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に係る対応として制定された「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（平成 23 年厚生労働省告示第 66 号。以下「期限延長告示」という。）については、「「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定について」（平成 23 年３月 24 日基発第 0324 第１号・職発第 0324 第９号）により通知したところであるが、その詳細な取扱いは下記のとおりであるので、貴下職員に対して周知徹底を図り、事務処理に遺漏のないようお願いする。

記

1　労働保険料等の申告・納期限等の延長措置

（１）趣旨

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）第 30 条の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条及び国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第３条第１項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県（以下「指定地域」という。）内に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成 23 年３月 11 日において指定地域内に主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主等に係る労働保険料等に関する申告書の提出、納付又は徴収の期限が３月 11 日以降に到来するものについては、東北地方太平洋沖地震に伴う災害状態の終了後２か月以内で厚生労働大臣が別に定めて告示する期日までその期限を延長することとしたこと。

（２）延長の対象となる労働保険料等

期限延長告示により、次の①～④の労働保険料等に係る申告・納期限等が延長されるものであること。

① 指定地域内に所在する事業場の事業主（指定地域外に主たる事務所が所在する労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業場の事業主を含む。）に係る労働保険料等

② 指定地域内に主たる事務所が所在する労働保険事務組合が事業主(事業場の所在地は指定地域の内外を問わない。)から労働保険事務の委託を受けている労働保険料等

③ 指定地域内に継続事業の一括に係る指定事業がある場合、当該地域外の被一括事業に係る労働保険料等を含む一括された全ての労働保険料等

④ 指定地域内に有期事業の一括事業がある場合、当該地域外の一括された有期事業に係る労働保険料等を含む一括された全ての労働保険料等

(3) 延長の対象とならない労働保険料等

次の①～④については、申告・納期限等の延長の対象とならないものであること。

① 指定地域外に所在する事業場の事業主(指定地域内に主たる事務所が所在する労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業場の事業主を除く。)に係る労働保険料等

② 指定地域外に主たる事務所が所在する労働保険事務組合に委託している指定地域外の事業場の事業主に係る労働保険料等

③ 指定地域外に継続事業の一括に係る指定事業がある場合の当該一括された全ての労働保険料等(被一括事業が指定地域内に所在する場合における被一括事業に係る労働保険料等を含む。)

④ 指定地域外に有期事業の一括事業がある場合の当該一括されたすべての労働保険料等(一括された有期事業が指定地域内に所在する場合における一括された有期事業に係る労働保険料等を含む。)

(4) 延長の対象となる期限

① 労働保険料等の申告書の提出期限

② 労働保険料等の納付の期限

③ その他徴収金の徴収に係る期限

(5) 事業主に対する周知について

事業主に対する周知に当たっては、別紙1の「お知らせ」を活用することとし、各都道府県労働局ホームページへの掲載、局署所における設置・配布・掲示、報道機関への情報提供の方法によるほか、当該事業主等の電話照会又は来庁の際等に十分な周知を行うこと。

(6) 既に納付書を発送している事業主に係る対応について

第4期保険料(有期事業のうち事業が翌年度も継続するもの)に係る納付書については、既に発送されているところであるが、事業主等から問い合わせがあった際には納期限の延長の措置等について十分な説明を行い、理解を得ること。

2 納付の猶予関係

(1) 災害が発生した日に納期限が到来していない労働保険料等について

指定地域外の事業主等であっても、災害により事業主がその財産につき相当な損失を受けたときには、災害が発生した日以降に納付期限が到来する労働保険料等で、納付期限内に納付することが困難と認められる労働保険料等について、事業主等からの申請に基づき、その労働保険料等の納付を1年以内に限り猶予することができること。(徴収法第30条、国税通則法第46条第1項)

なお、「相当な損失」の範囲及びその納付猶予の期間は、「「徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）」の改訂について」（平成20年3月31日基発第0331008号）の別添（以下「手引」という。）第1章第4節第3の2（2）②「納付猶予の期間」の定めにかかわらず、納付者の全財産の価額に占める東北地方太平洋沖地震の被災による被害の損失の額の割合（損失の割合）が、概ね20%以上の場合について、納期限の翌日から1年以内とする。

また、保険金又は損害賠償金その他これに類するもの（見舞金を除く。）により補てんされた又は補てんされるべき金額は上記の損失の額から控除すること。

（2）災害が発生した日に納期限の到来している労働保険料等について

東北地方太平洋沖地震による被害により、労働保険料等の納付者が、その財産につき損害を受け、その該当する事実に基づき、労働保険料等を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、事業主の申請に基づき、1年以内の期間猶予することができること（国税通則法第46条第2項）。

（3）その他

労働保険料等の納付猶予の事務処理方法等については、別紙2の「東北地方太平洋沖地震に伴う労働保険料等の納付猶予に係る事務処理方」及び手引第1章第4節第3「納付猶予」の項を参照すること。

3　相談等に係る対応について

被災に伴い、労働保険料等に関する相談等で来庁された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、納期限の延長又は納付の猶予が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。

【別紙１　一般用】

事業主、船舶所有者、労働者の皆様へ

労働保険料の納期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

１　労働保険料等の納期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害の甚大さに鑑み、次の①の地域における②の労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

①　次の県内に所在地を有する事業場及び船舶所有者が納付するもの
（当該県内に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）

［　青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県　］

②　平成２３年３月１１日以降に納期限が到来するもの
（督促状の指定期限が当該期日以降である場合を含みます。）

２　延長後の労働保険料等の納期限について

災害のやんだ日から２ヵ月以内の日を定めることとしておりますが、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしていることから、決定次第お知らせいたします。

平成２３年３月　　日

【お問い合わせ先】
○○労働局労働保険徴収（課）室
TEL　0000－00－0000

【別紙２】

東北地方太平洋沖地震に伴う労働保険料等の納付猶予に係る事務処理方要領

平成23年３月

目　　次

ホームページお知らせ文例・・・・・・・・・・・1

納付猶予申請の流れ図・・・・・・・・・・・・・・2

承認決定通知書・不承認決定通知書・承認取消決定通知書に対する不服申立ての教示文・・・・・・・・3

納付猶予の承認に当たっての考え方（国税通則法第46条第1項関係）・・・・・・・・・・・・・・・4

「東北地方太平洋沖地震の被害に伴い労働保険料等の納付猶予を希望される事業主のみなさまへ」

○○労働局

震災によって事業財産に損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

1　対象となる事業主

東北地方太平洋沖地震による被害により、事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）に相当の損失（おおむね20%以上）を受けた事業主の方が対象になります。

2　対象となる労働保険料等

上記１の事業主の方のうち、損失を受けた日以後１年以内に納付する額が確定している労働保険料等の全部又は一部が対象となります。

3　必要となる手続き

納付の猶予を受けるためには、○○労働局又は県内の労働基準監督署に「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出していただく必要がございます。

なお、年度更新の申告書の提出とともに納付猶予の申請を行うことも可能ですが、被害額が申告書の提出までに確定しない場合は、災害が止んだ日から２ヶ月以内に申請していただくことになります。また、「災害が止んだ日から２ヶ月」の期限は、別途、○○労働局長よりお知らせいたします。

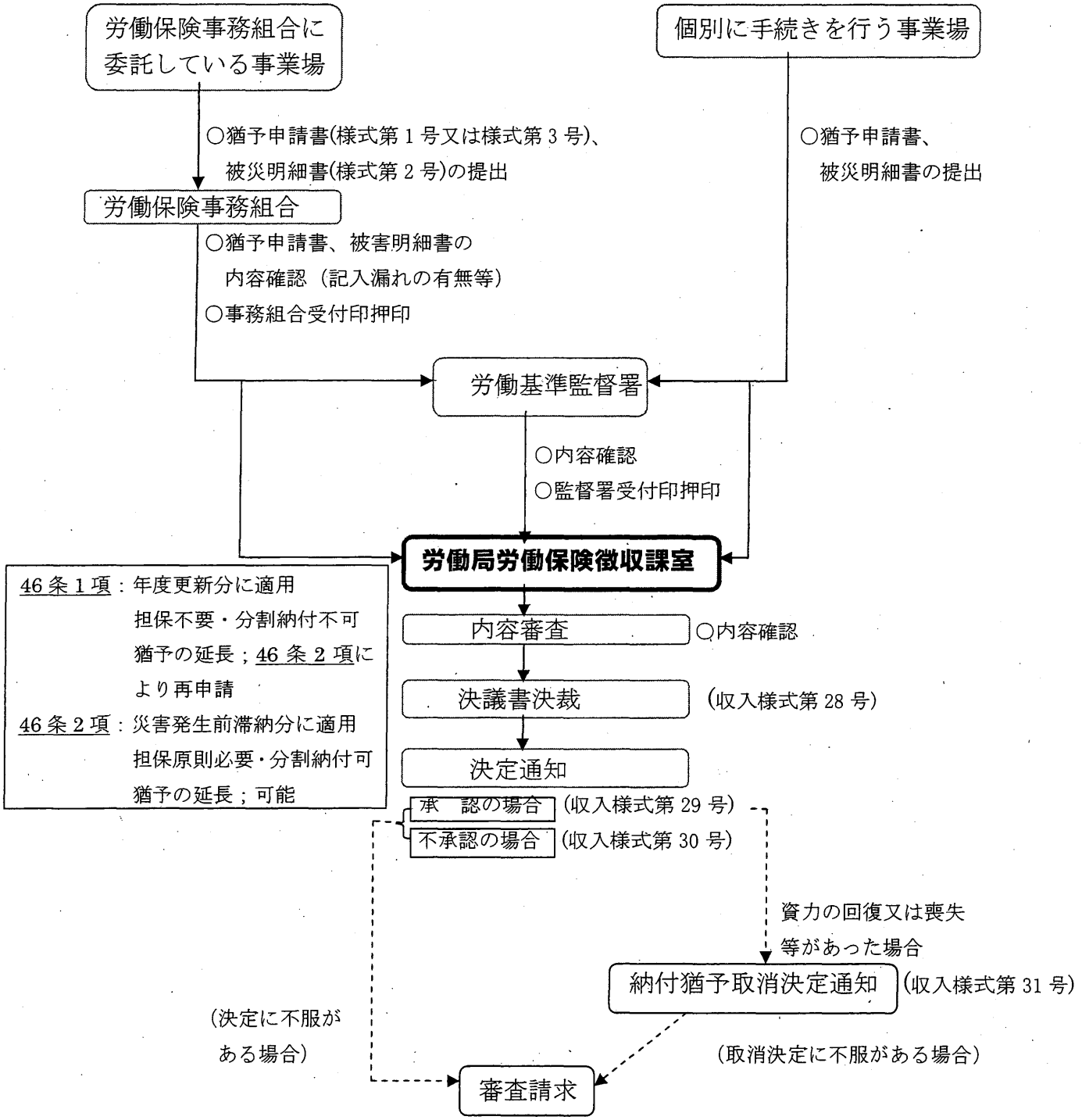
4　必要書類の入手方法

申請に必要な「納付猶予申請書」及び「被災明細書」は、○○労働局又は県内の労働基準監督署にございます。

また、こちらからダウンロードすることも可能です。

その他ご不明な点等につきましては、○○労働局又は最寄りの労働基準監督署（電話番号はこちらをご覧ください。）までご相談ください。

納付猶予申請の流れ



（注）猶予期間は納期限の翌日から１年以内。

承認決定通知・不承認決定通知・承認取消決定
通知に対する不服申立ての教示文について

申請者あて送付する各決定通知の裏面に、下記の文面を印刷すること。

記

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対し審査請求をすることができます（なお、この期限内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求できません。）

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この審査請求についての裁決を経た後に、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東京地方裁判所又は宮崎地方裁判所又は福岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この期限内であっても、裁決があった日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えは提起できません。）。

なお、処分の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

納付猶予の承認に当たっての考え方（国税通則法第46条第1項関係）

（1）国税通則法第46条第1項にいう「相当な損失」とは、災害による損失の額が納付者の全積極財産（負債を除く資産）の価値に占める割合が、おおむね２０％以上の場合をいう。

（2）ただし、災害により損失を受けた財産が生活の維持又は事業の継続に欠くことのできない重要な財産（有形固定資産・棚卸資産等）である場合には、上記の損失の割合はその重要な財産の区分ごとに判定しても差し支えない。

（3）労働局長は、納付者の納付能力を個別に調査することなく被害財産の種類及びその損失の程度により猶予期間を決める。

（4）被害割合を算定する場合における総資産の額、有形固定資産の額、棚卸資産の額及び被害資産の額は、時価により算出するが、時価計算によることが困難な場合には、簿価計算によって差し支えない。

なお、保険金その他これに類するものにより補填される金額は、上記損失の額から控除する。

有形固定資産の例：土地、建物、機械、車両等
棚卸資産の例：商品、製品、原材料、消耗品で貯蔵中のもの等

時価：「時価とは、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に、通常成立すると認められる価額をいう」（財産評価基準通達１）
簿価：取得原価から減価償却累計額を差し引いた額

（参考例）

土　　地：地価公示法に基づく地価公示価格
建　　物：不動産鑑定価格
機械・車両等：再取得原価
棚卸資産：正味売却価額（売却市場の市場価格に基づく価額又は期末前後の販売実績に基づく価額－見積追加製造原価－見積販売直接経費）

(様式第1号)[災害猶予用]

労働保険料等納付猶予申請書

整理番号	A	

平成　　年　　月　　日

労働保険特別会計歳入徴収官　　○○労働局長　　殿

申請者 住　　所

事業所名

電話:(　　)－(　　)－(　　)

代表者職氏名　　印

国税通則法第46条1項の規定により、下記のとおり労働保険料等の納付猶予を申請します。

①	平成　　年度	厚生労働省所管	労働保険特別会計	労働保険番号	府県		所掌	管轄	基幹番号						枝番号			
					4	5												
②	納付すべき労働保険料等の年度・期別・金額及び納期限	平成　年度	期	保険料等の額				円	法定納期限	平成　年　月　日								
		平成　年度	期	保険料等の額				円	法定納期限	平成　年　月　日								
		平成　年度	期	保険料等の額				円	法定納期限	平成　年　月　日								
③	納付猶予を受けようとする理由																	
④	猶予を受けようとする金額及び希望する猶予期間	平成　年度	期	猶予を希望する額	全部・一部(どちらかに○)		一部の場合	円	※ 猶予後の納期限	※ 平成　年　月　日								
		平成　年度	期	猶予を希望する額	全部・一部(どちらかに○)		一部の場合	円	※ 猶予後の納期限	※ 平成　年　月　日								
		平成　年度	期	猶予を希望する額	全部・一部(どちらかに○)		一部の場合	円	※ 猶予後の納期限	※ 平成　年　月　日								
⑤	財産の種類ごとの損失の程度及びその他の被害状況	別添様式第2号「被災明細書」のとおり。																

注 1. この申請書は、災害により事業財産に相当の損失を受けた事業主が労働保険料等の納付猶予の申請するときに、労働保険番号ごとに提出してください。
2. ④の猶予を受けようとする労働保険料等について、全部か一部かどちらかを○で囲み、一部の場合はその金額を記入してください。 3. ④の※の欄は記入しないでください。

受付印

労働保険事務組合の　名称

所在地

代表者氏名　　印

(様式第2号)

被　　災　　明　　細　　書

整理番号	A	

平成　　年　　月　　日

住　　所

事 業 場 名

代表者職氏名　　印

被害前の事業財産　(注1)		被　害　財　産				損害割合(注3)	備　考
① 事業財産の種類	②価格(万円)(注2)	③被害の程度	④損害額(万円)	⑤左記④に対して保険金等により補てんされる額(万円)	⑥差引実損害額(万円)	[⑥／②×100%]	
合　　計							

注1.「被害前の全財産」は、事業運営のため直接必要な財産に限ります。　2.「②価格」は、被災時の時価で記載してください

3.「損害割合」は②と⑥「合計」で算出してください(小数点以下は切り上げ)。

(様式第3号)[一般猶予用]

労働保険料等納付猶予申請書

整理番号	B	

平成　　年　　月　　日

労働保険特別会計歳入徴収官　　○○労働局長　　殿

申請者 住　　所

事業所名

電話:(　　)－(　　)－(　　)

国税通則法第46条2項の規定により、下記のとおり労働保険料等の納付猶予を申請します。　　代表者職氏名　　印

①	平成　　年度	厚生労働省所管	労働保険特別会計	労働保険番号	府県 4 5	所掌	管轄	基幹番号			枝番号	
②	納付すべき労働保険料等の年度・期別・金額及び納期限	平成　年度	期	保険料等の額	円		法定納期限	平成　年　月　日			納付計画希望の有・無	
		平成　年度	期	保険料等の額	円		法定納期限	平成　年　月　日			納付期日	納付金額(円)
		平成　年度	期	保険料等の額	円		法定納期限	平成　年　月　日			平成　年　月　日	
③	納付猶予を受けようとする理由										平成　年　月　日	
④	納付猶予を受けようとする期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで　月間									平成　年　月　日	
⑤	猶予を受けようとする労働保険料等の金額及び希望する猶予期間	平成　年度	期	猶予を希望する額	円		備考				平成　年　月　日	
		平成　年度	期	猶予を希望する額	円						平成　年　月　日	
		平成　年度	期	猶予を希望する額	円						平成　年　月　日	
		平成　年度	期	猶予を希望する額	円						平成　年　月　日	
⑥	担保										平成　年　月　日	
											平成　年　月　日	
											平成　年　月　日	
											平成　年　月　日	
											平成　年　月　日	
											合計金額	

注　1　この申請書は、納付期限を経過した労働保険料等の納付の猶予を受けようとするときに使用してください。

2　申請書は複数の労働保険番号がある場合には、労働保険番号ごとに提出してください。

3　納付猶予の労働保険料等の合計が50万円を超える場合には、抵当権等が設定されていない不動産の抵当権を設定するために必要な書類(不動産登記簿及び固定資産税評価明細書)などの担保を提出してください。

受付印

（収入様式第28号）

納付猶予（承認／不承認／取消）決議書

整理番号	－

平成　年度	厚生労働省所管	労働保険特別会計	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	発議	平成　年　月　日
猶予納付期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで［詳細猶予期日は「納付猶予金の内訳」欄記載の納期限まで］								決議	平成　年　月　日

納入者	住所	
	氏名	

承認
左のとおり納付猶予を 不承認 してよい。
取消

歳入徴収官　○○労働局長	

部長	課室長	課室長補佐	係長	係

納付猶予　承認／不承認／取消　事由	

納付猶予金の内訳	種類（科目）	区（期）分	法定納期限	調査決定年月日	納付猶予後の納期限	納付猶予金額（円）	申請書提出年月日	平成　年　月　日
			年　月　日	年　月　日	年　月　日		実地調査年月日	平成　年　月　日
			年　月　日	年　月　日	年　月　日		滞納処分票整理年月日	平成　年　月　日
			年　月　日	年　月　日	年　月　日		通知書発送年月日	平成　年　月　日
			年　月　日	年　月　日	年　月　日		差押（解除）年月日	平成　年　月　日
			年　月　日	年　月　日	年　月　日		担保提供年月日	平成　年　月　日

添付書類		摘要	

(収入様式第29号)[災害猶予用]

納　付　猶　予　決　定　通　知　書

貴殿より申請のありました下記労働保険料等に係る納付申請については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第30条及び国税通則法第47条の規定により、下記「納付猶予後の納期限」記載の期日まで納付猶予することを承認します。

なお、次の事項に該当するときは、この納付猶予を取り消します。この場合は、直ちにこの猶予金額を日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店)、○○労働局又は最寄の労働基準監督署に納付してください。納付がないときは、財産を差押え、又は差押財産を処分します。

1 ○○労働局長が納付猶予をする必要がなくなったと認めたとき。

2 国税通則法第38条第1項各号の1に該当し、繰上請求をする必要が生じたときにおいて、○○労働局長が納付猶予を取り消す必要があると認めたとき。

記

種　　類	区(期)分	法 定 納 期 限	納付猶予金額(円)	納付猶予後の納期限
		平成　年　月　日		平成　年　月　日
		平成　年　月　日		平成　年　月　日
		平成　年　月　日		平成　年　月　日
		平成　年　月　日		平成　年　月　日

平成　　年　　月　　日

殿

労働保険特別会計歳入徴収官

○○労働局長　　印

（収入様式第30号）

納　付　猶　予　不　承　認　通　知　書

貴殿より申請のありました下記労働保険料等に係る納付猶予については、下記納付猶予不承認事由に記載のとおり承認することができませんので、通知します。

なお、下記労働保険料等につきましては至急、日本銀行(本店、支店、代理店又は歳入代理店)、○○労働局又は最寄の労働基準監督署に納付してください。納付がないときは財産を差押えます。

記

種　　類	区(期)分	法　定　納　期　限	金　　額(円)	納　付　猶　予　不　承　認　事　由
		平成　年　月　日		
		平成　年　月　日		
		平成　年　月　日		
		平成　年　月　日		
		平成　年　月　日		

平成　　年　　月　　日

殿

労働保険特別会計歳入徴収官
○○労働局長　　印

基発 0325 第9号
平成 23 年3月 25 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（ 公 印 省 略 ）

平成23年度における中央労働基準監察並びに中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、岩手労働局、宮城労働局及び福島労働局を始めとする被災労働局においては、労働基準行政における業務遂行に甚大な影響が出ており、また、今後、復旧・復興期においては、周辺局はもとより全国的に応援体制を組むなど緊急の対応が必要である。

このため、平成23年度における中央労働基準監察並びに中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察について、前期は実施しないこととするので承知されたい。

なお、後期については、後日別途通知する。

基発 0325 第 10 号
平成 23 年 3 月 25 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（　公　印　省　略　）

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する緊急相談窓口の開設について

平成 23 年３月 11 日に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害は、甚大かつ広範囲に及んでおり、産業活動への影響も既に相当程度見られるところであり、被災地域においては直接的な被害を受けた事業場はもとより、これ以外の事業場においても、労働条件、安全衛生水準、労働保険、労災補償等への影響が現れている。

このような中で、労働基準行政機関としては、労働者や事業主等からの相談に対応することが喫緊の課題となっている。このため、被災地域の労働局を始め関係する労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に緊急相談窓口を開設することとしたので、労働者や事業主等からの労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する相談に対するより的確な対応に遺憾なきを期されたい。

特に、岩手、宮城及び福島労働局においては、関係部局との連携を図りつつ、早期の復旧支援を行うために設置された厚生労働省現地対策本部との十分な連携に努めるものとし、同対策本部等の業務運営に資するよう、緊急相談窓口で把握した医療、社会援護に関する状況や要望事項等の情報提供や必要な説明を加えるなどの総合的な対応を行うことにも留意すること。

基監発 0325 第１号
基勤発 0325 第２号
基安計発 0325 第１号
基労管発 0325 第１号
平成 23 年３月 25 日

都道府県労働局
総務部（労働保険徴収部）長 殿
労 働 基 準 部 長 殿

厚生労働省労働基準局
監 督 課 長
勤 労 者 生 活 課 長
安 全 衛 生 部 計 画 課 長
労災補償部労災管理課長
（ 契 印 省 略 ）

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する緊急相談窓口の開設に当たって留意すべき事項について

標記の緊急相談窓口の開設については、平成 23 年３月 25 日付け基発 0325 第 10 号「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する緊急相談窓口の開設について」により指示されたところであるが、その実施に当たっては、なお下記に留意するようお願いする。

記

１ 開設する官署

(1) 緊急相談窓口を開設する官署は、次のとおりとすること。

ア 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されている市町村を有する都道府県（以下「被災地域」という。）を管轄する労働局（以下「局」という。）及びその管内の労働基準監督署（以下「署」という。閉庁している署を除く。）

イ 電力会社において計画停電が実施されている地域を管轄する局及びその管内の署

ウ 企業の本社を多数管轄する東京局、大阪局及び愛知局並びにその管内の署

エ その他相談状況等に応じ必要と判断する局及び署

2　実施要領

(1)　相談体制

ア　緊急相談窓口には、「震災等緊急相談窓口」との名称を任意の方法により表示すること。

イ　相談に対する体制は、想定される相談件数等の状況に応じて確保すること。なお、被災地域においては、局及び署の被害状況等をも考慮して確保すること。

ウ　緊急相談窓口では、労働条件、安全衛生、労災補償等の相談に対し、ワンストップで対応できるよう局内、署内における相談体制に配意すること。

エ　管内に避難所が設置されている局においては、職業安定行政と連携して、地方自治体等からその設置状況や運営状況等を把握し、避難所等における出張相談についても、実施するなど必要な対応を行うこと。

なお、避難先の実態把握、出張相談等について、局職業安定部長あて別添の通知が出されているので、留意すること。

(2)　相談要領

ア　共通事項

(ア)　労働者や事業主等からの各種の相談等について、相談者が置かれている立場に意を払い、懇切丁寧に対応すること。

また、相談者が説明を求めている事項を的確に把握し、その内容に応じ、本省が示している震災等に関する「Q＆A」等を参考として説明すること。

(イ)　平成23年3月13日付け基発0313第1号「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の適用について」において、行政上の権利利益に係る満了日の延長等の措置が示されているので、相談者の状況を踏まえた適切な対応を行うこと。

イ　労働条件

(ア)　労働条件や労務管理に関する相談等については、労働基準法等に基づく説明に加え、その内容に応じ、労働契約法上の取扱いや各種助成制度についても説明するよう配意すること。

(イ)　中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成持家融資制度に関しては、平成23年3月24日付け基発0324第5号「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成持家融資制度の特例措置について」の別紙1及び別紙2に加え、必要に応じ、別途送付するパンフレットを情報提供するとともに、関係する相談窓口を紹介すること。

ウ　安全衛生

(ア)　復旧工事の計画届については、提出が必要な書類の作成等についてわかりやすく教示するなど丁寧な対応を心がけるとともに、速やかな審査を実施し、早期に工事を開始できるよう配慮することとしている旨教示すること。

(イ)　震災によるメンタルヘルス不調などの健康相談については、パンフレット等を活用し説明するとともに、専門的な相談内容については、最寄りの産業保健推進センターや地域産業保健センターを紹介すること。

エ　労働保険

平成23年3月14日付け基発第0314第1号「東北地方太平洋沖地震に係る労働保険料等の納期限の延長等について」等を活用し、事業主等からの相談について懇切丁寧に対応すること。

オ　労災補償

遺族や行方不明者の親族からの相談が多いことが見込まれることから、求められた事項について説明を行うに留まることなく、遺族（補償）給付や労災就学等援護費等の支給要件等について漏れのない説明を行うよう、特に配慮すること。

(3)　労働基準行政以外の相談への対応

ア　職業安定行政等労働行政関係の相談については、必要に応じ、関連すると考えられるパンフレット等を情報提供するとともに、関係する相談窓口等を紹介すること。

イ　労働行政関係以外の相談については、必要に応じ、関係行政機関等の相談窓口を紹介すること。

特に、岩手、宮城及び福島局においては、関係部局との連携を図りつつ、早期の復旧支援を行うために設置された厚生労働省現地対策本部との十分な連携に努めるものとし、同対策本部等の業務運営に資するよう、緊急相談窓口で把握した医療、社会援護に関する状況や要望事項等の情報提供や必要な説明を加えるなどの総合的な対応を行うことにも配意すること。この際、平成23年3月24日付け厚生労働省大臣官房地方課長事務連絡「避難所等における被災者の状況把握等について」に留意すること。

(4)　疑義照会

相談に対する回答に当たって疑義がある場合には、局を通じて本省担当課に照会すること。

3　本省への報告

避難所における出張相談（上記2(1)エ）については、当面、毎週の状況を別紙により取りまとめ、翌週の最初の開庁日までに本省監督課監督係あて報告すること。なお、第1回目の報告は、平成23年4月4日（月）とする。

別添

職首発 0325 第２号
職保発 0325 第１号
平成 23 年３月 25 日

各都道府県労働局職業安定部長　殿

厚生労働省職業安定局
首席職業指導官
雇用保険課長

東北地方太平洋沖地震被災者に係る職業紹介について（その２）
～避難先の実態把握と出張相談～

東北地方太平洋沖地震により、30 万人規模の避難者が発生している旨の報道がなされているところですが、避難者の方々は、現在の避難先からいずれ元の居住地に戻って元の就業を再開することが可能な方もいる一方で、元の就業事業所が事業継続不可能な状態にあるなどのため、新たな就業先を確保することが必要となる方が多いものと考えられ、また、これまで就業していなかった方の中にも、生活基盤を再建するために新たに就業を開始する必要のある方も多いものと考えられます。

今後これらの方々の就業の促進を図るためには、これらの方々の就業ニーズを的確に把握した上で、それに応じた必要な求人を確保し、それを活用してその就業ニーズに応じたきめ細かな職業紹介を行っていくことが必要ですが、その際、これらの方々の置かれた厳しい環境を踏まえ、避難所等への出張相談等を行っていくことも必要になってくるものと考えられます。

このようなことを踏まえ、今後、避難者に係る現状把握と出張相談等を下記によって、行っていただくようお願いいたします。

なお、避難先は、被災地のみならず全国にわたっているものと考えられるところであり、被災地以外の労働局、公共職業安定所（以下「安定所」という。）においても、現状を十分把握した上で実態に応じた積極的な対応を行うことが必要です。

震災において全国ネットワークを有する労働局・安定所が被災者のために十分な機能を果たし、被災者の生活の再建に寄与することが重要であることに十分留意され、その運営に遺漏のないよう特段の御配意をお願いいたします。

記

1．避難者に係る現状把握

ア　避難者に係る実態把握に当たっては、労働局から都道府県の震災対策本部等に照会を行うとともに、安定所から管内市区町村の震災対策本部等に照会を行う。照会の方法は電話によっても差し支えないが、可能であれば訪問によって行うことが望ましい。

なお、被災によって安定所の業務が停止している場合は、労働局又は近隣の安定所がこれを行う。

イ　この照会によって把握すべき項目は次のとおりである。

①　受入施設の現状

いわゆる「避難所」等の、避難者を一時受け入れている地方自治体や民間等が設置する施設（以下「受入施設」という。）の所在と受入れの実態を把握する。

また、「受入施設」の実態について、地方自治体以外からも、マスコミ報道や安定所利用者等などあらゆる方法で把握する。なお、青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県においては、既にGoogleによって集約されているデータ（別紙１参照）を利用することとし、新たな把握は不要である。

②　地方自治体の要望

地方自治体が、避難所の避難者の就業に関して労働局・安定所に対してどんな要望をもっているか（例えば、出張職業相談の開催、求人情報その他各種情報の提供など）について把握する。

なお、平成23年３月24日付け大臣官房地方課長事務連絡「避難所等における被災者の状況把握等について」の記１(1)(2)のとおり、労働局・安定所の所管事項以外の要望についても把握するとともに、当該要望及びこれに対する対応については、同事務連絡の記の１(3)に基づき、各労働局の総務部から本省に報告する。

③　避難者の就業ニーズ

地方自治体が避難所の避難者に接する中で、避難者の就業ニーズ（就業開始希望時期、就業希望地域、住宅付き就業の希望など）などを把握していたならばそれを聴取する。

ウ　避難者からの就業ニーズの直接把握

避難者の就業ニーズについては、可能であれば、避難者に直接尋ねたりアンケートを行うことなどによって把握する。この把握は統計的調査を目的とするものではなく、開拓すべき求人の内容や行うべき職業相談の内容を見定めるために行うものであり、それに足りる程度の件数があれば十分である。また、把握に当たっては、受入施設の管理者とも十分相談し、避難者の置かれている心理状態に十分配慮しつつ、誤解、苦情、トラブル等にならないよ

うにすることが重要であり、無理のないできる範囲で行うものとして差し支えない。

なお、把握に当たっては、必要に応じて、別紙２のチェックリストを参考とする。

エ　以上ア～ウによって把握された内容については、別紙３にまとめて、４月１日までに電子メールにて、首席職業指導官室職業紹介係（メールアドレス：syokai@mhlw.go.jp)あて報告する。その際メールのタイトルを「受入施設調査【都道府県名】」とする。

また、その報告以後に把握された内容についてもこの別紙３に追加で記録をとっておくものとする。本省においては、各都道府県労働局からの報告について、必要に応じて、職業安定局内の関係課室と共有することを予定しているので、新規学卒者や障害者に係る状況やニーズや雇用保険関係業務に関するニーズ等がある場合には、それがわかるように記載する。

記録は受入施設別とし、新しい受入施設にかかるデータを把握した場合は新しい入力行を追加し、登録済みの受入施設にかかる追加データを把握した場合は、当該行内にデータを適宜追加又は書き換えるとともに、必要に応じて本省より報告を求めた際に、速やかに最新版を報告いただくようお願いする。

２．出張相談

ア　出張相談の積極的な実施

１により把握した受入施設の規模、避難者の就業ニーズを踏まえ、一定の相談ニーズがあると判断される場合には、受入施設を管理している地方自治体と調整の上、積極的に出張相談を実施する。

イ　出張相談における職業紹介業務の取扱い

出張相談等における職業紹介業務の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震被災者に係る職業紹介の留意事項」（本日付け職首発0325第１号）に基づき、被災者の就業ニーズに応じた職業相談、求人情報の提供を行う。

ウ　出張相談における雇用保険業務の取扱い

出張相談においては、安定所又は労働局の雇用保険担当より、別紙４のリーフレットなどを活用するなどにより、災害による雇用保険の特例措置などの周知を行うとともに、ニーズに応じて雇用保険（特例措置含む）の相談を実施すること。また、地震、津波等の影響により多数の者が特定の避難所に避難しているなどの避難状況、避難所から最寄りの安定所までの距離など、被災者の状況等を勘案し、必要な場合には、受入施設内やその近隣の施設等での出張相談を活用して、離職票又は休業票等の手続きや、給付関係手続きを行うこと。

エ　出張相談に当たっての留意事項

(1) 地方自治体、労働基準監督署との連携

被災前に就業していた避難者については、就業していた事業所の消失等による賃金の未払いや労災保険給付等労働基準関係の相談を希望する者も多いと考えられるほか、就業に関する相談を希望する者についても、住宅、子弟の教育、家族の介護等に関する相談を必要とする者も多いと考えられることから、出張相談の実施に当たっては、受入施設を管理する地方自治体の部署はもとより、労働基準監督署や当該地方自治体の福祉、教育関係部署とも連携を図り、できる限り関係機関が参集して各種の相談に一度に対応できる体制をとることが望ましい。

なお、関係機関の参集がない場合であっても、安定所が取扱い相談事項以外の相談があった場合には、関係機関の担当窓口を案内するなど関係機関に適切につなぐ。

また、新卒者の採用内定取消し等については、事業所管轄労働局・安定所と連携し、早急に必要な指導等を行うこと（震災に伴う採用内定取消し等に係る指導方針については、若年者雇用対策室より別途通知する。）。

(2) 対象となる避難者に対する適切な周知

出張相談等を実施することが決定した場合には、受入施設において、対象となる避難者に対して、ポスター、チラシを掲示する、館内放送でアナウンスするなどにより、適切に周知する。また、必要に応じて、マスコミに発表し、当該受入施設のみならず、近隣地域の受入施設の避難者に対しても幅広く周知する。

(3) 避難者の就業ニーズの把握

１ウによる就業ニーズの把握が困難であった場合においては、相談を通じて、避難者の就業ニーズを把握し、これも参考にしつつ、その後の当該地域の避難者のニーズに応じたサービスの充実に結び付ける。

(4) 携帯端末を活用した求人情報の提供

出張相談により外部に求人情報データを携帯する場合には、携帯端末（ハローワークシステム（職業紹介システム）からダウンロードした求人情報を所定のプログラムをインストールしたノートパソコンによって求人票類似様式で表示・検索できるもの。詳細は別途通知する。）を活用できる場合には、これを積極的に活用する。その場合、携帯端末用の電源バッテリーについては、十分な容量のものを準備するよう留意する。

なお、携帯端末については、インターネットへの接続ができず学卒求人の検索ができないことから、別途求人一覧表等を持参すること。

(5) 出張相談以外の情報提供等の実施

出張相談を行うことが困難な受入施設の避難者に対しては、受入施設を管理する自治体に対して、求人一覧表や安定所における各種施策のパ

ンフレットを配布するほか、安定所の利用が可能な地域においては、安定所のガイドブックの配布やポスターの掲示により、安定所への誘導を図る。

3．合同就職面接会の開催

避難者を積極的に雇い入れる求人や住居付き求人等避難者のニーズに応じた求人が確保された場合には、合同就職面接会を積極的に開催する。

その際、新規学卒者や、障害者、母子家庭の母等の就職が特に困難な者を積極的に採用する求人も確保するとともに、必要に応じて、関係機関等の相談窓口を設置するなど効果的な運営を図る。

4．実施状況に係る報告

出張相談における相談、合同就職面接会の実施状況については、当面、毎週の状況を別紙５に取りまとめ、翌週の月曜日（月曜日が休業日の場合は、次の営業日）までに電子メールにて、職業紹介係（syokai@mhlw.go.jp）あて報告する（報告すべき内容がない場合には、報告は不要とする。）。その際、メールのタイトルは「出張相談実施状況報告【都道府県名】」とする。

なお、第１回目の報告は、４月５日（火）とする。

また、採用内定取消し等についての相談があった場合は、本報告に含めること。

（別紙１）

No＿＿＿＿＿＿

被災者の方の就職ニーズに関するアンケート（チェックリスト）

１．性別と年齢を教えてください。

□男　□女　／　□29 歳以下、□30 歳代、□40 歳代、□50 歳代、□60 歳代、□70 歳以上

２．震災時にどんな仕事をされており、震災によってどうなりましたか。

□　会社などで雇われていた　→　□会社がなくなった・事業停止した
□解雇された　□自らやめた
□おちついたら同じ会社で仕事を再開する
□わからない

□　自営業・農林漁業をしていた　→　□事業を続けられなくなった
□おちついたら事業を再開する
□わからない

□　学校を卒業するところだった　→　□会社がなくなった・事業停止した
□就職内定が取り消しされた
□おちついたら入社できる見込み
□わからない

□　仕事はしていなかった

３．今後いつごろ仕事をしたいと思いますか。

□　すぐにでも仕事をしたい　□　数ヶ月様子を見てから仕事をしたい
□　長期的に様子を見てから仕事をしたい　□　仕事をしたいと思わない

４．現在いる場所で一時的なアルバイトをする希望がありますか。

□　希望あり　→　（希望期間　　）
□　希望なし

５．仕事をするとしたら、どの地域をお考えでしょうか。（複数回答可）

□　元の就業場所の市町村での就職を希望　□　元の就業場所の同一県内での就職を希望
□　近隣県での就職を希望　□　首都圏での就職を希望
□　中部圏での就職を希望　□　関西圏での就職を希望
□　その他の地域（　　）での就職を希望

６．仕事先での住居の確保についてどんなご希望がありますか。（複数回答可）

□　家族で入れる寮・社宅・住込付きの仕事を希望
□　単身で入れる寮・社宅・住込付きの仕事を希望
□　寮・社宅・住込以外のアパート等を自分で探す
□　親戚・知人宅での同居を予定
□　その他（　　）

７．どんな職種の仕事を希望しますか（複数回答可）

□　販売関係　□　飲食店・接客関係　□　その他のサービス業関係
□　製造関係　□　建設・土木関係　□　清掃・軽作業関係
□　倉庫・物流関係　□　運転関係　□　医療・介護関係
□　その他（　　）

※その他、就職や労働問題などに関してご希望などがあれば、裏面に自由にご記入ください。

（別紙2）

東北地方太平洋沖地震関係避難所の状況
（主要5県分）

Google Crisis Response 避難所情報より
（23.3.19版）

http://www.google.com/intl/ja/crisisresponse/japanquake2011_shelter.html

	避難所	避難人数
青森	146	13,850
岩手	427	51,553
宮城	1,099	20,352
福島	302	46,537
茨城	279	23,573
計	2,253	155,865

（別紙3）

被災者の受入施設の状況及び就業ニーズ

＿＿＿＿＿＿労働局　平成　年　月　日現在

※把握日は数次にわたって把握した場合は最新の日付を記入。

通し番号	把握日※	受入施設の管理者（地方自治体等）	受入施設の名称	受入施設の設置（予定）期間	避難者の人数	避難元の市町村名	避難者の就業に関するニーズ（できる限り詳しく）	特記事項
記載例		○○市	○○市総合福祉センター	・2月18日～3月末	約50人	△△町	・ほとんどの避難民は当面△△町への帰還は希望していない ・当面の生活のため避難先で短期での就業を希望する者が数名いる ・多くは○○市での求人状況や住宅確保の可能性をみて検討したい意向 ・元漁業従事者は建設関係の就業希望が多い	・未払い賃金に関する相談希望があり、その場で○○監督署職員に取り次いだ（H23.4.1）
1								
2								
3								
4								
5								
6								

（別紙3）

7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

東北地方太平洋沖地震に伴う
雇用保険失業給付の特例措置について

ハローワークへ来所できない方々の「失業の認定日」の取扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡をいただければ、失業の認定日を変更することができます。

居住地管轄ハローワーク以外での失業給付の受給手続きについて

交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、**来所可能なハローワーク**で失業給付の受給手続きをすることができます。

災害時における雇用保険の特例措置について

❶ 概要

①事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、**休業**を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、**実際に離職していなくても失業給付**（雇用保険の基本手当）**を受給できます（休業）。**

②災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に**離職**を余儀なくされた方については、**事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます（離職）。**

※災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり、休業した場合または一時的な離職をした場合が対象となります。
※上記の失業給付は、雇用保険に６カ月以上加入しているなどの要件を満たす方が対象となります。

❷ 特例措置の利用に当たっての留意事項

●上記①に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「休業証明書（通常の離職証明書と同様の様式）」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される**「休業票」**をご持参ください。

●上記②に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「離職証明書」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される**「離職票」**をご持参ください。

※事業所から「休業票」や「離職票」を受け取れる状態にない場合は、その旨、ハローワークにご相談ください。

●この特例措置制度を利用して、雇用保険の支給を受けた方については、受給後に雇用保険被保険者資格を取得した場合に、**今回の災害に伴う休業や一時的離職の前の雇用保険の被保険者であった期間は被保険者期間に通算されません**ので、制度利用に当たってはご留意願います。

厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）

（別紙5）

出張相談、合同就職面接会の実施状況（平成23年　月　日 ～　月　日分）

＿＿＿＿＿＿＿＿労働局

出張相談、 合同就職面接会の別 （特に名称がある場合には その名称）	実施日、 時間帯	実施場所 （施設名）	参加関係機関 （あれば）	（出張相談の場合） 相談件数、相談内容等 ※採用内定取消し等を含む。 （合同就職面接会の場合） 参加企業数、参加求職者数、面接件数等	特記事項 （相談者等の避難元の市町村、就業希望、 ハローワークに対する要望等）

別紙

避難所における出張相談の実施状況

（　○○○労働局　）

	実施日	受入施設の管理者 （地方自治体等） ---------- 受入施設の名称	避難者の人数	相談の件数、主なもの	特記事項（労働基準行政に対する要望等）
1				（　　）件	
2				（　　）件	
3				（　　）件	
4				（　　）件	
5				（　　）件	

例	H23.3.30	○○市 ---------- ○○市総合福祉センター	約100人	（ 120 ）件 休業手当　20件 未払賃金の立替払　10件 解雇　5件	・津波により関係書類が紛失しているが、立替払を早急にできるようにしてほしい。 ・ガソリンを十分に入手できるようにしてほしい。

基監発 0329 第 1 号
基労管発 0329 第 3 号
基労徴発 0329 第 1 号
平成 23 年 3 月 29 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局
監　督　課　長
労災補償部労災管理課長
労災補償部労働保険徴収課長
（　契　印　省　略　）

平成 23 年度における地方労働基準監察並びに地方労災補償業務監察及び地方労働保険適用徴収業務監察について

平成 23 年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、労働基準行政における業務遂行に甚大な影響が出ており、今後、周辺局はもとより全国的に応援体制を組むなど緊急の対応が必要である。

そのため、平成 23 年３月 25 日付け基発 0325 第９号「平成 23 年度における中央労働基準監察並びに中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察について」で通知したとおり、これらの中央監察について前期は実施しないこととしたところである。

ついては、都道府県労働局が実施する地方労働基準監察並びに地方労災補償業務監察及び地方労働保険適用徴収業務監察については、自局の実情を考慮し、年度の前半の期間については実施しないこととするなど、必要な対応を行われたい。

事　務　連　絡
平成23年3月29日

都道府県労働局
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

東北地方太平洋沖地震に係る労災保険給付の請求促進等の取組について（その１）

標記のことについては、平成23年3月24日付け基労管発0324第1号基労補発0324第2号「東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について」により指示されているところですが、本年４月までの標記の取組に当たっては、以下の事項に留意願います。

記

１　本年４月の目標

今回の地震に伴う死亡やケガが労災補償の対象となる場合の要件、請求等ができる保険給付の内容及び請求の手続の概要の周知を行うことにより、被災労働者及び遺族からの労災保険給付の請求等を促進することを目標とする。

２　本年４月に取り組む事項等（岩手、宮城及び福島局（以下「3局」という。）に限る。）

（１）３月中に取り組むこと

４月から出張相談を円滑に実施できるよう、以下の準備を完了すること。

この場合、②の出張相談を計画するに当たっては、社会保険労務士等の活用も検討すること。

また、①から③について別紙１により４月４日までに本省補償課業務係まで報告すること。

①　局内の（大規模な）避難所、労使団体等の把握

②　４月に大規模な避難所で出張相談等を行うとした場合や労使団体等へ要請するとした場合の出張計画の策定

③　震災関連労災相談ダイヤルの設置準備

④　広報計画の策定

（２）４月に取り組むこと

ア　出張相談の実施

原則として以下により出張相談を実施するよう、努めること。

（ア）内容

前半　説明会（30分程度）：労災保険の概要、補償の要件、請求ができる保険給付の内容、請求の手続等を別添１の簡易Q&A及び「請求（申請）のでき

る保険給付等」のパンフレット（以下「パンフレット等」という。）を用いて説明すること。

また、パンフレット等を求めに応じて配布すること。

後半　個別（グループ）相談受付（2時間0分程度）

相談を希望する者の数に応じて、個別又はグループによる相談を行うこと。

また、相談に当たっては、別添2の相談票を活用すること。

（イ）対象

大規模な避難所すべてとする。

大規模な避難所とは、本年4月については概ね100名以上が避難している避難所とするので、当該避難所で出張相談ができるよう、県や市町村窓口と調整し、可能となったところから実施すること。

また、規模にこだわらず、要望のある場合や調整の結果、出張相談が可能となった場合には、可能な限り実施すること。

なお、5月以降は規模を100人未満かつ一定以上規模の避難所とすることを予定しているので、出張相談が可能となるよう、県や市町村窓口と調整すること。

この場合、出張相談を行わない避難所についてQ&Aの配布等出張相談に代わる措置を行う必要があることに留意すること。

イ　局の電話相談等の実施

局に震災関連労災相談ダイヤルを設置し、被災労働者及び遺族等からの相談に応えること。

ウ　地方公共団体、労使団体、大規模小売店、災害対策本部等への要請

パンフレット等を配布、掲示又は配置するよう、要請すること。

この場合、相手先により局幹部等が実施する必要があることに留意すること。

エ　記者発表等の積極的実施

上記ア～ウの取組に併せて、被災地局で記者発表を行うこと。この場合、局幹部の要請について取材要請を行うなど、テレビ・新聞が取り上げやすい形で行うことに配意して、広報の効果がより大きくなるよう努めること。

また、取組内容をHPに掲示するとともに、市町村等とリンクを貼るよう努め、閲覧に至る契機が増えるよう配意すること。

3　本年4月に取り組む事項（3局以外の局）

（1）3月中に取り組むこと

大規模な避難所の有無及び所在地の把握すること。

また、別紙2により大規模な避難所の有無及び有りの場合の箇所数を本省補償課業務係に4月4日までに行うこと。

（2）4月に取り組むこと

大規模な避難所がある局は、交通の利便性の高い会場で、上記2の（2）のアに準じて出張相談を実施すること。この場合、出張相談を行わない避難所についてQ&Aの配布等出張相談に代わる措置を行う必要があることに留意すること。

4　その他

（1）本年５月以降の取組

本年５月以降の取組については、別途指示する。

（2）報告

３局は、当分の間、出張相談等の状況を別紙３により毎週金曜日報告すること。

また、大規模な避難所がある局は、４月の取組結果を別紙４により５月 10 日までに報告すること。

別紙１

（　　局）

東北地方太平洋沖地震に関する出張相談等の計画等について（3局）

１　大規模な避難所の数等

（１）全体の数

（２）上記のうち、出張相談が可能な箇所数

＿＿＿＿＿＿箇所　※

※　複数の避難所をまとめて実施する場合には、対象となる避難所の数をそのまま計上すること（例：３つの避難所をまとめて実施する場合は、３と計上すること。）。

２　出張計画の概要

（１）出張相談関係

①　出張先の数

＿＿＿＿＿箇所

②　出張期間、期日

期間：４月○日～○日

期日：４月○日、○日・・・

（例：４月の平日すべて）

（２）労使団体等要請

①　要請先の数

使用者団体　　件

労働組合　　件

大規模小売店　　件

②　出張期間

期間：４月○日～○日

３　震災関連労災相談ダイヤルの準備状況等

（１）準備状況等

既に設置・設置準備中

（２）対応人員

＿＿＿名

別紙２

（　　局）

東北地方太平洋沖地震に伴う大規模な避難所の有無等について（3局除く。）

１　大規模な避難所

（１）　無し・有り

（２）　有りの場合

＿＿＿＿＿箇所

２　局の対応

出張相談を実施予定　・　Q&A を配布　・　特段実施しない

（＿＿箇所予定）

別紙３

（　　局）

東北地方太平洋沖地震に関する出張相談等の実施状況等について（3局）

１　出張相談

（１）実施箇所数＿＿＿＿箇所

（２）進ちょく率＿＿＿＿％　※

※　計画に対する実施した箇所の割合を記入すること

２　要請

（１）実施箇所数＿＿＿＿箇所

（２）進ちょく率＿＿＿＿％

３　広報の状況

（１）記者発表

有り・無し

有りの場合は、記者発表文及び記事の写しを添付

（２）その他

HP の掲載状況等を簡潔に記載すること

４　その他

（１）特記すべき事項

（２）意見・要望

別紙４

（　　局）

東北地方太平洋沖地震に関する出張相談等の実施状況等について（3 局除く。）

１　出張相談

（１）実施箇所数＿＿＿＿＿箇所

（２）進ちょく率＿＿＿＿＿％　※

※　計画に対する実施した箇所の割合を記入すること

２　広報の状況

（１）記者発表

有り・無し

有りの場合は、記者発表文及び記事の写しを添付

（２）その他

HP の掲載状況等を簡潔に記載すること

３　その他

（１）特記すべき事項

（２）意見・要望

別添１

被災された労働者及びそのご遺族の皆様へ

労働者の方が仕事や通勤が原因で被災された場合には、ご本人やご遺族の方に「労災保険制度」により補償が行われます。

給付内容等についてご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へお問い合わせ下さい。

１　今回の地震に関する労災補償の考え方について

仕事中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等、業務が原因で被災された場合は、労災補償の対象となります。

通勤途上で被災された場合も、業務災害と同様に労災補償の対象となります。

２　労災保険の請求について

被災された労働者の方やそのご遺族の方が請求を行っていただいた上で、労災保険の対象となるか否かの調査を行います。

労災請求については、被災された労働者の方が所属していた事業場を管轄する労働基準監督署で受け付けておりますが、今回の地震によるケガや死亡等に関する請求については、全国のすべての監督署で受け付け、所轄の監督署に回送しております。また、労働局の実施する出張相談等の場でも請求書を受け付けております。

※　やむを得ない事情により医師や事業主の証明を受けられない場合や所定の請求書が入手できない場合でも、任意の様式により受け付けております。

３　労災保険の認定手続について

ご提出いただいた請求書に基づき、労働基準監督署で被災状況など調査した上で、労災の対象となるか否かの認定を行うことになりますので、労災請求に当たっては、身分や賃金の額がわかる資料（社員証、賃金明細書など）を用意していただくようお願いします。

なお、これらがない場合には、以下の事項について、可能な範囲で関係者からの聞き取りなどにより労災保険の対象となるかを判断しますので、ご協力お願いします。

①　労災保険の対象となる会社か否か
②　被災された方は労働者であるか否か
③　仕事や通勤が原因で被災されたか否か
④　毎月の給与や賞与の額
⑤　家族の状況や生計の維持など

【労災保険の対象】

1　仕事中に地震や津波に遭遇して、ケガ(死亡) をしたのですが、労災保険 が適用されますか。

A　仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。

2　夫は船員で、船舶に乗り込んで仕事をしている最中に津波に遭い、船が 転覆し亡くなりました。労災保険が適用されますか。

A　船員が船舶で仕事中に津波に巻き込まれ被災された場合には、業務災害として労災保険給付が受けられます。

3　仕事中に地震にあって、会社のある地域に避難指示が出たので避難している最中に津波によりケガをした（死亡した）場合は、労災保険が適用されますか。

A　仕事中に地震があり避難することは、仕事に付随する行為となります。
　したがって、津波に限らず、避難行為中に怪我をされた場合は、通常、業務災害として労災保険給付が受けられます。

4　仕事中に津波にあって未だ行方不明の場合、行方不明の方の家族は労災保険の請求はできるのでしょうか。

A　震災により行方不明となった方については、警察の調査により死亡が判明した場合、あるいは、民法の規定により行方不明となった時から一年後に死亡と見なされた場合、労災保険の遺族補償給付の請求ができます。
　なお、今回の震災により行方がわからない方については、特例的に民法に規定する一年よりも短い期間で労災認定ができるようにすることを検討中です。

詳しいことは、 ○○労働局労災補償課又は最寄りの労働基準監督署までお尋ね下さい。 電話　○○労働局労災補償課　○○○　－　○○○　－　○○○○

別添2

東北地方太平洋沖地震に関する相談票

相談日	平成23年　月　日	相談場所	
相談者のお名前、連絡先	カタカナ 連絡先　電話　　居所		
生年月日	平成23年　月　日(満　歳)		
被災者との続柄	妻・夫・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・その他		
被災労働者のお名前	カタカナ 		
生年月日	平成23年　月　日(満　歳)		
お勤めになっている(た)会社			
名称			
所在地			
電話			
お勤めになっている(た)会社での役職			
役員(肩書き:　　)・部長・課長・課長補佐・係長・係員・その他			
被災されたときの状況			
仕事中・通勤途中・自宅で休憩、家事等・その他(　　)			
被害の程度			
死亡・行方不明・入院・通院・その他(　　)			
お勤めになっている(た)会社の状況			
・連絡がつく(連絡先:役職　　氏名　　電話			
・連絡がつかない　・わからない			
【お困りのこと(ご相談したいこと)】			

基発０３３０第１３号
平成２３年３月３０日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（　公　印　省　略　）

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震等による被災に関する労災診療費等の請求の事務については、地震等の影響から相当数の医療機関等において診療録等が滅失又は棄損し、労災診療費等を請求することが困難な状況にある。こうした被害の甚大さにかんがみ、下記のとおり特例措置を講じることとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

１　平成２３年３月診療分に係る労災診療費等の請求について

平成２３年３月診療分に係る労災診療費等の請求については、今回の地震による被災により診療録等を滅失又は棄損した場合、あるいは地震発生直後における診療行為については十分に把握することが困難である場合の対応として、下記（１）又は（２）の場合において下記２による特例の請求（以下「特例請求」という。）を行うことができるものとすること。

（１）今回の地震により、診療録等を滅失又は棄損した労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局又は労災保険指定訪問看護事業者（以下「指定医療機関等」という。）は、平成２３年３月１１日以前の診療等分について特例請求を行うことができるものであること。

この場合にあって、同年３月１２日以降の診療等分については原則として通常の手続きによる請求を行うこと。

（２）災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する医科に係る労災保険指定医療機関であって、平成２３年３月１２日以降に診療を行ったものについては、当該医療機関の状況に鑑み、通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合に、同月１か月分を通して特例請求を行うことができるものであること。

２　特例請求を行う場合の取扱いについて

（１）特例請求を選択する指定医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成２３年４月１３日までに別紙の「労働者災害補償保険診療費等特例請求書」（以下「特例請求書」という。）に診療実日数等の必要事項を記入の上、労災保険指定医療機関及び労災保険指定薬局にあってはその所在地を管轄する都道府県労働局に、労災保険指定訪問看護事業者にあっては傷病労働者が所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署（以下「管轄労働局等」という。）に提出すること。

（２）特例請求額の算出方法

原則として、平成２２年１１月診療等分から平成２３年１月診療等分までの労災診療費等支払実績により（当該指定医療機関等について特別な事情がある場合には、別途指定医療機関等と調整をする。）、下記の①から③により算出し、それを合計して支払を行うこととなる（③を加算することができるのは上記１（２）の請求を行う医科に係る労災保険指定医療機関のみ）ため、指定医療機関等においては、特例請求書に当該指定医療機関等の平成２３年３月の入院、外来別の診療実日数（※）を合わせて記入すること。

なお、労災保険指定薬局又は労災保険指定訪問看護事業者については、外来分として取り扱うものとする。

（※）上記１（１）の請求を行う指定医療機関等については、平成２３年３月１１日までの診療実日数。

① 入院分

$$\frac{\text{平成２２年１１月～平成２３年１月 入院分労災診療費等支払額}}{９２} \times \text{平成２３年３月の入院診療実日数（※）}$$

② 外来分

$$\frac{\text{平成２２年１１月～平成２３年１月 外来分労災診療費等支払額}}{７０} \times \text{平成２３年３月の外来診療実日数（※）}$$

③ 平成２３年３月１２日以降の診療増（入院診療の増加、地震発生直後における時間外診療分）

$$\frac{\text{平成22年11月～平成23年１月 入院分労災診療費等支払額}}{９２} \times \text{平成23年３月12日以降の入院診療実日数} \times ０．０５$$

$$+ \frac{\text{平成22年11月～平成23年１月 外来分労災診療費等支払額}}{７０} \times \text{平成23年３月12日以降の外来診療実日数} \times ０．０４７$$

（３）上記１（１）に該当する指定医療機関等であって、上記１（２）に規定する地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書若しくはこれらの写しを併せて管轄労働局等に提出すること。

（４）特例請求を選択した指定医療機関等については、当該特例請求額をもって平成２３年３月分の労災診療費等支払額を確定するものであること。

３　通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成２３年３月診療分（４月提出分）に係る請求書等の提出期限については、災害救助法の適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する指定医療機関等に限り、平成２３年４月１３日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとすること。

なお、薬剤費及び訪問看護費用の請求についても同様の取扱いとすること。

４　４月診療分及び５月診療分の労災診療費等の請求の取扱いについて

４月診療分及び５月診療分の労災診療費等の請求の取扱いについては別途指示すること。

５　その他

（１）特例請求の機械処理等に当たっての詳細については、別途指示するところによること。

（２）本件取扱いについては、労災診療費審査体制等充実強化対策事業の受託事業者に協力を依頼するとともに、関係機関と連携の上、管内の指定医療機関等に対して周知を徹底すること。

（別紙）

労働者災害補償保険診療費等特例請求書（平成 23 年 3 月診療分）

平成 23 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 13 号「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」に定める特例請求の要件に該当することから、特例請求の算定方法に基づき、労災診療費等を請求します。

なお、請求額については、厚生労働省が保管する支払記録の平成２２年 11 月から平成２３年１月までの支給実績に基づき算定することに同意します。

平成２３年＿＿月＿＿日

診療機関等請求人の
労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局等の番号＿＿＿＿＿＿＿＿
（可能であれば記入をお願いします。）

郵便番号　（　　－　　）
住所（所在地）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　　称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（署名又は記名押印）

電話番号　（　　－　　－　　）

＿＿＿＿労働局長　殿
＿＿＿＿労働基準監督署長　殿

1　特例請求（該当する番号に「○」をお願いします。）

1　診療録が滅失又は棄損した労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局、労災保険指定訪問看護事業者であって、３月 11 日以前の診療等分について特例による請求を行うもの（３月 12 日以降は通常の手続きによる請求）。

2　災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する労災保険指定医療機関（医科）であって、３月 12 日以降に診療を行い、当該医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難なため、３月の１ヵ月分を通して特例による請求を行うもの。

2　平成 23 年 3 月の診療実日数

（1）１の1に該当する医療機関等
外来診療実日数＿＿＿＿日間（１１日以前）　入院診療実日数＿＿＿＿日間（１１日以前）

（2）１の2に該当する医科に係る医療機関
外来診療実日数＿＿＿＿日間（11 日以前）　入院診療実日数＿＿＿＿日間（11 日以前）
外来診療実日数＿＿＿＿日間（12 日以降）　入院診療実日数＿＿＿＿日間（12 日以降）

基発０３３０第１４号
平成２３年３月３０日

社団法人　日本医師会長　殿

厚生労働省労働基準局長

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

標記について、別添のとおり都道府県労働局長あてに通知しましたので、都道府県医師会及び貴会所属の会員各位に対して周知されるとともに協力方お願いいたします。

基発０３３０第１５号
平成２３年３月３０日

財団法人労災保険情報センター理事長　殿

厚生労働省労働基準局長

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

標記については、別添のとおり都道府県労働局長あてに通知したので、貴財団にあっても各地方事務所に周知するとともに協力方お願いする。

基労補発０３３１第５号
基労保発０３３１第１号
平成２３年３月３１日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補　償　課　長
労災保険業務課長
（契印省略）

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求に係る
事務処理について

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについては、平成２３年３月３０日付け基発０３３０第１３号（以下「局長通達」という。）により通達されたところであるが、これに係る請求及び支払方法等の具体的な事務処理については、下記に留意の上、適切に行われたい。

記

１　指定医療機関等に対する周知等

岩手労働局、宮城労働局及び福島労働局管内に所在する、労災保険指定医療機関及び労災保険指定薬局については、該当労働局と調整の上、本省補償課から郵送にて通知する。

これ以外については、関係機関等と調整の上、適宜、各局において実施すること。

２　指定医療機関等が行う手続等

労働者災害補償保険診療費等特例請求書（以下「特例請求書」という。）を当該指定医療機関等の所在地を管轄する都道府県労働局に提出させること。

なお、財団法人労災保険情報センター（以下「RIC」という。）と労災診療援護貸付金貸付契約を締結している指定医療機関については、RIC 地方事務所を経由して提出させること。

局長通達に基づく特例の請求（以下「特例請求」という。）については、厚生労働省が保管する支払記録の支給実績に基づき算定するものであり、通常の労働者災害補償保険診療費請求書（以下「診療費請求書」という。）及び診療費請求内訳書（以下「レセプト」という。）の提出は不要となる。

なお、３月１２日以降の診療等分について通常の手続きによる請求を行っ

た場合には、当該請求分に係る診療費請求書及びレセプトの提出が必要であることに留意すること。

3　本省協議等

局長通達において、記２（２）の特例請求額の算出方法に当たり、指定医療機関等について特別な事情がある場合には、別途指定医療機関等と調整することとなっているが、その他局長通達によりがたい場合を含め、本省補償課医事係と協議をすること。

なお、指定医療機関等から特例請求に係る様式、提出期限などの相談があった場合には、被害の状況に配慮した丁寧な対応を行うこと。

4　特例請求に関する事務処理

特例請求額の算出は、行政が保有する支払記録の支給実績に基づき労働局において算定する。

また、特例請求に基づく給付は、特定の被災労働者や適用事業場の給付履歴として取り扱うものではないため、暫定の労働保険番号等による処理を行う必要がある。このため、労働保険番号台帳登録票による暫定労働保険番号の登記を行った上で、特例請求書に基づいた診療費請求書、レセプト及び当該レセプトに応じた療養（補償）給付たる療養の給付請求書（以下「療養の給付請求書」という。）が必要であり、これらについて、労働局において作成する。

なお、事務処理に当たっては、労災診療費審査体制等充実強化対策事業委託契約の範囲内において、一部の事務は当該事業の受託者であるRICが行うものであり、具体的な事務処理については、RIC 地方事務所と十分な調整を図ること。

（１）特例請求書の記載内容の確認（労働局）

労働局において、必要項目に漏れ等がないか確認を行うこと。

不備返戻は原則として行わないこととし、可能な限り、電話確認等で補正すること。補正は朱書きで行い、余白に確認日時等確認の事跡を残すこと。

確認済の特例請求書を、RIC地方事務所に提供すること。

（２）請求額の算出（RIC地方事務所）

別添「特例請求積算内訳書」により算出すること。

なお、労災診療費等支払額の確認に当たっては、次のとおりとする。

①　診療費については、現在、労災保険業務課にて作成中の「特例請求算定基礎リスト」により確認すること。

②　薬剤費については、「指定医療機関別支払検索」により検索の上、確認すること。

（３）労働保険番号台帳登録票（帳票３４５２０）の作成（労働局）

通常の給付データと区別するため、特別な労働保険番号を付与する。

「①登録・変更コード」

「１」（台帳への登録）を記載する。

「②労働保険番号」

□□ － ９ － △△ － １７４０００ － ０００

（府県）（所掌）（管轄署）　（基幹番号）　（枝番号）

府県は自局の番号（２桁）を記載する。

所掌は「９」を記載する。

管轄署は「県庁所在地の署」の管轄署の番号を記載する。

基幹番号は「１７４０００」を記載する。

枝番号は「０００」を記載する。

「③名称－１」

「シンリヨウヒトクレイ」を記載する。

「⑤保険関係設立年月日」

「２８０９０１」（昭和２８年９月１日）を記載する。

「⑦常時使用労働者数」

「１」を記入する。

「⑨保険関係等区分」

「７１１」（保険関係は二元適用事業所：７、適用種別は継続事業（一括有期事業、一人親方、家内労働者等の特別加入団体を除く）：１、事務処理は当該事業で処理している：１）を記載する。

「⑩業種」

「９４１６」（前各号に該当しないその他の各種事業）を記載する。

その他の記載項目は不要である。

（４）擬制の療養の給付請求書の作成（労働局）

全ての特例請求分に共通する療養の給付請求書として取り扱うものとし、通勤災害用の様式（１６号の３）により、各局で１枚作成する。

「④受付年月日」

「２２１１０１」（平成２２年１１月１日）を記載する。

「⑤労働保険番号」

上記（３）において登録した労働保険番号を記載する。

「⑦支給・不支給決定年月日」

「２２１１０１」（平成２２年１１月１日）を記載する。

「⑧性別」

「１」（男）を記載する。

「⑨労働者の生年月日」

「５６０１１０１」（昭和６０年１１月１日）を記載する。

「⑩負傷又は発症年月日」

「２２１１０１」（平成２２年１１月１日）を記載する。

「⑫シメイ」

「トクレイ　シンリヨウヒ」とカタカナで記入する。姓と名の間は１字あける。

他の療養の給付請求書と区別するため、様式の中央部に「特例請求擬制分」と朱書きで明記すること。

受付印その他の記載項目は不要である。

以上により作成した擬制の療養の給付請求書については、原本により暫定労働保険番号を管轄する労働基準監督署に入力依頼を行うとともに、写しをRIC地方事務所に提供すること。

（５）擬制の診療費請求書等の作成（RIC地方事務所）

特例請求書、特例請求積算内訳書及び擬制の療養の給付請求書に基づき、以下のとおり、診療費請求書を作成すること。

ア　擬制の診療費請求書の作成（帳票３４７００）

上段（OCR読み取り部）

「①指定病院等の番号」

特例請求書への記載の有無にかかわらず、指定医療機関台帳等で確認の上、記載する。

「②受付年月日」

特例請求書の受付日を記載する。

「③請求金額」

上記（２）の金額を記載する。

「④内訳書添付枚数」

全て「１（枚）」と記載する。

「⑤請求年・⑥請求月」

２３（年）・０３（月）と記載する。

下段

請求人（病院又は診療所）の名称のみを記載する。（受付印不要）

なお、名称のみでは請求人の特定に誤解が生じる恐れがある場合には、住所その他の必要項目を記載する。

イ　擬制の薬剤費請求書の作成（帳票３４７０１）

上段（OCR読み取り部）

「①指定薬局の番号」

特例請求書への記載の有無にかかわらず、指定指名機関台帳等で確認の上、記載する。

「②受付年月日」

特例請求書の受付日を記載する。

「③請求金額」

上記（２）の金額を記載する。

「④内訳書添付枚数」

全て「１（枚）」と記載する。

「⑤請求年・⑥請求月」

２３（年）・０３（月）と記載する。

下段

請求人（薬局）の名称のみを記載する。（受付印不要）

なお、名称のみでは請求人の特定に誤解が生じる恐れがある場合には、住所その他の必要項目を記載する。

（６）擬制のレセプトの作成（RIC 地方事務所）

特例請求書及び擬制の療養の給付請求書に基づき、以下のとおり、擬制レセプトを作成すること。

ア　擬制の診療費請求内訳書（レセプト）の作成（帳票３４７０２）

上段枠外

特例請求書に基づき「指定病院等の番号」及び「病院等の名称」を記載する。

上段（OCR 読み取り部）

「①新継再別」

全て「１(初診)」と記載する。

「②転記事由」

全て「７（中止)」と記載する。

「③労働保険番号」

上記（４）の擬制の療養の給付請求書の労働保険番号を記載する。

「⑥生年月日」

全て「５６０１１０１」(昭和６０年１１月１日）と記載する。

「⑦傷病年月日」

全て「２２１１０１」(平成２２年１１月１日）と記載する。

「⑩療養期間」

特例請求書の記１の選択に応じ、「２３０３０１－２３０３１１(3月1日～3月11日)」又は「２３０３０１－２３０３３１(3月1日～3月31日)」と記載する。

「⑪診療実日数」

特例請求書に記入されている診療実日数を記載する。

「⑬合計額」

上記（２）の特例請求積算内訳書の合計額を記載する。

下段

記入不要

イ　擬制の薬剤費請求内訳書（レセプト）の作成（帳票３４７１０）

上段枠外

特例請求書に基づき「指定薬局の番号」及び「薬局の名称」を記載する。

上段（OCR 読み取り部）

「②労働保険番号」

上記（３）において登録した労働保険番号を記載する。

「④生年月日」

「５６０１１０１」(昭和６０年１１月１日）と記載する。

「⑤傷病年月日」

「２２１１０１」(平成２２年１１月１日）と記載する。

「⑧投薬期間」

「２３０３０１－２３０３１１(3月1日～3月11日)」と記載する。

「⑨調剤数量」

「１」と記載する。

「⑪合計額」

上記（２）の特例請求積算内訳書の合計額を記載する。

（７）OCR 入力

ア　擬制の療養の給付請求書（労働基準監督署）

上記（４）により労働局から依頼を受けた労働基準監督署は、擬制の療養の給付請求書について、形式的に支給決定決議の上、「⑥処理区分」欄には「(支給）０１」、「⑦支給・不支給決定年月日」欄には「(支給決定年月日)２２１１０１(平成２２年１１月１日)」とそれぞれ記入の上、OCR 入力を行うこと。

入力後は、労働局に返送すること（返送された擬制の療養の給付請求書は、（８）の証拠書の編綴のため RIC 地方事務所に提出すること)。

イ　請求書及び擬制レセプト（RIC 地方事務所）

RIC 地方事務所は、請求書及び擬制レセプトの受付入力を行う。

また、これらは、審査点検は不要であることから、全ての受付入力が終わった以降に、適宜、審査後入力を行うこと。

（８）証拠書の編綴について（RIC 地方事務所）

特例請求に係る一件書類については、通常の請求分とは別冊で編綴すること。

個々の医療機関ごとに特例請求書、特例請求積算内訳書、診療費請求書、擬制のレセプトの順に並べ指定医療機関番号順に編綴すること。

擬制の療養の給付請求書については、当該分冊の冒頭に綴じ込むこと。

５　訪問看護について

特例請求書は傷病労働者が所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に提出されることから、当該監督署において、上記に準じた事務処理を行うこと。

６　通常の方法による請求の場合の留意点

通常の方法による請求が行える指定医療機関等であっても、過去の関係書類が滅失又は棄損したことによって、後続する請求にかかるレセプトの作成にあたり、労働保険番号等の必要事項について記入が困難な場合等が想定される。

また、平成２３年３月１４日付け基労補発０３１４第１号により、被災労働者が療養の給付請求書に代え任意様式によって、指定医療機関等を受診する場合にも、同様の問題が想定される。

このような場合であっても、労働局側で未記入項目を確認の上、適宜の補正を行う等により対応することとし、指定医療機関等に対して不要な不備返戻を行わないよう丁寧な対応に努めること。

別 添

労災診療費等 特例請求積算内訳書

労災指定医療機関・指定薬局等の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿

労災指定医療機関・指定薬局等の番号：＿＿＿＿＿＿＿＿

(1)入院分

平成22年11月 ＿＿＿＿＿＿ 円
平成22年12月 ＿＿＿＿＿＿ 円
平成23年 1月 ＿＿＿＿＿＿ 円　　計 ＿＿＿＿＿＿ 円

平成22年11月～平成23年1月 入院分労災診療費等支払額			平成23年3月の 入院診療実日数		計
＿＿＿＿＿＿ 円	÷ 92 ×		＿＿＿＿＿＿ 日	＝	＿＿＿＿＿＿ 円

(2)外来分

平成22年11月 ＿＿＿＿＿＿ 円
平成22年12月 ＿＿＿＿＿＿ 円
平成23年 1月 ＿＿＿＿＿＿ 円　　計 ＿＿＿＿＿＿ 円

平成22年11月～平成23年1月 外来分労災診療費等支払額			平成23年3月の 外来診療実日数		計
＿＿＿＿＿＿ 円	÷ 70 ×		＿＿＿＿＿＿ 日	＝	＿＿＿＿＿＿ 円

(3)平成23年3月12日以降の診療増(入院診療の増加、地震発生直後における時間外診療分)

平成22年11月～平成23年1月 入院分労災診療費等支払額			平成23年3月12日以降の 入院診療実日数	
＿＿＿＿＿＿ 円	÷ 92 ×		＿＿＿＿＿＿ 日	× 0.05

	平成22年11月～平成23年1月 外来分労災診療費等支払額			平成23年3月12日以降の 外来診療実日数	
＋	＿＿＿＿＿＿ 円	÷ 70 ×		＿＿＿＿＿＿ 日	× 0.047

＝ ＿＿＿＿＿＿ 円

合 計

＿＿＿＿＿＿ 円

事　務　連　絡
平成 23 年 4 月 4 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課労災保険財政数理室長補佐
補償課長補佐（業務担当）
労災保険業務課長補佐（業務担当）

東北地方太平洋沖地震の被災労働者への支給事務に当たっての
労働保険番号の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震（以下「本震災」という。）に伴って被災された労働者に係る労災認定のための事務処理等については、平成 23 年 3 月 24 日付け基労管発 0324 第 1 号・基労補発 0324 第 2 号「東北太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について」により示したところであるが、本震災による労災保険給付支給請求を迅速かつ適正に事務処理することはもとより、被災労働者等が事業場の労働保険番号を知らなくとも当該請求を受理するため、また、本震災に係る保険給付状況を把握するため、下記のとおり特別の労働保険番号（以下「震災専用番号」）を使用することとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

1　震災専用番号を使用する基準について

本震災の際、地震・津波により建物が倒壊し負傷した等直接被災された場合の負傷、死亡等の災害について、労働保険番号の振り出しの有無に関わらず、震災専用番号を使用して保険給付を行うこととする。

2　震災専用番号の体系について

以下のとおりとする。

府県		所掌	管轄		基幹番号						枝番号		
X	X	9	X	X	1	7	4	X	X	X	0	0	0

注 1)「府県」「管轄」は請求人の所属事業場を管轄する局署の番号とする。
注 2)「所掌」は「9」とする。
注 3)「基幹番号」の上 3 桁は、「174」とする。
注 4)「基幹番号」の下 3 桁は、「001」から連番とする。

3　震災専用番号を使用する手順について

基本的手順は以下のとおりとする。

① 請求書の記載事項を基に震災専用番号を振り出す。

その際、労災保険番号等所要の事項を別紙「震災専用番号振出簿」に記入する。

② 震災専用番号を、「労働保険番号台帳登録(変更)帳票」(帳票種別 34520)により、労災行政情報管理システム（以下「システム」という。）の労働保険番号台帳に登記する。

なお、震災専用番号は労災保険給付のためにのみ用いるものであることから、労働保険適用徴収システムへの登記は行わないこと。

また、システムへの労働保険番号の登記に当たって、使用するコードは以下のとおりとする。

項番①	登録・変更コード	「1　登録」
項番②	労働保険番号	震災専用番号
項番③	名称	当該事業場の名称
項番⑤	保険関係成立年月日	「平成 23 年 3 月 11 日」
項番⑦	常時使用労働者数	当該事業場の常時使用労働者数
項番⑨	保険関係等区分	当該事業場の保険関係等区分
項番⑩	業種	当該事業の業種

※　項番③、⑦、⑨及び⑩については、労働保険番号台帳検索により確認した値を入力する。この時、保険関係等区分、業種コード等の誤りがあると、システムで行う各種統計データの集計処理において不正データが生じる要因となるので、正しい値を記入する。

※　第 2 種特別加入者の場合、項番 9 は、事務組合委託事業であっても「771」を用いる。

③ 震災専用番号を使用して事務処理を行う。

4　請求の受付時に労働保険番号が不明である場合の手順

① 受付時には、請求人から所属事業場名、所在地、事業内容等を聴収する。

② 受付後、システムで検索する等により、労働保険番号が振り出されているか否かを確認し、振り出されている場合には労働保険番号を「震災専用番号振出簿」に記入すること。

また、労働保険番号が振り出されていない場合には、未加入・事業場廃止等その原因を明らかにしたうえで、その旨を「震災専用番号振出簿」に記入すること。

5　既に入力した請求書に係る取扱いについて

本事務連絡の発出前に処理した請求書のうち、上記１により、震災専用番号を使用することが相当な案件については、当該請求人の所属事業場の震災専用番号を振り出し、速やかに以下の処理を行うこと。

① 「給付支払調査票」（帳票種別 36102）により、当該請求データの給付額等を取り消す。

なお、その際、「共通項目」の項番⑪「取消等の表示」には、必ずコード「1」（全額回収又は取消し）を入力する。

② 「療養補償給付たる療養の給付変更決定決議書（兼被災者基本情報登録・修正帳票）」（帳票種別 34501）により、当該請求データの労働保険番号の修正を行う。

③ 「給付支払調査票」（帳票種別 36102）により、震災専用番号の給付額等を登記する。

震災専用番号振出簿

上段：労働保険番号／下段：震災専用番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	事業場名称	事業場所在地	常時使用労働者数	保険関係等区分	業種コード	備考
	9		1 7 4				人			
	9		1 7 4				人			
	9		1 7 4				人			
	9		1 7 4				人			
	9		1 7 4				人			
	9		1 7 4				人			
	9		1 7 4				人			
	9		1 7 4				人			
	9		1 7 4				人			
	9		1 7 4				人			
	9		1 7 4				人			
	9		1 7 4				人			
	9		1 7 4				人			

別紙

地発０４０５第１号
基発０４０５第６号
職発０４０５第６号
平成２３年４月５日

岩手
宮城　労働局長　殿
福島

大臣官房地方課長
（公印省略）
労働基準局長
（公印省略）
職業安定局長
（公印省略）

東日本大震災被災地のハローワークにおけるサービス提供時間の拡大について

東日本大震災が労働者及び事業主に与えた被害の甚大さを鑑みれば、雇用保険や各種助成金に係る諸手続や労働相談をはじめ、労働行政に対する行政需要が今後ますます増大することが見込まれる。このことから、今般特に被害が大きい岩手、宮城及び福島労働局管内のハローワークについては、下記のとおり平日夜間、土日及び祝祭日を開庁し、サービス提供時間の拡大を行うこととするので、その対応に遺漏なきを期されたい。

記

1. 平日夜間、土日及び祝祭日の開庁並びにサービス提供時間
　平日夜間、土日及び祝祭日についても開庁すること。
　サービス提供時間については、平日については１９時まで、土日及び祝祭日については１７時までとすること。

2. 対応業務

被災地における行政需要を鑑み、職業紹介業務の他、雇用保険関係業務及び各種助成金関係業務についても対応できるようにすること。

なお、土日及び祝祭日においては、労働基準関係職員もハローワークに出張し相談対応を行うこと。

おって、職業紹介関係業務以外のシステムは平日以外利用できないことから、土日及び祝祭日は書類を預かり、平日に受理・入力処理を行う等の対応が必要であることについて、利用者の理解を求めるよう努めること。

3. 対応所

岩手局：釜石所、宮古所、大船渡所、久慈所

宮城局：仙台所、石巻所、塩釜所、気仙沼所

福島局：福島所、平所、会津若松所、郡山所、二本松所、相馬出張所

4. 体制

本措置によって業務執行体制に支障が生ずる場合には、「被災地を管内に抱える労働局の人的応援体制の構築について」（平成２３年３月３１日付け地発 0331 第 19 号）に基づく全国規模での応援により対応することとするので、当該通達別紙の「応援職員所要人数調べ」には、これを踏まえた所要人数の応援を要請すること。

5. 実施期間

上記措置の実施期間については、平成２３年４月９日から５月末日までの期間であること。

6. その他

ハローワークが所在する地方公共団体との連携により、避難所への出張相談等を平日夜間、土日及び祝祭日も実施している（あるいは今後行おうとしている）場合には、当該ハローワークはこれをもって上記措置に代えることができること。

また、出張相談については、おって指示する予定であること。

以上

基総発０４０７第１号
基監発０４０７第２号
基勤発０４０７第１号
基安計発０４０７第１号
基労管発０４０７第１号
平成２３年４月７日

全国社会保険労務士会連合会会長　殿

厚生労働省労働基準局
総務課長
監督課長
勤労者生活課長
安全衛生部計画課長
労災補償部労災管理課長

東日本大震災における被災者やその御遺族等に対する労働基準行政関係業務の支援について（依頼）

このたび、東日本大震災により被災された社会保険労務士の皆様に、心からお見舞い申し上げます。

また、平素から労働基準行政関係業務の推進につきまして格別の御理解と御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般の震災の被災者やその御遺族並びに被災地域における事業主の方々に対しては、その相談に的確に対応するため、被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する緊急相談窓口を開設するとともに、各種申請様式の簡略化・省略化など、また、被災地域等における労働保険料の納付期限（７月）について延長するなどの特例措置を講じてきたところです。

今後は、避難所などを巡回し、被災労働者やその御遺族の方々に対する相談や各種請求の勧奨を重点的に実施することとしていますが、請求者の増加が予想されるため、全国の労働局から被災地域に応援職員を派遣するなど職員の体制を整備し、各種事務処理について迅速、適切に行うこととしています。

しかしながら、警察庁の発表によれば、死者・行方不明者、負傷者数は３万人を超えるとされ、被災地域の事業場の多くが休業・廃業に追い込まれることが予想される中、労働保険料の納付に関する相談をはじめ労働基準行政関係業務に関する相談、問い合わせが今後ますます増加し、労災保険給付などの請求件数も相当数寄せられることが予想されます。

このため、貴連合会におかれては、社会保険労務士の皆様による被災者やそ

の御遺族並びに被災地域における事業主に対する労働基準行政関係業務の支援の必要性について周知いただくとともに、同業務への支援について社会保険労務士の皆様に御協力いただけるように御配慮をお願い申し上げます。

事　務　連　絡
平成２３年4月７日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

東日本大震災により被災された労働者の遺族に対する周知について

標記については、既に平成23年3月24日付け基労管発第0324第1号及び基労補発第0324第2号等により指示したところであるが、東日本大震災により被災した労働者の遺族である子のうち、親権者が死亡した者（以下「震災孤児」という。）については、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の対象となるにもかかわらず、適切に周知がなされない結果、保険給付の請求が困難となるおそれがあります。

つきましては、「東北地方太平洋沖地震により被災した子ども達への支援について」（平成23年4月1日付け雇児総発0401第4号）により、被災地の児童相談所において実施する取組の中で、震災孤児等に対する労災保険給付の周知等を適切に実施するよう、都道府県児童福祉主管課等に対して、別紙により依頼を行ってください。

なお、本件については、厚生労働省雇用均等児童家庭局総務課と協議済みであることを申し添えます。

（別紙）

都道府県
指定都市　　児童福祉主管課長　殿
児童相談所設置市

○○労働局労働基準部
労災補償課長

東日本大震災による被災労働者の孤児に対する
労災保険の請求の支援等について（ご依頼）

東日本大震災による被災労働者の子の中には、親権者を失ったことにより、労災保険法に基づく保険給付の請求等が困難な者が相当数存在すると考えられ、その支援が重要な課題となっております。

貴職におかれては、東日本大震災による孤児の把握・保護を所管されているところ、貴職所管の児童相談所の職員の皆様に労災保険制度を周知していただくとともに、上記の者の労災保険の請求の支援について、ご配慮いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、職員の皆様に対する周知に当たっては、別添のリーフレットをご活用下さるよう、お願いします。

「被災された労働者」と「そのご遺族」の皆様へ

労災保険制度のご案内

労働者の方が **“仕事中”や“通勤中”**に

地震や津波により建物が崩壊したこと等が原因となって**被災された場合**には

ご本人やご遺族の方は**『労災保険』による給付**（※）を受けられます

（※）治療や投薬、遺族年金/一時金などです。

労災保険の“請求”について

◎「被災された労働者の方」や「ご遺族の方」が請求を行っていただき、“労災保険の対象”となるか否かの調査を行います。

◎ 今回の地震によるケガや死亡等に関する労災請求は、“全国のすべての労働基準監督署”で受け付けます。

◎ 労働局が実施する出張相談等の場でも請求書を受け付けます。

◎ 医師や事業主の証明を受けられない場合でも請求書を受け付けるとともに、ケガの治療や投薬については、所定の請求書が入手できない場合であっても、「任意の様式」により医療機関で手続ができます。

労災保険の“認定”について

◎ 労災請求に当たっては、どの会社で働いていたか、また、賃金の額がわかる資料（社員証、賃金明細書など）を提出していただくことがございます。

◎上記の資料がない場合でも、労働基準監督署において、関係者からの聴取などの調査を行います。その際、以下のＡ～Ｅの事項について、可能な範囲で関係者に事情をお尋ねすることがございますので、ご協力よろしくお願いします。

Ａ 労災保険の対象となる会社か否か、Ｂ 被災された方は労働者であるか否か、
Ｃ 仕事や通勤が原因で被災されたか否か、Ｄ 毎月の給与や賞与の額、
Ｅ 家族の状況や生計の維持など

【労災保険Q＆A】

Q　仕事中に地震や津波に遭遇して、ケガ（死亡）をしたのですが、労災保険の給付を受けられますか。

A　仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。

Q　具体的にどのような保険給付を受けることができるのですか。

A　治療や投薬に係る給付をはじめ、お亡くなりになった場合には遺族年金又は一時金、療養のために仕事に行けない日は賃金の約８割に相当する給付、障害が残った場合には障害年金又は一時金などがございます。

なお、「どのような給付があるのか」「いくらくらいなのか」を記載したパンフレットをご用意しておりますので、労働局又は監督署の職員にお尋ねください。

Q　夫は船員で、船舶に乗り込んで仕事をしている最中に津波に遭い、船が 転覆し亡くなりました。労災保険の給付を受けられますか。

A　船員が船舶で仕事中に津波に巻き込まれ被災された場合には、業務災害として労災保険給付が受けられます。

Q　仕事中に地震にあって、会社のある地域に避難指示が出たので避難している最中に津波によりケガをした（死亡した）場合は、労災保険の給付を受けられますか。

A　仕事中に地震があり避難することは、仕事に付随する行為となります。

したがって、津波に限らず、避難行為中に怪我をされた場合は、通常、業務災害として労災保険給付が受けられます。

Q　仕事中に津波にあって未だ行方不明の場合、行方不明の方の家族は労災保険の請求はできるのでしょうか。

A　震災により行方不明となった方については、警察の調査により死亡が判明した場合、あるいは、民法の規定により行方不明となった時から一年後に死亡とみなされた場合、労災保険の遺族年金又は一時金の請求ができます。

なお、今回の震災により行方がわからない方については、特例的に民法に規定する一年よりも短い期間で労災認定ができるようにすることを検討中です。

詳しいことは、
［○○労働局労災補償課］又は［最寄りの労働基準監督署］までお尋ね下さい。
電話　○○労働局労災補償課　○○○　－　○○○　－　○○○○

事　務　連　絡
平成23年4月7日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務課長補佐（業務担当）

東北地方太平洋沖地震の被災労働者への支給事務に当たっての
労働保険番号の取扱いについて（訂正）

標記については、平成23年4月4日付け事務連絡の記の３の震災専用番号を使用する手順において「労働保険番号台帳登録（変更）帳票」（帳票種別34520）による労災行政情報管理システムへの震災専用番号の登記の方法のうち、項番⑨「保険関係等区分」の登記に当たり使用するコードに誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

項番⑨については以下のとおりとすること。

当該事業の保険関係等区分	震災専用番号の保険関係等区分
111、113、115	111
311、313、315	311
711、713、715	711
731、751、753、755	751
771、773、775	771

平成２３年４月８日

独立行政法人労働者健康福祉機構総務部長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課長

「生活支援ニュース」の避難所への配布協力のお願い

東日本大震災においては、医療チームの被災地への派遣等のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当省においては、今回の東日本大震災で被災された方向けに、健康維持や生活支援、仕事探しなどのための情報を掲載した「生活支援ニュース」を発行し、避難所、避難所等の存在する市町村の役場、現地の災害対策本部にお送りすることにいたしました。

一方、この「生活支援ニュース」は、全ての避難所等に配送できているわけではなく、また、交通事情等によっては現時点では必ずしも予定しているところに届かない可能性もあり、現地の支援者・行政関係者等の方に、避難所等への配布の御協力をお願いしている状況であります。

貴団体から派遣されている支援者の方におかれても、支援活動の拠点等で、この「生活支援ニュース」の入っているバッグを見かけた場合には、是非とも携行していただき、他の避難所等に行かれた際にこのニュースを配布いただくなど、１人でも多くの被災者等の方々に「生活支援ニュース」をお届けするためにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今後、この「生活支援ニュース」は、当面、週１回程度の頻度で発行していく予定です。もし、独自の活動拠点をお持ち等で、配布のご協力いただける場合は、次回発行分以降、その活動拠点にも送付させていただきますので、送付先住所（宛名）・部数（５０部×何セット）をご連絡いただければ幸いです。

基労発 0411 第 1 号
平成 23 年 4 月 1 1 日

各都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
（ 公 印 省 略 ）

東日本大震災による被災地における災害復旧を目的とする
事業に係る労災保険の適用について

標記について、今般の東日本大震災により被害を受けた地域における災害復旧が目的であると認められる事業に限り、下記により労災保険を適用することとしたので、貴職から関係職員に周知の上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

1　労働保険の適用事業の事業主が、地方自治体、主管行政庁、業界団体等からの依頼を受けて、東日本大震災による被害の復旧を目的として、当該事業主の指揮・命令により当該事業場が使用する労働者を被災地へ赴かせて行う事業（以下「災害復旧事業」という。）のうち、事業の種類が明らかに建設の事業であると認められるもの（以下「災害復旧建設事業」という。）については、これを有期事業として取り扱うこと。

2　災害復旧建設事業が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）第７条第１項に規定する有期事業の一括要件に該当する場合は、これを一括有期事業として取り扱うこととなる。また、有期事業の一括においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第８号。以下「徴収則」という。）第６条第２項第４号の規定により、それぞれの有期事業が、労働保険料の納付の事務を取り扱う一の事務所（以下「一括事務所」という。）の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域又はこれと隣接する都道府県労働局の管轄区域等の中で行われることが要件となっているところである。

災害復旧建設事業に関しては、被災地の迅速な復旧が求められる状況下において、当該要件のために多数の災害復旧事業を単独有期事業として取り扱うこととなると、当該災害復旧事業の事業主にとっても多大な労働保険事務負担が生じる上、被災地を管轄する都道府県労働局においても平常時を大幅に上回る事務処理を行わなければならなくなるなど、迅速な復旧を阻害するおそれがある。したがって、災害復旧建設事業については、当該事業主について、既に他の一括有期事業に係る保険関係が成立し

ている場合は、災害復旧建設事業の作業現場等に設置する事務所等（作業員宿舎も含む。）を既に成立している一括有期事業の一括事務所と同一とみなし、当該一括有期事業に含めることとして差し支えないこととする。

ただし、この場合にあっても、徴収則第６条第３項の規定による一括有期事業開始届（様式第３号）を、既に成立している一括有期事業の一括事務所を所管する労働基準監督署長に提出する必要があるので留意すること。

また、有期事業の一括に係る災害復旧建設事業の規模の判断に当たり、当該災害復旧建設事業に係る保険関係成立の時点において、請負金額が未定であるため、徴収則第６条第１項第２号の要件（以下「請負金額に係る要件」という。）に該当するか否かの判断が困難である場合は、徴収則第６条第１項第１号の要件（概算保険料額に係る要件）に該当することのみをもって、徴収法第７条第１項第３号の要件（一括有期事業の規模に係る要件）を満たすものとして差し支えないこと。

なお、この場合にあっては、後に請負金額が確定し、請負金額に係る要件を超えると判明した場合であっても、昭和 40 年７月 31 日付け基発第 901 号通達の記の第１の２（３）ホにより、引き続き一括有期事業として取り扱うこと。

３　前記１の場合にあって、災害復旧建設事業について、特に、保険関係成立の時点において、当該災害復旧建設事業に係る請負金額が未定である場合の概算保険料額の算定に当たっては、賃金総額の見込み額により算定すること。

なお、この場合において、後に請負金額が確定したことにより、確定保険料額の算定に当たって、徴収則第１３条の規定（請負による建設の事業に係る賃金総額の特例）による方法への変更を事業主が希望した場合は、受理して差し支えないこと。

４　災害復旧事業の事業の種類が建設の事業以外の場合は、当該事業において既に成立している保険関係からの出張労働者として取り扱うこと。

なお、災害復旧事業に従事する者であっても、例えば交通費等の実費弁償分のみ支払われ、当該作業に係る労働の対償である賃金の支払いが行われていない等、実態として労働者として認められない場合については、これまでの取扱いと同様に労働保険制度の適用対象とならないので留意すること。

５　前記１の場合にあって、労災保険率の適用に当たっては、従来どおり、主として達するべき目的及び場所的・時期的概念によって適用事業の単位を決定した上で、完成されるべき工作物又は主たる事業により事業の種類を決定すること。

なお、主たる作業内容が「がれきの撤去」である場合は、「３７１８　その他の各種建設事業」を適用すること。

基労補発0421第１号
平成２３年４月２１日

都道府県労働局
労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長
（　公　印　省　略　）

東日本大震災に係る業務上外等の判断のための調査に係る岩手、宮城及び福島労働局への業務支援について

東日本大震災（以下「本震災」という。）に係る業務上外の判断については、平成２３年３月２４日付け基労管発0324第１号・基労補発0324第２号「東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について（以下「基本通達」という。）」により指示したところである。

基本通達の記の２の「請求書の受付等」において、本震災に伴う各種保険給付請求書及び申請書（以下「請求書等」という。）は、提出のあった労働局又は労働基準監督署（以下「監督署」という。）で受け付け、調査の結果、他の労働局又は監督署が所管である場合には、請求書等を所管労働局又は監督署に回送することとしているが、今般、岩手、宮城及び福島労働局（管轄内の各監督署を含む。以下「三局」という。）の業務支援を行う観点から、三局以外の労働局又は監督署が調査の一部を行うこととし、具体的には下記のとおりとしたので、適切な事務処理をお願いする。

なお、本取扱いは、三局が本震災に係る業務上外又は通勤上外等の判断を行う場合に限ることとし、当分の間の取扱いとする。

記

１　三局に回送する請求書等が提出された場合の取扱い

三局以外の労働局又は監督署に、三局に回送する請求書等が提出された場合には、基本通達の別添３「東北地方太平洋沖地震～業務上外等調査票（以下「調査票」という。）」に基づき、できる限りその場において、請求人（申請人）等から、労働者性、業務遂行性、業務起因性、給付基礎日額等について聴取するとともに、参考資料を入手の上、取りまとめること。

なお、避難所等の名称及び所在地、確実な連絡先等については、平成２３年３月２９日付け事務連絡の別添２の相談票に記載するとともに、請求書等に添付すること。

2　請求書等を三局に回送する場合の取扱い

三局以外の労働局又は監督署が、三局に請求書等を回送する場合には、当該請求書等（調査票、相談票、参考資料を含む。）の写しをとり、確実に保管しておくこと。

3　回送を受けた三局における対応

請求書等の回送を受けた労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、調査対象者の所在地等から他局での追加の調査が必要と判断した場合には、別紙１により、適宜、自局の労災補償課長（以下「特定労災補償課長」という。）に報告すること。

その際、回送元以外の監督署に調査依頼を行う場合には、請求書等の写しを添付すること。

報告を受けた特定労災補償課長は、報告内容を確認の上、申請書に係るものを含めて取りまとめ、別紙２により速やかに依頼先労働局の労災補償課長に連絡すること。

4　依頼を受けた労働局における対応

特定労災補償課長から依頼を受けた労働局の労災補償課長は、別紙３により、依頼を受けた旨及び依頼の内容とともに、期限（依頼されている件数によるが、おおむね１週間程度を目安とすること。）を付して、依頼された調査を実施するよう、避難所等の所在地を管轄区域とする監督署長に指示するとともに、進行管理を行うこと。

また、指示を受けた監督署長は、速やかに調査を行うとともに、期限内に調査結果を労災補償課長に報告すること。

5　避難所等から請求書等が直接三局に郵送された場合の取扱い

郵送により避難所等から直接三局に提出された請求書等についても、調査対象者の所在地等から他局での調査が必要と認められる場合には、本運用の対象となること。

なお、その際には、上記３の別紙１又は別紙２に、請求書等の写しを添付すること。

6　三局内における取扱い

三局内（例えば、岩手労働局Ａ監督署が管轄する事業場に対する請求書等が福島労働局Ｂ監督署に提出された場合など）の取扱いについても、上記１から５に準じて対応すること。

7　本運用に当たって疑義が生じた場合の本省報告

本運用に当たって疑義が生じた場合には、本省労働基準局労災補償部補償課業務係まで連絡すること（様式任意）。

（別紙1）

事　務　連　絡

平成　年　月　日

○○労働局労働基準部労災補償課長　殿

○○労働基準監督署長

調査対象者の所在地等から他局における調査が必要と考える事案等について

標記について、下記のとおり報告します。

記

	請求人（申請者）の氏名	調査依頼先 労働局・監督署名	調査対象者の所在地等 （避難所等の名称を含む。）	依頼すべき調査内容	調査依頼元監督署名 （担当者名・連絡先を含む。）	備　考
1						
2						
3						
4						
5						

（別紙2）

事　務　連　絡

平成　年　月　日

○○労働局労働基準部労災補償課長　殿

○○労働局労働基準部労災補償課長

調査対象者の所在地等から貴局での調査が必要と判断した事案等について

下記事案について、調査の上、調査結果の送付のほどお願いいたします。

記

	請求人（申請者）の氏名	調査依頼先監督署名	調査対象者の所在地等 （避難所等の名称を含む。）	依頼する調査内容	調査依頼元労働局・監督署名 （担当者名・連絡先を含む。）	備　考
1						
2						
3						
4						
5						

（別紙3）

事　務　連　絡
平成　年　月　日

○○労働基準監督署長　殿

○○労働局労働基準部労災補償課長

調査対象者の所在地等から貴署での調査が必要と判断された事案等について

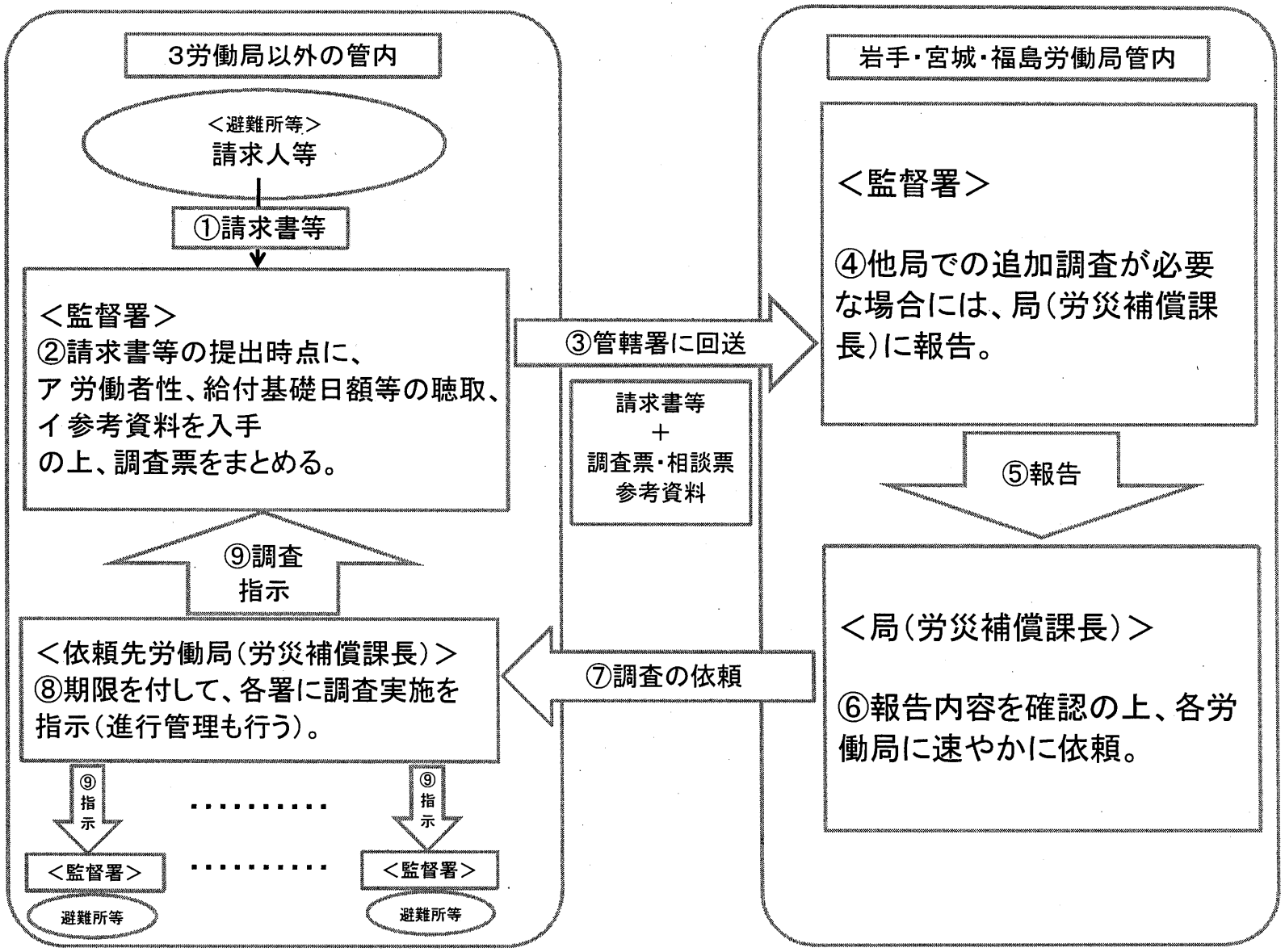
標記について、○○労働局から調査依頼を受けましたので、下記事案について、調査を行い、調査結果を取りまとめの上、平成　年　月　日までに報告してください。

記

	請求人（申請者）の氏名	調査対象者の所在地等 （避難所等の名称を含む。）	依頼する調査内容	調査依頼元労働局・監督署名 （担当者名・連絡先を含む。）	備　考
1					
2					
3					
4					
5					

（参考）

業務上外等の判断のための調査に係る業務支援について



事　務　連　絡
平成２３年４月２６日

岩手労働局
宮城労働局　} 労働基準部労災補償課長　　殿
福島労働局

厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課
システム最適化推進室長補佐

次期労災行政情報管理システム稼働後の事務処理・
システム操作等に関する照会対応について

標記については、平成２３年４月１９日付け基労保発０４１９第１号通達「次期労災行政情報管理システムの稼働日及び稼働に当たっての留意事項について」の記の７において通知しているところですが、今般、労災保険業務課への照会対応専用の電話番号について、別紙のとおり決まりましたので連絡します。

なお、下記のとおり「ヘルプデスク」の他に、５月９日（月）より貴局専用の照会先を設けているので、ご利用いただきますようお願いします。

記

１　被災局支援に係る照会

新たに専用回線を設置して、「被災局支援チーム」を編成し、機械処理の疑義から障害まで全ての照会に対応します。

なお、当回線につながらない場合でも、以下のとおり照会内容に応じた各種照会先（下記２、３及び４）も設けているのでご利用いただけます。

２　機械処理の疑義に係る照会

短期給付、年金等に関し、専用回線を設置して「機械処理疑義チーム」を編成し、機械処理事務手引の記載事項に関する質問などに対応します。

（機械処理の疑義とは；各種機械処理手引によっても処理方法が不明又は記載がないことから生じる疑義を示します。）

3　移行できないデータの処理に係る照会

専用回線を設置して、「移行データ処理チーム」を編成し、移行できないデータの再入力の方法等についての質問などに対応します。

（　移行できないデータの処理とは；平成２３年４月１５日付け基労保発０４１５第１号通達「現行労災システムから次期労災システムへの移行に伴う機械処理事務等の具体的内容について」の記の２の（１）ウ、（２）及び（３）等に係る処理を示します。）

4　システム障害に係る照会

現行の電話台数を増設して、「ヘルプデスク」により、システムの異常・障害発生時の受付及び回答、端末装置等の故障受付・修理手配等の受付及び回答、端末装置等の操作及びその他不明事項の照会の受付及び回答などに対応します。

※「ヘルプデスク」につながらない場合には、４７局を６ブロックに分け、ブロックごとに当課窓口において対応します。

（　システム障害とは；センタサーバ及び局署に設置している端末等の故障等に起因した障害を示します。）

稼働直後の都道府県労働局及び労働基準監督署からの照会対応

都道府県労働局及び労働基準監督署（44局）

被災局支援（3局）：岩手 / 宮城 / 福島

障害
ex）ログインできない
同時接続のトラブル

※「ヘルプデスク」につながらない場合

機械処理の疑義

移行できないデータの処理

機械処理の疑義から障害まですべて

ヘルプデスク

03-5903-3361

（障害以外）

インシデント登録

機械処理疑義チーム

給付別	担当	電話番号
短期給付	短期給付班	[redacted]
年金 介護 一時金	年金班	[redacted]

移行データ処理チーム

担当	電話番号
システム最適化推進室	[redacted]

被災局支援チーム

該当局	担当	電話番号
岩手局	システム最適化推進室	[redacted]
宮城局		[redacted]
福島局		[redacted]

各班窓口

ブロック		
北海道・東北	業務班企画調整係	[redacted]
関東、甲信越	短期給付第1係	[redacted]
中部、北陸	年金業務係	[redacted]
近畿、東海	運用班システム管理係	[redacted]
中国、四国	システム最適化第2係	[redacted]
九州、沖縄	システム最適化第4係	[redacted]

事　務　連　絡
平成２３年４月２６日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課
システム最適化推進室長補佐

次期労災行政情報管理システム稼働後の事務処理・
システム操作等に関する照会対応について

標記については、平成２３年４月１９日付け基労保発０４１９第１号通達「次期労災行政情報管理システムの稼働日及び稼働に当たっての留意事項について」の記の７において通知しているところですが、今般、労災保険業務課への照会対応専用の電話番号について、別紙のとおり決まりましたので連絡します。

なお、下記のとおり「ヘルプデスク」の他に、５月９日（月）より専用電話による各種照会先を設けていますので、照会内容（別添参照）に応じてご利用いただきますようお願いします。

記

１　システム障害に係る照会

現行の電話台数を増設して、「ヘルプデスク」により、システムの異常・障害発生時の受付及び回答、端末装置等の故障受付・修理手配等の受付及び回答、端末装置等の操作及びその他不明事項の照会の受付及び回答などに対応します。

※「ヘルプデスク」につながらない場合には、４７局を６ブロックに分け、ブロックごとに当課窓口において対応します。

（システム障害とは；センタサーバ及び局署に設置している端末等の故障等に起因した障害を示します。）

2　機械処理の疑義に係る照会

短期給付、年金等に関し、専用回線を設置して「機械処理疑義チーム」を編成し、機械処理事務手引の記載事項に関する質問などに対応します。

（　機械処理の疑義とは；各種機械処理手引によっても処理方法が不明又は記載がないことから生じる疑義を示します。）

3　移行できないデータの処理に係る照会

専用回線を設置して、「移行データ処理チーム」を編成し、移行できないデータの再入力の方法等についての質問などに対応します。

（　移行できないデータの処理とは；平成２３年４月１５日付け基労保発０４１５第１号通達「現行労災システムから次期労災システムへの移行に伴う機械処理事務等の具体的内容について」の記の２の（１）ウ、（２）及び（３）等に係る処理を示します。）

（別添）

「照会内容」

1　記１「システム障害」に係る照会例

（１）同時接続エラーと表示されログインできない。
（２）アカウントがロックされてしまった。
（３）個人フォルダが開けない。
（４）ＯＣＲ帳票をＯＣＲスキャナが読み込まない。
（５）ＯＣＲ帳票の誤読が多い。
（６）配信されるはずの帳票が配信されない。
（７）印刷されるはずの帳票や決議書が印刷されない。
（８）印字位置が大きくずれる。
（９）業務メニューが表示されない。
(10) 情報検索するとエラーと表示され検索できない。

2　記２「機械処理の疑義」に係る照会例

（１）被災労働者（年金受給者）の給付履歴の検索方法がわからない。
（２）配信されたリストをどの様に取り扱って良いかわからない
（３）ＯＣＲ帳票入力後エラー保留となったが、解消方法がわからない。
（４）ＯＣＲ入力時にキャンセルとなったが、対処方法がわからない。

3　記３「移行できないデータの処理」に係る照会例

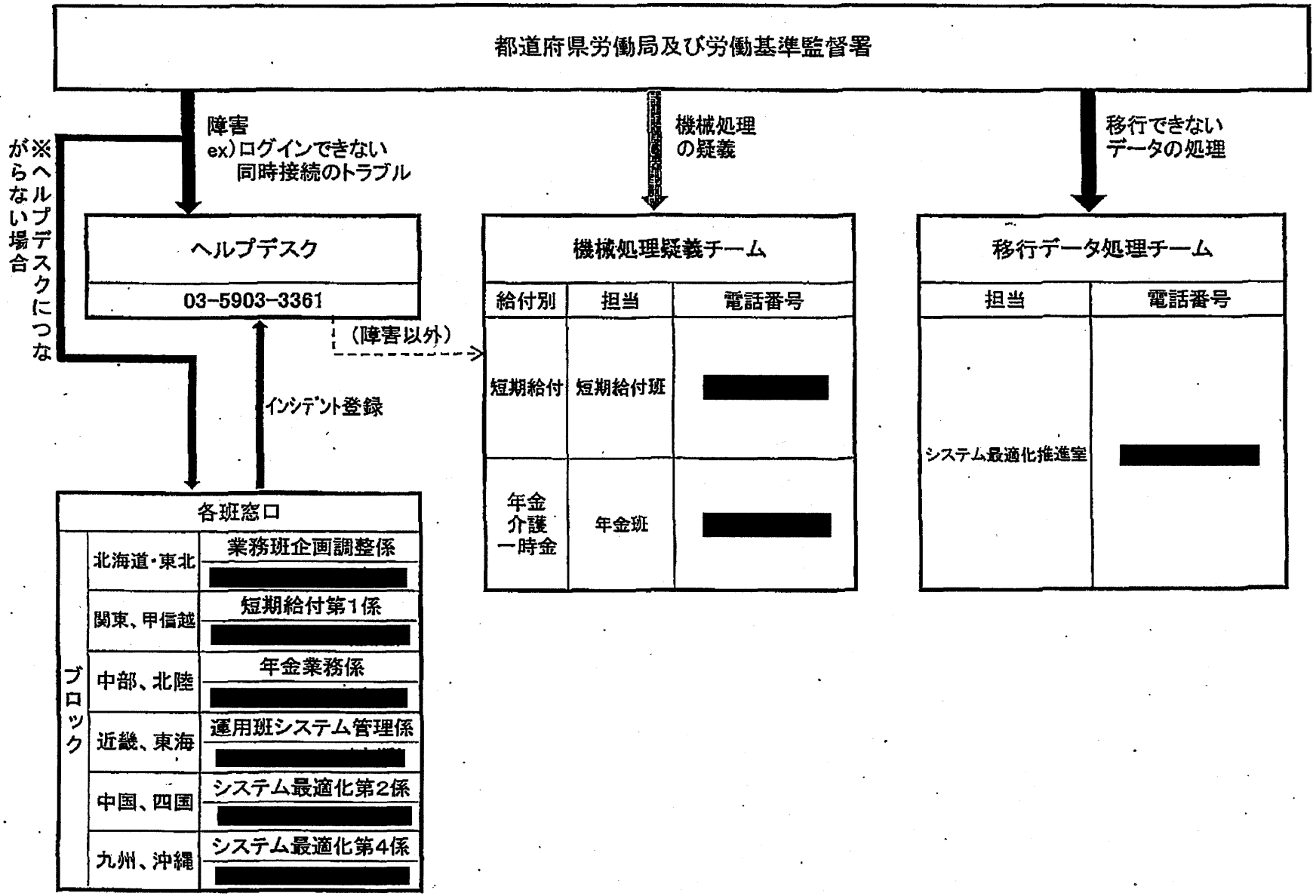
（１）決議書の再出力方法がわからない。
（２）移行できないデータの確認方法及び再入力の方法がわからない。

4　その他

（１）労働基準行政システムの基本的な操作方法及びＯＡ（ワープロ、表計算、メール等）の操作方法等については、労働基準行政システムＦＡＱや各アプリケーションソフトウェアのヘルプを利用すること。
（２）（１）により疑義が解消しない場合は、ヘルプデスクあてFAXで問い合わせること。

別　紙

稼働直後の都道府県労働局及び労働基準監督署からの照会対応



基労補発０４２６第１号
平成２３年４月２６日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補　償　課　長
（契印省略）

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の取扱い
及び事務処理について（４月診療分）

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについては、平成２３年３月３０日付け基発０３３０第１３号（以下「局長通達」という。）により通達されたところであるが、局長通達記の４の別途指示する４月診療分の請求の取扱いについては、下記のとおりとするので、適切に行われたい。

記

１　平成２３年４月診療分に係る労災診療費の請求について

平成２３年４月診療分（５月提出分）に係る労災診療費の請求については、局長通達記の１の（２）により３月１か月分を通して特例による請求を行ったものに限り、当該労災保険指定医療機関の状況にかんがみ通常の手続きを行うことが困難な場合には、４月診療分についても、１か月分を通して特例請求を行うことができるものであること。

これ以外の場合については、下記３により、通常の方法による請求となること。

２　特例請求を行う場合の取扱いについて

（１）特例請求を選択する労災保険指定医療機関については、局長通達記の２の（１）に基づき、やむを得ない事情がある場合を除き、平成２３年５月１０日までに別紙の「労働者災害補償保険診療費特例請求書」（以下「特例請求書」という。）に診療実日数等の必要事項を記入の上、その所在地を管轄する都道府県労働局に提出させること。

なお、財団法人労災保険情報センターと労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災保険指定医療機関については、当該財団の地方事務所を経由して提出させること。

（２）特例請求額の算出方法

局長通達記の２の（２）の①の平成２３年３月入院診療実日数を「平成

２３年４月入院診療実日数」に、また、同②の平成２３年３月外来診療実日数を「平成２３年４月外来診療実日数」にそれぞれ読み替えて算出することから、労災保険指定医療機関には、特例請求書に当該労災保険指定医療機関の平成２３年４月の入院、外来別の診療実日数を合わせて記入させること。

① 入院分

$$\frac{\text{平成２２年１１月～平成２３年１月 入院分労災診療費支払額}}{\text{９２日}} \times \text{平成２３年４月の入院診療実日数}$$

② 外来分

$$\frac{\text{平成２２年１１月～平成２３年１月 外来分労災診療費支払額}}{\text{７０日}} \times \text{平成２３年４月の外来診療実日数}$$

（３）局長通達記の２の（４）に基づき、特例請求を選択した労災保険指定医療機関については、当該特例請求額をもって平成２３年４月分の労災診療費支払額を確定するものであること。

３　通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成２３年４月診療分（５月提出分）に係る請求書等の提出期限については、通常どおり平成２３年５月１０日とすること。

なお、労災保険指定医療機関から請求の手続きについて、個別に相談があった場合には、その都度当課と協議すること。

４　労災保険指定医療機関に対する周知

４月診療分（５月提出分）について特例請求を行うことができるのは、既に、３月１か月分を通して特例による請求を行った労災保険指定医療機関に限られることから、当該労災保険指定医療機関に対して通知すること。

なお、未だ３月診療分について請求に至らない労災保険指定医療機関も想定されることから、特例請求については引き続き周知に努めること。

（別紙）

労働者災害補償保険診療費特例請求書（平成 23 年 4 月診療分）

平成 23 年4月２６日付け基労補発０４２６第１号「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の取扱い及び事務処理について（４月診療分）」に定める特例請求の要件に該当することから、特例請求の算定方法に基づき、労災診療費を請求します。

なお、請求額については、厚生労働省が保管する支払記録の平成２２年１１月から平成２３年１月までの支給実績に基づき算定することに同意します。

平成２３年＿＿月＿＿日

労災保険指定医療機関の番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（可能であれば記入をお願いします。）

郵便番号　（　　－　　）

住所（所在地）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　　称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（署名又は記名押印）

電話番号　（　　－　　－　　）

＿＿＿＿労働局長　殿

〈特例請求の要件〉

災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する労災保険指定医療機関（医科）であって、３月診療分（４月提出分）について、３月の１か月分を通して特例による請求を行った労災保険指定医療機関のうち、４月診療分（５月提出分）においても通常の手続きによる請求を行うことが困難であること。

平成 23 年 4 月の診療実日数（記入をお願いします。）

・入院診療実日数　＿＿＿＿日間

・外来診療実日数　＿＿＿＿日間

事　務　連　絡
平成２３年４月２７日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

東日本大震災に係る労災保険給付の請求促進等の取組について（その２）

標記については、平成２３年３月２４日付け基労管発０３２４第１号及び基労補発０３２４第２号「東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について」により指示されているところですが、本年５月の標記の取組に当たっては、以下の事項に留意願います。

１　本年５月の目標

今回の地震に伴う死亡やケガが労災補償の対象となる場合の要件、請求等ができる保険給付の内容及び請求手続の概要の周知を行うため、出張相談を引き続き実施し、出張受付や請求勧奨等の請求支援を重点的に実施することにより、被災労働者及びその遺族からの労災保険給付の請求等の一層の促進を図ることを目標とする。

２　本年５月に取り組む事項等（岩手、宮城及び福島労働局（「以下「３局」という。）に限る。）

（１）基本的な考え方

本年４月の取組により、大規模な避難所等においては、一定の周知が図られたと考えられることから、５月は出張受付等による請求支援を重点的に実施することにより、労災保険給付の一層の請求促進を図ること。

また、小規模な避難所に避難している被災労働者及びその遺族に対する周知を効

率的に行うこと。

（2）出張受付等の実施

ア　大規模な避難所

出張相談の実施に併せて出張受付、請求勧奨等を積極的に実施することにより、労災保険給付に係る一層の請求促進を図ること。

この場合、リーフレット、Q&A及び請求（申請）のできる保険給付等のパンフレットの配布を積極的に実施することにより、労災保険給付の一層の周知を図ること。

また、実施に当たっては、避難所の実情に応じて他の避難所よりも頻回に出張相談、出張受付等を行う、又は市町村との連携を図ることにより、複数の避難所を対象として、当該避難所から徒歩で容易に移動できる会場で実施する等の工夫を講じること。

イ　上記ア以外の避難所

上記ア以外の避難所のうち、２０人以上が避難している避難所については、巡回してリーフレット、Q&A及び請求（申請）のできる保険給付等のパンフレットの配布等を行うこと。

また、避難所の実情や要望を踏まえ、市町村との連携を図ることにより、複数の避難所を対象として、当該避難所から徒歩で容易に移動できる会場で実施する等の工夫を講じ、効率的な出張相談、出張受付等を行うこと。

ウ　出張相談、出張受付の計画策定

上記ア及びイを踏まえ、５月の出張計画を策定するとともに、当該計画を別紙により報告すること。

3　本年５月に取り組む事項等（３局以外の局）

避難所がある局は、上記２に準じて出張相談や出張受付、巡回によるリーフレットの配布等を実施すること。

4　その他

上記の出張相談等を行うに当たっては、社会保険労務士等の活用を図るとともに、ワンストップサービスとなるよう配慮すること。

別紙

（　　局）

東日本大震災に関する出張相談、出張受付の計画等について（３局）

１　出張相談、出張受付等の実施

（１）出張相談、出張受付等

５月　２日の週　＿＿＿＿＿箇所（○○署管内○箇所、○○署管内○箇所）

５月　９日の週　＿＿＿＿＿箇所（○○署管内○箇所、○○署管内○箇所）

５月１６日の週　＿＿＿＿＿箇所（○○署管内○箇所、○○署管内○箇所）

５月２３日の週　＿＿＿＿＿箇所（○○署管内○箇所、○○署管内○箇所）

※　複数の避難所をまとめて実施する場合には、対象となる避難所の数をそのまま計上すること（例：３つの避難所をまとめて実施する場合は、３と計上する。）

（２）巡回配布

５月　２日の週　＿＿＿＿＿箇所（○○署管内○箇所、○○署管内○箇所）

５月　９日の週　＿＿＿＿＿箇所（○○署管内○箇所、○○署管内○箇所）

５月１６日の週　＿＿＿＿＿箇所（○○署管内○箇所、○○署管内○箇所）

５月２３日の週　＿＿＿＿＿箇所（○○署管内○箇所、○○署管内○箇所）

２　意見要望等

基発 0502 第 2 号
平成 23 年 5 月 2 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長
（公印省略）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について（労働基準局関係）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災については、未曾有の被害をもたらし、労働基準関係行政においてもこれまで必要な対応を図ってきたところである。今般、その被害の甚大さに鑑み、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「震災特別法」という。）、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成 23 年政令第 127 号。以下「特定被災区域政令」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成 23 年厚生労働省令第 57 号。以下「震災特別省令」という。）が制定され、これらにより更なる措置を講じることとしたところである。

その内容は下記のとおりであるので、貴職におかれては、趣旨を十分に理解の上、積極的な周知をはじめとして、その円滑な施行に万全を期されたい。

記

第 1　共通事項

1　東日本大震災の定義（震災特別法第 2 条第 1 項関係）

東日本大震災とは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいうこと。

2　特定被災区域の定義（震災特別法第 2 条第 3 項関係）

特定被災区域とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村及びこれに準ずる市町村として特定被災区域政令で定めるものであり、具体的には別紙のとおりであること。

第 2　労働者災害補償保険法、石綿による健康被害の救済に関する法律の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例（震災特別法第 79 条及び第 83 条関係）

1　措置の概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）によって多くの行方不明者が発生しているところ、これらの者については、取調べを行った官庁により、戸籍法（昭和22年法律第224号）第89条の規定に基づく市町村長に対する死亡報告がなされなければ、民法（明治29年法律第89号）第30条第2項の規定により、行方不明となってから1年後に失踪宣告が行われるまで、死亡が法的に確定しないこととなる。

この場合、これら行方不明者の残された家族に対しては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の遺族補償給付等が1年間支給されないこととなるが、行方不明者の残された家族の生活再建に資するためには、速やかに遺族補償給付等を支給することが望ましいこと等から、本件地震により行方不明となった者の生死が本件地震の発生日（平成23年3月11日）から3か月間わからない場合又はその者の死亡が本件地震の発生日から3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合の労災保険法等の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用について、本件地震の発生日に、その者は、死亡したものと推定する旨の特例規定を設けたこと。

2　特例の対象となる給付の範囲

この特例の対象となる労災保険法及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）の「死亡に係る給付」は、それぞれ以下のとおりであること。

（1）労災保険法関係

①　遺族補償給付（労災保険法第12条の8第1項第4号）
②　葬祭料（労災保険法第12条の8第1項第5号）
③　遺族給付（労災保険法第21条第4号）
④　葬祭給付（労災保険法第21条第5号）
⑤　障害補償年金差額一時金（労災保険法附則第58条）
⑥　障害年金差額一時金（労災保険法附則第61条）
⑦　未支給の保険給付（労災保険法第11条）

なお、遺族補償年金の支給を受けていた者が本件地震により行方不明となった場合については、他の受給資格者があるときは年金の転給を行い（労災保険法第16条の4）、他の受給資格者がなく、かつ、これまで支給された年金の合計額が労災保険法第16条の6第1項第1号の遺族補償一時金の額に満たないときはその差額を支給する（労災保険法第16条の6第1項第2号）ものとすること。遺族年金の支給を受けていた者が本件地震により行方不明となった場合についても同様の取扱いとすること。

また、特別支給金、労災就学等援護費等の支給についても、上記給付の支給と同様の取扱いとすること。

（2）石綿救済法関係

①　特別遺族給付金に係る未支給の給付（石綿救済法第64条第1項の規定に

より準用される労災保険法第11条）

なお、特別遺族給付金のうち、特別遺族年金の支給を受けていた者が本件地震により行方不明となった場合についても、（1）のなお書と同様の取扱いとすること（石綿救済法第61条、第62条第2号）。

3　他の法律に基づく給付に関する特例規定

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国民年金法（昭和34年法律第141号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）の死亡に係る給付についても同様の特例規定が設けられたこと。したがって、支給決定を行う際は、労災保険法に基づく給付と厚生年金保険法又は国民年金法に基づく給付との調整に留意すること。

4　その他

施行に係る運用上の留意点については、別途通知するものであること。また、法律の公布日（平成23年5月2日）以降、本特例規定に係る請求を受け付けることとし、当該通知に基づき事務処理を行うこと。

第3　中小企業退職金共済法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用の特例（震災特別法第80条関係）

1　措置の概要

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「中退法」という。）の死亡に係る退職金について、上記第2の1と同様の事情により、行方不明者の残された家族に対して1年間は支給されないこととなるが、行方不明者の残された家族の生活再建に資するためには、速やかに当該退職金を支給することが望ましいこと等から、本件地震により行方不明となった者の生死が本件地震の発生日から3か月間わからない場合又はその者の死亡が本件地震の発生日から3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合の中退法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用について、本件地震の発生日に、その者は、死亡したものと推定する旨の特例規定を設けたこと。

2　特例の対象となる給付の範囲

この特例の対象となる中退法の「死亡に係る退職金」は以下のとおりであること。

（1）被共済者の退職が死亡によるものである場合の退職金共済契約における退職金（中退法第10条）

（2）被共済者が死亡した場合の特定業種退職金共済契約における退職金（中退法第43条）

第4　労働保険料等の免除の特例（震災特別法第81条及び第84条並びに震災特別省令第12条から第19条まで関係）

1　労働保険料（第2種特別加入保険料、印紙保険料及び特例納付保険料を除く。

以下同じ。）及び特別保険料の免除措置

（１）措置の概要

政府は、本件地震の発生日において特定被災区域に所在していた労働保険の適用事業（有期事業にあっては、事業主の事務所が同日において特定被災区域に所在していたもの）の事業主から申請があった場合において、当該事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていることその他の労働保険料の支払が困難であると認められる事情（以下「労働保険料の免除に係る事情」という。）が生じている場合、労働保険料の免除に係る事情が生じている期間（１か月を単位として該当性を判断するものとし、最長で平成23年３月から平成24年２月までとする。以下「労働保険料の免除対象期間」という。）に係る労働保険料を免除することができることとしたこと。

また、これにより労働保険料を免除された事業の事業主は、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和47年労働省令第９号）第８条に規定する特別保険料の徴収期間から、労働保険料の免除対象期間を除くものとしたこと。

（２）被害の範囲

（１）において、「東日本大震災による被害を受けたこと」とは、以下の事由により、事業所が休業又は事業活動が縮小した場合とすること。

① 東日本大震災により事業所が損壊（生産設備の損壊等も含む。）するなど直接的な被害が生じている場合。

② 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により被害が生じている場合。

③ 福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に伴う被害が生じている場合。

④ 福島第一原子力発電所の事故により、原災法に基づく食品の出荷制限又は摂取制限による被害が生じている場合。

⑤ その他①から④に準じる理由により、適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避的に休業又は事業活動の縮小を余儀なくされたと判断される場合。

（３）労働保険料の免除に係る事情

（１）において、労働保険料の免除に係る事情とは、事業の全部若しくは一部が休業又は事業活動が縮小していることにより、月単位でみた労働者一人当たりの賃金額が、東日本大震災発生前の直近の額と比較して２分の１未満となっている場合がこれに該当すること。

ただし、事業主から休業手当が支払われている場合は、当該月単位でみた労

働者一人当たりの賃金額の算定には含めないこと。

なお、第１種特別加入保険料及び第３種特別加入保険料の免除においては、それぞれの特別加入の前提となる保険関係に係る事業が同様の状態にあるか否かをもって労働保険料の免除に係る事情に該当するか否かを判断すること。

（４）一般保険料、第１種特別加入保険料及び第３種特別加入保険料の免除額の算定

①　一般保険料の免除額

労働保険料の免除対象期間の賃金総額に一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額に相当する額としたこと。

②　第１種特別加入保険料の免除額

労働者災害補償保険法施行規則（昭和 33 年労働省令第 22 号。以下「労災則」という。）第 46 条の 20 第１項の給付基礎日額に応ずる労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第８号。以下「徴収則」という。）別表第４の右欄に掲げる額を 12 で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げる。）に労働保険料の免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に第１種特別加入保険料率を乗じて得た額としたこと。

③　第３種特別加入保険料の免除額

労災則第 46 条の 25 の３において準用する労災則第 46 条の 20 第１項の給付基礎日額に応ずる徴収則別表第４の右欄に掲げる額を 12 で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げる。）に労働保険料の免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に第３種特別加入保険料率を乗じて得た額としたこと。

（５）免除の申請

労働保険料の免除を受けようとする事業主は、次の①及び②に掲げる事項を記載した申請書に、労働保険料の免除に係る事情が生じていることを明らかにすることができる書類を添付し、これを事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「所轄都道府県労働局歳入徴収官」という。）に提出することによって申請を行うものとすること。

①　事業の名称及びその行われる場所並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

②　労働保険料の免除に係る事情が生じるに至った年月

（６）要件に該当しなくなった旨の届出

労働保険料の免除の対象とされた事業の事業主は、平成 24 年２月までの間において、労働保険料の免除に係る事情がなくなったときは、速やかに、次の①及び②に掲げる事項を記載した届書を事業場の所在地を管轄する都道府県労働

局長に提出することによって届け出るものとすること。

① 事業の名称及びその行われる場所並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

② 労働保険料の免除に係る事情がなくなった年月

（7）事業主への通知等

都道府県労働局歳入徴収官は、（1）により保険料の免除を行った場合は、当該免除に係る事業主に、免除を行った旨の通知を行うこととしたこと。

また、当該通知を受けた事業主は、その旨を雇用保険の被保険者に通知しなければならないとしたこと。

2 第2種特別加入保険料の免除措置

（1）措置の概要

政府は、本件地震の発生日に特定被災区域に所在していた第2種特別加入者について、当該第2種特別加入者の団体（労災保険法第35条第1項の規定により当該第2種特別加入者に関して労働者災害補償保険の適用を受けることにつき承認を受けた団体をいう。以下「第2種特別加入者の団体」という。）から申請があった場合において、当該第2種特別加入者が東日本大震災による被害を受けたことにより、第2種特別加入保険料の支払が困難であると認められる事情（以下「第2種特別加入保険料の免除に係る事情」という。）が生じている場合、第2種特別加入保険料の免除に係る事情が生じている期間（1か月を単位として該当性を判断するものとし、最長で平成23年3月から平成24年2月までを限度とする。以下「第2種特別加入保険料の免除対象期間」という。）に係る第2種特別加入保険料の額を免除することができることとしたこと。

（2）被害の範囲

（1）において、「東日本大震災による被害を受けたこと」とは、1（2）と同様であること。

（3）第2種特別加入保険料の免除に係る事情

（1）において、第2種特別加入保険料の免除に係る事情については、別途通知すること。

（4）第2種特別加入保険料の免除額の算定

本件地震の発生日において特定被災区域に所在し、かつ、第2種特別加入保険料の免除に係る事情が生じている第2種特別加入者の労災則第46条の24において準用する労災則第46条の20第1項の給付基礎日額に応ずる徴収則別表第4の右欄に掲げる額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）に当該第2種特別加入者について第2種特別加入保険料の免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に第2種特別加入保険料率を乗じて得た額としたこと。

（5）免除の申請

第２種特別加入保険料の免除を受けようとするときの申請に係る手続は、１（５）に準じて第２種特別加入者の団体が行うこととすること。

（６）要件に該当しなくなった旨の届出

第２種特別加入保険料の免除の対象とされた第２種特別加入者の団体は、当該免除に係る第２種特別加入者が、平成24年２月までの間において、第２種特別加入保険料の免除に係る事情がなくなったときは、１（６）に準じて手続を行うこととすること。

（７）第２種特別加入者の団体への通知

都道府県労働局歳入徴収官は、（１）により第２種特別加入保険料の免除を行った場合は、当該免除に係る第２種特別加入者の団体に、免除を行った旨の通知を行うこととしたこと。

３　一般拠出金の免除措置

（１）措置の概要

政府は、本件地震の発生日において特定被災区域に所在していた労災保険の適用事業（有期事業にあっては、事業主の事務所が同日において特定被災区域に所在していたもの）の事業主から申請があった場合において、当該事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていることその他の一般拠出金の支払が困難であると認められる事情（以下「一般拠出金の免除に係る事情」という。）が生じている場合、平成23年度の一般拠出金を免除することができることとしたこと。

（２）被害の範囲

（１）において、「東日本大震災による被害を受けたこと」とは、１（２）と同様であること。

（３）一般拠出金の免除に係る事情

（１）において、一般拠出金の免除に係る事情とは、１（３）と同様であること。

（４）免除の申請

一般拠出金の免除を受けようとするときの手続は、１（５）と同様であること。

（５）事業主への通知等

都道府県労働局歳入徴収官は、（１）により一般拠出金の免除を行った場合は、当該免除に係る事業主に、免除を行った旨の通知を行うこととしたこと。

４　代理人の選任に関する規定の適用

１から３までの労働保険料等の免除に係る申請又は届出について、徴収則第73条（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年厚生労働省令第39号）第２条の６において準用する場合を含む。）の代理人の選任に関する規定を準用することとしたこと。

5　労働保険料等の免除に係る運用上の取扱い等について

１から３までの労働保険料等の免除については、その運用上の詳細な取扱い等について、別途通知するものであること。また、その申請は、平成23年度の年度更新手続において受け付けるものとすること。

第５　施行日等

震災特別法、特定被災区域政令及び震災特別省令は公布の日（平成23年５月２日）から施行すること。ただし、上記第４については、平成23年３月１日から適用すること。

（別 紙）

特定被災区域一覧（H23．５．２）

[青森県]（２市２町）
八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町

[岩手県]　全域

[宮城県]　全域

[福島県]　全域

[茨城県]（３０市７町２村）
水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町

[栃木県]（９市７町）
宇都宮市、※足利市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、同郡那須町、同郡那珂川町

[千葉県]（１７市６町）
千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、習志野市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、香取市、山武市、※印旛郡酒々井町、※同郡栄町、※香取郡多古町、※同郡東庄町、山武郡九十九里町、※同郡横芝光町

[新潟県]（２市１町）
十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

[長野県]（１村）
下水内郡栄村

※は災害救助法の適用市町村以外の市町村

８　特定県が法第一三七条第一項の国の貸付けに係る特定県の貸付けを受ける者に対しその貸付金の全部又は一部の償還期限を延長する場合において、国土交通大臣がその延長について災害その他特別の事情により償還が著しく困難であるためやむを得ないものと認めるときは、国及び特定県は、当該貸付金に係る国の貸付金の全部又は一部について、担保の提供をせず、かつ、利息を付さないで、償還期限を延長するよう貸付けの条件を変更することができるものとすることとした。（第七条第二項関係）

９　法第一三七条第一項の国の貸付けに係る特定県の貸付金に関する貸付けの条件の基準を、貸付金の償還は、均等年賦償還とすること、特定県は、貸付けを受ける者が貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年一〇・七五パーセントの割合により計算した金額の延滞金を徴収することができるものとすることとした。（第八条関係）

１０　特定県は、法第一三七条第二項の加算金を徴収する場合においては、加算金を課すべき貸付金の範囲を指定し、当該指定した貸付金を貸し付けた日の翌日からその償還の日までの日数に応じ、当該指定した貸付金の金額につき年一〇・七五パーセントの割合により計算した金額の加算金を徴収するものとすることとした。（第九条第一項関係）

１１　１０の指定した貸付金（償還期限が到来していないものに限る。）については、特定県は、その償還期限を繰り上げるものとすることとした。（第九条第二項関係）

１２　法第一三七条第三項の規定により特定県が国に納付すべき金額は、その徴収した加算金の金額に、１０の指定した貸付金の貸付けをした日の属する会計年度における、当該貸付けを受ける者に係る法第一三七条第一項の国の貸付金の金額の同項の当該特定県の貸付金の金額に対する割合を乗じて得た金額とすることとした。（第一〇条第一項関係）

１３　特定県は、１２の金額をその徴収した日の属する月の翌月の末日までに国に納付するものとすることとした。（第一〇条第二項関係）

１４　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三条第一項第六号の一般廃棄物の処理施設を定める政令（政令第一三五号）（環境省）

１　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第六号に定める一般廃棄物の処理施設を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設及び浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽（特定被災地方公共団体である市町村又は当該市町村が加入する地方自治法第二八四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合が所有するものに限る。）とすることとした。（本則関係）

２　この政令は、法の施行の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（政令第一三六号）（農林水産省）

１　この政令は、東日本大震災に対処するため、農林漁業者に対する金融上の支援その他の措置に関し、農林水産省関係政令により規定された事項についての特例を定めるものとした。（第一条関係）

２　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の特例の対象となる共同利用施設を定めることとした。（第三条関係）

３　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令の特例、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令の特例等の対象者の要件及び対象期間を定めるとともに、これらの政令に規定する資金の償還期限等の特例を定めることとした。（第四条～第一一条関係）

４　この政令は、公布の日から施行し、第四条から第一一条までの規定は、平成二三年三月一一日から適用することとした。

法律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第四十号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特別の災害復旧事業についての補助（第三条）
第三章　内閣府関係（第四条・第五条）
第四章　総務省関係（第六条―第二十四条）
第五章　財務省関係（第二十五条―第三十七条）
第六章　文部科学省関係（第三十八条―第四十三条）
第七章　厚生労働省関係（第四十四条―第百五条）
第八章　農林水産省関係（第百六条―第百二十七条）
第九章　経済産業省関係（第百二十八条―第百三十四条）
第十章　国土交通省関係（第百三十五条―第百三十八条）
第十一章　環境省関係（第百三十九条・第百四十条）
第十二章　防衛省関係（第百四十一条・第百四十二条）
第十三章　雑則（第百四十三条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

２　この法律において「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

３　この法律において「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。

第二章　特別の災害復旧事業についての補助

第三条　国は、特定被災地方公共団体が加入する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合に対し、東日本大震災による被害を受けた次に掲げる施設の災害復旧事業について、その事業費の一部を、予算の範囲内において、補助する。

（後期高齢者医療の療養費の額の特例）

第七十六条　後期高齢者医療広域連合が、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十七条第一項若しくは第二項又は第八十二条第三項若しくは第四項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する療養費の額は、同法第七十七条第三項（同法第八十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額及び当該食事療養又は生活療養につき算定した費用の額を基準として、後期高齢者医療広域連合が定める額とする。

2　前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定するものとし、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第七十三条の規定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、同法第七十四条第二項の規定）を、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第七十四条の規定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた生活療養については、同法第七十五条第二項の規定）を、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては同法第七十六条第二項第一号の規定（前項に規定する療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、前条の規定（第五十条に規定する厚生労働大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養又は生活療養については、同法第七十四条第二項の規定）を、それぞれ準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

（後期高齢者医療の特別療養費の額の特例）

第七十七条　後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた特別療養費に係る療養（食事療養（食事療養が含まれている療養に限る。）につき高齢者の医療の確保に関する法律第八十二条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

一　当該療養（食事療養を除く。）につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

二　当該食事療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）

2　後期高齢者医療広域連合が、特例対象期間に被災後期高齢者医療被保険者が受けた特別療養費に係る療養（生活療養が含まれている療養に限る。）につき高齢者の医療の確保に関する法律第八十二条第一項の規定により当該被災後期高齢者医療被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

一　当該療養（生活療養を除く。）につき、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合は高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により、被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合は同法第七十六条第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

二　当該生活療養につき高齢者の医療の確保に関する法律第七十五条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）

（後期高齢者医療における国の負担等の特例）

第七十八条　東日本大震災に際し高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項第二号及び第七十三条から前条までの規定（以下この項において「一部負担金免除等規定」という。）が適用される場合においては、被災後期高齢者医療被保険者に係る同法第九十三条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに同項に規定する入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要する費用の額は、一部負担金免除等規定の適用がないとしたならばこれらの給付に要することとなる費用の額（次項において「免除前給付費用額」という。）に相当する額とする。

2　前項の場合において、国は、高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項第二号の措置を採る後期高齢者医療広域連合に対し、予算の範囲内において、当該被災後期高齢者医療被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要する費用の額から免除前給付費用額を控除した額を補助する。

（労働者災害補償保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第七十九条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（中小企業退職金共済法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用の特例）

第八十条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（労働保険の保険料の免除の特例）

第八十一条　政府は、次の各号のいずれにも該当する労働保険の適用事業（労働者災害補償保険法第三条第一項の適用事業又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項の適用事業をいう。以下この条において同じ。）の事業主（労働者災害補償保険法第二十五条第一項第一号の規定により同法第三条第一項の適用事業の事業主とみなされた団体を除く。以下この条において同じ。）から申請があった場合において、必要があると認めるときは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下この条及び第八十四条において「徴収法」という。）第十五条第一項及び第二項並びに第十九条第三項の規定にかかわらず、徴収法第十一条第一項に規定する一般保険料の額のうち当該労働保険の適用事業が第二号に該当するに至った月から当該労働保険の適用事業が同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）までの期間（以下この項において「免除対象期間」という。）に当該労働保険の適用事業の事業主がその事業に使用する全ての労働者に支払う賃金の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に徴収法第十二条第一項に規定する一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額に相当する部分、徴収法第十三条に規定する第一種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額及び徴収法第十四条の二第一項に規定する第三種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額を免除することができる。

一　当該労働保険の適用事業の行われる場所が平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたこと（事業の期間が予定される労働保険の適用事業にあっては、当該事業の事業主の事務所が特定被災区域に所在していたこと）。

二　当該労働保険の適用事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該労働保険の適用事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていることその他の徴収法第十条第二項に規定する労働保険料（同項第三号に規定する第二種特別加入保険料（以下この条において「第二種特別加入保険料」という。）、同項第四号に規定する印紙保険料及び同項第五号に規定する特例納付保険料を除く。第三項において「労働保険料」という。）の支払が困難であると認められる事情が生じていること。

2　政府は、徴収法第十四条第一項に規定する第二種特別加入者（以下この条において「第二種特別加入者」という。）が次の各号のいずれにも該当し、かつ、当該第二種特別加入者の団体（労働者災害補償保険法第三十五条第一項の規定により当該第二種特別加入者に関して労働者災害補償保険の適用を受けることにつき承認を受けた団体をいう。第四項において「第二種特別加入者の団体」という。）から申請があった場合において、必要があると認めるときは、徴収法第十五条第一項及び第二項並びに第十九条第三項の規定にかかわらず、第二種特別加入保険料の額のうち当該第二種特別加入者について第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）までの期間に係る部分として厚生労働省令で定める額を免除することができる。

一　平成二十三年三月十一日において特定被災区域に住所を有していたこと。

二　当該第二種特別加入者が東日本大震災による被害を受けたことにより、第二種特別加入保険料の支払が困難であると認められる事情が生じていること。

3　第一項の規定により労働保険料の額を免除された労働保険の適用事業の事業主は、平成二十四年二月までの間において、当該適用事業が同項第二号に該当しなくなるに至ったときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4　第二項の規定により第二種特別加入保険料の額を免除された第二種特別加入者の団体は、平成二十四年二月までの間において、当該第二種特別加入者が同項第二号に該当しなくなるに至ったときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（雇用保険の基本手当の給付日数の延長の特例）

第八十二条　雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者（平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた労働者に限る。）であって、当該事業所の事業が東日本大震災の被害を受けたため離職を余儀なくされたもの（同法第二十二条第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち同法第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に限る。）についての同法附則第五条の規定の適用については、同条第二項中「六十日」とあるのは「百二十日」と、「三十日」とあるのは「九十日」と、同条第三項中「前項」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十二条第一項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

2　雇用保険法第二十二条第二項に規定する受給資格者（平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた労働者に限る。）であって、当該事業所の事業が東日本大震災の被害を受けたため離職を余儀なくされたもののうち、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めたものについては、第四項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、同条第一項に規定する所定給付日数（当該受給資格者が同法第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が当該所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。

3　前項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日を限度とするものとする。

4　第二項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の受給期間は、雇用保険法第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

5　第二項の規定が適用される場合における雇用保険法第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三条及び第七十九条の二の規定の適用については、同法第二十八条第一項中「広域延長給付を受けている受給資格者については、同法第二十九条、第三十一条、第三十三条及び第七十九条の二の規定の適用については、当該広域延長給付が終わった後でなければ」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十二条第二項の規定による基本手当の支給（以下「特例延長給付」という。）を受けている受給資格者については、当該特例延長給付が終わった後でなければ広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終わった後でなければ」とあるのは「行わず、広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終わった後でなければ全国延長給付及び訓練延長給付は行わず」と、同条第二項中「広域延長給付又は」とあるのは「特例延長給付、広域延長給付又は」と、「広域延長給付が行われること」とあるのは「特例延長給付又は広域延長給付が行われること」と、「広域延長給付が行われる間」とあるのは「これらの延長給付が行われる間」と、「行わない」とあるのは「行わず、広域延長給付を受けている受給資格者について特例延長給付が行われることとなったときは、特例延長給付が行われる間は、その者について広域延長給付は行わない」と、同法第二十九条第一項及び第三十二条第一項中「又は全国延長給付」とあるのは「、全国延長給付又は特例延長給付」と、同法第三十三条第五項中「広域延長給付」とあるのは「特例延長給付、広域延長給付」と、同法第七十九条の二中「、第五十八条第一項」とあるのは「、第五十八条第一項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十二条第二項」とする。

（石綿による健康被害の救済に関する法律の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第八十三条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（石綿による健康被害の救済のため支給される給付等に充てる一般拠出金の免除の特例）

第八十四条　厚生労働大臣は、次の各号のいずれにも該当する事業の事業主（石綿による健康被害の救済に関する法律第三十五条第一項に規定する労災保険適用事業主に限る。以下この条において同じ。）から申請があった場合において、必要があると認めるときは、同法第三十八条第一項において準用する徴収法第十九条第三項の規定にかかわらず、平成二十三年度の一般拠出金（石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項に規定する一般拠出金をいう。以下この条において同じ。）の額を免除することができる。

一　当該事業の行われる場所が平成二十三年三月十一日において特定被災区域に所在していたこと（事業の期間が予定される事業にあっては、当該事業の事業主の主務所が特定被災区域に所在していたこと。）。

二　当該事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていることその他の一般拠出金の支払が困難であると認められる事情が生じていること。

（障害児施設給付費の支給に要する費用に係る国の負担の特例）

第八十五条　東日本大震災による被害を受けた施設給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が受ける同法第二十四条の二第一項に規定する障害児施設給付費（以下この条及び次条において「障害児施設給付費」という。）の支給について同法第二十四条の五の規定が適用される場合（特定被災地方公共団体その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める都道府県、指定都市又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）において、平成二十三年三月十一日から

（厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第九十七条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（老齢基礎年金の裁定の特例）

第九十八条　厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であって次の各号のいずれにも該当するものに係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十六条の規定による老齢基礎年金を受ける権利については、その権利を有する者の同法第十六条の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、同条の裁定を行うことができる。

一　第九十六条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二　平成二十三年三月十一日前に厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る裁定を受けたこと。

（国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第九十九条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（確定給付企業年金法の遺族給付金の支給に関する規定の適用の特例）

第百条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の遺族給付金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（確定拠出年金法の死亡一時金の支給に関する規定の適用の特例）

第百一条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の死亡一時金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の免除の特例）

第百二条　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項に規定する一般事業主のうち次の各号に掲げる者については、同条第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に納付すべき同条第一項に規定する拠出金の額（第二号に掲げる者にあっては、第四十二条第一項第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者の標準給与及び標準賞与に係る拠出金の額とする。）を免除するものとする。

一　第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主　同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月）まで

二　第四十二条第一項の規定により掛金を免除された学校法人等　同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月）まで

（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例）

第百三条　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十条第一項の災害援護資金であって、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項及び第四項並びに同法第十三条第一項の規定の適用については、同法第十条第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント（政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあつては、年三パーセント）」と、同法第十三条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。

2　前項の資金に係る都道府県が行う災害弔慰金の支給等に関する法律第十一条第一項の貸付け及び国が行う同法第十二条第一項の貸付けについての同法第十一条第二項及び第十二条第二項の規定の適用については、同法第十一条第二項中「十一年」とあるのは「十四年」と、同法第十二条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。

（日本年金機構等への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第百四条　次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

一　第四十九条第一項及び第二項の規定による標準報酬月額の改定

二　第五十七条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

三　第五十九条第一項及び第二項の規定による標準報酬月額の改定

四　第六十六条第一項の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項の規定による届出の受理

五　第九十四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による標準報酬月額の改定

六　第九十五条第一項の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項の規定による届出の受理

2　前項の場合においては、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十七条第二項第四号中「ホ　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第十三条第一項に規定する権限に係る事務、同法第十七条第一項に規定する事務及び同法第十八条第一項に規定する収納に係る事務」とあるのは、「ホ　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第十三条第一項に規定する権限に係る事務、同法第十七条第一項に規定する事務及び同法第十八条第一項に規定する収納に係る事務並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百四条第一項に規定する権限に係る事務」とする。

3　厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、第一項各号に掲げる厚生労働大臣の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　第一項各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

5　前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（適用）

第百五条　第四十九条、第五十七条、第五十九条、第六十六条、第八十一条、第八十四条、第九十四条、第九十五条及び第百二条の規定は平成二十三年三月一日から、第五十六条から第五十八条まで、第六十一条から第六十五条まで、第六十七条から第七十一条まで、第七十三条から第七十七条まで、第八十二条、第八十六条、第八十八条、第九十条から第九十二条まで及び第百三条の規定は同月十一日から適用する。

第十一章　環境省関係

（災害廃棄物の処理に関する補助）

第百三十九条　国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、東日本大震災により特に必要となった廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第一号において同じ。）の処理を行うために要する費用について、同法第二十二条の規定にかかわらず、予算の範囲内において、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を補助する。

一　東日本大震災により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の総額（以下この条において「処理費総額」という。）が、平成二十三年度における当該市町村の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいう。次号において同じ。）の百分の十に相当する額以下の場合　処理費総額の百分の五十に相当する額

二　処理費総額が平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の十に相当する額を超える場合　イからハまでに掲げる額の合計額

イ　処理費総額のうち平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の十の部分の額の百分の五十に相当する額

ロ　処理費総額のうち平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の十を超え、百分の二十以下の部分の額の百分の八十に相当する額

ハ　処理費総額のうち平成二十三年度における当該市町村の標準税収入の百分の二十を超える部分の額の百分の九十に相当する額

（公害健康被害の補償等に関する法律の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第百四十条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

第十二章　防衛省関係

（防衛省の職員の給与等に関する法律の適用の特例）

第百四十一条　第十四条の規定により国家公務員退職手当法の規定の適用について平成二十三年三月十一日に死亡したものと推定された防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第一条に規定する職員に対する同法の給与に係る規定の適用については、同日に、当該職員は、死亡したものと推定する。

（自衛官に対する入院時食事療養費等の額についての特例）

第百四十二条　防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第一項の規定の適用を受ける者であって、東日本大震災による被害を受けた者として防衛省令で定めるものに係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の額の特例については、国家公務員共済組合法による組合員に対する特例に関する第二十七条から第三十条までの規定の例により、防衛省令で定める。

2　前項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

第十三章　雑則

（原子力発電所事故による災害への対処）

第百四十三条　国は、東日本大震災による被害の迅速な回復のため必要があると認めるときは、地方公共団体等が講ずる措置であって、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第三条第一項の規定により原子力事業者（同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。次項において同じ。）が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについても、この法律の規定に基づく補助金の交付その他の財政援助を行うことができる。

2　前項の規定は、国が当該原子力事業者に対して、同項の財政援助に係る額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十四条　この法律の公布の日又は介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）の公布の日のいずれか遅い日

二　附則第十五条　この法律の公布の日又は総合特別区域法（平成二十三年法律第　号）の公布の日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条　障害者自立支援法附則第二十二条第一項に規定する特定旧法受給者（同法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等であるものを除く。）は、この法律の施行の日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限り、第八十七条及び第八十八条第一項の規定の適用については、同法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等とみなす。

（小規模企業共済法の一部改正）

第三条　小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二及び第十六条の三第一項中「第十五条第二項第七号」を「第十五条第二項第八号」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第四条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「並びに第十二号から第十四号まで」を「、第十二号、第十四号並びに第十五号」に改め、「幅囲」に掲げる業務」の下に「（同項第七号に掲げる業務を除く。）」を、「同条第一項第五号ロ」の下に「及びハ」を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三十条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。

第十五条第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　委託を受けて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

第十五条第四項中「第二項第七号」を「第二項第八号」に改め、同条第五項中「及び第二項第十一号」を「並びに第二項第十一号及び第十三号」に改める。

第十七条第一項第八号中「第十五条第二項第七号」を「第十五条第二項第八号」に改め、同条第二項中「第十五条第一項第十三号及び第十四号」を「第十五条第一項第十四号及び第十五号」に、「同条第一項第十五号」を「同条第一項第十三号及び第十四号」に改める。

第十八条第一項第一号中「及び第十二号」を「から第十三号まで」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に、「及び第六号」を「、第六号及び第七号」に改め、同項第二号中「同項第十五号」を「同項第十六号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十四号」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に、「同条第二項第七号」を「同条第一項第十五号」に、「同項第十六号」を「同項第十七号」に改める。

第二十二条第一項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

政令第百二十六号

雇用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（東日本大震災に係る職業能力開発校等の施設及び設備に要する経費に関する補助金の特例）

第五条　青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県が設置する第十二条の職業能力開発校等の施設及び設備であって、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金の交付に係る第十三条第一項の規定の平成二十三年度における適用については、同項中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同項第一号中「建物の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次号において同じ。）により著しい被害を受けた建物の災害復旧に要する経費」と、同項第二号中「機械器具その他の設備の新設、増設又は改設に要する経費」とあるのは「東日本大震災により著しい被害を受けた機械器具その他の設備の災害復旧に要する経費」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　細川　律夫

内閣総理大臣　菅　直人

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百二十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定被災地方公共団体）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（次条において「法」という。）第二条第二項の政令で定める市町村は、別表第一のとおりとする。

（特定被災区域）

第二条　法第二条第三項の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるものは、別表第二のとおりとする。

2　法第二条第三項のこれに準ずる市町村として政令で定めるものは、別表第三のとおりとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

別表第一（第一条関係）

青森県	八戸市　三沢市　上北郡おいらせ町　三戸郡階上町
岩手県	宮古市　大船渡市　花巻市　久慈市　遠野市　一関市　陸前高田市　釜石市　奥州市　岩手郡滝沢村　紫波郡矢巾町　東磐井郡藤沢町　気仙郡住田町　上閉伊郡大槌町　下閉伊郡山田町　同郡岩泉町　同郡田野畑村　九戸郡野田村　同郡洋野町
宮城県	仙台市　石巻市　塩竈市　気仙沼市　白石市　名取市　登米市　栗原市　東松島市　大崎市　刈田郡蔵王町　柴田郡大河原町　同郡村田町　同郡柴田町　同郡川崎町　宮城郡七ヶ浜町　同郡利府町　黒川郡大和町　同郡大郷町　同郡大衡町　同郡富谷町　同郡大衡村　同郡大和町　同郡大郷

茨城県	水戸市　日立市　土浦市　石岡市　龍ケ崎市　下妻市　常総市　常陸太田市　北茨城市　笠間市　取手市　牛久市　つくば市　ひたちなか市　鹿嶋市　潮来市　常陸大宮市　那珂市　筑西市　稲敷市　かすみがうら市　桜川市　神栖市　行方市　鉾田市　つくばみらい市　小美玉市　東茨城郡茨城町　同郡大洗町　同郡城里町　那珂郡東海村　久慈郡大子町　稲敷郡美浦村　同郡阿見町　同郡河内町　北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市　小山市　真岡市　大田原市　矢板市　那須塩原市　さくら市　那須烏山市　芳賀郡益子町　同郡茂木町　同郡市貝町　同郡芳賀町　塩谷郡高根沢町　那須郡那須町　同郡那珂川町
千葉県	千葉市　旭市　習志野市　我孫子市　浦安市　香取市　山武市　山武郡九十九里町
新潟県	十日町市　上越市　中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

別表第三（第二条第二項関係）

青森県	三沢市　三戸郡階上町
茨城県	古河市　結城市
栃木県	足利市
千葉県	銚子市　市川市　船橋市　松戸市　成田市　佐倉市　東金市　八千代市　印西市　富里市　印旛郡酒々井町　同郡栄町　香取郡多古町　同郡東庄町　山武郡横芝光町

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百二十八号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第六条第一号、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条第三項並びに第十五条第二号並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第六条第一号の情報システム）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第六条第一号の政令で定める情報システムは、住民に関する事務の処理に係る情報システムで総務大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

（法第七条の消防施設）

第二条　法第七条の政令で定める消防の用に供する施設は、消防ポンプ自動車、救助工作車及び救急自動車、救助用資機材及び救急用資機材、防火水槽その他消防の用に供する施設で総務大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

（法第八条第一項の年度等）

第三条　法第八条第一項の政令で定める年度は、平成二十四年度とする。

2　法第八条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金による引受けに係る地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条第四号の規定によって起こした地方債の利率によるものとする。

3　法第八条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還期間は十五年（三年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は半年賦償還の方法によるものとする。

（法第九条第一項の地方債の利率及び償還方法）

第四条　法第九条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金による引受けに係る地方財政法第五条第四号の規定によって起こした地方債の利率によるものとする。

2　法第九条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還期間は十五年（三年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は半年賦償還の方法によるものとする。

（法第十五条第二号の給付）

第五条　法第十五条第二号に規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

一　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十九条の規定による退職共済年金

二　地方公務員等共済組合法附則第二十六条第二項から第四項までの規定による退職共済年金

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十三条の特例）

第六条　平成二十三年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第十三条の規定の適用については、同令附則第十条の規定にかかわらず、同令第十三条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合並びに地方財政法第三十三条の五の二第一項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八条第一項及び第九条第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。

2　平成二十四年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十三条の規定の適用については、同令附則第十条の規定にかかわらず、同令第十三条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合並びに地方財政法第三十三条の五の二第一項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八条第一項及び第九条第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十六条第一項第二号の給付を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　直人

附　則

この省令は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の施行の日から施行する。

○文部科学省令第十九号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）を実施するため、及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十九条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済法の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

文部科学大臣　高木　義明

東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済法の特例に関する省令

（標準給与の改定に係る届出等）

第一条　学校法人等（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「法」という。）第三十八条第一項に規定する学校法人等をいう。以下同じ。）は、加入者について、当該学校法人等において受けた給与の額が同項の規定に該当するに至ったときは、速やかに、私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号。以下「私学共済規則」という。）様式第七号による届書に、東日本大震災（法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。次項において同じ。）による被害を受けたことを明らかにできる書類を添えて、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。

2　東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受けようとする者は、法第三十八条第四項の規定により読み替えられた準用国共済法（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。以下同じ。）第六十六条第一項の規定が適用される場合においては、私学共済規則第十四条第一項の請求書に、同条第二項各号に掲げる書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより病気にかかり若しくは負傷し又はこれらにより生じた病気にかかったことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（退職共済年金の額の改定の特例）

第二条　事業団は、平成二十三年三月一日から法第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に退職した者であって、かつ、同条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有するものに係る準用国共済法第七十七条第四項の規定による退職共済年金の額の改定については、その者の私学共済規則第二十六条第一項の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、準用国共済法第七十七条第四項の改定を行うことができる。

（死亡に係る給付の決定の請求の特例）

第三条　私学共済規則第四条第二項（私学共済規則第十七条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により行う支払未済の給付の請求は、私立学校教職員共済法による給付の支払を受けるべきであった者でその支払を受けなかったものが法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、私学共済規則第四条第二項に規定する当該給付の支払を受けるべきであった者でその支払を受けなかったものの死亡を証する書類に代えて、その者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

2　私学共済規則第十一条の規定により行う埋葬料及び家族埋葬料の請求は、加入者若しくはその被扶養者又は加入者であった者が法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、私学共済規則第十一条第二項に規定する書類に代えて、加入者若しくはその被扶養者又は加入者であった者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3　私学共済規則第十二条の規定により行う弔慰金及び家族弔慰金の請求は、加入者又はその被扶養者が法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、私学共済規則第十二条第二項第一号に規定する書類に代えて、加入者又はその被扶養者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

4　私学共済規則第三十三条の六の規定により行う遺族共済年金の決定の請求は、加入者又は加入者であった者が法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、私学共済規則第三十三条の六第二項第三号に掲げる書類に代えて、加入者又は加入者であった者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（掛金の免除の申請等）

第四条　法第四十二条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該当することを明らかにすることができる書類を添えて、これを事業団に提出することによって行うものとする。

一　学校法人等の名称及び所在地

二　法第四十二条第一項第二号に該当するに至った年月

2　法第四十二条第二項の規定による届出は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出することによって行うものとする。

一　学校法人等の名称及び所在地

二　法第四十二条第一項第二号に該当しなくなるに至った年月

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の施行に伴い、並びに同法第八十一条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項並びに第百四条第四項及び第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

厚生労働大臣　細川　律夫

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令

（健康保険の標準報酬月額の改定に係る届出等）

第一条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「法」という。）第四十九条第一項及び第二項の規定による健康保険の標準報酬月額の改定に係る届出については、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「健保規則」という。）第二十六条の規定を準用する。

2　前項において準用する健保規則第二十六条の規定による届出を行う事業主は、提出すべき届書に東日本大震災（法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）による被害を受けたことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

3　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者（東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受けようとする者に限る。）は、法第四十九条第四項の規定により読み替えられた健康保険法第九十九条第一項の規定が適用される場合においては、健保規則第八十四条第一項の申請書に、同条第二項、第五項及び第六項の規定により添付しなければならないこととされる書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより疾病若しくは負傷又はこれによる疾病が発生したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

（健康保険の保険料の免除の申請等）

第二条　法第五十七条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該当することを明らかにできる書類を添付し、これを日本年金機構（以下「機構」という。）又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。

一　事業所の名称及び所在地

二　法第五十七条第一項第二号に該当するに至った年月

12　船保令第二条第二項の規定により家族葬祭料付加金の支給を受けようとする者は、令第四条第二項の規定により読み替えられた船保令第二条第二項の規定が適用される場合においては、船保規則第八十四条第一項の申請書に、東日本大震災による被害を受けたことにより発した疾病若しくは負傷又はこれによる疾病により当該家族葬祭料付加金に係る被扶養者が死亡したことを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

（船員保険法等の死亡に係る給付の申請の特例）

第七条　船保規則第百二十九条の規定により行う遺族年金の申請は、船保被保険者等が法第六十条に規定する状態に該当するものであるときは、船保規則第百二十九条第三項第二号に掲げる書類に代えて、船保被保険者等が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

2　船保規則第百二十九条の規定により行う一時金の申請は、船保被保険者等が法第六十条に規定する状態に該当するものであるときは、船保規則第百二十九条第二項第一号に掲げる書類に代えて、船保被保険者等が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（船員保険の保険料の免除の申請等）

第八条　法第六十六条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該当することを明らかにすることができる書類を添付し、これを機構に提出することによって行うものとする。

一　船舶所有者の氏名及び住所

二　法第六十六条第一項第二号に該当しなくなるに至った年月

2　法第六十六条第一項の規定による免除と同時に法第九十五条第一項の規定による免除を受けようとする場合においては、前項の申請書にその旨を付記するものとする。

第九条　法第六十六条第二項の規定による届出は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによって行うものとする。

一　船舶所有者の氏名及び住所

二　法第六十六条第一項第二号に該当しなくなるに至った年月

2　前項の届書を提出する船舶所有者は、その使用する者が乗り組む船舶が法第九十五条第一項第二号に該当しなくなるに至ったときは、前項の届書にその旨を付記するものとする。

（通知）

第十条　機構は、法第五十九条第一項若しくは第二項の規定による標準報酬月額の改定又は法第六十六条第一項の規定による保険料の額の免除を行ったときは、その旨を船舶所有者に通知しなければならない。

2　船舶所有者は、前項の通知があったときは、速やかに、これを被保険者に通知しなければならない。

（代理人の選任に関する規定の準用）

第十一条　船保規則第二百二十二条の規定は、第六条、第八条及び第九条の規定により届出又は申請を行う船舶所有者について準用する。

（特別保険料の徴収期間の特例）

第十二条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十九条第一項に規定する当該事業主のうち、法第八十一条第一項の規定により一般保険料の額を免除されたものについては、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和四十七年労働省令第九号）第八条に定める特別保険料の徴収期間から、法第八十一条第一項に規定する免除対象期間を除くものとする。

（第一種特別加入保険料の免除額）

第十三条　法第八十一条第一項の第一種特別加入保険料の額のうち免除対象期間に係る部分として厚生労働省令で定める額は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号。以下「徴収則」という。）第二十一条第一項に規定する第一種特別加入者の労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号。以下「労災則」という。）第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に応ずる徴収則別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。）に法第八十一条第一項に規定する免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に徴収法第十四条の二第一項に規定する第三種特別加入保険料率を乗じて得た額とする。

（第二種特別加入保険料の免除額）

第十四条　法第八十一条第二項の厚生労働省令で定める額は、同項各号のいずれにも該当する第二種特別加入者（徴収法第十四条第一項に規定する第二種特別加入者をいう。）の労災則第四十六条の二十四において準用する労災則第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に応ずる徴収則別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。）に当該第二種特別加入者について法第八十一条第二項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）までの期間の月数を乗じて得た額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に徴収法第十四条第一項に規定する第二種特別加入保険料率を乗じて得た額とする。

（労働保険の保険料等の免除の申請等）

第十六条　法第八十一条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該当することを明らかにすることができる書類を添付し、これを事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「所轄都道府県労働局歳入徴収官」という。）に提出することによって行うものとする。

一　事業の名称及びその行われる場所並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

二　法第八十一条第一項第二号に該当するに至った年月

2　前項の規定は、法第八十一条第二項の規定による申請について準用する。この場合において、前項中「同項第二号」とあり、及び「法第八十一条第一項第二号」とあるのは、「法第八十一条第二項第二号」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、法第八十四条の規定による申請について準用する。この場合において、同項中「同項第二号」とあり、及び「法第八十一条第一項第二号」とあるのは、「法第八十一条第二項第二号」と読み替えるものとする。

第十七条　法第八十一条第三項の規定による届出は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出することによって行うものとする。

一　事業の名称及びその行われる場所並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

二　法第八十一条第一項第二号に該当しなくなるに至った年月

2　前項の規定は、法第八十一条第四項の規定による届出について準用する。この場合において、前項中「法第八十一条第一項第二号」とあるのは、「法第八十一条第二項第二号」と読み替えるものとする。

（通知）

第十八条　所轄都道府県労働局歳入徴収官は、法第八十一条第一項の規定による同項第二号に規定する労働保険料の額の免除を行ったときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

2　事業主は、前項の通知があったときは、速やかに、これを雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者に通知しなければならない。

3　第一項の規定は、法第八十一条第二項の規定による第二種特別加入保険料の額の免除又は法第八十四条の規定による一般拠出金の額の免除について準用する。

（代理人の選任に関する規定の準用）
第十九条　徴収則第七十三条（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）第二条の六において準用する場合を含む。）の規定は、第十六条又は第十七条の規定により申請又は届出を行う事業主について準用する。

（雇用保険の基本手当の給付日数の延長の特例の対象者）
第二十条　法第八十二条第一項の厚生労働省令で定める者は、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第十九条に規定する者とする。

第二十一条　法第八十二条第二項の厚生労働省令で定める基準は、特に誠実かつ熱心に求職活動を行っており、かつ、公共職業安定所の職業指導を受けなければ、その者が適切な職業選択を行うことが著しく困難となることとする。

（雇用保険の基本手当の給付日数の延長の通知）
第二十二条　公共職業安定所長は、法第八十二条第一項に規定する受給資格者に対して、雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき基本手当を支給することとしたときは、まず、法第八十二条第一項の規定の適用がないとしたならば雇用保険法附則第五条第一項及び第二項の規定により所定給付日数を超えて基本手当を支給されることとなる日数を当該受給資格者に対して知らせるとともに、必要な事項を雇用保険受給資格者証に記載するものとする。その後、当該受給資格者が同条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、法第八十二条第一項の規定による読み替え後の雇用保険法附則第五条第二項の規定により当該受給資格者に対して支給されることとなる基本手当の日数のうち、前段の規定により既に知らせた日数を除いた日数を当該受給資格者に対して知らせるとともに、必要な事項を雇用保険受給資格者証に記載するものとする。

第二十三条　公共職業安定所長は、法第八十二条第二項の規定により同項に規定する受給資格者に対して基本手当を支給することとしたときは、当該受給資格者に対してその旨を知らせるとともに、必要な事項を雇用保険受給資格者証に記載するものとする。

（特例障害児食費等減免給付費の支給の申請等）
第二十四条　法第八十六条第一項の規定による費用（以下この条及び次条において「特例障害児食費等減免給付費」という。）の支給を受けようとする被災施設給付決定保護者（同項に規定する被災施設給付決定保護者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県等（法第八十五条第一項に規定する都道府県等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に提出しなければならない。
一　当該申請に係る被災施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
二　指定施設支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。）を受けている指定知的障害児施設等（同項に規定する指定知的障害児施設等をいう。）の名称
三　被災施設給付決定保護者に該当する旨
2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、都道府県等は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
一　被災施設給付決定保護者に該当する者であることを証する書類
二　施設受給者証（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設受給者証をいう。以下この条において同じ。）
3　都道府県等は、第一項の申請に基づき特例障害児食費等減免給付費の支給を行ったときは、次の各号に掲げる事項を施設受給者証に記載することとする。
一　特例障害児食費等減免給付費の額
二　特例障害児食費等減免給付費を支給する期間
4　都道府県等は、特例障害児食費等減免給付費の額を変更する必要があると認めるときは、被災施設給付決定保護者に対し施設受給者証の提出を求めるものとする。
5　前項の規定により施設受給者証の提出を受けた都道府県等は、施設受給者証に必要な事項を記載し、これを当該被災施設給付決定保護者に返還するものとする。

第二十五条　都道府県等は、特例障害児食費等減免給付費の支給を行ったときは、その額を、被災施設給付決定保護者に通知しなければならない。特例障害児食費等減免給付費の額に変更があったときも、同様とする。

（特例障害者食費等減免給付費の支給の申請等）
第二十六条　法第八十八条第一項の規定による費用（以下この条から第二十八条までにおいて「特例障害者食費等減免給付費」という。）の支給を受けようとする被災支給決定障害者等（同項に規定する被災支給決定障害者等をいう。以下この条から第二十八条までにおいて同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
一　当該申請に係る被災支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
二　施設入所支援（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する施設入所支援をいう。）を受けている指定障害者支援施設等（同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。）の名称
三　被災支給決定障害者等に該当する旨
2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
一　被災支給決定障害者等に該当する者であることを証する書類
二　受給者証（障害者自立支援法第二十二条第五項に規定する受給者証をいう。以下この条から第二十八条までにおいて同じ。）
3　市町村は、第一項の申請に基づき特例障害者食費等減免給付費の支給を行ったときは、次の各号に掲げる事項を受給者証に記載することとする。
一　特例障害者食費等減免給付費の額
二　特例障害者食費等減免給付費を支給する期間
4　被災支給決定障害者等は、前項第二号に定める期間内において、第一項各号に掲げる事項又は前項第一号の特例障害者食費等減免給付費の額の算定のために必要な事項について変更があったときは、次の各号に掲げる事項の変更を行うことができる。この場合において、同号に掲げる事項について変更を行った市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により被災支給決定障害者等に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。
一　前条第三項第一号に掲げる事項を変更した旨
二　受給者証を提出する必要がある旨
三　受給者証の提出先及び提出期限
5　前項の届出書には、同項第二号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（特例障害者食費等減免給付費の額の変更）
第二十七条　市町村は、被災支給決定障害者等の所得の状況等に変更があったときは、前条第三項第一号に掲げる事項の変更を行うことができる。この場合において、同号に掲げる事項について変更を行った市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により被災支給決定障害者等に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。
一　前条第三項第一号に掲げる事項を変更した旨
二　受給者証を提出する必要がある旨
三　受給者証の提出先及び提出期限
2　前項の被災支給決定障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。
3　市町村は、前条第三項第一号に掲げる事項に変更を行った場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

（特例障害者食費等減免給付費の支給の取消し）
第二十八条　市町村は、次の各号に掲げる場合には、特例障害者食費等減免給付費の支給を行わないことができる。
一　被災支給決定障害者等が、法第八十八条第一項の規定に基づき特例障害者食費等減免給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。
二　被災支給決定障害者等が、第二十六条第三項第二号に定める期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

あるのは「国民年金基金連合会が死亡を支給事由とする一時金の支給に関する義務を負っている中途脱退者又は解散基金加入員（以下この条において「中途脱退者等」という。）と、「第二十二条第二項第三号」とあるのは「第六十三条において準用する第二十二条第二項第三号」と、「加入員又は加入員であった者」とあるのは「中途脱退者等」と読み替えるものとする。

第四十四条　法第百四条第四項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一　法第百四条第三項において準用する厚生年金保険法第百条の四第三項の規定により厚生労働大臣が法第百四条第一項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該権限

二　法第百四条第三項において準用する厚生年金保険法第百条の四第四項の規定による公示

2　法第百四条第五項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第一号、第五号及び第二項並びに第六十三条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

厚生労働大臣　細川　律夫

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百四条第二項第二号の表上欄中「又は(ⅲ)」を「若しくは(ⅲ)」に改め、同条第四項第一号イ中「準ずる」の下に「取組」を加え、同号ハ(1)中「同(2)(ⅰ)又は(ⅲ)」を「同(2)(ⅰ)若しくは(ⅲ)」に改め、同号ハ(2)中「第二項第一号イ(2)(ⅰ)又は(ⅲ)」を「第二項第一号イ(2)(ⅰ)若しくは(ⅲ)」に改め、同号ホ中「雇用される者」を「雇用されている者」に改める。

第百十九条第三十六項中「建設事業主雇用改善推進助成金」を「建設雇用改善推進助成金」に改める。

第百二十五条第二項第一号ロ(1)(ⅲ)柱書中「限り、」を「限る。）（に改める。

附則第十五条の二第一項中「職場支援従事者に係るものに限る。）」の下に「、附則第十五条の五第一項の被災者雇用開発助成金」を加える。

附則第十五条の四から第十五条の八までを次のように改める。

第十五条の四　第百二条の三第一項第一号イ又は附則第十五条第二項第一号に該当する事業主であって、第百二条の三第一項第二号イ(1)の対象期間及び附則第十五条第二項第二号イの対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が平成二十三年五月二日から起算して一年が経過する日までの間にあり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「被災関係事業主」という。）に係る対象期間（以下この条において「特例対象期間」という。）については、附則第十五条第八項の規定により読み替えて適用される第百二条の三第三項ただし書及び附則第十五条第四項ただし書の規定は、適用しない。

一　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都に属するものを除く。以下「特定被災区域」という。）内に所在する事業所の事業主

二　特定被災区域内に所在する事業所と相当程度密接な取引関係があると認められる事業所の事業主

2　特例対象期間中に実施された休業等（当該休業等について雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金が支給されるものに限る。）の日数は、附則第十五条第八項の規定により読み替えて適用される第百二条の三第三項ただし書に規定される基準雇調金等の対象期間の開始の日以後の支給日数及び附則第十五条第四項ただし書に規定される基準雇調金等の対象期間の開始の日以後の支給日数に含めない。

3　前二項の規定は、特例対象期間の初日から起算して一年の期間内に、別の対象期間の初日がある場合には、当該別の対象期間については、適用しない。

（特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置）

第十五条の五　第百十条の特定求職者雇用開発助成金として、同条に規定するもののほか、当分の間、被災者雇用開発助成金を支給するものとする。

2　被災者雇用開発助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　東日本大震災の発生時に特定被災区域に居住又は特定被災区域において就業をしており、当該震災により離職を余儀なくされた六十五歳未満の求職者（第百十条第二項第一号イの職場適応訓練受講求職者を除く。）を、公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は職業紹介事業者（被災者雇用開発助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者（一年以上雇用されることが見込まれる者に限る。）として雇い入れる事業主であること。

ロ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ハ　イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（ニにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ニ　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であって基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると認められる事業主であること。

ホ　当該事業所の労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　前号イに該当する雇入れに係る者一人につき、五十万円（中小企業事業主にあっては、九十万円）

3　前項第一号イに該当する雇入れであって、短時間労働者（第百十条第三項に規定する短時間労働者をいう。）として雇い入れる場合における同項第二号の規定の適用については、同号中「五十万円（中小企業事業主にあっては、九十万円）」とあるのは「三十万円（中小企業事業主にあっては、六十万円）」とする。

4　被災者雇用開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金（第百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。）、受給資格者創業支援助成金（第百十条の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、中小企業基盤人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第五項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。）、職場支援従事者配置助成金（第百十八条の三第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。次項において同じ。）、訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、正規雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金、建設教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、被災者雇用開発助成金は支給しないものとする。

基労発 0502 第１号
平成 23 年５月２日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
（　公　印　省　略　）

東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて

標記の行方不明者等についての特例については、平成 23 年５月２日付け基発 0502 第２号「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について（労働基準局関係）」により指示されたところであるが、標記の請求書等の提出があった場合等の取扱いについては、以下のとおりとするので、万全を期されたい。

記

第１　遺族（補償）給付請求書等の提出があった場合の取扱い

１　特例の対象となる保険給付に係る請求書等に当たるか否かの確認

労災保険給付支給請求書又は社会復帰促進等事業に係る申請書が提出された場合には、今回の特例の対象となる保険給付に係る請求書等に当たるか否かの確認を行うこと。

なお、対象となる保険給付等は、次のとおりである。

保険給付：○労災保険法関係

遺族（補償）給付、葬祭料、葬祭給付、障害（補償）年金差額一時金、未支給の保険給付

○石綿救済法関係

特別遺族給付金に係る未支給の給付

社会復帰促進等事業：遺族特別支給金、遺族特別年金、遺族特別一時金、障害特別年金差額一時金、未支給の特別支給金、労災就学等援護費、長期家族介護者援護金

2　行方不明者であることの調査

調査手法の詳細については別途通知するが、都道府県警察が保有する行方不明者に係る情報等に基づいて該当の有無を判断すること。

3　今回の特例の法的効果等の説明

今回の特例は、行方不明となった者について、地震の発生日である平成23年3月11日に死亡したものと推定するものであり、死亡したものと「みなす」ものではないこと。

したがって、その後生存していることが明らかとなった場合には、回収することになること、また、適正な保険給付であることを担保するため、一定期間経過後に死亡届の提出状況等を確認することをあらかじめ請求人に丁寧に説明しておくこと。

4　不正受給防止のための事後の確認

不正受給防止のため、死亡が推定される日から1年半を経過した時点において、保険給付の受給者から戸籍謄本を徴する等により死亡届が行われているか確認すること。

この場合、年金受給者については、初回の年金定期報告書の添付資料により当該事実を確認することで足りることに留意し、受給者に無用の負担を与えないようにすること。

確認の結果、死亡届がなされていない場合には、被災労働者の生存の有無を確認するとともに、速やかに保険給付の詐取が行われているか否かを調査し、その結果に基づき、的確に対応すること。

5　6月11日前に受け付けた請求書等の取扱い等

公布日以降上記1の請求書等を受け付けた場合には、必要な事務処理を行い、6月11日以降迅速な決定を行えるよう配意すること。

また、年金たる保険給付は、偶数月に支払うこととしていること、速やかな支払を

希望する場合には、前払い一時金の制度があることを教示すること。

第２　遺族（補償）年金又は障害（補償）年金の受給権者が行方不明である旨の相談に対する対応等

遺族（補償）年金又は障害（補償）年金（以下「遺族（補償）年金等」という。）の受給権者が行方不明である旨の相談があった場合には、以下により対応をすること。

なお、遺族（補償）年金等の受給者からの定期報告の取扱い及び報告がない場合等の対応については、別途通知するところにより、的確に対応を行うこと。

１　遺族（補償）年金等の受給権者が行方不明であることの調査

上記第１の２と同様であること。

２　遺族（補償）年金等を受給し得る身分を有する遺族の存否の調査等

遺族（補償）年金等又は遺族（補償）年金差額一時金を受給し得る身分を有する遺族が存在するか否かを、支給決定時の調査結果復命書及び被災労働者に係る戸籍謄本等により確認すること。

３　既に支給した保険給付の額の調査

（１）遺族（補償）年金差額一時金

上記２の調査の結果、遺族（補償）年金差額一時金を受給し得る身分を有する遺族が存在すると認められる場合には、遺族（補償）年金の合計額（当該年金に係る遺族（補償）年金前払一時金の支給額を含む。）を調査すること。

（２）障害（補償）年金差額一時金

上記２の調査の結果、障害（補償）年金差額一時金を受給し得る身分を有する遺族が存在すると認められる場合には、障害（補償）年金の合計額（当該年金に係る障害（補償）年金前払一時金の支給額を含む。）を調査すること。

４　受給資格を有する遺族が存在すると認められる場合における最先順位者の確定

上記２及び３の調査の結果、受給資格を有する遺族が存在すると認められる場合には、最先順位者を確定すること。

5　最先順位者に対する教示等

受給資格を有する最先順位者に対して、上記第１の３に準じて今回の特例の法的効果を説明した上で、受給資格を有することになったこと及び受給資格を有している保険給付の種別を教示するとともに、請求を勧奨すること。

この場合、遺族（補償）年金の転給については、①転給の請求書のみならず、②支給停止の申請書の提出を勧奨すること。

6　その他

遺族（補償）年金等以外に受給し得る保険給付等が存在すると思われる場合には、他の保険給付等、例えば、労災就学等援護費にも、今回の特例は適用がある旨を説明する等、懇切・丁寧な対応に努めること。

第３　今回の特例の周知

今回の特例についての周知を各局のHPに掲示する等により行うこと。

また、避難所がある局については、①別添リーフレットを避難所・地方公共団体等に配布・掲示する、②出張受付等の記者発表と併せて広報する等により、周知を行うこと。

「被災された労働者」と「そのご遺族」の皆様へ

労災保険制度のご案内

労働者の方が“**仕事中**”や“**通勤中**”に

地震や津波により建物が崩壊したこと等が原因となって**被災された場合**には

ご本人やご遺族の方は**『労災保険』による給付**（※）を受けられます

（※）治療や投薬、遺族年金/一時金などです。

労災保険の“請求”について

◎「被災された労働者の方」や「ご遺族の方」が請求を行っていただき、“労災保険の対象”となるか否かの調査を行います。

◎ 今回の地震によるケガや死亡等に関する労災請求は、“全国のすべての労働基準監督署”で受け付けます。

◎ 労働局が実施する出張相談等の場でも請求書を受け付けます。

◎ 医師や事業主の証明を受けられない場合でも請求書を受け付けるとともに、ケガの治療や投薬については、所定の請求書が入手できない場合であっても、「任意の様式」により医療機関で手続ができます。

行方不明の場合の特例の創設について

◎ 東日本大震災による災害により3か月間生死がわからない場合、又は死亡が3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合に、平成23年3月11日に、その方が死亡したものと推定される規定が設けられました。

労災保険の“認定”について

◎ 労災請求に当たっては、どの会社で働いていたか、また、賃金の額がわかる資料（社員証、賃金明細書など）を提出していただくことがございます。

◎ 上記の資料がない場合でも、労働基準監督署において、関係者からの聴取などの調査を行います。その際、以下のA～Eの事項について、可能な範囲で関係者に事情をお尋ねすることがございますので、ご協力よろしくお願いします。

A 労災保険の対象となる会社か否か、B 被災された方は労働者であるか否か、
C 仕事や通勤が原因で被災されたか否か、D 毎月の給与や賞与の額、
E 家族の状況や生計の維持など

【労災保険Q＆A】

Q　仕事中に地震や津波に遭遇して、ケガ（死亡）をしたのですが、労災保険の給付を受けられますか。

A　仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。

Q　具体的にどのような保険給付を受けることができるのですか。

A　治療や投薬に係る給付をはじめ、お亡くなりになった場合には遺族年金又は一時金、療養のために仕事に行けない日は賃金の約８割に相当する給付、障害が残った場合には障害年金又は一時金などがございます。

なお、「どのような給付があるのか」「いくらくらいなのか」を記載したパンフレットをご用意しておりますので、労働局又は監督署の職員にお尋ねください。

Q　夫は船員で、船舶に乗り込んで仕事をしている最中に津波に遭い、船が 転覆し亡くなりました。労災保険の給付を受けられますか。

A　船員が船舶で仕事中に津波に巻き込まれ被災された場合には、業務災害として労災保険給付が受けられます。

Q　仕事中に地震にあって、会社のある地域に避難指示が出たので避難している最中に津波によりケガをした（死亡した）場合は、労災保険の給付を受けられますか。

A　仕事中に地震があり避難することは、仕事に付随する行為となります。

したがって、津波に限らず、避難行為中に怪我をされた場合は、通常、業務災害として労災保険給付が受けられます。

Q　仕事中に津波にあって未だ行方不明の場合、行方不明の方の家族は労災保険の請求はできるのでしょうか。

A　今回の特例により、東日本大震災による災害により行方不明となり、その方の生死がわからない場合でも、労災保険の遺族年金又は一時金の請求ができることとなりました。

なお、民法の規定により行方不明となった時から一年後に死亡とみなされた場合にも、同様の請求ができます。

詳しいことは、
[○○労働局労災補償課] 又は [最寄りの労働基準監督署] までお尋ね下さい。
電話　○○労働局労災補償課　○○○　－　○○○　－　○○○○

基労徴発 0509 第 1 号
平成 23 年 5 月 9 日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）長　殿

労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長
（公印省略）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における労働保険料等の免除の特例について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災への対策として労働保険料等の免除に係る内容が盛り込まれた「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号。以下「震災特別法」という。）及び関係政省令については、平成 23 年 5 月 2 日に公布され、同日から施行されることとなったところである。

その内容については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について」（平成 23 年 5 月 2 日基発 0502 第 2 号。以下「局長通知」という。）により通知したところであるが、詳細な取扱いは下記のとおりであるので、趣旨を十分に理解の上、事業主等に対する周知を徹底するとともに、その円滑な施行に万全を期されたい。

記

1．被害の範囲

局長通知第 4 の 1（2）⑤については、取引先の事業所が東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下「大震災」という。）による損壊等を受けたことにより部材の調達が困難となり、かつ、代替調達先が見つからず、休業を余儀なくされた場合などが想定されるものであり、その被害について総合的に判断すること。

2．労働保険料（第 2 種特別加入保険料、印紙保険料及び特例納付保険料を除く。以下同じ。）又は一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）の免除

（1）免除の申請

労働保険料等の免除を受けようとする事業主は、「労働保険料（一般保険料・第 1 種特別加入保険料・第 3 種特別加入保険料）・一般拠出金免除申請書」（様式 1）及び大震災による被害を受けたことについての「労働保険料等の免除に係る申立書」（様式 2）を提出すること。

また、当該事業主は、免除の申請に当たっては、免除申請書の内容を証明する書類として、大震災発生前の直近月及び免除を申請する最初の月の賃金台帳その他会

計帳簿を、大震災による被害を受けたことを明らかにする書類として、当該事業主の事業に係る市町村長等が発行する罹災証明書を添付すること。なお、罹災証明書が添付できない場合は、労働保険料等の免除に係る申立書に被害の状況を記載することでこれに代えることができるものであること。

有期事業（一括有期事業の場合を含む。以下同じ。）の免除の申請においては、事業主は、「労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）・一般拠出金免除申請書（有期事業用）」（様式１－２）に当該事業主が行っている継続事業における免除対象該当通知書の写し又は免除申請書の写しを添付して提出すること。

（２）免除の審査

労働保険料等の免除の審査に当たっては、免除の申請に係る事業が平成 23 年３月 11 日において特定被災区域に所在していたことを確認するほか、局長通知の第４の１（３）によることとし、これに該当するか疑義がある場合には、厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課まで照会されたい。ただし、当該事業が既に厚生年金保険の保険料について免除を受けており、かつ、厚生年金保険と適用単位が同一である場合は、免除の要件に該当するものと判断して差し支えない。

また、有期事業に係る労働保険料等の免除においては、当該事業の事業主が行っている継続事業が免除対象となる場合には、免除の対象とすること。

さらに、継続一括事業の事業主から免除の申請がなされた場合、当該継続一括事業全体が免除の要件に該当する場合は当該継続一括事業全体を免除の対象とし、当該継続一括事業の一部の継続被一括事業が免除の要件に該当する場合は、別途指示する方法により、当該一部の継続被一括事業を免除の対象とすること。

なお、局長通知第４の２（３）ただし書において、事業主から休業手当が支払われている場合の取扱いについて定められているところであるが、ここでいう休業手当とは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 26 条に基づき支払うもの又は労働協約、就業規則若しくは労働契約に基づき支払うものをいうものであること。

また、概算保険料・確定保険料等の算定基礎額の申告においては、当該休業手当も含めて計算する必要がある一方、労働保険料等の免除の要件の判断基準となる「月単位でみた労働者一人当たりの賃金額」の算定には、当該休業手当を含めないことに留意すること。

（３）労働保険料等の免除決定の通知等

労働保険料等の免除を決定したときは、「免除対象該当通知書」（様式３）により、免除の対象外であると判断したときは「免除不該当通知書」（様式４）により、それぞれ当該事業主に通知すること。

また、免除の対象となる場合は、免除対象該当の通知の際に、事業主に対し、雇用保険被保険者（以下「被保険者」という。）に通知を行い、既に賃金から天引きした労働保険料がある場合には、当該天引きした労働保険料に相当する額を返還するよう指導すること。ただし、当該事業主の事業に被保険者がいない場合はこの限りではない。なお、事業主から被保険者に対する通知は、個別に被保険者に対して通知する、賃金支払と併せて通知する、事業場に掲示するなど適切な方法により行うよう指導すること。

（４）労働保険料等の免除対象期間終了の届出及び通知

労働保険料等の免除の対象とされた事業主について、免除の要件に該当しなくなったときは、当該事業主は、「免除対象期間終了届」（様式５）を速やかに提出すること。また、免除対象期間終了届により、免除対象期間が終了したことを確認したときは、「免除対象期間終了通知書」（様式６）により当該事業主に通知すること。

なお、当該事業主が有期事業について同時に免除の対象とされている場合は、「免除対象期間終了届」（様式５）の別紙により併せて届け出るものであること。

また、免除対象期間終了届を提出する際には、別途様式を示す「免除額精算書」を併せて提出するものであること。

３．第２種特別加入保険料の免除

（１）第２種特別加入保険料の免除に係る事情

局長通知第４の２（３）において別途通知することとしていた第２種特別加入保険料の免除に係る事情は、次の①、②のいずれかに該当する被害が生じていることとすること。

① 大震災発生前（平成23年２月以前）と比較して当該第２種特別加入者の事業所得が２分の１未満となったこと。

② 大震災により、事業に必要な資産のうち50％以上の損害を受けたこと。

（２）第２種特別加入保険料の免除の申請

第２種特別加入者の団体は、当該団体に属する第２種特別加入者のうち、第２種特別加入保険料の免除を受けようとする者を記載した「第２種特別加入保険料免除申請書」（様式７）及びそれぞれの第２種特別加入者ごとに作成した「第２種特別加入保険料の免除に係る申立書」（様式８）を提出すること。

また、免除の申請に当たっては、それぞれの第２種特別加入者の所在する地域の市町村長等が発行する罹災証明書を添付して提出すること。なお、罹災証明書が添付できない場合は、第２種特別加入保険料の免除に係る申立書に被害の状況を記載することでこれに代えることができるものであること。

（３）第２種特別加入保険料の免除の審査

第２種特別加入保険料の免除の審査に当たっては、免除の申請に係る第２種特別加入者が平成23年３月11日において特定被災区域に所在していたことを確認するほか、（１）によることとし、これに該当するか疑義がある場合には、厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課まで照会されたい。

（４）第２種特別加入保険料の免除決定の通知等

第２種特別加入保険料の免除を決定したときは、「免除対象第２種特別加入者通知書」（様式９）により、免除の対象外であると判断したときは「免除不該当第２種特別加入者通知書」（様式10）により、それぞれ当該第２種特別加入者の団体に通知すること。

（５）第２種特別加入保険料の免除対象期間終了の届出及び通知

第２種特別加入保険料の免除の対象とされた第２種特別加入者について、免除の要件に該当しなくなったときは、第２種特別加入者の団体は、「第２種特別加入者免除対象期間終了届」（様式11）を速やかに提出すること。また、第２種特別加入者免除対象期間終了届により、免除対象期間が終了したことを確認したときは、「第

2種特別加入者免除対象期間終了通知書」（様式12）により当該第2種特別加入者の団体に通知すること。

また、第2種特別加入者免除対象期間終了届を提出する際には、別途様式を示す「免除額精算書」を併せて提出するものであること。

4．その他

（1）報告

各都道府県労働局においては、労働保険料等の免除について処理した件数を、月ごとに取りまとめの上、別途示す様式により、翌月15日までに労働基準局労災補償部労働保険徴収課あて報告すること。

（2）照会

労働保険料等の免除について疑義がある場合には、労働基準局労災補償部労働保険徴収課まで照会されたいこと。

（様式1）

労働保険料（一般保険料／第1種特別加入保険料／第3種特別加入保険料）免除申請書
一般拠出金

労働局労働保険特別会計歳入徴収官　殿

年　月　日

事業主	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
事業	所在地	郵便番号 電話番号　－　－
	名称	
事業主氏名（法人のときはその名称及び代表者の氏名）記名押印又は署名		㊞

東日本大震災による被害を受けたことにより、賃金の支払いに支障が生じているなど労働保険料・一般拠出金の支払いが困難であるため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第81条第1項及び第84条の規定に基づく労働保険料（一般保険料、第1種特別加入保険料、第3種特別加入保険料）・一般拠出金の免除を、別紙を添えて申請します。

労働保険番号												免除対象該当年月
府県		所掌	管轄(1)		基幹番号						枝番号	
												平成　年　月から

受付印

社会保険労務士の提出代行者氏名・印	
電話番号:　－　－	㊞

（様式1－2）

労働保険料（一般保険料／第1種特別加入保険料／第3種特別加入保険料）一般拠出金 免除申請書（有期事業用）

労働局労働保険特別会計歳入徴収官　殿

年　月　日

事業主	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
事業	所在地	郵便番号 電話番号　－　－
	名称	
事業主氏名（法人のときはその名称及び代表者の氏名）記名押印又は署名		㊞

東日本大震災による被害を受けたことにより、賃金の支払いに支障が生じているなど労働保険料・一般拠出金の支払いが困難であるため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第81条第1項及び第84条の規定に基づく労働保険料（一般保険料、第1種特別加入保険料、第3種特別加入保険料）・一般拠出金の免除を、同一事業主の継続事業に係る免除対象該当通知書の写し又は免除申請書の写しを添えて申請します。

（有期事業（一括有期事業を含む。））

労働保険番号											免除対象該当年月
府県		所掌	管轄(1)		基幹番号					枝番号		平成　年　月から

（同一事業主の継続事業）

労働保険番号											免除対象該当年月
府県		所掌	管轄(1)		基幹番号					枝番号		平成　年　月から

受付印

社会保険労務士の提出代行者氏名・印	
電話番号:　－　－	㊞

（別紙）

	年月	※3 賃金総額 (A)	※4 休業手当額 (B)	※5 高年齢労働者賃金額 (C)	※6 常時使用労働者数 (D)	労働者１人当たり賃金額 ((A－B)／D)
※1 震災直近月	平成　年　月					
※2 免除対象該当月 1	平成　年　月					
免除対象該当月 2	平成　年　月					
免除対象該当月 3	平成　年　月					
免除対象該当月 4	平成　年　月					
免除対象該当月 5	平成　年　月					

※1　東日本大震災発生前直近の賃金支払対象月について記載すること。

※2　免除の要件に該当する月それぞれについて記載すること。

※3　賃金、給与、各種手当（通勤手当等）、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額を記載すること。

※4　労働基準法（昭和22年法律第49号）第26条に基づき支払う休業手当又は労働協約、就業規則若しくは労働契約に基づき支払う休業手当について記載すること。

※5　保険年度初日（4月1日）において、満64歳以上の高年齢者の賃金額の総額を記載すること。

※6　各月末（賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日）における使用労働者数を記入すること。

（様式２）

労働保険料等の免除に係る申立書

労働局労働保険特別会計歳入徴収官　殿

年　　月　　日

事業主	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
事業	所在地	郵便番号 電話番号　　－　　－
	名称	

当事業は東日本大震災による被害を受けたことについて、以下のとおり申し立てます。

	事業主記入欄（１又は２①から⑤の該当する番号に「○」を付してください。また、２⑤に該当する場合は、その理由を下欄に御記入ください。）
被害の状況	１．事業所が全壊、大規模半壊又は半壊等のため、罹災証明書が交付された。 ※　罹災証明書の写しを添付してください。 ２．罹災証明書の交付を受けていないが、以下に該当する。 ①　事業所・生産設備等が震災（地震、津波及び地震に伴う火事）により損壊し、休業又は事業活動が縮小した。 ②　事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により、休業又は事業活動が縮小した。 ③　福島第一原子力発電所の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に設定された地域に事業所が所在するため、休業又は事業活動が縮小した。 ④　福島第一原子力発電所の事故により、食品の出荷制限又は摂取制限の影響を直接受け、休業又は事業活動が縮小した。 ⑤　その他①から④までに準じる理由により、事業ができない又は休業せざるを得ない状況になった。 （　　）

※　労働局が確認をする欄ですので、記入しないでください。

労働局確認欄	□　事業の所在地は、特定被災地区である。
	□　被害状況が次のいずれかに該当する。 ・　罹災証明書が添付されている。 ・　上記「被害の状況」の２①～④に該当する。 ・　上記「被害の状況」の２⑤に該当する。（事業が東日本大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避的に休業又は事業活動の縮小を余儀なくされたと認められる。）

（様式３）

平成　　年　　月　　日

殿

：　○○労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）・一般拠出金　免除対象該当通知書

平成　　年　　月　　日付で申請のあった労働保険料等の免除については、労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）は平成　　年　　月から免除対象期間が開始し、一般拠出金は平成23年度分全額が免除の対象となったことを通知します。

ただし、最終的な労働保険料の免除対象期間は平成23年度確定保険料の申告と併せて決定することとなり、最長で平成24年２月までとなります。

（注１）平成24年２月までの間に免除該当理由が消滅したときは、労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）免除対象期間終了届を提出してください。

（注２）労災保険の特別保険料の対象となっている事業主の方は、労働保険料の免除対象期間については、当該特別保険料も併せて免除されることとなります。

（注３）最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、平成24年２月までの各月の賃金総額、休業手当額、高年齢労働者賃金額、常時使用労働者数を控えておくようお願いします。

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

２　この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

３　ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

（様式４）

平成　　年　　月　　日

殿

○○労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）・一般拠出金　免除不該当通知書

平成　　年　　月　　日付で申請のあった労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）及び一般拠出金の免除については、下記の理由により要件に該当せず、免除不該当となったことを通知します。

記

１．事業の所在地が特定被災区域外であった。

２．労働保険料又は一般拠出金の支払が困難である事情について、免除の対象となる水準に達しなかった。

３．その他

（　　）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

２　この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

３　ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

（様式5）

労働保険料
（一般保険料／第1種特別加入保険料／第3種特別加入保険料）免除対象期間終了届

労働局長　殿

年　月　日

事業主	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
事業	所在地	郵便番号 電話番号　－　－
	名称	
事業主氏名（法人のときはその名称及び代表者の氏名）記名押印又は署名		㊞

労働保険料（一般保険料、第1種特別加入保険料、第3種特別加入保険料）の免除につきましては、要件に該当しなくなりましたので届け出ます。

労働保険番号												免除対象該当年月
府県		所掌	管轄(1)		基幹番号						枝番号		
												平成　年　月から

受付印

社会保険労務士の提出代行者印	
電話番号：　－　－	㊞

（別紙）免除対象となっている有期事業

事業の名称	

労働保険番号					免除対象該当年月
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号	平成　年　月から

事業の名称	

労働保険番号					免除対象該当年月
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号	平成　年　月から

事業の名称	

労働保険番号					免除対象該当年月
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号	平成　年　月から

事業の名称	

労働保険番号					免除対象該当年月
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号	平成　年　月から

（様式６）

平成　　年　　月　　日

殿

○○労働局長

労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）
免除対象期間終了通知書

平成　　年　　月　　日付で提出のあった労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）免除対象期間終了届により、平成　　年　月をもって免除対象期間が終了したことを通知します。

（注）最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、免除対象期間全てについて免除されない場合もありますので御留意ください。

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。 2　この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。 3　ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

（様式7）

第２種特別加入保険料　免　除　申　請　書

労働局労働保険特別会計歳入徴収官　殿

年　月　日

特別加入に係る事業の承認	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	名称					
	事業場の所在地	郵便番号 電話番号　－　－				
代表者氏名　㊞						

受付印

以下の第2種特別加入者は、東日本大震災による被害を受けたことにより、第2種特別加入保険料の支払が困難であるため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第81条第2項の規定に基づく第2種特別加入保険料の免除を申請します。

整理番号	氏　名	給付基礎日額	被害の態様	免除対象該当年月	家族従事者等の氏名	給付基礎日額
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		

（様式８）

第２種特別加入保険料の免除に係る申立書

労働局労働保険特別会計歳入徴収官　殿

年　　月　　日

労働保険番号	府県		所掌		管轄		基幹番号								枝番号			
団体の名称																		
特別加入者の氏名・住所	郵便番号 電話番号　　－　　－																	
家族従事者等の氏名																		

東日本大震災による被害を受けたことについて、以下のとおり申し立てます。

事業主記入欄（Ⅰ、Ⅱともに記入してください。）	
被害の状況	Ⅰ　１又は２①から⑤の該当する番号に「○」を付してください。２⑤に該当する場合は、その理由を下欄に御記入ください。 １．事業所が全壊、大規模半壊又は半壊等のため、罹災証明書が交付された。 ※　罹災証明書の写しを添付してください。 ２．罹災証明書の交付を受けていないが、以下に該当する。 ①　事業所・生産設備等が震災（地震、津波及び地震に伴う火事）により損壊し、休業又は事業活動が縮小した。 ②　事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により、休業又は事業活動が縮小した。 ③　福島第一原子力発電所の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に設定された地域に事業所が所在するため、休業又は事業活動が縮小した。 ④　福島第一原子力発電所の事故により、食品の出荷制限又は摂取制限の影響を直接受け、休業又は事業活動が縮小した。 ⑤　その他①から④までに準じる理由により、事業ができない又は休業せざるを得ない状況になった。 （　　）
	Ⅱ　該当する番号に「○」を付して、下欄にその内容を御記入ください。 １．震災前と比較して事業所得が２分の１未満になった。 ２．事業に必要な資産のうち50%以上の損害を受けた。 （　　）

※　労働局が確認をする欄ですので、記入しないでください。

労働局確認欄	
	□　住所は、特定被災地区である。
	□　被害状況が次のいずれかに該当する。（Ⅰ） ・　罹災証明書が添付されている。 ・　上記「被害の状況」の２①～④に該当する。 ・　上記「被害の状況」の２⑤に該当する。（事業が東日本大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避的に休業又は事業活動の縮小を余儀なくされたと認められる。）
	□　所得の減少又は資産の損害の状況が免除の対象に相当する。（Ⅱ）

（様式９）

平成　　年　　月　　日

殿

○○労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

免除対象第２種特別加入者通知書

平成　　年　　月　　日付で申請のあった第２種特別加入保険料の免除については、以下の者について、右欄の年月から免除対象期間が開始したことを通知します。

ただし、最終的な免除対象期間は平成23年度確定保険料の申告と併せて決定することとなり、最長で平成24年２月までとなります。

（注１）平成24年２月までの間に免除該当理由が消滅したときは、第２種特別加入者免除対象期間終了届を提出してください。

（注２）最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、被害の態様が①の場合は毎月の事業所得の額を、②の場合は損害が回復した時期を控えておくようお願いします。

氏　名	家族従事者等氏名	被害の態様	免除対象該当年月
		①事業所得が２分の１未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から
		①事業所得が２分の１未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から
		①事業所得が２分の１未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から
		①事業所得が２分の１未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から
		①事業所得が２分の１未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

2　この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

3　ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

（様式１０）

平成　　年　　月　　日

殿

○○労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

免除不該当第２種特別加入者通知書

平成　　年　　月　　日付で申請のあった第２種特別加入保険料の免除については、以下の者について、下記右欄の理由により要件に該当せず、免除不該当となったことを通知します。

記

氏　名	家族従事者等の氏名	理由
		１．住所が特定被災区域外であった。 ２．保険料の支払が困難である事情について免除の対象となる水準に達しなかった。 ３．その他 （　　）
		１．住所が特定被災区域外であった。 ２．保険料の支払が困難である事情について免除の対象となる水準に達しなかった。 ３．その他 （　　）
		１．住所が特定被災区域外であった。 ２．保険料の支払が困難である事情について免除の対象となる水準に達しなかった。 ３．その他 （　　）

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

２　この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

３　ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

（様式11）

第２種特別加入者　免除対象期間終了届

労働局長　殿

年　月　日

受付印

特別加入に係る事業の承認	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	名称					
	事業場の所在地	郵便番号 電話番号　－　－				
代表者氏名　㊞						

以下の者に係る第2種特別加入保険料の免除につきましては、要件に該当しなくなりましたので届け出ます。

氏名	家族従事者等の氏名	免除対象該当年月
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から

（様式１２）

平成　　年　　月　　日

殿

○○労働局長

第２種特別加入者免除対象期間終了通知書

平成　　年　　月　　日付で提出のあった第２種特別加入者免除対象期間終了届により、以下の者については、平成　　年　月をもって免除対象期間が終了したことを通知します。

（注）最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、免除期間全てについて免除されない場合もありますので御留意ください。

氏　　名	家族従事者等の氏名

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

2　この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

3　ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

事　務　連　絡
平成２３年５月１３日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

東日本大震災に関する労災補償制度の周知・請求促進の実施について

標記については、平成23年3月24日付け基労管発0324第1号基労補発0324第2号「東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について」（以下「通達」という。）により出張相談を実施することを指示しているところです。

今般、平成23年5月2日付けで平成23年度補正予算が成立し、出張相談を行うための要員である社会保険労務士等の活動経費が確保できたところです。

つきましては、これに係る予算執行等について、下記により適正に実施願います。

記

1　目的

今後、増加することが見込まれる労災請求事案の迅速・適正な処理に職員が専念できるよう、新たに労災請求促進を行う社会保険労務士等を委嘱し、避難所における出張相談、労災補償の対象となり得る遺族等に対する請求促進等を行わせ、震災により被災された労働者及びその遺族等に対する迅速・適正な労災補償の徹底を図ることを目的とする。

2　社会保険労務士等の職務内容

以下の業務を行うこととする。

（1）　避難所における出張相談等を通じて、労災保険制度（本震災に係る特例等を含む。）の周知や請求勧奨等を行うこと。

（2）　各種請求書、申請書の書き方、添付資料等について、必要な助言・指導を行うこと。

（3）　避難所、労働基準監督署等において、各種請求書、申請書を受理すること。

（4）　その他、労災保険給付と関連する遺族厚生年金等の他の年金制度等に係る相談等に応じること。

3　予算執行等について

（1）避難所での相談に対応するための社会保険労務士等を配置する労働局

当面、管内に設置されている避難所数の多い岩手労働局、宮城労働局及び福島労働局（以下「3局」という。）とする。

なお、3局以外の労働局は、今後、避難所数等の状況を勘案して、本省において配置の要否を判断することとしている。

（2）　所要経費

①　所要経費の考え方

＜単価＞

社会保険労務士等への謝金：出張相談1日につき@12,600

社会保険労務士等の活動旅費：出張相談1回につき@3,430

＜3局の所要経費＞

ア　岩手労働局

10チーム（3人）×40カ所×3回＝1,200回

1,200回×3人＝3,600人分

イ　宮城労働局

10チーム（3人）×45カ所×3回＝1,350回

1,350回×3人＝4,050人分

ウ　福島労働局

10チーム（3人）×25カ所×3回＝750回

750回×3人＝2,250人分

②　支出負担行為示達

3局に対しては、上記（1）を踏まえ、平成23年5月13日付けで支出負担行為示達を行う予定である。

4　その他

（1）3局における出張相談の計画と支出負担行為額とを比較して、示達額に残余が生じる場合又は示達額では不足する場合には、本省労災補償部補償課業務係あて相談すること。

（2）社会保険労務士等の委嘱に当たっては、労災保険相談員の手続きに準じて行うこと。

事　務　連　絡
平成23年５月16日

岩手・宮城・福島労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

「東日本大震災に係る業務上外の判断等に関する質疑応答集（No.1）」の送付について

東日本大震災に係る労災保険給付の事務処理については、平成23年3月24日付け基労管発0324第１号及び基労補発0324第２号「東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について」により指示しているところである。

今後、業務上外の判断等でよくある質疑に対して質疑応答集を取りまとめることとし、今般、別添のとおり「東日本大震災に係る業務上外の判断等に関する質疑応答集（No.1）」を作成したので、業務に活用されたい。

東日本大震災に係る業務上外の判断等に関する質疑応答集（No.１）

（給付基礎日額関係）

問１　事業場が被災する等により、賃金を証明する資料がなくて平均賃金を算定できない場合に、直近の厚生年金保険等の標準報酬月額を用いてよいか。

（答）

他に客観的な資料がなく、請求人等からの聴取結果を踏まえ、その水準が適当と認められる場合には、標準報酬月額を根拠に平均賃金を算定して差し支えない。

（死亡診断書関係）

問２　遺族（補償）給付の請求書が提出されたが、添付された死亡診断書がコピーである。原本の提出を依頼しているが、業務上外の判断に当たって、コピーのままではいけないか。

（答）

請求書の提出に当たっては、請求人の負担軽減の観点から、死亡診断書の写しでも、差し支えないこととする。

しかしながら、死亡診断書の写しが提出された場合には、必ず、職員等が、被災労働者の死亡の事実を市町村等に確認し、その旨書類上に残すことで、被災労働者の死亡の判断を行うこと。

基労徴発0520第1号
平成23年5月20日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）長　殿

労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長
（公印省略）

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における労働保険料等の免除の特例について」の一部改正について

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）及び関係政省令に盛り込まれた労働保険料等の免除の詳細については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における労働保険料等の免除の特例について」（平成23年5月9日付け基労徴発0509第1号。以下「課長通知」という。）により通知したところであるが、今般、課長通知を別添のとおり改正することとし、その内容は下記のとおりであるので、円滑な施行に万全を期されたい。

記

1．労働保険料免除額の精算手続

課長通知記の2（4）において、免除対象期間終了届と併せて行う事業主からの労働保険料等免除額精算書の提出手続を定めるとともに、免除額が確定した後、事業主に対する労働保険料免除額確定通知書による通知を行う旨を定めたこと。

2．第2種特別加入保険料の精算手続

課長通知記の3（5）において、年度更新手続と併せて行う第2種特別加入者の団体からの第2種特別加入保険料免除額精算書の提出手続を定めるとともに、免除額が確定した後、第2種特別加入者の団体に対する第2種特別加入保険料免除額確定通知書による通知を行う旨を定めたこと。

3．様式の追加

課長通知の様式に、「労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）等免除額精算書」（様式13）、「労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）等免除額確定通知書（平成22年度分）」（様式14－1）、「労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）免除額確定通知書（平成23年度分）」（様式14－2）、「第2種特別加入保険料免除額精算書」（様式15）及び「第2種特別加入保険料免除額確定通知書」（様式16）を追加したこと。

（別添）

基労徴発 0509 第１号
平成 23 年５月９日
（一部改正）
基労徴発 0520 第１号
平成 23 年５月 20 日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）長　殿

労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長
（公印省略）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における労働保険料等の免除の特例について

平成23年３月11日に発生した東日本大震災への対策として労働保険料等の免除に係る内容が盛り込まれた「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「震災特別法」という。）及び関係政省令については、平成23年５月２日に公布され、同日から施行されることとなったところである。

その内容については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について」（平成23年５月２日基発0502第２号。以下「局長通知」という。）により通知したところであるが、詳細な取扱いは下記のとおりであるので、趣旨を十分に理解の上、事業主等に対する周知を徹底するとともに、その円滑な施行に万全を期されたい。

記

１．被害の範囲

局長通知第４の１（２）⑤については、取引先の事業所が東日本大震災（平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下「大震災」という。）による損壊等を受けたことにより部材の調達が困難となり、かつ、代替調達先が見つからず、休業を余儀なくされた場合などが想定されるものであり、その被害について総合的に判断すること。

２．労働保険料（第２種特別加入保険料、印紙保険料及び特例納付保険料を除く。以下同じ。）又は一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）の免除

（１）免除の申請

労働保険料等の免除を受けようとする事業主は、「労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）・一般拠出金免除申請書」（様式１）及び大震災による被害を受けたことについての「労働保険料等の免除に係る申立書」

（様式２）を提出すること。

また、当該事業主は、免除の申請に当たっては、免除申請書の内容を証明する書類として、大震災発生前の直近月及び免除を申請する最初の月の賃金台帳その他会計帳簿を、大震災による被害を受けたことを明らかにする書類として、当該事業主の事業に係る市町村長等が発行する罹災証明書を添付すること。なお、罹災証明書が添付できない場合は、労働保険料等の免除に係る申立書に被害の状況を記載することでこれに代えることができるものであること。

有期事業（一括有期事業の場合を含む。以下同じ。）の免除の申請においては、事業主は、「労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）・一般拠出金免除申請書（有期事業用）」（様式１－２）に当該事業主が行っている継続事業における免除対象該当通知書の写し又は免除申請書の写しを添付して提出すること。

（２）免除の審査

労働保険料等の免除の審査に当たっては、免除の申請に係る事業が平成 23 年３月 11 日において特定被災区域に所在していたことを確認するほか、局長通知の第４の１（３）によることとし、これに該当するか疑義がある場合には、厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課まで照会されたい。ただし、当該事業が既に厚生年金保険の保険料について免除を受けており、かつ、厚生年金保険と適用単位が同一である場合は、免除の要件に該当するものと判断して差し支えない。

また、有期事業に係る労働保険料等の免除においては、当該事業の事業主が行っている継続事業が免除対象となる場合には、免除の対象とすること。

さらに、継続一括事業の事業主から免除の申請がなされた場合、当該継続一括事業全体が免除の要件に該当する場合は当該継続一括事業全体を免除の対象とし、当該継続一括事業の一部の継続被一括事業が免除の要件に該当する場合は、別途指示する方法により、当該一部の継続被一括事業を免除の対象とすること。

なお、局長通知第４の２（３）ただし書において、事業主から休業手当が支払われている場合の取扱いについて定められているところであるが、ここでいう休業手当とは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 26 条に基づき支払うもの又は労働協約、就業規則若しくは労働契約に基づき支払うものをいうものであること。

また、概算保険料・確定保険料等の算定基礎額の申告においては、当該休業手当も含めて計算する必要がある一方、労働保険料等の免除の要件の判断基準となる「月単位でみた労働者一人当たりの賃金額」の算定には、当該休業手当を含めないことに留意すること。

（３）労働保険料等の免除決定の通知等

労働保険料等の免除を決定したときは、「免除対象該当通知書」（様式３）により、免除の対象外であると判断したときは「免除不該当通知書」（様式４）により、それぞれ当該事業主に通知すること。

また、免除の対象となる場合は、免除対象該当の通知の際に、事業主に対し、雇用保険被保険者（以下「被保険者」という。）に通知を行い、既に賃金から天引きした労働保険料がある場合には、当該天引きした労働保険料に相当する額を返還するよう指導すること。ただし、当該事業主の事業に被保険者がいない場合はこの限りではない。なお、事業主から被保険者に対する通知は、個別に被保険者に対して

通知する、賃金支払と併せて通知する、事業場に掲示するなど適切な方法により行うよう指導すること。

（4）労働保険料等の免除対象期間終了の届出及び通知

労働保険料等の免除の対象とされた事業主について、免除の要件に該当しなくなったときは、当該事業主は、「免除対象期間終了届」（様式５）を速やかに提出すること。また、免除対象期間終了届により、免除対象期間が終了したことを確認したときは、「免除対象期間終了通知書」（様式６）により当該事業主に通知すること。

なお、当該事業主が有期事業について同時に免除の対象とされている場合は、「免除対象期間終了届」（様式５）の別紙により併せて届け出るものであること。

また、当該事業主は、免除対象期間終了届を提出する際には、「労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）等免除額精算書」（様式13）を併せて提出するものであること。さらに、当該労働保険料免除額精算書により免除される労働保険料の額を確定したときは、「労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）等免除額確定通知書（平成22年度分）」（様式 14－１）又は「労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）免除額確定通知書（平成23年度分）」（様式14－２）により当該事業主に通知すること。

３．第２種特別加入保険料の免除

（1）第２種特別加入保険料の免除に係る事情

局長通知第４の２（３）において別途通知することとしていた第２種特別加入保険料の免除に係る事情は、次の①、②のいずれかに該当する被害が生じていることとすること。

① 大震災発生前（平成23年２月以前）と比較して当該第２種特別加入者の事業所得が２分の１未満となったこと。

② 大震災により、事業に必要な資産のうち50%以上の損害を受けたこと。

（2）第２種特別加入保険料の免除の申請

第２種特別加入者の団体は、当該団体に属する第２種特別加入者のうち、第２種特別加入保険料の免除を受けようとする者を記載した「第２種特別加入保険料免除申請書」（様式７）及びそれぞれの第２種特別加入者ごとに作成した「第２種特別加入保険料の免除に係る申立書」（様式８）を提出すること。

また、免除の申請に当たっては、それぞれの第２種特別加入者の所在する地域の市町村長等が発行する罹災証明書を添付して提出すること。なお、罹災証明書が添付できない場合は、第２種特別加入保険料の免除に係る申立書に被害の状況を記載することでこれに代えることができるものであること。

（3）第２種特別加入保険料の免除の審査

第２種特別加入保険料の免除の審査に当たっては、免除の申請に係る第２種特別加入者が平成23年３月11日において特定被災区域に所在していたことを確認するほか、（１）によることとし、これに該当するか疑義がある場合には、厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課まで照会されたい。

（4）第２種特別加入保険料の免除決定の通知等

第２種特別加入保険料の免除を決定したときは、「免除対象第２種特別加入者通知書」（様式９）により、免除の対象外であると判断したときは「免除不該当第２種特別加入者通知書」（様式 10）により、それぞれ当該第２種特別加入者の団体に通知すること。

（５）第２種特別加入保険料の免除対象期間終了の届出及び通知

第２種特別加入保険料の免除の対象とされた第２種特別加入者について、免除の要件に該当しなくなったときは、第２種特別加入者の団体は、「第２種特別加入者免除対象期間終了届」（様式 11）を速やかに提出すること。また、第２種特別加入者免除対象期間終了届により、免除対象期間が終了したことを確認したときは、「第２種特別加入者免除対象期間終了通知書」（様式 12）により当該第２種特別加入者の団体に通知すること。

また、当該第２種特別加入者の団体は、年度更新時に、第２種特別加入保険料の申告手続と併せて「第２種特別加入保険料免除額精算書」（様式 15）を提出するものであること。さらに、当該第２種特別加入保険料免除額精算書により免除される第２種特別加入保険料の額を確定したときは、「第２種特別加入保険料免除額確定通知書」（様式 16）により当該第２種特別加入者の団体に通知すること。

４．その他

（１）報告

各都道府県労働局においては、労働保険料等の免除について処理した件数を、月ごとに取りまとめの上、別途示す様式により、翌月 15 日までに労働基準局労災補償部労働保険徴収課あて報告すること。

（２）照会

労働保険料等の免除について疑義がある場合には、労働基準局労災補償部労働保険徴収課まで照会されたいこと。

（様式1）

労働保険料
（一般保険料／第1種特別加入保険料／第3種特別加入保険料）免除申請書
一般拠出金

労働局労働保険特別会計歳入徴収官　殿

年　月　日

事業主	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
事業	所在地	郵便番号 電話番号　－　－
	名称	
事業主氏名（法人のときはその名称及び代表者の氏名）記名押印又は署名 ㊞		

東日本大震災による被害を受けたことにより、賃金の支払いに支障が生じているなど労働保険料・一般拠出金の支払いが困難であるため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第81条第1項及び第84条の規定に基づく労働保険料（一般保険料、第1種特別加入保険料、第3種特別加入保険料）・一般拠出金の免除を、別紙を添えて申請します。

労働保険番号											免除対象該当年月
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号							枝番号	
											平成　年　月から

受付印

社会保険労務士の提出代行者氏名・印	
電話番号:　－　－	㊞

（別紙）

	年月	※3 賃金総額 (A)	※4 休業手当額 (B)	※5 高年齢労働者賃金額 (C)	※6 常時使用労働者数 (D)	労働者１人当たり賃金額 ((A－B)／D)
※1 震災直近月	平成　年　月					
※2 免除対象該当月 1	平成　年　月					
免除対象該当月 2	平成　年　月					
免除対象該当月 3	平成　年　月					
免除対象該当月 4	平成　年　月					
免除対象該当月 5	平成　年　月					

※1　東日本大震災発生前直近の賃金支払対象月について記載すること。

※2　免除の要件に該当する月それぞれについて記載すること。

※3　賃金、給与、各種手当（通勤手当等）、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額を記載すること。

※4　労働基準法（昭和22年法律第49号）第26条に基づき支払う休業手当又は労働協約、就業規則若しくは労働契約に基づき支払う休業手当について記載すること。

※5　保険年度初日（4月1日）において、満64歳以上の高年齢者の賃金額の総額を記載すること。

※6　各月末（賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日）における使用労働者数を記入すること。

（様式１－２）

労働保険料（一般保険料／第１種特別加入保険料／第３種特別加入保険料）一般拠出金 免除申請書（有期事業用）

労働局労働保険特別会計歳入徴収官　殿

年　月　日

事業主	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
事業	所在地	郵便番号 電話番号　－　－
	名称	
事業主氏名（法人のときはその名称及び代表者の氏名）記名押印又は署名		㊞

東日本大震災による被害を受けたことにより、賃金の支払いに支障が生じているなど労働保険料・一般拠出金の支払いが困難であるため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第81条第1項及び第84条の規定に基づく労働保険料（一般保険料、第1種特別加入保険料、第3種特別加入保険料）・一般拠出金の免除を、同一事業主の継続事業に係る免除対象該当通知書の写し又は免除申請書の写しを添えて申請します。

（有期事業（一括有期事業を含む。））

労働保険番号												免除対象該当年月
府県		所掌	管轄(1)		基幹番号						枝番号	平成　年　月から

（同一事業主の継続事業）

労働保険番号												免除対象該当年月
府県		所掌	管轄(1)		基幹番号						枝番号	平成　年　月から

受付印

社会保険労務士の提出代行者氏名・印	
電話番号:　－　－	㊞

（様式２）

労働保険料等の免除に係る申立書

労働局労働保険特別会計歳入徴収官　殿

年　　月　　日

事業主	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
事業	所在地	郵便番号 電話番号　　－　　－
	名称	

当事業は東日本大震災による被害を受けたことについて、以下のとおり申し立てます。

	事業主記入欄（１又は２①から⑤の該当する番号に「○」を付してください。また、２⑤に該当する場合は、その理由を下欄に御記入ください。）
被害の状況	１．事業所が全壊、大規模半壊又は半壊等のため、罹災証明書が交付された。 ※　罹災証明書の写しを添付してください。 ２．罹災証明書の交付を受けていないが、以下に該当する。 ①　事業所・生産設備等が震災（地震、津波及び地震に伴う火事）により損壊し、休業又は事業活動が縮小した。 ②　事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により、休業又は事業活動が縮小した。 ③　福島第一原子力発電所の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に設定された地域に事業所が所在するため、休業又は事業活動が縮小した。 ④　福島第一原子力発電所の事故により、食品の出荷制限又は摂取制限の影響を直接受け、休業又は事業活動が縮小した。 ⑤　その他①から④までに準じる理由により、事業ができない又は休業せざるを得ない状況になった。 （　　）

※　労働局が確認をする欄ですので、記入しないでください。

労働局確認欄	□　事業の所在地は、特定被災地区である。
	□　被害状況が次のいずれかに該当する。 ・　罹災証明書が添付されている。 ・　上記「被害の状況」の２①～④に該当する。（　　） ・　上記「被害の状況」の２⑤に該当する。（事業が東日本大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避的に休業又は事業活動の縮小を余儀なくされたと認められる。）

（様式３）

平成　　年　　月　　日

殿

○○労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）・一般拠出金　免除対象該当通知書

平成　　年　　月　　日付で申請のあった労働保険料等の免除については、労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）は平成　　年　　月から免除対象期間が開始し、一般拠出金は平成23年度分全額が免除の対象となったことを通知します。

ただし、最終的な労働保険料の免除対象期間は平成23年度確定保険料の申告と併せて決定することとなり、最長で平成24年２月までとなります。

（注１）平成24年２月までの間に免除該当理由が消滅したときは、労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）免除対象期間終了届を提出してください。

（注２）労災保険の特別保険料の対象となっている事業主の方は、労働保険料の免除対象期間については、当該特別保険料も併せて免除されることとなります。

（注３）最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、平成24年２月までの各月の賃金総額、休業手当額、高年齢労働者賃金額、常時使用労働者数を控えておくようお願いします。

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

2　この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

3　ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

（様式４）

平成　　年　　月　　日

殿

○○労働局
保険特別会計歳入徴収官

労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）・一般拠出金　免除不該当通知書

平成　　年　　月　　日付で申請のあった労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）及び一般拠出金の免除については、下記の理由により要件に該当せず、免除不該当となったことを通知します。

記

１．事業の所在地が特定被災区域外であった。

２．労働保険料又は一般拠出金の支払が困難である事情について、免除の対象となる水準に達しなかった。

３．その他

（　　）

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

2　この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

3　ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

（様式5）

労働保険料
（一般保険料／第1種特別加入保険料／第3種特別加入保険料）免除対象期間終了届

労働局長　殿

年　月　日

事業主	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
事業	所在地	郵便番号 電話番号　－　－
	名称	
事業主氏名（法人のときはその名称及び代表者の氏名）記名押印又は署名		㊞

労働保険料（一般保険料、第1種特別加入保険料、第3種特別加入保険料）の免除につきましては、要件に該当しなくなりましたので届け出ます。

労働保険番号												免除対象該当年月
府県		所掌	管轄(1)		基幹番号						枝番号		平成　年　月から

受付印

社会保険労務士の提出代行者印	
電話番号:　－　－	㊞

(別紙)免除対象となっている有期事業

事業の名称	

労働保険番号					免除対象該当年月
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号	平成　年　月から

事業の名称	

労働保険番号					免除対象該当年月
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号	平成　年　月から

事業の名称	

労働保険番号					免除対象該当年月
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号	平成　年　月から

事業の名称	

労働保険番号					免除対象該当年月
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号	平成　年　月から

（様式６）

平成　　年　　月　　日

殿

○○労働局長

労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）
免除対象期間終了通知書

平成　　年　　月　　日付で提出のあった労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）免除対象期間終了届により、平成　年　月をもって免除対象期間が終了したことを通知します。

（注）最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、免除対象期間全てについて免除されない場合もありますので御留意ください。

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

2　この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

3　ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

（様式7）

第２種特別加入保険料　免　除　申　請　書

労働局労働保険特別会計歳入徴収官　殿

年　　月　　日

特別加入に係る事業の承認	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	名　　称					
	事業場の所在地	郵便番号 電話番号　　－　　－				
	代表者氏名　　㊞					

受付印

以下の第2種特別加入者は、東日本大震災による被害を受けたことにより、第2種特別加入保険料の支払が困難であるため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第81条第2項の規定に基づく第2種特別加入保険料の免除を申請します。

整理番号	氏　名	給付基礎日額	被害の態様	免除対象該当年月	家族従事者等の氏名	給付基礎日額
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		
			①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から		

（様式８）

第２種特別加入保険料の免除に係る申立書

労働局労働保険特別会計歳入徴収官　殿

年　月　日

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
団体の名称					
特別加入者の氏名・住所	郵便番号 電話番号　　－　　－				
家族従事者等の氏名					

東日本大震災による被害を受けたことについて、以下のとおり申し立てます。

事業主記入欄（Ⅰ、Ⅱともに記入してください。）

被害の状況

Ⅰ　１又は２①から⑤の該当する番号に「○」を付してください。２⑤に該当する場合は、その理由を下欄に御記入ください。

１．事業所が全壊、大規模半壊又は半壊等のため、罹災証明書が交付された。
※　罹災証明書の写しを添付してください。

２．罹災証明書の交付を受けていないが、以下に該当する。

①　事業所・生産設備等が震災（地震、津波及び地震に伴う火事）により損壊し、休業又は事業活動が縮小した。

②　事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により、休業又は事業活動が縮小した。

③　福島第一原子力発電所の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に設定された地域に事業所が所在するため、休業又は事業活動が縮小した。

④　福島第一原子力発電所の事故により、食品の出荷制限又は摂取制限の影響を直接受け、休業又は事業活動が縮小した。

⑤　その他①から④までに準じる理由により、事業ができない又は休業せざるを得ない状況になった。

（　　）

Ⅱ　該当する番号に「○」を付して、下欄にその内容を御記入ください。

１．震災前と比較して事業所得が２分の１未満になった。

２．事業に必要な資産のうち50%以上の損害を受けた。

（　　）

※　労働局が確認をする欄ですので、記入しないでください。

労働局確認欄

□　住所は、特定被災地区である。

□　被害状況が次のいずれかに該当する。（Ⅰ）

・　罹災証明書が添付されている。

・　上記「被害の状況」の２①～④に該当する。（　　）

・　上記「被害の状況」の２⑤に該当する。（事業が東日本大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避的に休業又は事業活動の縮小を余儀なくされたと認められる。）

□　所得の減少又は資産の損害の状況が免除の対象に相当する。（Ⅱ）

（様式９）

平成　　年　　月　　日

殿

○○労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

免除対象第２種特別加入者通知書

平成　　年　　月　　日付で申請のあった第２種特別加入保険料の免除については、以下の者について、右欄の年月から免除対象期間が開始したことを通知します。

ただし、最終的な免除対象期間は平成23年度確定保険料の申告と併せて決定することとなり、最長で平成24年２月までとなります。

（注１）平成24年２月までの間に免除該当理由が消滅したときは、第２種特別加入者免除対象期間終了届を提出してください。

（注２）最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、被害の態様が①の場合は毎月の事業所得の額を、②の場合は損害が回復した時期を控えておくようお願いします。

氏　　名	家族従事者等氏名	被害の態様	免除対象該当年月
		①事業所得が２分の１未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から
		①事業所得が２分の１未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から
		①事業所得が２分の１未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から
		①事業所得が２分の１未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から
		①事業所得が２分の１未満 ②事業資産の50%以上損害	平成　年　月から

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

2　この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

3　ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

（様式１０）

平成　　年　　月　　日

殿

○○労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

免除不該当第２種特別加入者通知書

平成　　年　　月　　日付で申請のあった第２種特別加入保険料の免除については、以下の者について、下記右欄の理由により要件に該当せず、免除不該当となったことを通知します。

記

氏　　名	家族従事者等の氏名	理由
		１．住所が特定被災区域外であった。 ２．保険料の支払が困難である事情について免除の対象となる水準に達しなかった。 ３．その他 〔　　〕
		１．住所が特定被災区域外であった。 ２．保険料の支払が困難である事情について免除の対象となる水準に達しなかった。 ３．その他 〔　　〕
		１．住所が特定被災区域外であった。 ２．保険料の支払が困難である事情について免除の対象となる水準に達しなかった。 ３．その他 〔　　〕

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

２　この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

３　ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

（様式11）

第２種特別加入者　免除対象期間終了届

労働局長　殿

年　月　日

受付印

特別加入に係る事業の承認	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	名称					
	事業場の所在地	郵便番号 電話番号　－　－				
代表者氏名　㊞						

以下の者に係る第2種特別加入保険料の免除につきましては、要件に該当しなくなりましたので届け出ます。

氏名	家族従事者等の氏名	免除対象該当年月
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から
		平成　年　月から

（様式１２）

平成　　年　　月　　日

殿

○○労働局長

第２種特別加入者免除対象期間終了通知書

平成　　年　　月　　日付で提出のあった第２種特別加入者免除対象期間終了届により、以下の者については、平成　　年　月をもって免除対象期間が終了したことを通知します。

（注）最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、免除期間全てについて免除されない場合もありますので御留意ください。

氏　　名	家族従事者等の氏名

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

2　この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

3　ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

（様式13）

平成　　年　　月　　日

労働保険料（一般保険料／第１種特別加入保険料／第３種特別加入保険料）等免除額精算書（平成　　年度分）

労働局労働保険特別会計歳入徴収官　殿

	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号					

事業名称

事業主名　　印

電話番号　　（　　）

平成　　年度労働保険料（一般保険料）については、免除額を精算したところ、以下のとおりですので、精算書を提出します。また、第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料、有期事業の労働保険料、平成23年度の一般拠出金の免除額については、別紙のとおりです。

	年月	※3 賃金総額 (A)	※4 休業手当額 (B)	※5 雇用保険法適用者分賃金総額 (C)	※6 高年齢労働者賃金総額 (D)	※7 常時使用労働者数 (E)	労働者1人当たり賃金額 ((A−B)／E)
※1 震災直近月	平成　年　月						
※2 免除対象該当月 1	平成　年　月						
免除対象該当月 2	平成　年　月						
免除対象該当月 3	平成　年　月						
免除対象該当月 4	平成　年　月						
免除対象該当月 5	平成　年　月						
免除対象該当月 6	平成　年　月						
免除対象該当月 7	平成　年　月						
免除対象該当月 8	平成　年　月						
免除対象該当月 9	平成　年　月						
免除対象該当月 10	平成　年　月						
免除対象該当月 11	平成　年　月						
免除対象該当月 計	<免除対象月数> か月	(計A)		(計C)	(計D)		

一般保険料の免除額 ＝ (計A)（千円） × (労災保険料率) 1000分の ＋ ((計C) − (計D)（千円）) × (雇用保険料率) 1000分の ＝ (一般保険料の免除額)（円）

（裏面）

（記載に当たっての注意事項）

※1　東日本大震災発生前直近の賃金支払対象月について記載すること。

※2　免除の要件に該当する月それぞれについて記載すること。

※3　賃金、給与、各種手当（通勤手当等）、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額を記載すること。

※4　労働基準法（昭和22年法律第49号）第26条に基づき支払う休業手当又は労働協約、就業規則若しくは労働契約に基づき支払う休業手当について記載すること。

※5　常用労働者、パート、アルバイト、役員で雇用保険の資格のある人に対して支払った賃金額（日雇労働被保険者に支払った賃金額を含む。）の総額を記載すること。

※6　保険年度初日（4月1日）において、満64歳以上の高年齢者の賃金額の総額を記載すること。

※7　各月末（賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日）における使用労働者数を記入すること。

社会保険労務士の提出代行者氏名・印	
電話番号:　　－　　－	㊞

（別紙）

〔第１種／第３種〕特別加入保険料免除額精算書（平成　　年度分）

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

免除対象該当月　　※該当しない月に「――」を引いてください。

平成23年	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成24年	1月	2月								

整理番号	特別加入者氏名	給付基礎日額 (A)	当該保険料算定期間における特別加入期間	免除対象該当期間における特別加入月数 (B)	1月分の保険料算定基礎額(C) ((A)×365÷12)	免除額算定基礎額 (B)×(C)
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	か月	円	円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	か月	円	円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	か月	円	円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	か月	円	円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	か月	円	円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	か月	円	円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	か月	円	円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	か月	円	円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	か月	円	円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	か月	円	円
		円	年 月 日 ～ 年 月 日	か月	円	円
計	人					(B)×(C) 計 円

(B)×(C) 計　千円　×　保険料率　1000分の　＝　〔第１種／第３種〕特別加入保険料の免除額　円

（別　紙）

労働保険料免除額精算書（単独有期事業用）

同一事業主・継続事業の労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

免除対象該当月　※該当しない月には「―」を引いてください。	
平成23年	3月　4月　5月　6月　7月　8月　9月　10月　11月　12月
平成24年	1月　2月

事業の名称						
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	
事業の期間	年　月から　年　月まで(　　か月(A))				うち免除対象該当期間	か月(B)

請負金額　　労務費率　　賃金総額(C)

円　×　／100　＝　円

賃金総額(C)　　(A)　　(B)　　保険料率　　免除額

千円　÷　か月　×　か月　×　／1000　＝　円

事業の名称						
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	
事業の期間	年　月から　年　月まで(　　か月(A))				うち免除対象該当期間	か月(B)

請負金額　　労務費率　　賃金総額(C)

円　×　／100　＝　円

賃金総額(C)　　(A)　　(B)　　保険料率　　免除額

千円　÷　か月　×　か月　×　／1000　＝　円

事業の名称						
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	
事業の期間	年　月から　年　月まで(　　か月(A))				うち免除対象該当期間	か月(B)

請負金額　　労務費率　　賃金総額(C)

円　×　／100　＝　円

賃金総額(C)　　(A)　　(B)　　保険料率　　免除額

千円　÷　か月　×　か月　×　／1000　＝　円

（別　紙）

労働保険料免除額精算書（一括有期事業用）（平成　　年度分）

同一事業主・継続事業の労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

免除対象該当月　※該当しない月には「―― 」を引いてください。	
平成23年	3月　4月　5月　6月　7月　8月　9月　10月　11月　12月
平成24年	1月　2月

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

事業の名称	事業の期間	(A)	うち免除対象該当月 (B)	請負金額(C)	労務費率 (D)	賃金総額(E) (C×D)	免除額算定基礎額(F) (E×(B／A))	保険料率 (G)	免除額(F×G)
	年　月 ～　年　月	か月	か月	円	／100	千円	千円	／1000	円
	年　月 ～　年　月	か月	か月	円	／100	千円	千円	／1000	円
	年　月 ～　年　月	か月	か月	円	／100	千円	千円	／1000	円
	年　月 ～　年　月	か月	か月	円	／100	千円	千円	／1000	円
	年　月 ～　年　月	か月	か月	円	／100	千円	千円	／1000	円
合計									円

（別　紙）

一般拠出金免除額精算書

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

＜継続事業＞

賃金総額		一般拠出金率		免除額
千円	×	1000分の 0.05	＝	円

＜有期事業(一括有期事業を含む。)＞

事業の名称					
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

賃金総額		一般拠出金率		免除額
千円	×	1000分の 0.05	＝	円

事業の名称					
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

賃金総額		一般拠出金率		免除額
千円	×	1000分の 0.05	＝	円

事業の名称					
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

賃金総額		一般拠出金率		免除額
千円	×	1000分の 0.05	＝	円

（様式１４－１）

平成　　年　　月　　日

殿

○○労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）等　免除額確定通知書（平成22年度分）

平成　　年　　月　　日付けで提出のあった労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）等免除額精算書（平成22年度分）により、平成22年度分労働保険料及び平成23年度の一般拠出金における免除額が、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

＜継続事業＞	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号					
一　般　保　険　料	円				
第１種特別加入保険料	円				
第３種特別加入保険料	円				
一　般　拠　出　金	円				

＜有期事業＞	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号					
一　般　保　険　料	円				
第１種特別加入保険料	円				
第３種特別加入保険料	円				
一　般　拠　出　金	円				

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

2　この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

3　ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

（様式１４－２）

平成　　年　　月　　日

殿

○○労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）免除額確定通知書（平成23年度分）

平成　　年　　月　　日付けで提出のあった労働保険料（一般保険料・第１種特別加入保険料・第３種特別加入保険料）等免除額精算書（平成23年度分）により、平成23年度分労働保険料等における免除額が、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

＜継続事業＞	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号					
一　般　保　険　料	円				
第１種特別加入保険料	円				
第３種特別加入保険料	円				

＜有期事業＞	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号					
一　般　保　険　料	円				
第１種特別加入保険料	円				
第３種特別加入保険料	円				

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

2　この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

3　ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

（様式15）

平成　　年　　月　　日

第2種特別加入保険料免除額精算書（平成　　年度分）

労働局労働保険特別会計歳入徴収官　殿

特別加入の承認に係る事業	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	名称					
	事業場の所在地	郵便番号 電話番号　　－　　－				
代表者氏名　　㊞						

平成　　年度第2種特別加入保険料については、免除額を精算したところ、以下のとおりですので、精算書を提出します。

整理番号	特別加入者氏名	給付基礎日額 (A)	免除対象期間		免除対象期間月数 (B)	1月分の保険料算定基礎額(C) ((A)×365÷12)	免除額算定基礎額 (B)×(C)
		円	23年	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	か月	円	円
			24年	1 2			
		円	23年	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	か月	円	円
			24年	1 2			
		円	23年	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	か月	円	円
			24年	1 2			
		円	23年	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	か月	円	円
			24年	1 2			
		円	23年	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	か月	円	円
			24年	1 2			
		円	23年	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	か月	円	円
			24年	1 2			
計	人						(B)×(C) 計　円

(B)×(C) 計		保険料率		第2種特別加入保険料の免除額
千円	×	1000分の	＝	円

（様式１６）

平成　　年　　月　　日

殿

〇〇労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

第２種特別加入保険料　免除額確定通知書

平成　　年　　月　　日付けで提出のあった第２種特別加入保険料免除額精算書（平成　　年度分）により、平成　　年度分第２種特別加入保険料における免除額が、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号					
第２種特別加入保険料	円				

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

2　この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます（決定があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

3　ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から１年を経過した場合を除きます。）。

基労管発０５２６第１号
基労補発０５２６第４号
基労保発０５２６第２号
平成２３年５月２６日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課長
補償課長
労災保険業務課長

東日本大震災の被災者に関する遺族（補償）年金等の定期報告の取扱いについて

労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に基づく年金たる保険給付又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成１８年法律第４号）に基づく特別遺族年金については、適正な保険給付を行うとの観点から、その受給権者に対し、毎年一回、定期報告書の提出を求めているところである。

その提出時期は、労災保険の年金たる保険給付については受給権者の生年月日（遺族（補償）年金の受給権者にあっては当該年金たる保険給付を支給すべき事由に係る労働者の生年月日）の属する月が、特別遺族年金については当該年金を支給すべき事由に係る死亡労働者等の生年月日の属する月が、それぞれ１月から６月までの月である場合には、昭和６３年労働省告示第１０９号等により６月３０日までとされている。

しかしながら、東日本大震災（以下「震災」という。）による甚大な被害が生じている中で、年金受給権者に対し、６月３０日までに定期報告書の提出を求めることは困難であると考えられる。

このため、平成２３年度においては、定期報告書の提出期限を６月３０日から８月３１日とするため、下記１のとおり新たに告示を定めるとともに、具体的な事務処理方針を下記２以下のとおりとしたので、万全を期されたい。

記

1　「東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域における労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件」等の制定について

平成２３年５月２３日付けで「東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域における労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件（平成２３年厚生労働省告示第１６７号)」及び「東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域における石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による特別遺族年金の受給権者が報告書を提出すべき日を延長する件（平成２３年厚生労働省告示第１６８号)」が告示され、同日付けで適用することとしたこと。

これにより、平成２３年３月１１日において被災地域（震災に際し災害救助法(昭和２２年法律第１１８号)が適用された市町村の区域(東京都を除く。)）に住所を有する受給権者のうち、６月３０日までに今年度の定期報告書の提出が求められていたものについて、その提出期限は８月３１日まで延長されることとなること。

2　具体的な事務処理方針について

（1）定期報告書の送付状況等について

平成２３年６月の定期報告書は、被災地域以外分については、平成２３年５月２０日（金)、被災地域分については、平成２３年５月２５日（水）に発送したところであるが、被災地域分のうち、あて先不明等により返戻されたものについては、別途配布する電子データを活用し、署ごとに取りまとめ、６月３０日（木）までに本省（労災保険業務課年金業務係）あて該当者を報告（報告後返戻されたものについてはその都度）すること。

また、平成２３年２月末日までに書面上の決定が行われていても、平成２３年４月４日現在で支給決定の機械入力が行われていない受給権者や平成２３年４月４日現在において所在不明による差止め中の受給権者であって所在が判明した受給権者等に対する定期報告書については、署から送付することとなり、予備の定期報告関係用紙は、５月２０日（金）に地方局へ発送しているので、それを活用すること。なお、被災地域分の定期報告書の送付に当たっては、別添１「提出期限延長のお知らせ」を同封し送付すること。

（2）定期報告書未提出者に係る未提出理由による区分

定期報告書未提出者については、以下に示す方法により、①死者、②行方不明者、③震災により被災し、定期報告が困難な者、④その他の者に区分すること。

①　死者

本省で警察庁発表資料（死亡者リスト）との突合を定期的に行い、年金受給者である可能性のある者（氏名が合致し、かつ、住所地が同一県内である者）を絞り込み、地方局へ情報提供するので、署において、戸籍等により死亡の確認を行うこと。

② 行方不明者

本省で各県警等で公表されている行方不明者の情報を可能な限り入手し、突合の結果を地方局へ情報提供するので、署においては、存否を確認の上、不明の場合は行方不明者として区分すること。

③ 震災により被災し、定期報告が困難な者

本省で沿岸部の市町村のうち津波による被害が生じた地域及び原子力発電所の事故により立入禁止区域となっている定期報告書の送達が困難と考えられる地域に住所を有する年金受給者を絞り込み、地方局へ情報提供するので、当該リストに掲載されている者であって、定期報告書が未提出の者（上記①又は②に該当する者を除く。）を震災により被災し、定期報告が困難な者として区分すること。

④ その他の者

上記①から③のいずれにも当たらない者（所在が確認できるものの定期報告書が未提出となっている者等）は、その他の者に区分すること。

（３）定期報告書未提出者に係る区分別の取扱い

① 死者・行方不明者

受給権者が死亡・行方不明であることが判明した場合は、平成２３年５月２日付け基労発０５０２第１号「東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて」の記の第２の２以下に準じて取り扱うこと。

② 震災により被災し、定期報告が困難な者

本省で各自治体等で公表されている避難者名簿の情報を可能な限り入手し、突合の結果を地方局へ情報提供するので、居所を確認できた場合には、定期報告書の記載方法等を丁寧に説明の上、提出を促すこと。

また、請求促進を目的とする避難所等への出張相談や巡回配布の際に、別添２の「労災保険から年金を受給されている皆さまへ」を掲示・備え付け・配布する等により、定期報告書を送付していることの周知を行うとともに、相談があった場合には、定期報告書の記載方法等を丁寧に説明した上で、その場で必要事項の記載を求め、回収すること。なお、岩手、宮城及び福島労働局（以下「三局」という。）以外で避難所がある地方局においても、この点を徹底すること。

この場合、定期報告書が未送達の場合も考えられるので、避難所等にお

ける出張相談や巡回配布の際には、定期報告書の用紙を持参すること。

なお、上記の取組によっても所在をつかめない場合には、住民票を取り寄せるなどにより、定期的に所在の確認を行うとともに、所在をつかめない場合であっても、差し止めは慎重に行うこと。

③　上記①、②のいずれにも当たらない者

労災保険給付事務取扱手引に基づき処理すること。

（4）定期報告書の添付書類の提出が困難な者への対応

被災地域に住所地を有する年金受給者の定期報告に際して、個別の事情により添付書類（診断書、戸籍謄本、住民票等）の提出が期間内には困難である旨の相談等があった場合は、後日追加で提出すればよい旨指導し、書類が調っていないことのみをもって差し止めを行わないこと。

（5）労災就学等援護費支給対象者の定期報告の取扱い

労災就学等援護費支給対象者の定期報告についても、上記１以降の取扱いに準じて行うこと。

（6）上記に係る機械処理事務等については、別途通知する。

3　周知・広報について

震災により受給権者が住所地を離れ、他都道府県に身を寄せている場合もあることから、積極的な周知・広報を行うこと。

（1）本省が実施する周知・広報

①　本省ホームページに今回の取扱いの詳細や問い合わせ先等を掲載

②　新聞広告

震災に伴う保険給付の請求促進の広報に併せて、定期報告の提出期限の延長、提出促進について、広報を予定していること。

（2）地方局が実施する周知・広報

震災に伴う保険給付の請求促進の広報に併せて、定期報告の提出期限の延長、提出促進について、以下の広報を行うこと。

①　三局

ア　ＮＨＫのテロップ

イ　民放テレビの広告

ウ　地元紙の広告

エ　局ホームページに今回の取扱いの詳細や問い合わせ先等を掲載
（本省ホームページにリンクを張ることで可。以下同じ。）

オ　市町村広報紙への掲載依頼

カ　避難所へのリーフレットの配布・掲示

②　三局以外の局

ア　避難所のある局

自局ホームページに今回の取扱いを掲載するとともに、上記①のオ及びカを行うこと。

イ　避難所のない局

自局ホームページに今回の取扱いを掲載すること。

厚生労働省労働基準局

労災保険年金・特別遺族年金の定期報告書の提出期限延長のお知らせ

災害救助法が適用された市町村に住所地を有する労災保険年金・特別遺族年金受給者の皆さまへ

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

東日本大震災により、災害救助法が適用された市町村（東京都の区域を除く。）に住所地を有する皆様の定期報告書（労災就学等援護費の定期報告書を含む。）の『提出期限』（通常は6月30日）が平成23年8月31日に延長されることとなりました。

○提出期限が平成23年8月31日に延長されました。

提出期間は、平成23年6月1日から平成23年8月31日となります。

同封の定期報告書、記入要領及び封筒には、「提出期間が平成23年6月1日より平成23年6月30日まで」と印字されていますが、平成23年6月1日から平成23年8月31日までの期間にご提出ください。

○添付書類（診断書、戸籍、住民票等）の提出について

定期報告書の添付書類（診断書、戸籍、住民票等）について、個別のご事情によりご提出が困難な方は、労働基準監督署にご相談ください。

なお、定期報告書の添付書類は、平成23年6月1日から平成23年8月31日までの期間に作成されたものを提出して頂くこととなりますので、ご注意ください。

平成２３年５月
厚生労働省労働基準局

労災保険から年金を受給されている皆さまへ

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

労災保険の定期報告書（様式）については、平成23年5月下旬、労災年金受給者（誕生日が1月1日から6月30日までの方）の皆さまに郵送しております。お手元に届いておりますか。

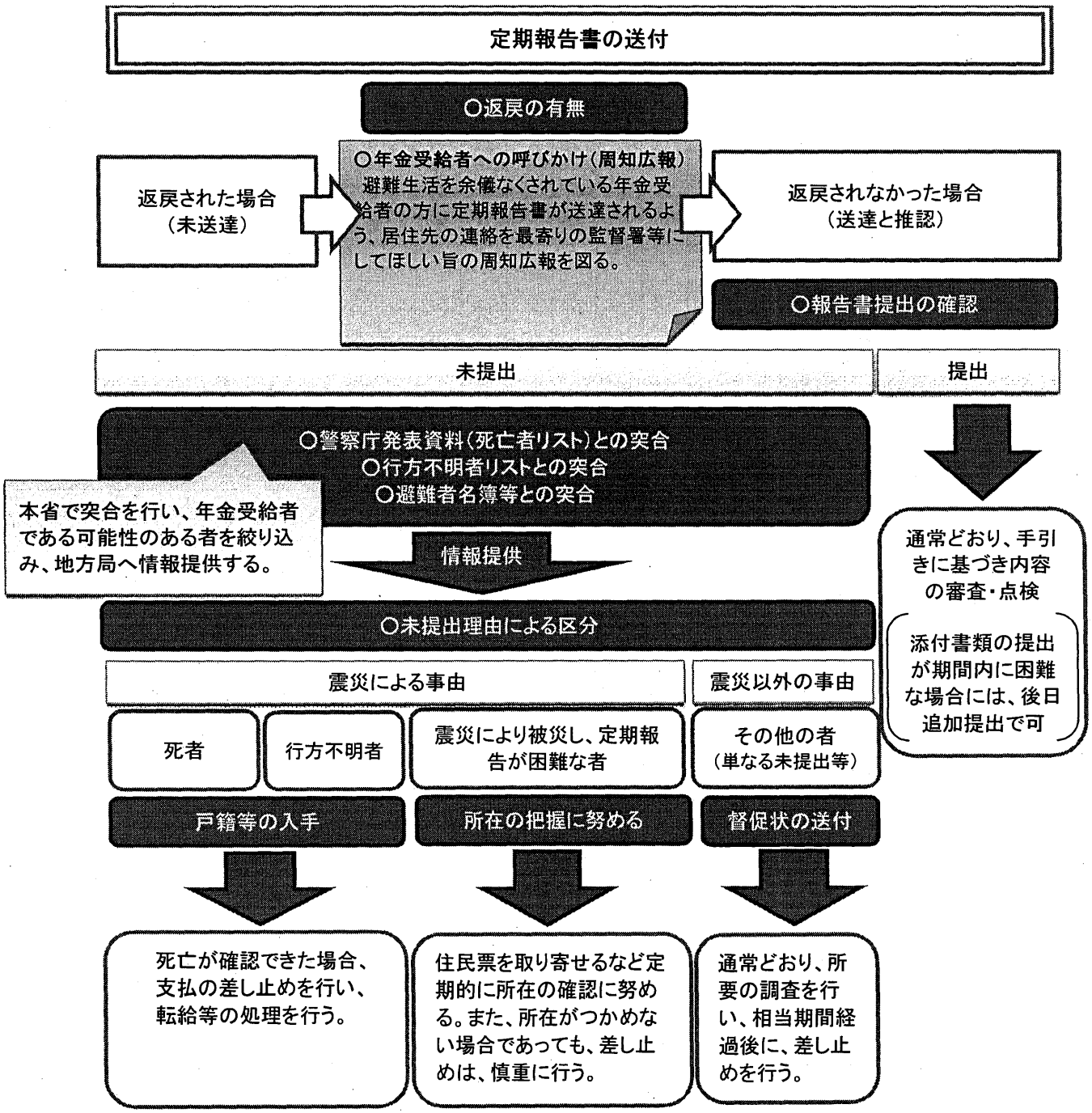
労災保険から年金を受給されている皆さまに、年1回（※）ご報告いただいている定期報告書を確実にお届けするため、ご自宅等を離れて避難生活を余儀なくされている皆さまの居住先を裏面または最寄りの労働基準監督署又は労働局労災補償課までお知らせくださいますようお願いいたします。

郵便局への転居届の手続きがお済みの場合であっても、労災年金受給者の皆さまの居住先を確実に把握し支援が行えるよう、裏面または最寄りの労働基準監督署までご連絡を頂きますようよろしくお願いいたします。

（※） 東日本大震災により、災害救助法が適用される市町村（東京都の区域を除く。）に平成23年3月11日時点でお住まいの方で、誕生日が1月1日から6月30日までの方は、定期報告書（労災就学等援護費の定期報告書を含む。）の『提出期限』（通常は6月30日）が平成23年8月31日に延長されています。

県	監督署	郵便番号	所在地	電話番号
岩手	盛岡	020-0045	盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号 マリオス8階	019-621-5115
	宮古	027-0073	宮古市緑ヶ丘5-29	0193-62-6455
	花巻	025-0091	花巻市西大通り1-6-24	0198-23-5231
	釜石	仮庁舎 026-0012	釜石市上中島町3－2－12 新日本製鐵(株)健康保険組合釜石支部健康センター2F	0193-23-0651
	一関	021-0864	一関市旭町5-11	0191-23-4125
	二戸	028-6103	二戸市石切所字荷渡6-1 二戸合同庁舎2階	0195-23-4131
	大船渡	022-0002	大船渡市大船渡町字台13-14	0192-26-5231
宮城	仙台	983- 8507	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-9071
	石巻	986-0832	石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎	0225-22-3365
	古川	989-6161	大崎市古川駅南2-9-47	0229-22-2112
	大河原	989-1246	柴田郡大河原町字新東24-25	0224-53-2154
	瀬峰	989-4521	栗原市瀬峰下田50-8	0228-38-3131
福島	福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎1階	024-536-4610
	郡山	963-8025	郡山市桑野2-1-18	024-922-1370
	いわき	970-8026	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎4階	0246-23-2255
	会津	965-0803	会津若松市城前2-10	0242-26-6494
	須賀川	962-0834	須賀川市旭町204-1	0248-75-3519
		961-0074	白河市郭内1-124	0248-24-1391
	会津署 喜多方支署	966-0896	喜多方市字諏訪91	0241-22-4211
	相馬	976-0042	相馬市中村字桜ヶ丘68	0244-36-4175
	富岡	仮事務所 970-8026	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎5階	0246-68-6044

岩手労働局 労働基準部労災補償課	020-0023	盛岡市内丸7番25号盛岡合同庁舎1号館	(直)019-604-3009
宮城労働局 労働基準部労災補償課	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	(直)022-299-8843
福島労働局 労働基準部労災補償課	960-8021	福島市霞町1－46 福島合同庁舎5F	(直)024-536-4605


定期報告書の送付
○返戻の有無
返戻された場合
（未送達）
○年金受給者への呼びかけ（周知広報）
避難生活を余儀なくされている年金受給者の方に定期報告書が送達されるよう、居住先の連絡を最寄りの監督署等にしてほしい旨の周知広報を図る。
返戻されなかった場合
（送達と推認）
○報告書提出の確認
未提出
提出
○警察庁発表資料（死亡者リスト）との突合
○行方不明者リストとの突合
○避難者名簿等との突合
本省で突合を行い、年金受給者である可能性のある者を絞り込み、地方局へ情報提供する。
情報提供
通常どおり、手引きに基づき内容の審査・点検
添付書類の提出が期間内に困難な場合には、後日追加提出で可
○未提出理由による区分
震災による事由
震災以外の事由
死者
行方不明者
震災により被災し、定期報告が困難な者
その他の者
（単なる未提出等）
戸籍等の入手
所在の把握に努める
督促状の送付
死亡が確認できた場合、支払の差し止めを行い、転給等の処理を行う。
住民票を取り寄せるなど定期的に所在の確認に努める。また、所在がつかめない場合であっても、差し止めは、慎重に行う。
通常どおり、所要の調査を行い、相当期間経過後に、差し止めを行う。

基労補発０５２６第１号
平成２３年５月２６日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補　償　課　長
（契印省略）

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の取扱い
及び事務処理について（５月診療分）

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについては、平成２３年３月３０日付け基発０３３０第１３号（以下「局長通達」という。）により通達されたところであるが、局長通達記の４の別途指示する５月診療分の請求の取扱いについては、下記のとおりとするので、適切に行われたい。

記

１　平成２３年５月診療分に係る労災診療費の請求について

平成２３年５月診療分（６月提出分）に係る労災診療費の請求については、局長通達記の１の（２）により３月１か月分を通して特例による請求を行い、さらに、平成２３年４月２６日付け基労補発０４２６第１号により４月診療分（５月提出分）について４月１か月分を通して特例による請求を行ったものに限り、当該労災保険指定医療機関の状況にかんがみ通常の手続きを行うことが困難な場合には、５月診療分についても、１か月分を通して特例請求を行うことができるものであること。

これ以外の場合については、下記３により、通常の方法による請求となること。

２　特例請求を行う場合の取扱いについて

（１）特例請求を選択する労災保険指定医療機関については、局長通達記の２の（１）に基づき、やむを得ない事情がある場合を除き、平成２３年６月１０日までに別紙の「労働者災害補償保険診療費特例請求書」（以下「特例請求書」という。）に診療実日数等の必要事項を記入の上、その所在地を管轄する都道府県労働局に提出させること。

なお、財団法人労災保険情報センターと労災診療援護貸付金貸付契約を締結している労災保険指定医療機関については、当該財団の地方事務所を経由して提出させること。

（２）特例請求額の算出方法

局長通達記の２の（２）の①の平成２３年３月入院診療実日数を「平成２３年５月入院診療実日数」に、また、同②の平成２３年３月外来診療実日数を「平成２３年５月外来診療実日数」にそれぞれ読み替えて算出することから、労災保険指定医療機関には、特例請求書に当該労災保険指定医療機関の平成２３年５月の入院、外来別の診療実日数を合わせて記入させること。

①　入院分

$$\frac{\text{平成２２年１１月～平成２３年１月 入院分労災診療費支払額}}{\text{９２日}} \times \text{平成２３年５月の入院診療実日数}$$

②　外来分

$$\frac{\text{平成２２年１１月～平成２３年１月 外来分労災診療費支払額}}{\text{７０日}} \times \text{平成２３年５月の外来診療実日数}$$

（３）局長通達記の２の（４）に基づき、特例請求を選択した労災保険指定医療機関については、当該特例請求額をもって平成２３年５月分の労災診療費支払額を確定するものであること。

３　通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成２３年５月診療分（６月提出分）に係る請求書等の提出期限については、通常どおり平成２３年６月１０日とすること。

なお、労災保険指定医療機関から請求の手続きについて、個別に相談があった場合には、その都度当課と協議すること。

４　労災保険指定医療機関に対する周知

５月診療分（６月提出分）について特例請求を行うことができるのは、既に、３月、４月を通して特例による請求を行った労災保険指定医療機関に限られることから、当該労災保険指定医療機関に対して通知すること。

なお、未だ４月診療分以前について請求に至らない労災保険指定医療機関も想定されることから、特例請求については引き続き周知に努めること。

（別紙）

労働者災害補償保険診療費特例請求書（平成 23 年 5 月診療分）

平成２３年５月２６日付け基労補発０５２６第１号「東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の取扱い及び事務処理について（５月診療分）」に定める特例請求の要件に該当することから、特例請求の算定方法に基づき、労災診療費を請求します。

なお、請求額については、厚生労働省が保管する支払記録の平成２２年１１月から平成２３年１月までの支給実績に基づき算定することに同意します。

平成２３年＿＿月＿＿日

労災保険指定医療機関の番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（可能であれば記入をお願いします。）

郵便番号 （　　－　　）

住所（所在地）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　　称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（署名又は記名押印）

電話番号 （　　－　　－　　）

＿＿＿＿労働局長　殿

〈特例請求の要件〉

災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する労災保険指定医療機関（医科）であって、３月診療分（４月提出分）について３月の１か月分を通して特例による請求を行い、さらに、４月診療分（５月提出分）について４月の１か月分を通して特例による請求を行った労災保険指定医療機関のうち、５月診療分（６月提出分）においても通常の手続きによる請求を行うことが困難であること。

平成 23 年 5 月の診療実日数（記入をお願いします。）

・入院診療実日数 ＿＿＿＿日間

・外来診療実日数 ＿＿＿＿日間

地発 0526 第 2 号
基発 0526 第 6 号
職発 0526 第 4 号
平成 23 年 5 月 26 日

岩手
宮城 } 労働局長　殿
福島

大臣官房地方課長
（公印省略）
労働基準局長
（公印省略）
職業安定局長
（公印省略）

東日本大震災被災地のハローワークにおけるサービス提供時間の見直しについて

東日本大震災による被害が特に大きい岩手、宮城及び福島労働局管内のハローワークにおいては、「東日本大震災被災地のハローワークにおけるサービス提供時間の拡大について」（平成 23 年 4 月 5 日付け地発 0405 第 1 号ほか。以下「サービス提供時間拡大通知」。）により、平日の開庁延長並びに土日及び祝祭日を開庁し、サービス提供時間の拡大を行ってきたところである。

サービス提供時間拡大通知によれば、当該取組は 5 月末までとしているところであるが、各ハローワークの利用状況等に鑑み、6 月以降の取組は下記のとおりとするので、その対応に遺漏なきを期されたい。

記

1. 以下の所においては、土曜日の開庁を 6 月末まで維持すること。
　仙台所
　土曜日の対応業務についてはサービス提供時間拡大通知の記の 2. とすること。
　なお、7 月以降の取組については 6 月以降検討するものとすること。

2. 上記 1. 以外の所については、開庁する曜日及び開庁時間を震災前の対応に戻すこととして差し支えないこと。よって、震災前から平日の開庁延長及び土曜開庁を実施してきたハローワークについては、当該対応を実施することとなること。

3. 開庁時間の変更を行う場合には、ハローワークの利用者に対する周知を十分に行うとともに、地元自治体に対する説明を行い、理解を得るよう努めること。

また、土日の電話による問い合わせに対応できる体制を整備し、開庁時間の変更を行うハローワークにその旨掲示する等により、利用者の利便性に配慮を行うこと。

以上

基発 0527 第 10 号
平成 23 年 5 月 27 日

都道府県労働局長　殿

労 働 基 準 局 長
（公 印 省 略）

労働者が東日本大震災に伴い被災した場合の給付基礎日額の算定の特例について

業務上又は通勤による労働者の疾病に関して、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「法」という。）に基づく保険給付を行う場合の給付基礎日額の算定については、法第８条において、診断によって疾病の発生が確定した日を平均賃金の算定事由発生日とすることとされている。

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）に伴う業務上又は通勤による労働者の疾病が、震災から一定期間経過後に生じることがあると考えられるが、震災に伴う事業規模の縮小等により当該労働者の賃金が低下した後に当該疾病の発生が確定した場合は、低下後の賃金に基づき給付基礎日額を算定することとなる。

このような疾病について保険給付を行う場合、法に基づく保険給付が業務災害又は通勤災害による労働者の稼得能力の損失等を補填することを目的としていることを踏まえれば、低下前の賃金に基づき、給付基礎日額を算定することが適切であると考えられることから、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第９条第１項第４号の規定に基づき、下記のとおり給付基礎日額の算定の特例を設け、震災の発生日である平成 23 年３月 11 日以降に診断により疾病の発生が確定したものから適用することとしたので、遺漏なきを期されたい。

なお、平均賃金の算定期間中に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 25 条第１項の規定により失業しているものとみなされている期間（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の適用を受けない事業場に使用されている労働者については、これに相当する期間）がある場合においては、労働基準法第 12 条第８項の規定に基づき同条等の規定によつて算定し得ない場合の平均賃金を定める告示（昭和 24 年労働省告示第５

号）第２条の規定に基づき、その日数及びその期間中の賃金は、平均賃金の算定において、基礎となる期間及び賃金の総額から控除する従来の取扱いに変更はない。

記

1　震災に伴い業務上又は通勤により被災し、疾病にかかったことにより保険給付を受けることとなった労働者（以下「被災労働者」という。）の平均賃金に相当する額が、震災の発生日である平成 23 年３月 11 日を平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当する額に満たない場合には、その算定することとした場合における平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすること。

2　本特例は、適用事業（平成 23 年３月 11 日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第２条第３項の特定被災区域をいう。）に所在していたもの（有期事業にあっては、事業主の事務所が同日において特定被災地域に所在していたもの）に限る。）が、震災による被害（福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づく警戒区域、計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域の設定されたことに伴う被害又は原災法に基づく食品の出荷制限若しくは摂取制限が行われたことによる被害を含む。）を受け、これにより被災労働者の賃金が低下したと判断される場合に適用するものとすること。

なお、特定被災区域の具体的範囲については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について（労働基準局関係）（平成 23 年５月２日付基発 0502 第２号）の別紙を参照すること。

事　務　連　絡

平成23年5月31日

都道府県労働局労働基準部労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長補佐（業務担当）

東日本大震災に係る労災保険給付の請求促進等の取組について（その3）

標記については、平成23年3月24日付け基労管発0324第1号及び基労補発0324第2号「東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について」により指示されているところですが、本年6月の標記の取組に当たっては、以下の事項に留意願います。

記

1　本年6月の目標

出張受付等（出張による避難所等の場での労災保険給付支給請求書等の受付、請求書の記載の指導又は相談の実施等をいう。以下同じ。）による請求の支援を行うとともに、事業場や各商工会議所・商工会等を通じた請求勧奨の要請や各種の媒体を通じた広報を行うことにより、被災労働者及びその遺族からの労災保険給付の請求等を促進することを目標とする。

2　本年6月に取り組む事項等（岩手、宮城及び福島労働局（以下「三局」という。）に限る。）

（1）基本的な考え方

これまでの取組により、避難所に避難している被災者等については一定の周知が図られたと考えられることから、出張して行う活動は、出張受付等による請求の支援に重点を置くとともに、被災地域の事業場に対する請求勧奨の要請や市町村広報紙等の媒体を活用した請求促進を図ること。

（2）出張受付等の実施

地域住民が集まる市町村庁舎の一角において定期的に出張受付等を行う、商工会等と連携を図り被災地域で出張受付等を行う場を設け定期的に実施する等により、効率的な出張受付等を行うこと。

（3）事業場を通じた請求勧奨等

被災地域の事業場に電話連絡する等により、被災状況を確認し、業務上又は通勤により被災したと思われる者を把握している場合には、請求勧奨を行うよう、要請すること。

また、各商工会議所・商工会等に対して、会員事業場に、上記と同様の取組を行うよう、要請すること。

（4）各種媒体による広報

出張受付等の実施日や死亡推定等請求促進に資する情報について、以下の媒体等により広報を行うよう、依頼等を行うこと。

① NHKのテロップ
② 民放テレビの広告
③ 県未満単位の地元紙
④ 局ホームページへの掲載
⑤ 市町村広報紙への掲載・防災無線による放送
⑥ 地域ＦＭの放送

3　本年６月に取り組む事項等（三局以外の局）

避難所がある局は、上記２に準じて、出張受付等のほか、市町村広報紙及び局ホームページによる広報を行うこと。

4　その他

上記の出張受付等を行うに当たっては、社会保険労務士等の活用を図るとともに、ワンストップサービスとなるよう、配意すること。

基労保発0603第1号
平成23年6月3日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務課長

平成２３年６月における年金たる保険給付及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金の受給権者の定期報告に係る機械処理事務等について

東日本大震災（以下「震災」という。）による甚大な被害が生じていることに鑑み、震災に際し災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された市町村の区域（東京都を除く。）（以下「被災地域」という。）に平成２３年３月１１日において住所を有する受給権者について、その提出期限を８月３１日まで延長する告示改正がなされ、平成２３年５月２６日付け基労管発０５２６第１号基労補発０５２６第４号基労保発０５２６第２号「東日本大震災の被災者に関する遺族（補償）年金等の定期報告の取扱いについて」（以下「通達」という。）により事務処理方針を示し、また通達記の２の（６）において機械処理事務等については別途通知するとしていたところであるが、年金たる保険給付及び特別遺族年金の受給権者（以下「受給権者」という。）の誕生月（遺族（補償）年金及び特別遺族年金にあっては死亡労働者の誕生月）が１月から６月までのいずれかの月に属する者を対象としている平成２３年６月期の定期報告に係る機械処理事務等については、労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金編）、労災保険給付事務取扱手引によるほか、下記の事項に留意の上、遺漏のないよう配慮されたい。

記

１　定期報告関係用紙の送付について

（１）　定期報告関係用紙は、「定期報告関係用紙送付区分」（別添１　記の３）により、平成２３年５月２０（金）（被災地域に住所を有する受給権者については５月２５日（水））に当課から直接受給権者あて送付していること。

ただし、平成２３年２月末日までに書面上の支給決定が行われていても、平成２３年４月４日現在で支給決定の機械入力が行われていない受給権者

に対しては、当課からの定期報告関係用紙の送付はしていないので、別添１「定期報告関係用紙送付要領」に留意の上、都道府県労働局に送付している定期報告関係用紙を用いて所轄労働基準監督署から受給権者あて定期報告関係用紙を送付すること。

（２）当課から受給権者あてに送付した定期報告関係用紙のうち、あて先が不明等により所轄労働基準監督署に返送されたものについては、当該労働基準監督署において情報検索等により住所、氏名等を確認するとともに、受給権者に連絡し確認の上、再送付すること。

なお、被災地域の定期報告書については、通達記の２に記載のとおり、返戻されたものを別途配布する電子データを活用し、労働基準監督署ごとにとりまとめ、６月３０日（木）までに当課年金業務係あて該当者を報告（報告後返戻されたものについてはその都度）すること。

また、平成２３年４月４日現在において、所在不明による支払差止中の受給権者に対しては、当課からの定期報告関係用紙の送付はしていないので、平成２３年３月に配信した「所在不明差止者リスト」に記載された受給権者のうち、所在が確認できた者については、定期報告書関係用紙を送付するとともに、所要の措置を講じること。

（３）予備の定期報告関係用紙は、平成２３年５月２０日（金）に、都道府県労働局に送付していること。

ただし、特別遺族年金の定期報告書については、予備の配付は行わないので、必要な場合は当課年金業務係あて連絡すること。

２　定期報告入力帳票（年金）の入力処理について

（１）　定期報告入力帳票（年金）（特別遺族年金の定期報告入力帳票含む。以下、同じ。）の受付年月日は平成２３年５月中に受け付けた場合であっても、平成２３年６月１日以降の日付とすること。

なお、受付年月日を平成２３年５月の日付として入力処理を行った場合には、前年度分として処理されることとなる。この場合、既に前年度分の定期報告入力帳票が入力されていればキャンセルされ、また、前年度分の定期報告入力帳票が入力されていなければ、注意を促すメッセージ（WN_００１７５：当年度受付分はＡ６月、Ｂ１０月以降で入力してください。）が帳票入力画面下部のメッセージエリアに出力されることに留意すること。

（２）　定期報告入力帳票（年金）の「②照会状コード」及び「③実行コード」の使用方法については、別添２「定期報告入力帳票（年金）の「照会状コード」及び「実行コード」の使用方法について」を参照すること。

（３）　定期報告入力帳票（年金）は、旧労災システムにより出力されたもの（帳票種別３９５８３）であるが、新労災システムにおいて読み取りが可能であり、帳票ダウンロードによっても同帳票を取得することが可能であること。

3　定期報告書の審査について

（1）定期報告書の審査・点検に当たって、特に住所・氏名及び生年月日については、提出された戸籍謄本・住民票又は診断書に記載されている生年月日等と定期報告書に印書されているものとが相違するにもかかわらず見落とした事例が多く見受けられるので、突合・確認を必ず行うこと。

また、障害状態の変化や受給資格者数の減等について、記載内容に不審なものが見受けられるときは、労災医員等の意見聴取及び実地調査を行う等、所定の事務処理を行うこと（「労災保険給付事務取扱手引」１４２頁参照）。

審査の結果により相違を確認した場合は、次の処理を行うこと。

ア　受給権者の住所・氏名等が定期報告書に印書されているものと相違していた場合は、その理由を調査の上、受給権者に対し「住所・氏名等変更届」（様式第１９号）を速やかに提出するよう指導すること。

被災地域に平成２３年３月１１日において住所を有している者は一時的に居所を変更している場合（避難所で生活等）があるが、そのような場合には、当該届の提出を求めることなく、一時的にシステム上で住所情報を変更し、住所を変更（確定）した際に当該届けを提出するよう指導すること。

また、新たに外国居住者となった場合又は外国居住者が国外で住所・氏名等を変更していた場合は、「外国払入力帳票」（労災保険業務機械処理事務手引〔年金・一時金編〕　Ⅱ－６－１１頁参照）により、変更処理を行うこと。

イ　受給権者の生年月日が定期報告書に印書されているものと相違していた場合、基本権取消事案（文書報告第３号）となる可能性が高いので、該当する場合は所定の事務処理を行うこと（労災保険業務機械処理事務手引〔年金・一時金編〕　Ⅰ－８－１頁参照）。

（2）厚生年金等の受給関係については、本人の記入内容と個人ファイル、添付の改定通知書、「厚年情報照合リスト」、「厚年等未調整・厚年等年額未登記リスト」等を照合し、一致しない場合には所要の調査を行うこと。

特に、「厚年情報照合リスト」で、過誤払いの可能性の高い「種別年額誤り」、「種別誤り」と表示された事案に係る定期報告の内容については、重点的な確認を行うこと。

4　決議書破棄について

定期報告入力帳票（年金）で、受付年月日と厚年等情報を同時に入力した場合において、当該入力により出力された「年金変更決定決議書」が、未決議状態のまま支払期処理を経過したことによりシステム上のデータが破棄されることとなるが、この場合には、「決議書破棄リスト」を出力することとしているほか、定期報告入力帳票（年金）で入力した受付年月日は登記されるが、厚年等情報は破棄されるため、一度入力した定期報告入力帳票（年金）

を一旦取り消し、再度同様の処理を行うか、あるいは別途「変更帳票」を用いて職権による入力を行うこと。

なお、破棄された決議書は、毎月初めに出力する「データ登記未処理リスト」の対象外としていること。

5　定期報告に係る進行管理の徹底について

労働基準監督署においては、定期報告書等の受付、審査、決議決定等の事務処理の進捗状況について、管理者が把握、管理できる体制を整備し、的確な進行管理に努めること。

特に、定期報告書の未提出に関しては、配信要求により、「定期報告書未提出者リスト」を、配信要求を行った日の翌日（休日の場合は次の業務日）にコマンド配信するので、提出期限後の一定の期日においても定期報告がない者について、当該リストを配信要求し、進行管理に活用すること。

なお、被災地域に住所を有する受給権者の６月分定期報告書の提出期限を８月３１日までに延長したが、９月以降は１０月分定期報告書の処理との関係から、６月期の「定期報告書未提出者リスト」の配信要求、出力ができないこととなるため、別途当課より送付予定のリストを活用すること。

6　「定期報告書提出照会状」について

「定期報告書提出照会状」は、提出期限が延長された被災地域の受給権者の分も含め、受付入力が未済の受給権者分がすべてコマンド配信されるが、指定したページのみを印書することにより、提出期限の過ぎていない受給権者の分を出力しないことが可能であること。

なお、９月以降は、１０月分定期報告書の処理との関係から、６月期の「定期報告書提出照会状」の配信要求、出力ができないこととなるため、当課より別途当課より送付予定の印書用データを用い、汎用プリンタから直接印書したものを送付すること。

7　その他

当課から受給権者（６月定期報告対象者のみ）あてに送付した定期報告関係用紙と併せて、労災年金受給権者には別添３、特別遺族年金受給権者には別添４のリーフレットを同封し、年金の手続きについて注意喚起していること。

また、国内の労災年金受給権者には、全国４７か所に配置していた労災ケアサポートセンターが今年度より労災年金支援センターとして７か所に集中化されたこと等を周知するため、別添５のリーフレットを同封していること。

予備のリーフレットについては、５月２０日（金）に都道府県労働局に送付しているので、管下の労働基準監督署へ１部ずつ配付すること。

別紙

災害救助法適用地域一覧

平成23年3月24日現在

岩手県（全域）	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、気仙郡住田町、九戸郡軽米町、九戸郡九戸村、二戸郡一戸町
宮城県（全域）	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、刈田郡蔵王町、柴田郡大河原町、柴田郡川崎町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、遠田郡涌谷町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、伊具郡丸森町、黒川郡大郷町、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡美里町
福島県（全域）	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村、南会津郡下郷町、南会津郡南会津町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村
青森県（一部）	八戸市、上北郡おいらせ町
茨城県（一部）	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町
栃木県（一部）	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県（一部）	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

※東京都は除く

別添１

定期報告関係用紙送付要領

定期報告関係用紙の送付に当たっては、定期報告を必要としない者と、定期報告書の提出の必要はあるが診断書の添付を要しない者とがいるので、下記の事項に留意し送付すること。

記

１　定期報告を必要としない者の範囲

（１）平成２３年３月１日以降定期報告書提出締切日（平成２３年６月末日）までに支給決定が行われた者

（２）平成２３年３月１日以降定期報告書提出締切日（平成２３年６月末日）までに定期報告と同一の内容について所轄労働基準監督署長の職権による調査が行われた者

２　診断書の添付を要しない者の範囲

（１）障害（補償）年金の受給権者となっている者

（２）器質的障害又はじん肺（ただし、じん肺のエックス線写真像がじん肺法第４条の規定による第４型で大陰影の大きさが一側の肺野の二分の一を超える大きさのものに限る。）のみにより、障害の状態にある遺族（補償）年金の受給権者又は受給資格者

（３）５５歳以上の妻又は支給事由発生時において６０歳以上の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹で、厚生労働省令で定める障害の状態にある遺族（補償）年金の受給権者又は受給資格者（労働者災害補償保険法第１６条の２第１項第４号及び同法第１６条の３第４項第２号参照）

なお、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子、孫及び兄弟姉妹で、厚生労働省令で定める障害の状態にある遺族（補償）年金の受給権者又は受給資格者については、受給権者又は受給資格者に関わる年齢要件に該当しても、なお障害の状態についての経過を把握する必要があることから、診断書の添付を要する者として取り扱うこととする。

（４）支給事由発生時において５５歳以上の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹で、厚生労働省令で定める障害の状態にある特別遺族年金の受給権者または受給資格者（石綿健康被害救済法第６０条第１項第２号）

なお、１８歳に達する以後の最初の３月３１日までの間にある子、孫及び兄弟姉妹で、厚生労働省令で定める障害の状態にある特別遺族年金の受給権者又は受給

資格者については、受給権者又は受給資格者に関わる年齢要件に該当しても、なお障害の状態についての経過を把握する必要があることから、診断書の添付を要する者として取り扱うこととする。

3　定期報告関係用紙送付区分

区　　分	受給権者へ送付する定期報告関係用紙
傷　　病 （じん肺）	1　年金たる保険給付の受給権者の定期報告書（様式第１８号(３)） 2　「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出についてのお知らせ（傷病）（年金通知様式第６号） 3　診断書（じん肺用）・同続紙 （年金通知様式第２号の１・第２号の２） 4　療養（補償）給付たる療養の費用請求書 （様式第７号(１)又は第１６号の５(１)） 5　返信用封筒（定期報告書提出用） 6　定期報告入力帳票（年金）
傷　　病 （せき損）	1　年金たる保険給付の受給権者の定期報告書（様式第１８号(３)） 2　「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出についてのお知らせ（傷病）（年金通知様式第６号） 3　診断書（せき髄損傷用）（年金通知様式第３号） 4　療養（補償）給付たる療養の費用請求書 （様式第７号(１)又は第１６号の５(１)） 5　返信用封筒（定期報告書提出用） 6　定期報告入力帳票（年金）

傷　　病 （その他）	1　年金たる保険給付の受給権者の定期報告書（様式第１８号(3)） 2　「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出についてのお知らせ（傷病）（年金通知様式第６号） 3　診断書（じん肺・せき髄損傷以外用）　（年金通知様式第４号） 4　療養（補償）給付たる療養の費用請求書 （様式第７号(1)又は第１６号の５(1)） 5　返信用封筒（定期報告書提出用） 6　定期報告入力帳票（年金）
障　　害	1　年金たる保険給付の受給権者の定期報告書（様式第１８号(1)） 2　「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出についてのお知らせ（障害）（年金通知様式第６号） 3　返信用封筒（定期報告書提出用） 4　定期報告入力帳票（年金）
遺　　族 （障害有）	1　年金たる保険給付の受給権者の定期報告書（様式第１８号(2)） 2　「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出についてのお知らせ（遺族）（年金通知様式第６号） 3　障害の状態に関する診断書（年金通知様式第７号） 4　療養（補償）給付たる療養の費用請求書 （様式第７号(1)又は第１６号の５(1)） 5　返信用封筒（定期報告書提出用） 6　定期報告入力帳票（年金）
遺　　族 （障害無）	1　年金たる保険給付の受給権者の定期報告書（様式第１８号(2)） 2　「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」の提出についてのお知らせ（遺族）（年金通知様式第６号） 3　返信用封筒（定期報告書提出用） 4　定期報告入力帳票（年金）

特別遺族 (障害有)	1　特別遺族年金の受給権者の定期報告書（様式第３号） 2　「特別遺族年金の受給権者の定期報告書」の提出についてのお知らせ（年金通知様式第６号） 3　障害の状態に関する診断書 4　返信用封筒（定期報告書提出用） 5　定期報告入力帳票（年金）
特別遺族 (障害無)	1　特別遺族年金の受給権者の定期報告書（様式第３号） 2　「特別遺族年金の受給権者の定期報告書」の提出についてのお知らせ（年金通知様式第６号） 3　返信用封筒（定期報告書提出用） 4　定期報告入力帳票（年金）

※　当課から受給権者あてに送付する定期報告関係用紙と併せて、労災年金受給権者には「労災年金を受給されている方及びご家族の皆様へ」、特別遺族年金受給者には「特別遺族年金を受給されている方及びご家族の皆様へ」のリーフレットを同封している。

なお、国内の労災年金受給権者には、「労災年金受給者の方のための援護事業の紹介」のリーフレットを同封している。

また、東日本大震災（平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）について、平成２３年３月１１日において被災地域（災害救助法の適用地域（東京都を除く。））（別紙）に住所を有する受給権者には、「労災保険年金・特別遺族年金の定期報告書の提出期限延長のお知らせ」のリーフレットを同封している。

別添２

定期報告入力帳票（年金）の「照会状コード」及び「実行コード」の使用方法について

定期報告入力帳票（年金）を入力する場合の「②照会状コード」及び「③実行コード」の記入は、下表によること。

条　　件	②照会状コード	③実行コード
1　「受付年月日」のみを登記する場合	空　欄	空　欄
2　「受付年月日」を登記するとともに、厚年等情報を入力する場合	空　欄	1
3　「受付年月日」を登記した上で、「定期報告内容照会状」の配信要求を行う場合	1	空　欄
4　「受付年月日」を登記するとともに、厚年等情報を入力し、さらに「定期報告内容照会状」の配信要求を行う場合	1	1

また、上記の処理は同時に行う必要がある（例えば、受付年月日のみ登記した後、同帳票で厚年等情報を入力することはできない。）ため、受付年月日のみ登記した後に厚年等情報を入力する場合には、一度受付処理を取り消し、再度上記の処理を行うか、あるいは「変更帳票」を用いて職権による入力を行うこと。

別添３

平成 23 年 5 月

労災年金を受給されている方とそのご家族の皆さまへ

受給条件に変更があった場合の手続きについて

労災年金を受給されているすべての皆さまに、受給条件に変更があった場合の手続きについてご案内します。このパンフレットをよくお読みの上、正しく受給していただくための手続きをお願いいたします。

１．厚生年金などの受給関係に変更が生じた場合

■　労災年金と同じ理由で厚生年金や国民年金（基礎年金）を受給することになったとき、または受給していた厚生年金や国民年金を受けなくなったとき

（例）新たに障害厚生年金や遺族厚生年金を受給することになったとき

■　厚生年金や国民年金の年金額が変更になったとき

■　厚生年金や国民年金の種類が変更になったとき

（例）障害厚生年金→老齢厚生年金

なお、労災年金と同じ支給理由の厚生年金または国民年金と、その他の厚生年金または国民年金との選択の内容によっては、労災年金額が変更される場合がありますのでご注意ください。

（選択例１）

老齢厚生年金＋老齢基礎年金

↓（選択）

老齢厚生年金(1/2)＋遺族厚生年金(2/3)＋老齢基礎年金→**労災年金額変更**

（選択例２）

老齢厚生年金＋老齢基礎年金

↓（選択）

老齢厚生年金＋障害基礎年金→**労災年金額変更**

《必要な手続》

(1)提出書類	①「厚生年金保険等の受給関係変更届」（様式第 20 号） ②変更する内容が確認できる書類 イ　国民年金・厚生年金保険年金証書 厚生年金保険裁定通知書 国民年金裁定通知書 ロ　年金失権通知書 ハ　国民年金・厚生年金保険年金改定通知書 ニ　その他年金額の変更を通知する書類
(2)提出先	労災年金の支給決定を行った労働基準監督署
(3)提出時期	変更後、速やかに
(4)留意事項	労災年金額が変更になった場合、お支払いした労災年金の一部を返していただくことや追加で給付を行うことがあります。

2．住所・氏名・金融機関（支店や口座番号も含む）に変更が生じた場合

《必要な手続》

(1)提出書類	①「年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名、年金の払渡金融機関等変更届」（様式第 19 号） ②変更する内容が確認できる書類（住民票の写しや戸籍謄本など）
(2)提出先	労災年金の支給決定を行った労働基準監督署またはお近くの労働基準監督署
(3)提出時期	変更後、速やかに
(4)留意事項	氏名を変更した場合は、別途、労災年金の支給決定を行った労働基準監督署に年金証書の再交付申請書の提出が必要です。

3．遺族(補償)年金の受給資格者が増加または減少した場合

［受給資格者の増加する例］

■　受給権者と別生計であった受給資格者が、受給権者と生計を同

じくしたとき

（例）別に生活していた○○が一緒に生活するようになった場合

■　労働者の死亡当時、胎児であった子が出生したとき

［受給資格者の減少する例］

■　受給資格者が亡くなったとき

■　受給資格者が婚姻したとき

《必要な手続》

(1)提出書類	①「遺族（補償）年金額算定基礎変更届」（様式第 22 号） ②変更する内容が確認できる書類（住民票の写しなど）
(2)提出先	労災年金の支給決定を行った労働基準監督署
(3)提出時期	事実発生後、速やかに
(4)留意事項	労災年金額が変更になった場合、お支払いした労災年金の一部を返していただくことや追加で給付を行うことがあります。

4．年金の受給権者が亡くなった場合

《必要な手続》

(1)提出書類	①「年金等受給権者死亡届」（年金申請様式第 6 号） ②内容が確認できる書類（死亡診断書など）
(2)提出先	労災年金の支給決定を行った労働基準監督署
(3)提出時期	受給権者が亡くなった後、速やかに
(4)留意事項	受給権者が死亡された後も誤って労災年金が支払われた場合、お支払いした年金を後日返していただくことがあります。 **※遺族（補償）年金を引き続き受給する受給資格者がいる場合** 遺族（補償）年金の受給権者が死亡し、他に遺族（補償）年金を受給する資格のある人がいる場合は、別途「遺族（補償）年金転給等請求書」の提出が必要となります。

5．「定期報告書」の提出（年１回）

定期報告書は、次の事項を確認するため、年金受給権者の皆さまに用紙を送付しています。

①受給権が消滅していないか
②厚生年金などの受給関係が変更されていないか
③住所、氏名などが変更されていないか　　など

《必要な手続》

(1)提出書類	① 厚生労働省から毎年１回お送りする定期報告書 ②必要な添付書類（住民票の写しや戸籍謄本・抄本など）
(2)提出先	労災年金の支給決定を行った労働基準監督署
(3)提出時期	誕生月に応じて決められた提出月（６月、10 月）の末日まで **（提出月が６月となる方）** 誕生月が１月～６月までの受給権者 〔遺族（補償）年金の受給権者は、死亡労働者の誕生月が１月～６月までの人〕 **（提出月が 10 月となる方）** 誕生月が７月～12 月までの受給権者〔遺族（補償）年金の受給権者は、死亡労働者の誕生月が７月～12 月までの人〕
(4)留意事項	添付書類は定期報告書の提出月に作成されたものが必要です。

各種「届出用紙」は、年金の支給決定を行った労働基準監督署またはお近くの労働基準監督署で入手できます。

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務課　年金班

別添４

平成 23 年５月

特別遺族年金を受給されている方とそのご家族の皆さまへ

受給条件に変更があった場合の手続きについて

石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金を受給されているすべての皆さまに、受給条件に変更があった場合の手続きについてご案内します。このパンフレットをよくお読みの上、正しく受給していただくための手続きをお願いいたします。

１．住所・氏名・金融機関（支店や口座番号も含む）に変更が生じた場合

《必要な手続》

(1)提出書類	①「特別遺族年金の受給権者の住所・氏名、特別遺族年金の払渡金融機関等変更届」（様式第４号） ②変更する内容が確認できる書類（住民票の写しや戸籍謄本など）
(2)提出先	特別遺族年金の支給決定を行った労働基準監督署またはお近くの労働基準監督署
(3)提出時期	変更後、速やかに
(4)留意事項	氏名を変更した場合は、別途、特別遺族年金の支給決定を行った労働基準監督署に年金証書の再交付申請書の提出が必要です。

２．特別遺族年金の受給資格者が増加または減少した場合

［受給資格者の増加する例］

■　受給権者と別生計であった受給資格者が、受給権者と生計を同じくしたとき

（例）別に生活していた○○が一緒に生活するようになった場合

［受給資格者の減少する例］

■　受給資格者が亡くなったとき

■　受給資格者が婚姻したとき

《必要な手続》

(1)提出書類	①「特別遺族年金額算定基礎変更届」（様式第６号） ②変更する内容が確認できる書類（住民票の写しなど）
(2)提出先	特別遺族年金の支給決定を行った労働基準監督署
(3)提出時期	事実発生後、速やかに
(4)留意事項	特別遺族年金額が変更になった場合、お支払いした特別遺族年金の一部を返していただくことや追加で給付を行うことがあります。

３．年金の受給権者が亡くなった場合

《必要な手続》

(1)提出書類	①「特別遺族年金受給権者死亡届」（様式第６号の２） ②内容が確認できる書類（死亡診断書など）
(2)提出先	特別遺族年金の支給決定を行った労働基準監督署
(3)提出時期	受給権者が亡くなった後、速やかに
(4)留意事項	受給権者が死亡された後も誤って特別遺族年金が支払われた場合、お支払いした年金を後日返していただくことがあります。 **※特別遺族年金を引き続き受給する受給資格者がいる場合** 特別遺族年金の受給権者が死亡し、他に特別遺族年金を受給する資格のある人がいる場合は、別途「特別遺族年金転給等請求書」の提出が必要となります。

４．「定期報告書」の提出（年１回）

定期報告書は、次の事項を確認するため、年金受給権者の皆さまに用紙を送付しています。

①受給権が消滅していないか

②住所、氏名などが変更されていないか　　など

《必要な手続》

(1)提出書類	① 厚生労働省から毎年１回お送りする定期報告書 ②必要な添付書類（住民票の写しや戸籍謄本・抄本など）
(2)提出先	特別遺族年金の支給決定を行った労働基準監督署
(3)提出時期	誕生月に応じて決められた提出月（６月、10 月）の末日まで **（提出月が６月となる方）** 死亡労働者の誕生月が１月～６月までの方 **（提出月が 10 月となる方）** 死亡労働者の誕生月が７月～12 月までの方
(4)留意事項	添付書類は定期報告書の提出月に作成されたものが必要です。

特別遺族年金についてのご相談は労働基準監督署でお受けしています。

また、各種「届出の用紙」は、年金の支給決定を行った労働基準監督署またはお近くの労働基準監督署で入手できます。

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務課　年金班

労災年金受給者の方のための援護事業の紹介

厚生労働省では、労災年金受給者の皆様の援護を図るため、次の事業を外部委託により実施しています。

労災ケアサポート事業

○　訪問による支援

外出が困難な重度の障害を持つ労災年金受給者の方のうち、傷病又は障害等級が第1級～第3級の65歳未満の方を主たる対象者として、看護師（労災ケアサポーター）がご自宅を訪問して、受給者の方の障害の状態に応じた在宅介護の方法、介護機器の選定と使用方法などについての相談・支援を行っています。

また、医師による健康管理指導が必要と思われる受給者の方には、医師による健康面の指導も行っています。

○　労災ホームヘルプサービスの実施

傷病又は障害等級が第1級～第3級で、ご自宅で常時または随時の介護が必要な労災年金受給者の方で、ご家族以外の介護サービスを希望される方に、労災ホームヘルパーを紹介し、介護サービスを提供しています。

労災特別介護援護事業

厚生労働省では、ケアプラザ（労災特別介護施設）を全国8カ所に設置し、傷病（補償）年金又は障害（補償）年金受給者の方のうち、原則、傷病又は障害等級の第1級～第3級に該当する60歳以上の方で、日常生活の諸事情から家庭における介護が困難となる方に対して、労災特有の傷病・障害に応じた専門的な施設介護サービスを提供しています。

【ご注意】

全国47か所に設置していた労災ケアサポートセンターは、平成23年度、裏面に記載されている7か所のセンターに集中化されます。上記の「訪問による支援」等についてのお問い合わせは、お住まいの地域を担当するセンターで受け付けますので、どうぞご利用ください。

問合せ先
〒177－0044　東京都練馬区上石神井4－8－4
厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課
TEL　03（3920）3311　内線335、336

※ 平成23年度の上記事業を受託した事業者は（財）労災サポートセンターで、連絡先は裏面に記載してあります。

○平成２３年度受託者

受託者名	所在地	電話番号
財団法人 労災サポートセンター	〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-3 飛栄九段北ビル10階	TEL　03 - 6834 - 2510 FAX　03 - 6834 - 2530

○労災年金支援センター

労災年金支援センター名	所在地・電話番号	担当区域
北海道労災年金支援センター	〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西3-1-47 NORTH33ビル5階 TEL　011-241-8083 FAX　011-241-8084	北海道
東北労災年金支援センター	〒980 - 0014 宮城県仙台市青葉区本町3−5−3 佐新ビル4階 TEL　022 - 265 - 7667 FAX　022 - 265 - 7669	青森県、岩手県、宮城県 秋田県、山形県、福島県
関東労災年金支援センター	〒162-0824 東京都新宿区津久戸町3-11 TH1ビル飯田橋5階 TEL　03-3513-7917 FAX　03-3513-7919	茨城県、栃木県、群馬県 埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県、新潟県、山梨県 長野県
中部労災年金支援センター	〒460−0003 愛知県名古屋市中区錦2−2−13 名古屋センタービル本館7階 TEL　052 - 205 - 7211 FAX　052 - 205 - 7212	富山県、石川県、福井県 岐阜県、静岡県、愛知県 三重県
近畿労災年金支援センター	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル28階 TEL　06-4790-1611 FAX　06-4790-1622	滋賀県、京都府、大阪府 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国労災年金支援センター	〒730 - 0012 広島県広島市中区上八丁堀8 - 10 第6東洋ビル4階 TEL　082 - 223 - 3286 FAX　082 - 221 - 1169	鳥取県、島根県、岡山県 広島県、山口県、徳島県 香川県、愛媛県、高知県
九州労災年金支援センター	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-10-35 福博ビル3階302号 TEL　092-472-7161 FAX　092-481-5609	福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県、大分県、宮崎県 鹿児島県、沖縄県

○ケアプラザ（労災特別介護施設）

ケアプラザ名	所在地	電話番号
ケアプラザ登別	〒059-0820 北海道登別市ホテル町8-1-1	TEL　0143-85-9001 FAX　0143-22-9470
ケアプラザ富谷	〒981-3332 宮城県黒川郡富谷町明石台4-8-1	TEL　022 - 772 - 3311 FAX　022 - 772 - 3312
ケアプラザ印西牧の原	〒270-0034 千葉県印西牧の原市台5-1	TEL　0476-43-0120 FAX　0476-43-0431
ケアプラザ瀬戸	〒489-0989 愛知県瀬戸市山手町294-5	TEL　0561 - 85 - 5400 FAX　0561 - 85 - 4431
ケアプラザ堺	〒590-0137 大阪府堺市南区城山台5-2-1	TEL　072 - 291 - 7989 FAX　072 - 291 - 7993
ケアプラザ呉	〒737−0923 広島県呉市神山2-1-15	TEL　0823 - 34 - 5577 FAX　0823 - 30 - 1888
ケアプラザ新居浜	〒792-0896 愛媛県新居浜市阿島1-3-12	TEL　0897-67-1122 FAX　0897-67-1155
ケアプラザ宇土	〒869 - 0407 熊本県宇土市松原町243	TEL　0964 - 23 - 2211 FAX　0964 - 23 - 2214

基労保発 0603 第 2 号
平成 23 年 6 月 3 日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労 災 保 険 業 務 課 長

平成２３年度における労災就学等援護費支給対象者の
定期報告に係る機械処理事務等について

東日本大震災（以下「震災」という。）による甚大な被害が生じていることに鑑み、被災地域（震災に際し災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された市町村の区域（東京都を除く。））に平成２３年３月１１日において住所を有する受給権者について、その提出期限は８月３１日まで延長される告示改正がなされ、平成２３年５月２６日付け基労管発０５２６第１号基労補発０５２６第４号基労保発０５２６第２号「東日本大震災の被災者に関する遺族（補償）年金等の定期報告の取扱いについて」（以下「通達」という。）により事務処理方針を示し、また通達記の２の（６）において機械処理事務等については別途通知するとしていたところであるが、労災就学等援護費支給対象者の定期報告（以下「援護費定期報告」という。）に係る機械処理事務等については、労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金編）、労災就学等援護費支給要綱によるほか、下記の事項に留意の上、遺漏のないよう配慮されたい。

記

１　援護費定期報告関係用紙の送付について

（１）援護費定期報告関係用紙は、「労災就学等援護費支給対象者の定期報告書の提出についてのお知らせ」及び「返信用封筒」を同封の上、平成２３年５月２０（金）に当課から直接受給権者あて送付していること。

ただし、平成２３年２月末日までに労災就学等援護費（以下「援護費」と

いう。）の書面上の支給決定が行われていても、平成２３年４月４日現在で支給決定の機械入力が行われていない受給権者に対しては、当課からの援護費定期報告関係用紙の送付はしていないので、所轄労働基準監督署から受給権者あて援護費定期報告関係用紙を送付すること。

（２）当課から受給権者あてに送付した援護費定期報告関係用紙のうち、あて先が不明等により所轄労働基準監督署に返送されたものについては、当該労働基準監督署において情報検索等により住所、氏名等を確認するとともに、受給権者に連絡し確認の上、再送付すること。

なお、被災地域の定期報告書については、通達記の２に記載のとおり、返戻されたものを別途配布する電子データを活用し、労働基準監督署ごとにとりまとめ、６月３０日（木）までに当課年金業務係あて該当者を報告（報告後返戻されたものについてはその都度）すること。

また、平成２３年４月４日現在において、所在不明による支払差止中の受給権者に対しては、当課からの援護費定期報告関係用紙の送付はしていないので、平成２３年３月に配信した「所在不明差止者リスト」に記載された受給権者のうち、所在が確認できた者については、援護費定期報告関係用紙を送付するとともに、所要の措置を講じること。

２　定期報告入力帳票（援護費）の入力処理について

（１）定期報告入力帳票（援護費）の受付年月日は平成２３年５月中に受け付けた場合であっても、平成２３年６月１日以降の日付とすること。

なお、受付年月日を平成２３年５月の日付として入力処理を行った場合には、前年度分として処理されることとなる。この場合、既に前年度分の援護費定期報告入力帳票が入力されていればキャンセルされ、また前年度分の援護費定期報告入力帳票が入力されていなければ、注意を促すメッセージ（ＷＮ_００１７７：当年度受付年月日は６月以降で入力してください。）が帳票入力画面下部のメッセージエリアに出力されることに留意すること。

（２）定期報告入力帳票（援護費）の「②照会状コード」及び「③実行コード」の使用方法については、別添１「定期報告入力帳票（援護費）の「照会状コード」及び「実行コード」の使用方法について」を参照すること。

（３）定期報告入力帳票（援護費）は、旧労災システムにより出力されたもの（帳票種別３９５８４）であるが、新労災システムにおいて読み取りが可能であり、帳票ダウンロードによっても同帳票を取得することが可能であること。

（４）在学者枝番号は必須入力項目となっているため、在学者等の支給状況に変更がない場合又は既に支給終了となっている場合であっても記入すること。

（５）在学者等が引き続き４月から小学校、高等学校若しくは大学等へ進学したこ

とを援護費定期報告書によって把握した場合は、定期報告入力帳票（援護費）で受付年月日と進学情報を同時に入力すること。

また、定期報告入力帳票（援護費）で受付年月日のみ登記した後に進学情報を入力する場合には、「労災就学等援護費支給・変更申請書」（以下「援護費申請書」という。）を用いて職権による入力を行うこと。

（6）中断・復帰の効力開始年月（実際に入力した変更データが反映される年月）は、中断・復帰年月の翌月となること。例えば、停学という変更データを入力する場合、変更年月を３月とした場合は４月から援護費の支給が停止されることとなること。

なお、復帰年月については、在学者等が当該月の１日に復帰した場合は当該月の前月を復帰年月とし、当該月の１日以外に復帰した場合は復帰年月日の属する月を復帰年月とすること。

3　援護費定期報告書の審査について

援護費定期報告書の審査に当たっては、添付書類（住民票の写し、在学証明書等）により、支給対象となっている在学者・要保育児の状況を把握し、援護費定期報告書の記載内容と照合・確認を必ず行うこと。

また、援護費定期報告の対象者（支給終了予定年月に達していない者及び支給終了年月が平成２２年度中の者）のうち、平成２２年度中に退学した者については対象者としないこととなっているので留意すること。

4　決議書破棄について

定期報告入力帳票（援護費）で受付年月日と変更情報を同時に入力した場合において、当該入力により出力された「労災就学等援護費支給・変更決定決議書」が、未決議状態のまま支払期処理を経過したことによりシステム上のデータが破棄されることとなるが、この場合には、「決議書破棄リスト」を出力することとしているほか、定期報告入力帳票（援護費）で入力した受付年月日は登記されるが、変更情報は破棄されるため、一度入力した定期報告入力帳票（援護費）を一旦取り消し、再度同様の処理を行うか、あるいは別途「援護費申請書」を用いて職権による入力を行うこと。

なお、破棄された決議書は、毎月初めに出力する「データ登記未処理リスト」の対象外としていること。

5　援護費定期報告に係る進行管理について

労働基準監督署においては、援護費定期報告書等の受付、審査、決議決定等の事務処理の進捗状況について、管理者が把握・管理できる体制を整備し、的確な

進行管理に努めること。

特に、定期報告書の未提出に関しては、配信要求により、「定期報告書未提出者リスト」を、配信要求を行った日の翌日（休日の場合は次の業務日）にコマンド配信するので、提出期限後の一定の期日においても定期報告がない者について、当該リストを配信要求し、進行管理に活用すること。

なお、被災地域に住所を有する受給権者の６月分定期報告書の提出期限を８月３１日までに延長したが、９月以降は１０月分定期報告書の処理との関係から、６月期の「定期報告書未提出者リスト」の配信要求、出力ができないこととなるため、別途当課より送付予定のリストを活用すること。

6　「定期報告書提出照会状」について

「定期報告書提出照会状」は、提出期限が延長された被災地域の受給権者の分も含め、受付入力が未済の受給権者分がすべてコマンド配信されるが、指定したページのみを印書することにより、提出期限の過ぎていない受給権者の分を出力しないことが可能であること。

なお、９月以降は、１０月分定期報告書の処理との関係から、６月期の「定期報告書提出照会状」の配信要求、出力ができないこととなるため、当課より別途当課より送付予定の印書用データを用い、汎用プリンタから直接印書したものを送付すること。

7　その他

予備の援護費定期報告関係用紙は、平成２３年５月２０（金）に都道府県労働局に配付していること。

定期報告入力帳票（援護費）の「照会状コード」及び「実行コード」の使用方法について

定期報告入力帳票（援護費）を入力する場合の「②照会状コード」及び「③実行コード」の記入は、下表によること。

条　　件	②照会状コード	③実行コード
1　「受付年月日」のみを登記する場合（在学者枝番号は必須入力項目）	空　欄	空　欄
2　「受付年月日」を登記するとともに、変更情報を入力する場合	空　欄	1
3　「受付年月日」を登記した上で、「定期報告内容照会状」の配信要求を行う場合	1	空　欄
4　「受付年月日」を登記するとともに、変更情報を入力し、さらに「定期報告内容照会状」の配信要求を行う場合	1	1

また、上記の処理は同時に行う必要がある（例えば、受付年月日のみ登記した後、同帳票で変更情報を入力することはできない。）ため、受付年月日のみ登記した後に変更情報を入力する場合には、一度受付処理を取り消し、再度上記の処理を行うか、あるいは「援護費申請書」を用いて職権による入力を行うこと。

事　務　連　絡
平成２３年６月６日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付に係る相談・請求等の把握について

標記については、平成23年3月11日付け基労補発0311第9号及び平成23年3月24日付け事務連絡により既に指示したところであるが、労災保険給付に関する請求認定内訳等の詳細を把握するため、別紙「相談等集計表」を改正し、行方不明者に係る請求及び認定件数を把握することとしたので、今後、相談、請求等があった場合は、当該集計表により当日分をとりまとめた上で、翌日１２時までに当課業務係まで報告されたい。

なお、別紙集計表のうち、「署別内訳」については、本事務連絡に定める報告期限までに取りまとめることができない等の事情がある場合は、前日の状況をそのまま報告して差し支えない。また、初回（６月７日）の報告については、新たに設けた項目の累計件数（６月６日までに受付等した件数）を報告すること。

（別紙）

相談等集計表（○月○日分）

（　　労働局）

○ 相談内容等（全体の相談件数）	※以下、第1～第3の合計数を記載	件
第1 共通	※以下、1～5の合計数を記載	件
1 労働者性等労災保険の保険給付の対象となる者か否か		件
2 請求書の添付書類の取扱い等請求方法について		件
3 出張中に被災した場合の取扱い		件
4 給付基礎日額の算定等について		件
5 意見、要望等		件
（例：郵便も出せないが、請求書を取りに来てもらえないか）		
第2 地震・津波自体による災害についての相談	※以下、1、2の合計数を記載	件
1 業務災害の業務上外	※以下の①、②の合計数を記載	件
①うち通達で対応できたもの		件
②うち通達で対応できなかったもの		件
（対応できなかった場合の具体的な内容を記載）		
2 通勤災害の通勤上外	※以下の①、②の合計数を記載	件
①うち通達で対応できたもの		件
②うち通達で対応できなかったもの		件
（対応できなかった場合の具体的な内容を記載）		

第3　第2以外の地震に伴う災害の相談	※以下、1、2の合計数を記載	件
1　業務災害の業務上外	※以下の①、②の合計数を記載	件
①業務上外		件
②その他		件
（その他の場合の具体的な内容を記載）		
2　通勤災害の通勤上外	※以下の①、②の合計数を記載	件
①通常と異なる通勤経路の場合の取扱い		件
②その他		件
（その他の場合の具体的な内容を記載）		

		署別の内訳					
		●署	●署	●署	●署	●署	計
○請求件数	件						
うち遺族	件						
うち地震を契機	件						
うち津波を契機	件						
うち行方不明者に係る件数	件						
その他（療養、休業等）	件						
うち地震を契機	件						
うち津波を契機	件						

		署別の内訳					
		●署	●署	●署	●署	●署	計
○認定件数	件						
うち遺族	件						
うち地震を契機	件						
うち津波を契機	件						
うち行方不明者に係る件数	件						
その他（療養、休業等）	件						
うち地震を契機	件						
うち津波を契機	件						

基発 0608 第 1 号
平成 23 年 6 月 8 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（　公　印　省　略　）

東北地方太平洋沖地震により被災し、業務上又は通勤による傷病に罹患して労災保険給付を行った場合等における費用徴収の取扱いについて

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号、以下「法」という。）第 31 条第 1 項の規定に基づく費用徴収については、昭和 47 年 9 月 30 日付け基発第 643 号「事業主からの費用徴収の規定の取扱いについて」（以下「昭和 47 年通達」という。）及び平成 17 年 9 月 22 日付け基発第 0922001 号「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて」（以下「平成 17 年通達」という。）に基づき行っているところであるが、今回の地震の広範かつ甚大な被害等に鑑み、下記 1 の要件を満たす事案であって、下記 2 に該当するものについては、費用徴収を差し控えることとしたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1　法第 31 条第 1 項の規定に基づく費用徴収を差し控える共通の要件
次の（1）及び（2）の要件を満たす事案であること。

（1）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 3 項の特定被災区域内に所在地のある事業場（有期事業を含む）の労働者に係る事故であること（別紙 1 参照）。

なお、東日本大震災とは、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいうこと（同法第 2 条第 1 項）。

（2）東北地方太平洋沖地震により被災したため、業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害、又は死亡に関する労災保険給付を行った事故であること。

2　法第31条第1項各号に係る費用徴収差し控えの要件

（1）法第31条第1項第1号（事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立に係る手続を行っていない期間中に生じた事故、以下「未手続中の事故」という。）に係る要件

未手続中の事故で、平成17年通達の記の1の②（別紙2参照）に定める事業主の重大な過失を認定したもの。

（2）法31条第1項第2号（事業主が徴収法第10条第2項第1号の一般保険料を納付しない期間中に生じた事故、以下「滞納中の事故」という。）に係る要件

滞納中の事故であって、昭和47年通達の記の1の（1）（別紙3参照）に定める場合に生じたものであること。

（別紙１）

特定被災区域一覧

［青森県］（２市２町）
八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町

［岩手県］　全域

［宮城県］　全域

［福島県］　全域

［茨城県］（３０市７町２村）
水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太　田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来　市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田　市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、　久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町

［栃木県］（９市７町）
宇都宮市、※足利市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山　市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、同郡那須町、同　郡那珂川町

［千葉県］（１７市６町）
千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、　習志野市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、香取市、山武市、※印旛郡　酒々井町、※同郡栄町、※香取郡多古町、※同郡東庄町、山武郡九十九里町、※同郡横芝光町

［新潟県］（２市１町）
十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

［長野県］（１村）
下水内郡栄村

※は災害救助法の適用市町村以外の市町村

（別紙２）

未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて
（平成17年9月22日基発第922001号）（抜粋）

労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第31条第1項第1号の事故について保険給付に要した費用を徴収することができる制度（以下「費用徴収制度」という。）については、昭和62年3月30日付け労働省発労徴第23号・基発第174号（以下「施行通達」という。）、昭和63年1月22日付け基発第46号、平成3年4月1日付け労働省発労徴第33号・基発第216号及び平成5年6月22日付け労働省発労徴第42号・基発第404号により運用しているところであるが、今般、下記のとおり運用の見直しを行うこととしたので、事務処理につき遺憾なきを期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、施行通達記の第4、昭和63年1月22日付け基発第46号、平成3年4月1日付け労働省発労徴第33号・基発第216号及び平成5年6月22日付け労働省発労徴第42号・基発第404号は廃止する。

記

第1　見直しの趣旨及び概要

（中略）

①　事業主の故意の認定

保険関係成立届の提出について行政機関からの指導等を受けたことがある事業主であって、その提出を行っていないものについて、現行の取扱いでは「故意又は重大な過失」と認定した上で、費用徴収率（法第31条第1項の規定による徴収金（以下「徴収金」という。）の額を算定するに当たり保険給付の額に乗じる率をいう。以下同じ。）を40%としているが、この取扱いを改め、「故意」と認定した上で、原則、費用徴収率を100%とする。

②　事業主の重大な過失の認定

保険関係成立届の提出について行政機関からの指導等を受けたことがない事業主であって、保険関係成立日以降1年を経過してなおその提出を行っていないものについて、原則、「重大な過失」と認定した上で、費用徴収（法第31条第1項第1号の事故の保険給付に要した費用の徴収をいう。以下同じ。）の対象とする。また、この場合の費用徴収率は40%とする。

なお、施行通達記の第4の2(2)ロ及びハの取扱いに係る多くの事業主は、上記により「重大な過失」と認定されることとなることから、同取扱いは廃止することとした。

③　（略）

（以下略）

（別紙３）

労働者災害補償保険法第25条（事業主からの費用徴収）の規定の取扱いについて
（昭和47年9月30日付基発第643号）（抜粋）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和44年法律第85号。以下「整備法」という。）が、本年4月1日から施行されたことに伴い、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「法」という。）の一部が改正された（以下、改正後の法をそれぞれ「旧法」及び「新法」という。）ところであるが、新法第25条の規定による事業主からの費用徴収については、下記のとおり取り扱うこととし、昭和40年7月31日付け基発第906号及び昭和41年2月1日付け基発第98号のうち、旧法第30条の4に関する部分は、すべて本通達によることとしたので遺憾のないよう留意されたい。

なお、新法施行前に生じた災害に係る費用徴収については、整備法第26条第2項の規定により、従前の例によつて行なわれることとされているので、念のため申し添える。

記

1　第1項第1号関係

(1)　本号の規定は、事業主が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による概算保険料のうち一般保険料を、徴収法第26条の規定による督促状の指定期限内に納付しない場合（天災事変その他やむを得ない事由により保険料を納付することができなかつたと認められる場合を除く。）に適用すること。

前記概算保険料について、徴妓法第18条の規定による延納（以下「延納」という。）が認められている場合においては、事故発生の日の属する期について保険料が完納されておれば、その前期について保険料の滞納があつても、本号の規定は適用しないこと。

なお、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第71条の規定による事業主の代理人、労災保険の事務について代理権を授与されていると認められる者及び事業主の名において保険料の納付事務を行なう被用者が、保険料の納付を怠った場合には、事業主が保険料を納付しないものとして取り扱うこと。

（以下略）

基労発 0609 第１号
平成 23 年６月９日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
（ 公 印 省 略 ）

東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて（行方不明者であることの調査手法関係）

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについては、平成 23 年５月２日付け基発 0502 第１号「東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて」により指示したところであるが、その記の第１の２において別途通知するとしていた調査手法の詳細は下記のとおりであるので、万全を期されたい。

記

１　震災による災害により行方不明となった者の生死が震災発生日の翌日から起算して３ヶ月間わからない事実については、その者の戸籍謄本等により死亡届が提出されていないことを確認のうえ、次の（１）及び（２）の書類により確認すること。

（１）請求者の申立書（別添参照）

（２）（１）を補完するものとして以下に掲げる書類のいずれかの書類

①　第三者（事業主、被災労働者の同僚等）の申立書

②　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）における同様の死亡推定の特例規定を適用し、支給決定された国民

年金等の給付の支給決定通知書

③　行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことがわかる書類

④　その他これらに準じる書類

2　震災による災害により行方不明となった者の生死が震災発生日の翌日から起算して３ヶ月間以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない事実については、その者の死亡に関して市町村長に提出された死亡診断書等のほか、記１（１）及び（２）に掲げる書類により確認すること。

別添

生死がわからない場合

申　立　書

○○（請求に係る労働者の氏名を記載）は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による災害により行方不明となり、現在も生死が明らかではないことから、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第79条の規定を適用し、労災保険給付を受給することを求めます。

なお、労災保険給付が支給決定された後に、行方不明者の生存が確認できた場合には、当該支給決定は取り消され、既支給分を返還しなければならないことを了承します。

平成　　年　　月　　日

○○労働基準監督署長様

申立人　　氏　　名　　印

住　　所

生年月日

行方不明者に関する事項　　氏　　名

住　　所

生年月日

申立人との関係

行方不明の届出等を行った日時、届出先の機関名

死亡が判明したが死亡時期がわからない場合

申　立　書

○○（請求に係る労働者の氏名を記載）は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による災害により行方不明となり、後日死亡が確認されたものの、死亡時期が明らかではないことから、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第79条の規定を適用し、労災保険給付を受給することを求めます。

平成　　年　　月　　日

○○労働基準監督署長様

申立人　　氏　　名　　印

住　　所

生年月日

死亡者に関する事項　　氏　　名

住　　所

生年月日

申立人との関係

基発０６１０第１号
職発０６１０第２号
平成23年6月１０日

都道府県労働局長　殿

労働基準局長
（公印省略）
職業安定局長
（公印省略）

「青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成23年３月24日付け基発0324第１号・職発0324第９号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成23年厚生労働省告示180号）が告示された。

その内容は下記１のとおりであるので、下記２の内容と併せて御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、上記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に照会していただくよう御対応いただきたい。

記

１　青森県及び茨城県の地域内に所在地を有する事業主等に係る労働保険料等及び当該地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「青森県及び茨城県に係る労働保険料等」という。）の延長後の納期限等は、平成23年３月11日から同年７月28日までにその期限が到来するものについて、同年７月29日（以下「本件期限」という。）とすること。

なお、岩手県、宮城県及び福島県における延長後の納期限等は、別途これらの県における災害の状況等を踏まえ定められること。

２　本件期限到来後は、青森県及び茨城県に係る労働保険料等についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の２の「個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて１の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主等に対して適切な対応をすること。

官報

明治二十五年二月二十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令（総務五四）　一

○東日本大震災に対処するための国家公務員共済組合法の特例等に関する省令（財務二七）　二

〔規　則〕

○警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委一〇）　二

〔告　示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（総務・法務・経済産業三）　三

○戸籍が滅失した件（法務二九九）

○日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定の署名に関する件（外務一九七）

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務二〇四）

○青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件（厚生労働一八〇）

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（国土交通六二三）

○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同六二四～六三六）

○原動機付自転車の型式を認定した件（同六三七）

○水路測量の実施に関する件（海上保安庁一一八）

○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛一三七）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　法務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

国家試験

平成二十三年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅰ種試験（試験地那覇市）の再実施の公告（最高裁判所）　五

平成二十三年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅱ種試験（試験地那覇市）の再実施の公告（同）　六

平成二十三年度裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用Ⅰ種試験（試験地那覇市）の再実施の公告（同）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁

押収物還付、有権者申出方、司法書士懲戒処分、鉱業法第一八九条、公示送達、建築士懲戒処分関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　九

特殊法人等

農林水産省共済組合定款の一部変更　一〇

会社その他　一〇

省　令

○総務省令第五十四号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）を実施するため、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令を次のように定める。

平成二十三年六月十日

総務大臣　片山　善博

東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令

（地共済法の死亡に係る給付の決定の請求の特例）

第一条　地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号。以下「地共済規程」という。）第百二条（地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号。以下「地共済規則」という。）第十二条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定により行う支払未済の給付の請求は、地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）による給付の支払を受けるべきであった者でその支払を受けなかったものが東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第二十一条に規定する状態に該当するものであるときは、地共済規程第百二条第二項第二号（地共済規則第十二条の十第一項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に代えて、その者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。

2　地共済規程第百十二条の規定により行う埋葬料及び家族埋葬料の請求は、組合員若しくは組合員であった者又は組合員の被扶養者が法第二十一条に規定する状態に該当するものであるときは、地共済規程第百十二条ただし書に規定する死亡の事実を証明する書類に代えて、これらの者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。

第十二条
事務局の常用語は、英語とする。
第十三条
事務局の会計は、毎年、検査し、及び三箇国外相会議に報告する。事務局長は、三箇国外相会議の承認を条件として、その検査の手続を定める。
第十四条
いずれの締約国政府も、この協定の改正を提案することができる。この協定は、締約国政府の書面による合意によって改正することができる。
第十五条
各締約国政府は、他の全ての締約国政府に対し、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を外交上の経路を通じて書面により通告を行う。この協定は、当該通告のうち最も遅いものが行われた日に効力を生ずる。
以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。
二千十年十二月十六日にソウルで、英語により本書三通を作成した。
日本国政府のために
武藤正敏
中華人民共和国政府のために
張森森
大韓民国政府のために
金星煥

○財務省告示第二百四号
所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成二十三年三月財務省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。
平成二十三年六月十日
財務大臣　野田　佳彦
前文に後段として次のように加える。
なお、東日本大震災（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二条第一項（定義）に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）による災害の復旧のために平成二十三年六月十日から平成三十年十二月三十一日までの間に支出された寄附金（第四号に掲げるものに該当するものに限る。）は、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金に該当しないものとする。
本文第一号中「（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二条第一項（定義）に規定する東日本大震災をいう。次号及び第三号において同じ。）」を削り、本文に次の一号を加える。
四　法人税法別表第一に掲げる法人（港務局及び地方公共団体を除く。以下この号において「公共法人」という。）、同法別表第二に掲げる法人、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第四条第二項（収益事業の範囲に関する経過措置）に規定する特例民法法人又は租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人である法人（以下この号においてこれらの法人を「公共・公益法人等」という。）に対して支出された寄附金（その寄附金を募集することについて相当の理由があること及び募集要綱（寄附金の使途並びに募集の目標額、方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表することにつき当該公共・公益法人等が平成二十三年六月十日から平成二十五年十二月三十一日までの間に当該公共・公益法人等に係る主務官庁（所轄庁を含む。以下この号において同じ。）の確認を受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において当該主務官庁が平成二十六年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間のいずれかの日を当該確認を受ける期限として定めるときは、同日までに当該確認を受けた場合を含む。）におけるその確認を受けた日の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に支出されたものに限る。）で、公共・公益法人等が事業の用に供していた建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供されていた土地その他の固定資産（公共・公益法人等のうち公共法人以外の法人にあっては、その法人が行う法人税法第二条第十三号（定義）に規定する収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）のうち東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。）の原状回復（当該建物及び構築物並びに土地の所在地において原状に復することが困難であり、かつ、当該所在地以外の地域において原状に復することが適当であることにつき当該主務官庁が認めた場合には、当該建物及び構築物並びに土地のその滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される建物及び構築物並びに土地（土地の上に存する権利を含む。）の取得を含む。）に要する費用に充てられるものの全額

○厚生労働省告示第百八十号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成二十三年厚生労働省告示第六十六号）において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であって、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）及び厚生年金特例法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であって当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年七月二十八日までの間に到来するものについて、平成二十三年七月二十九日とする。
平成二十三年六月十日
厚生労働大臣　細川　律夫

指定地域
青森県
茨城県

【別添】

職発 0610 第 1 号
平成 23 年 6 月 10 日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長　殿

厚生労働省職業安定局長

「青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納付期限等」という。）の延長措置については、「「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成 23 年 3 月 24 日付け職発 0324 第 8 号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成 23 年厚生労働省告示 180 号）が告示された。

その内容は下記１のとおりであるので、下記２の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1　青森県及び茨城県の地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、平成 23 年 3 月 11 日から同年 7 月 28 日までにその期限が到来するものについて、同年 7 月 29 日（以下「本件期限」という。）とすること。なお、本件期限までに納付金の申告又は納付ができないと認める場合には、事業主の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものであること。

また、岩手県、宮城県及び福島県の地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、別途これらの県における災害の状況等を踏まえ定められること。

2　本件期限到来後は、青森県及び茨城県の地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の２の「個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて１の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主に対して適切な対応をすること。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可
日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔省　令〕

○東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令（総務五四）　一

○東日本大震災に対処するための国家公務員共済組合法の特例等に関する省令（財務二七）　二

〔規　則〕

○警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委一〇）　二

〔告　示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（総務・法務・経済産業三）　三

○戸籍が滅失した件（法務二九九）

○日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定の署名に関する件（外務一九七）

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務二〇四）　五

○青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件（厚生労働一八〇）　六

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（国土交通六一三）　六

○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同六一四～六三六）　八

○原動機付自転車の型式を認定した件（同六三七）　九

○水路測量の実施に関する件（海上保安庁一一八）　九

○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛一三七）　一〇

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　法務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

国家試験

平成二十三年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅰ種試験（試験地那覇市）の再実施の公告（最高裁判所）　一〇

平成二十三年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅱ種試験（試験地那覇市）の再実施の公告（同）　一一

平成二十三年度裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用Ⅰ種試験（試験地那覇市）の再実施の公告（同）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

押収物還付、有権者申出方、司法書士懲戒処分、鉱業法第一八九条、公示送達、建築士懲戒処分関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一四

特殊法人等

農林水産省共済組合定款の一部変更　三〇

関係

会社その他

省　令

○総務省令第五十四号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）を実施するため、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令を次のように定める。

平成二十三年六月十日

総務大臣　片山　善博

東日本大震災に対処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令

（地共済法の死亡に係る給付の決定の請求の特例）

第一条　地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号。以下「地共済規程」という。）第百二条（地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号。以下「地共済規則」という。）第十二条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定により行う支払未済の給付の請求は、地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）による給付の支払を受けるべきであった者でその支払を受けなかったものが東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第二十一条に規定する状態に該当するものであるときは、地共済規程第百二条第二項第二号（地共済規則第十二条の十第一項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に代えて、その者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。

2　地共済規程第百十二条の規定により行う埋葬料及び家族埋葬料の請求は、組合員若しくは組合員であった者又は組合員の被扶養者が法第二十一条に規定する状態に該当するものであるときは、地共済規程第百十二条ただし書に規定する死亡の事実を証明する書類に代えて、これらの者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。

第十二条
事務局の常用語は、英語とする。
第十三条
事務局の会計は、毎年、検査し、及び三箇国外相会議に報告する。事務局長は、三箇国外相会議の承認を条件として、その検査の手続を定める。
第十四条
いずれの締約国政府も、この協定の改正を提案することができる。この協定は、締約国政府の書面による合意によって改正することができる。
第十五条
各締約国政府は、他の全ての締約国政府に対し、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を外交上の経路を通じて書面により通告を行う。この協定は、当該通告のうち最も遅いものが行われた日に効力を生ずる。
以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。
二千十年十二月十六日にソウルで、英語により本書三通を作成した。
日本国政府のために
武藤正敏
中華人民共和国政府のために
張鑫森
大韓民国政府のために
金星燁

○財務省告示第二百四号
所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成二十三年三月財務省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。
平成二十三年六月十日
財務大臣　野田　佳彦
前文に後段として次のように加える。
なお、東日本大震災（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十五号）第二条第一項（定義）に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）による災害の復旧のために平成二十三年六月十日から平成三十年十二月三十一日までの間に支出された寄附金（第四号に掲げるものに該当するものに限る。）は、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第一号及び第一号の二に掲げる寄附金に該当しないものとする。
本文第一号中「（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十五号）第二条第一項（定義）に規定する東日本大震災をいう。次号及び第三号において同じ。）」を削り、本文に次の一号を加える。
四　法人税法別表第一に掲げる法人（港務局及び地方公共団体を除く。以下この号において「公共法人」という。）、同法別表第二に掲げる法人、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第四条第二項（収益事業の範囲に関する経過措置）に規定する特例民法法人又は租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人である法人（以下この号においてこれらの法人を「公共・公益法人等」という。）に対して支出された寄附金（その寄附金を募集することについて相当の理由があること及び募集要綱（寄附金の使途並びに募集の目標額、方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表することにつき当該公共・公益法人等が平成二十三年六月十日から平成二十五年十二月三十一日までの間に当該公共・公益法人等に係る主務官庁（所轄庁を含む。以下この号において同じ。）の確認を受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において当該主務官庁が平成二十六年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間のいずれかの日を当該確認を受ける期限として定めるときは、同日までに当該確認を受けた場合を含む。）におけるその確認を受けた日の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に支出されたものに限る。）で、公共・公益法人等が事業の用に供していた建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供されていた土地その他の固定資産（公共・公益法人等のうち公共法人以外の法人にあっては、その法人が行う法人税法第二条第十三号（定義）に規定する収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）のうち東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。）の原状回復（当該建物及び構築物並びに土地の所在地において原状に復することが困難であり、かつ、当該所在地以外の地域において原状に復することが適当であることにつき当該主務官庁が認めた場合には、当該建物及び構築物並びに土地のその滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される建物及び構築物並びに土地（土地の上に存する権利を含む。）の取得を含む。）に要する費用に充てられるものの全額

○厚生労働省告示第百八十号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）及び厚生年金特例法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であって当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年七月二十八日までの間に到来するものについて、平成二十三年七月二十九日とする。
平成二十三年六月十日
厚生労働大臣　細川　律夫

指定地域
青森県
茨城県

基労発 0614 第 1 号
平成 23 年 6 月 14 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
（ 公 印 省 略 ）

東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて（行方不明者であることの調査手法関係（補足））

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）給付支給請求書等の提出があった場合等における行方不明者であることの調査手法については、平成 23 年６月９日付け基労発 0609 第１号「東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて(行方不明者であることの調査手法関係)」(以下「通達」という。）により指示したところであるが、今般、警察庁との調整の結果、これについて下記のとおり補足するので、万全を期されたい。

記

第三者の申立書等が得られないなど、通達において示した調査手法では、行方不明者であること等の事実を確認できない場合は、以下のとおり調査を行うこと。

１　自局管内の警察本部に照会が必要な事案について

（１）　行方不明者等に係る遺族（補償）給付等の請求事案を管轄する労働基準監督署は、請求人が警察機関に行方不明であることの届出を行った等を申し立てた場合、当該警察機関名を聴取した上で、行方不明者の氏名等を別添１の様式（以下「一覧表」という。）に取りまとめ、都道府県労働局に送付すること。

（2）　都道府県労働局は、各労働基準監督署から送付された一覧表を取りまとめ、別添２の送付書を添えて、当該都道府県警察本部へ郵送により依頼すること。また、一覧表は、原則として、毎週水曜日までに取りまとめ、郵送すること。なお、特に急を要する場合は、随時、警察本部に依頼を行っても差し支えない。

２　自局管内以外の警察本部に照会が必要な事案について

上記１の（１）により、労働基準監督署から送付された一覧表に自局管内以外の警察本部に照会が必要な事案がある場合については、都道府県毎に、一覧表の取りまとめを行った上で、当該都道府県を管轄する労働局へ回送すること。当該一覧表の回送を受けた労働局にあっては、上記１に準じて管轄する都道府県警察本部に依頼を行うこと。

３　都道府県労働局は、都道府県警察本部からの回答を、各労働基準監督署（回送された事案に対する回答は回送労働局）あて送付すること。

４　回答を受けた労働基準監督署は、警察機関へ行方不明の届出がなされていたことが確認できた場合は、行方不明者等であることの認定を行うこと。

５　上記３において相当期間経過しても都道府県警察本部から回答がない場合等、当該確認に関する件について不明な点がある場合には、都道府県警察本部へ連絡を行い確認すること。

６　なお、行方不明者等について、都道府県警察本部あて照会を行うことについて、請求人に説明を行うこと。

遺族補償給付等請求者一覧表（○月○日～○月○日受付分）

○○○労働基準監督署

項番	管轄局署	区分	ふりがな 氏　名	生年月日 （電話番号）	性別 （続柄）	住所	行方不明年月日	届出年月日 （届出先警察）	警察記入欄	備考
1	○○労働局	（行方不明者）	ロウサイ　イチロウ 労災　一郎	昭和XX年XX月XX日	男	岩手県盛岡市盛岡Ｘ－ＸＸ－ＸＸ	平成23年3月11日	平成XX年XX月XX日	一致・一部一致・不明	
	○○監督署	（申請者）	ロウサイ　ハナコ 労災　花子	（03-XXXX-XXXX）	（妻）	岩手県盛岡市盛岡Ｘ－ＸＸ－ＸＸ		（○○○警察）		
2	○○労働局	（行方不明者）	ロウサイ　ジロウ 労災　二郎	昭和XX年XX月XX日	男	岩手県盛岡市盛岡Ｘ－ＸＸ－ＸＸ	平成23年3月11日	平成XX年XX月XX日	一致・一部一致・不明	
	○○監督署	（申請者）	ロウサイ　ヒロコ 労災　弘子	（03-XXXX-XXXX）	（妻）	岩手県盛岡市盛岡Ｘ－ＸＸ－ＸＸ		（○○○警察）		

別添２

送　付　書

〇〇〇県警察本部　御中

別添のとおり遺族年金等請求者一覧表を送付しますので、確認のうえ返送願いたい。

記

労災　太郎　他XXX名

平成XX年XX月XX日

〇〇労働局（担当〇〇）

電話：XX-XXXX-XXXX

基労補発０６１５第２号
平成２３年６月１５日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補　償　課　長
（契印省略）

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費の請求の
今後の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震等に関する労災診療費等の請求の取扱いについては、平成２３年３月３０日付け基発０３３０第１３号により通達されたところであるが、６月診療分（７月提出分）以降の診療費の請求については、原則として特例による請求の取扱いは行わないものとする。

なお、労災保険指定医療機関からやむを得ない事情により通常の請求が困難である等の相談があった際には、当課あて協議されたい。

地発 0627 第 1 号
基発 0627 第 3 号
職発 0627 第 4 号
平成 23 年 6 月 27 日

岩手
宮城　労働局長　殿
福島

大臣官房地方課長
（公印省略）
労働基準局長
（公印省略）
職業安定局長
（公印省略）

東日本大震災被災地のハローワークにおける対応について

東日本大震災による被害が特に大きい岩手、宮城及び福島労働局管内のハローワークにおいては、現在、「東日本大震災被災地のハローワークにおけるサービス提供時間の見直しについて」（平成 23 年 5 月 26 日付け地発 0526 第 2 号ほか。）により対応中であるが、震災前の取組に追加して実施中の対応については、7 月以降下記のとおりとするので遺漏なきを期されたい。

記

1　以下の所においては、土曜日の開庁を当面維持すること。
　仙台所
　土曜日については、これまで同様、職業紹介業務の他、雇用保険関係業務及び各種助成金関係業務についても対応できるようにすること。
　なお、これまで実施してきた労働基準関係職員の仙台所への出張による相談対応については、7 月以降は行わないこととすること。

2　現在整備している土日の電話相談体制については、必要最小限のものとして差し支えないので、当面維持すること。

以上

基労保発０６２８第１号
平成２３年６月２８日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務課長

東日本大震災の被災者に関する遺族（補償）年金等の定期報告に係る電子データ等の送付について

標記について、平成２３年５月２６日付け基労管発０５２６第１号基労補発０５２６第４号基労保発０５２６第２号「東日本大震災の被災者に関する遺族（補償）年金等の定期報告の取扱いについて」（以下「通達」という。）により、東日本大震災（以下「震災」という。）の被災地域（震災に際し災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された市町村の区域（東京都を除く。））に平成２３年３月１１日において住所を有する遺族（補償）年金、障害（補償）年金、傷病（補償）年金及び特別遺族年金（以下「遺族（補償）年金等」という。）の受給権者の定期報告の期限を延長したこと及び具体的な事務処理方針等について通知したところである。

ついては、通達で別途配布するとしていた電子データ等を送付するので、下記に留意の上、定期報告に係る機械処理事務等に活用されたい。

記

１　提出期限が延長となった遺族（補償）年金等の定期報告のうち、返戻となった定期報告書の該当者の報告について

（１）報告方法について

通達記の２（１）において、別途配布するとしていた電子データを別添１「定期報告提出期限延長対象者リスト（６月）」（以下「延長対象者リスト」という。）のとおり管轄局署別にエクセルファイル形式の電子デー

タにて作成し、該当局に送付するので、あて先不明等により返戻されたものについては、「提出状況等」欄（プルダウン方式）にて「返戻（未送達）」を選択し、該当者を報告すること。

報告に当たっては、局にて各署分を集約し、局より本省（労災保険業務課年金業務係）あて６月３０日（木）時点の状況を７月７日（木）までに、電子メールにて報告すること。

通達記の２（１）において、「報告後返戻されたものについてはその都度」と指示したが、７月２９日（金）時点の状況を８月５日（金）までに、８月３１日（水）時点の状況を９月７日（水）までに、電子メールにて報告すること。

なお、プルダウンにより「返戻（未送達）」以外の状況（「未提出（返戻なし）」、「提出（受付済）」、「提出不要（失権等）」）も報告すること。

また、平成２３年６月定期報告の対象者（労災就学等援護費の定期報告のみの対象者を含む。）のうち、被災地域に平成２３年３月１１日において住所を有する受給権者の局別の人数及び電子データ等の送付の有無は、別添２「管轄局別定期報告提出期限延長対象者数」のとおりであるので、参考とされたい。

（２）「未提出理由による区分」欄の活用

通達記の２（２）にて「定期報告書未提出者については、①死者、②行方不明者、③震災により被災し、定期報告が困難な者、④その他の者に区分すること。」と指示したところである。

定期報告書が未提出の受給権者については、「①死者」、「②行方不明者」、「③震災により被災し、定期報告が困難な者」、「④その他の者」の区分の整理に、プルダウン方式の「未提出理由による区分」欄を活用し、上記（１）の報告時に区分して報告されたい。

なお、「提出状況等」欄が、「提出（受付済）」及び「提出不要（失権等）」となる受給権者については、「未提出理由による区分」欄は、空欄とすること。

（３）震災により被災し、定期報告が困難な者について

通達記の２（２）③で示した「沿岸部の市町村のうち津波による被害が生じた地域及び原子力発電所の事故により立入禁区域となっている定期報告書の送達が困難と考えられる地域」を別添３のとおり整理し、該当する地域に住所を有する受給権者の「困難地域の判定」欄に、「○」を表示した。

定期報告書が未提出の受給権者の未提出理由による区分に当たり、「①死者」、「②行方不明者」に区分できない場合、「困難地域の判定」欄に「○」

が表示されている受給権者については、「③震災により被災し、定期報告が困難な者」に区分すること。

2　警察庁発表資料（死亡者リスト）との突合結果について

別添４「警察庁発表資料（死亡者リスト）（平成２３年６月１５日現在）」と平成２３年４月支払期の遺族（補償）年金等の受給権者のうち、震災による災害救助法が適用となった市町村が存在する県に住所を有する受給権者のリスト（以下「受給権者リスト」という。）を突合し、別添５「警察庁発表資料（死亡者リスト）との突合結果リスト」（以下「突合結果リスト」という。）を作成したので、該当局に送付する。

漢字氏名が一致し、かつ住所のうち県名が一致している者をリストの出力対象としており、漢字氏名及び住所のうち町名まで一致している者は、「住所地の合致」欄に「○」を表示、住所のうち町名まで一致している者であって、一部の漢字表記等に不一致がある者は、「△」を表示している。

「○」又は「△」が表示されている者については、遺族（補償）年金等の受給権者である可能性があるので、必要に応じ戸籍等による死亡の確認を行い、死亡が確認できれば、所要の措置を講じること。

戸籍上、死亡の確認ができない場合で、親族等に照会し、親族により死亡は確認されているものの戸籍上の死亡の整理がされていない場合は、記の１（２）の「未提出理由による区分」は、「①死者」とした上で、「備考」欄に「戸籍未整理」と入力し、戸籍が整理された後、所要の措置を講じること。

戸籍上、死亡の確認ができない場合で、親族等に照会しても、親族の所在が分からず、戸籍の整理が行われるか不明な場合は、記の１（２）の「未提出理由による区分」は、「①死者」とした上で、「備考」欄に「戸籍不明」と入力すること。

なお、「○」又は「△」が表示されている者で、管轄署の調査により、遺族（補償）年金等の受給権者とは別人であることが確認された場合は、記の１（２）の「未提出理由による区分」は、適宜の区分とし、「備考」欄に「別人」と入力すること。

また、突合結果リストは、震災による災害救助法が適用となった市町村が存在する県に住所を有する受給権者を対象とし、平成２３年１０月の定期報告の対象者も含めるなど、対象範囲を幅広に設定しているので、留意すること。

3　行方不明者の情報について

通達記の２（２）②で「各県警等で公表されている行方不明者の情報を可

能な限り入手し、突合の結果を地方局へ情報提供する」としていたが、公表されている行方不明者リストと受給権者リストを突合し、別添６「行方不明者リストとの突合結果リスト」（以下「行方不明者突合結果リスト」という。）を作成したので、該当局に送付する。

「行方不明者突合結果リスト」に出力されている者については、遺族（補償）年金等の受給権者である可能性があるので、戸籍等により存否を確認し、存否が確認できない場合で、親族に対する照会等により、警察機関に行方不明者としての届出を行ったとの情報が得られた場合は、行方不明者としての届出を行った親族に説明した上で、基労発０６１４第１号「東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族（補償）給付支給請求書等の提出があった場合等の取扱いについて（行方不明者であることの調査手法関係（補足））」（以下「調査手法通達」という。）に準じ、都道府県警察本部あて行方不明者であることの照会を行うこと。

なお、「行方不明者突合結果リスト」に出力されている者について、親族に対する照会等によっても、存否が確認できず、行方不明者としての届出がされたかどうか不明な場合は、上記１（２）の「未提出理由による区分」欄にて、「②行方不明者」を選択した上で、「備考」欄に「調査困難」と入力すること。

また、「行方不明者突合結果リスト」に出力されていない遺族（補償）年金等の受給権者のうち、定期報告書が未提出である受給権者で、親族に対する照会等により、警察機関に行方不明者としての届出を行ったとの情報が得られた場合は、行方不明者としての届出を行った親族に説明した上で、調査手法通達に準じ、都道府県警察本部あて行方不明者としての照会を行うこと。

４　提出期限が延長となった遺族（補償）年金等の定期報告の「定期報告書未提出者リスト」について

基労保発０６０３第１号「平成２３年６月における年金たる保険給付及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金の受給権者の定期報告に係る機械処理事務等について」（以下「年金機械処理通達」という。）の記の５及び基労保発０６０３第２号「平成２３年度における労災就学等援護費支給対象者の定期報告に係る機械処理事務等について」（以下「援護費機械処理通達」という。）の記の５で別途送付することとしていたリストは、上記１（１）の「延長対象者リスト」を、必要に応じ活用されたい。

活用に当たっては、「延長対象者リスト」の「提出状況等」欄にて、「返戻（未送達）」及び「未提出（返戻なし）」となっているデータについて、エクセルのデータフィルタの機能を用い、該当データのみを表示させて未提出者

の把握に用いる等、適宜の方法によること。

5　提出期限が延長となった遺族（補償）年金等の定期報告の「定期報告書提出照会状」について

年金機械処理通達記の６及び援護費機械処理通達記の６で別途送付するとしていた「定期報告書提出照会状」の印書用データは、上記１（１）の「延長対象者リスト」のデータを印書用データとして利用できるよう「延長対象者リスト」に「定期報告書提出照会状」欄を設けた。

使用方法は、別添７「定期報告書提出照会状作成用シート」（エクセルファイル形式）の「使用方法」シートに記載したので、必要に応じ、９月以降の定期報告書提出照会状の印書に活用されたい。

6　個人情報の保護及び管理の徹底について

今般送付する電子データには、個人情報保護の観点からファイルを開く際にパスワードを設定してあるが、個人情報の漏洩がないよう、当該ファイルの管理については、万全を期されたい。

なお、パスワードについては、別途、労災補償課長あて通知する。

7　提出先メールアドレス等

【上記１の「延長対象者リスト」の提出先メールアドレス】

[redacted]

（送付の際は、必ず両者をあて先とすること。）

【問い合わせ先】

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務課年金班年金業務係　（担当　中屋敷、宮地）
電話 [redacted]

定期報告提出期限延長対象者リスト（6月）

別添1

本消整理No.	管轄局署	年金証書番号	枝番	受給者氏名（漢字）	受給者氏名（カナ）	性別	年金種別	郵便番号	住所	困難地域の判定	電話番号	備考	提出状況等	未提出理由による区分	定期報告書提出照会状
1	6001	603990001		労災　太郎		男	障害	329-1102	栃木県〇〇市〇〇町〇〇〇〇		028-000-0000	援護費あり			
2	6001	605020003		労災　花子		女	遺族	989-2446	宮城県〇〇市〇〇〇－〇	〇	0223-00-0000	援護費のみ			

別添3の「定期報告書の提出が困難と考えられる地域」の対象者に「〇」を表示している。

援護費の対象者に

援護費あり
援護費のみ

のいずれかを表示している。

■死亡者リストに「〇」又は「△」が表示されている者で、戸籍上の死亡の整理がされていない場合、

戸籍未整理

戸籍の整理が行われるか不明な場合

戸籍不明

別人であることが確認

別人

と入力。

■行方不明者としての届出がされたか不明な場合は、

調査困難

と入力。

返戻（未送達）
未提出（返戻なし）
提出（受付済）
提出不要（失権等）

から、選択

①死者
②行方不明者
③困難な者
④その他

から、選択

「提出状況等」欄が「提出（受付済）」及び「提出不要（失権等）」の場合は、空欄

定期報告書提出照会状を作成する場合、「〇」を選択

管轄局別定期報告提出期限延長対象者数

別添2

コード	管轄局	本省整理No.	提出期限延長対象者数	延長対象者リスト（別添1）	死亡者リストとの突合結果リスト（別添5）	行方不明者リストとの突合結果リスト（別添6）
01	北海道	1 ～ 97	97	○	○	
02	青森	98 ～ 347	250	○	○	
03	岩手	348 ～ 1599	1,252	○	○	
04	宮城	1600 ～ 3235	1,636	○	○	
05	秋田	3236 ～ 3277	42	○	○	
06	山形	3278 ～ 3330	53	○	○	
07	福島	3331 ～ 5271	1,941	○	○	○
08	茨城	5272 ～ 7052	1,781	○		
09	栃木	7053 ～ 7877	825	○	○	
10	群馬	7878 ～ 7921	44	○	○	
11	埼玉	7922 ～ 8070	149	○	○	
12	千葉	8071 ～ 8539	469	○	○	
13	東京	8540 ～ 9185	646	○	○	
14	神奈川	9186 ～ 9448	263	○	○	
15	新潟	9449 ～ 9488	40	○		
16	富山	9489 ～ 9496	8	○	○	
17	石川	9497 ～ 9506	10	○	○	
18	福井	9507 ～ 9511	5	○		
19	山梨	9512 ～ 9520	9	○		
20	長野	9521 ～ 9549	29	○		
21	岐阜	9550 ～ 9558	9	○		
22	静岡	9559 ～ 9612	54	○	○	
23	愛知	9613 ～ 9648	36	○		
24	三重	9649 ～ 9657	9	○	○	
25	滋賀	9658 ～ 9659	2	○		
26	京都	9660 ～ 9671	12	○	○	
27	大阪	9672 ～ 9700	29	○		
28	兵庫	9701 ～ 9723	23	○		
29	奈良	9724 ～ 9728	5	○		
30	和歌山	9729 ～ 9730	2	○		
31	鳥取	9731 ～ 9731	1	○		
32	島根	9732 ～ 9732	1	○		
33	岡山	9733 ～ 9738	6	○		
34	広島	9739 ～ 9744	6	○	○	
35	山口	9745 ～ 9750	6	○		
36	徳島	9751 ～ 9754	4	○		
37	香川	～	0			
38	愛媛	9755 ～ 9762	8	○		
39	高知	9763 ～ 9766	4	○		
40	福岡	9767 ～ 9776	10	○		
41	佐賀	9777 ～ 9777	1	○		
42	長崎	9778 ～ 9780	3	○		
43	熊本	～	0			
44	大分	9781 ～ 9782	2	○		
45	宮崎	9783 ～ 9783	1	○		
46	鹿児島	9784 ～ 9787	4	○		
47	沖縄	9788 ～ 9791	4	○		
			9,791			

別添３

定期報告書の送達が困難と考えられる地域

【岩手県】

○　沿岸部に位置する、５市４町３村（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）内の次の地域。

市町村名	地　域
洋野町	有家：028-7905 小子内：028-7904 種市第 1～3 地割（八木南町、八木北町）：028-7903 種市第 4～7 地割（宿戸）：028-7902 種市第 8～14 地割（玉川、戸類家）：028-7901 種市第 15～21 地割（鹿糠、小路合、緑町、大久保）：028-7915 種市第 22～23 地割（四区、大町、小橋、住吉町）：028-7914 種市第 24～25 地割（緑ヶ丘町、横手）：028-7913 種市第 26～38 地割（川尻、平内）：028-7912 種市第 39～45 地割（角浜、伝吉）：028-7911 種市第 46～49 地割（麦沢）：028-7918 中野：028-7906
久慈市	旭町：028-0014　荒町：028-0063　宇部町：028-8111 大川目町：028-0091　大沢：028-0083　小長内町：028-0041 柏崎：028-0054　川崎町：028-0051　川貫：028-0082 京の森：028-0013　源道：028-0015　栄町：028-0024 侍浜町：028-7801　沢里：028-0035　十八日町：028-0065 新中の橋：028-0023　田高：028-0053　巽町：028-0055 田屋町：028-0022　中央：028-0061　寺里：028-0032 天神堂：028-0031　中の橋：028-0066　中町：028-0056 夏井町：028-0001　新井田：028-0012　西の沢：028-0081 二十八日町：028-0062　畑田：028-0033　本町：028-0052 湊町：028-0011　門前：028-0021　八日町：028-0064 小久慈町：028-0071
野田村	全域
普代村	芦生：028-8366　上の山：028-8343　宇留部：028-8331 太田名部：028-8345　白井：028-8311　堤：028-8336 銅屋：028-8332　中山：028-8344　萩牛：028-8367 馬場野：028-8301　普代：028-8335　堀内：028-8302 明神：028-8341　羅賀：028-8333　和野山：028-8342

田野畑村	明戸：028-8402	大芦：028-8405	北山：028-8402
	切牛：028-8405	島越：028-8404	机：028-8402
	真木沢：028-8405	松前沢：028-8404	南大芦：028-8405
	羅賀：028-8403	和野：028-8407	
岩泉町	小本：027-0421	中里：027-0423	中島：027-0422
宮古市	赤前：027-0202	愛宕：027-0092	新町：027-0086
	大通：027-0083	音部：027-0112	重茂：027-0111
	金浜：027-0033	河南：027-0039	神林：027-0028
	熊野町：027-0008	黒田町：027-0085	鍬ケ崎：027-0006
	光岸地：027-0005	小山田：027-0038	栄町：027-0076
	崎山：027-0097	白浜：027-0201	新川町：027-0081
	末広町：027-0084	磯鶏：027-0024	磯鶏石崎：027-0022
	磯鶏沖：027-0023	磯鶏西：027-0027	高浜：027-0032
	蛸の浜町：027-0009	舘合町：027-0077	田老青砂里：027-0322
	田老青野滝：027-0375	田老青野滝北：027-0374	田老青野滝南：027-0376
	田老荒谷：027-0305	田老乙部：027-0321	田老乙部野：027-0379
	田老重津部：027-0378	田老重津部北：027-0377	田老樫内：027-0332
	田老片巻：027-0382	田老上摂待：027-0383	田老川向：027-0306
	田老ケラス：027-0304	田老越田：027-0312	田老小田代：027-0342
	田老小林：027-0351	田老小堀内：027-0361	田老下摂待：027-0385
	田老駿達：027-0313	田老摂待：027-0384	田老滝の沢：027-0365
	田老館が森：027-0301	田老田中：027-0302	田老田の沢：027-0303
	田老西向山：027-0331	田老野原：027-0323	田老古田：027-0333
	田老星山：027-0381	田老水沢：027-0371	田老水沢南：027-0372
	田老向新田：027-0373	田老向山：027-0324	田老和野：027-0311
	近内：027-0056	津軽石：027-0203	築地：027-0091
	日立浜町：027-0001	藤の川：027-0029	藤原：027-0021
	藤原上町：027-0021	古田：028-2301	保久田：027-0074
	実田：027-0025	港町：027-0003	宮町：027-0052
	向町：027-0082	本町：027-0089	山根町：027-0002
	臨港通：027-0004	和見町：027-0075	上村：027-0026
山田町	飯岡：028-1352	大沢：028-1311	織笠：028-1361
	川向町：028-1342	北浜町：028-1331	後楽町：028-1333
	境田町：028-1343	中央町：028-1332	長崎：028-1351
	八幡町：028-1341	船越：028-1371	山田：028-1321
大槌町	赤浜：028-1102	安渡：028-1105	大槌：028-1131
	大町：028-1112	大ケ口：028-1132	上町：028-1115
	吉里吉里：028-1101	小鎚：028-1121	栄町：028-1114
	桜木町：028-1122	新町：028-1111	新港町：028-1104

	末広町：028-1117	須賀町：028-1113	本町：028-1116
	港町：028-1103		
釜石市	魚河岸：026-0012	鵜住居町：026-0301	嬉石町：026-0003
	大只越町：026-0022	大町：026-0024	大渡町：026-0025
	片岸町：026-0302	駒木町：026-0033	新浜町：026-0015
	只越町：026-0021	天神町：026-0023	唐丹町鍋倉：026-0061
	唐丹町：026-0121	箱崎町：026-0303	浜町：026-0013
	東前町：026-0014	平田：026-0001	松原町：026-0004
	港町：026-0011	両石町：026-0304	
大船渡市	赤崎町：022-0007	大船渡町：022-0002	盛町：022-0003
	三陸町越喜来：022-0101	三陸町吉浜：022-0102	三陸町綾里：022-0211
	末崎町：022-0001		
陸前高田市	小友町：029-2207	気仙町：029-2204	高田町：029-2205
	竹駒町：029-2203	広田町：029-2208	矢作町：029-2201
	米崎町：029-2206		

【宮城県】

○　沿岸部に位置する、８市６町（気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、仙台市、名取市、岩沼市、亘理町及び山元町）内の次の地域。

市町村名	地　域
気仙沼市 南三陸町 石巻市 女川町 東松島市 松島町 塩竈市 多賀城市 七ヶ浜町	全域
仙台市 宮城野区	岩切:983-0821　扇町:983-0034　岡田:983-0003 岡田西町:983-0004　蒲生:983-0002　小鶴:983-0031 白鳥:983-0006　仙石:983-0032　田子:983-0021 鶴ケ谷:983-0824　鶴巻:983-0024　中野:983-0013 福住町:983-0033　福田町:983-0023　福田町南:983-0025 福室:983-0005　港(1～4丁目):983-0001 港(5丁目):983-0901
若林区	荒井：984-0032　荒浜：984-0033　荒浜新：984-0034 飯田：984-0833　伊佐：984-0038　井土：984-0842 今泉：984-0835　かすみ町：984-0822　霞町：984-0035 蒲町：984-0037　三本塚：984-0841　下飯田：984-0832 四郎丸：984-0836　種次：984-0844　長喜城：984-0036 日辺：984-0837　藤塚：984-0843　二木：984-0845、
太白区	四郎丸：981-1101　中田：981-1104　東中田：981-1107 袋原：981-1102
名取市	飯野坂：981-1225　植松：981-1226　牛野：981-1215 大曲：981-1216　上余田：981-1222　小塚原：981-1212 下増田（南原無番地）：989-2401　下増田：981-1201 下余田：981-1223　高柳：981-1211　閖上：981-1213
岩沼市	阿武隈：989-2435　押分：989-2423　空港南：989-2422 下野郷：989-2421　寺島：989-2425　早股：989-2424

亘理町	旭：989-2351	旭山：989-2351	油田：989-2351
	荒浜：989-2311	裏城戸：989-2351	牛袋：989-2302
	榎袋：989-2321	鹿島：989-2371	鷺屋：989-2323
	十文字：989-2303	中泉：989-2301	上中野地：989-2351
	高屋：989-2324	蕨：989-2322	新井町：989-2300
	上浜街道：989-2351	上茨田：989-2351	亀井戸：989-2351
	北新田：989-2351	北新町：989-2351	旧舘：989-2351
	桜小路：989-2351	芝西：989-2351	下浜街道：989-2351
	下茨田：989-2351	台田：989-2351	舘南：989-2351
	道田中：989-2351	道田東：989-2351	中町：989-2351
	中町東：989-2351	長瀞：989-2341	西郷：989-2351
	東郷：989-2351	堀の内：989-2361	南町東：989-2351
	吉田：989-2331	南新田：989-2300	
山元町	浅生原：989-2203	大平：989-2206	坂元：989-2111
	下津土：989-2202	西北谷地：989-2202	高地：989-2201
	東坪路：989-2201	西頭無：989-2201	頭無：989-2201
	大力：989-2201	小谷地：989-2201	泥沼：989-2201
	堀込：989-2201	道下：989-2201	北坪路：989-2201
	泥沼：989-2201	雁田：989-2201	雁小屋：989-2201
	新田：989-2201	北泥沼：989-2201	下花：989-2201
	谷地：989-2201	平沼：989-2201	西牛橋：989-2201

【福島県】

○　浜通り（沿岸部の全市町村及び内陸部の一部の村）に位置する、４市８町３村内の次の地域。

市町村名	指定・除外する地域
新地町 相馬市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 楢葉町 広野町 飯舘村 川俣町 葛尾村 川内村	全域
いわき市	末続：979-0331　金ヶ沢：979-0332　久之浜：979-0333 西　：979-0334　田之網：979-0335 四倉町：979-0201　上仁井田：979-0202　下仁井田：979-0203 細谷　：979-0204　大森　：979-0205　狐塚　：979-0206 塩木　：979-0207　白岩　：979-0211　中島　：979-0215 玉山　：979-0216　上岡　：979-0221　八茎　：979-0222 山田小湊：979-0223　薬王寺：979-0224　駒込　：979-0227 下神谷：970-0101　下大越：970-0102　藤間：970-0103 原高野：970-0111　下高久：970-0221　沼ノ内：970-0222 諏訪原：970-0222　薄磯：970-0223　豊間：970-0224 江名：970-0311　折戸：970－0312　中之作：970-0313 永崎：970-0315　小名浜下神白：970-0316　小名浜：971-8101 小名浜港ヶ丘：971-8102　泉町下川：971-8183　小浜町：974-8221 岩間町：974-8222　佐糠町：974-8223　錦町　：979-8232 勿来町（関田）：979-0146　勿来町（九面）：979-0147 小山田：979-0336　大久町小久：979-0337　大久町大久：979-0338 柴原：979-3111　上平：979-3112　関場：979-3114 下小川：979-3115　上小川：979-3124　福岡：979-3125 川前：979-3201　下桶売：979-3202　上桶売：979-3203 小白井：979-3204
田村市	都路町古道：963-4701　都路町岩井沢：963-4702

警察庁発表資料(死亡者リスト)

別添4

平成23年6月15日現在

警察No	公表県警	氏名	ふりがな	年齢	性別	住所
1	○○県	○○○○	○○○○○○○	○○	男	○○県○○市○○町○○
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						

警察庁発表資料（死亡者リスト）との突合結果リスト

別添5

警察庁発表資料（平成23年6月15日現在）					労災システムデータ（平成23年4月支払期データより抽出）											
警察No.	氏　名	年齢	性別	住　所	年金証書番号	管轄局署	氏　名	性別	種別	受給権者生年月日				年齢	住　所	住所地の合致
1234	労災　花子	72	女	○○県○○町○○	605020200	6001	労災　花子	女	遺族	昭和	12	9	10	73	○○県××町○○	
222	年金　智子	69	女	○○県△△市□□町	605880023	6002	年金　智子	女	遺族	昭和	16	5	24	69	○○県△△市□□町1100	○
76	遺族　恵子	65	女	○○県××市○○町	605010011	6003	遺族　恵子	女	遺族	昭和	20	4	10	65	○○県××市○△町	△
555	労災　太郎	70	男	○○県○○市○○町	605990089	6005	労災　太郎	男	遺族	昭和	13	3	10	73	○○県△△市○○町	

住所のうち、町名まで一致している場合、
「○」

住所のうち、町名まで一致しているが、一部の漢字表記等に不一致がある場合、
「△」

※（労災システムのデータと警察庁発表資料（死亡者リスト）とを突合し、漢字氏名が一致かつ住所の県名が一致した者の一覧）

※（管轄局署順）

行方不明者リストとの突合結果リスト

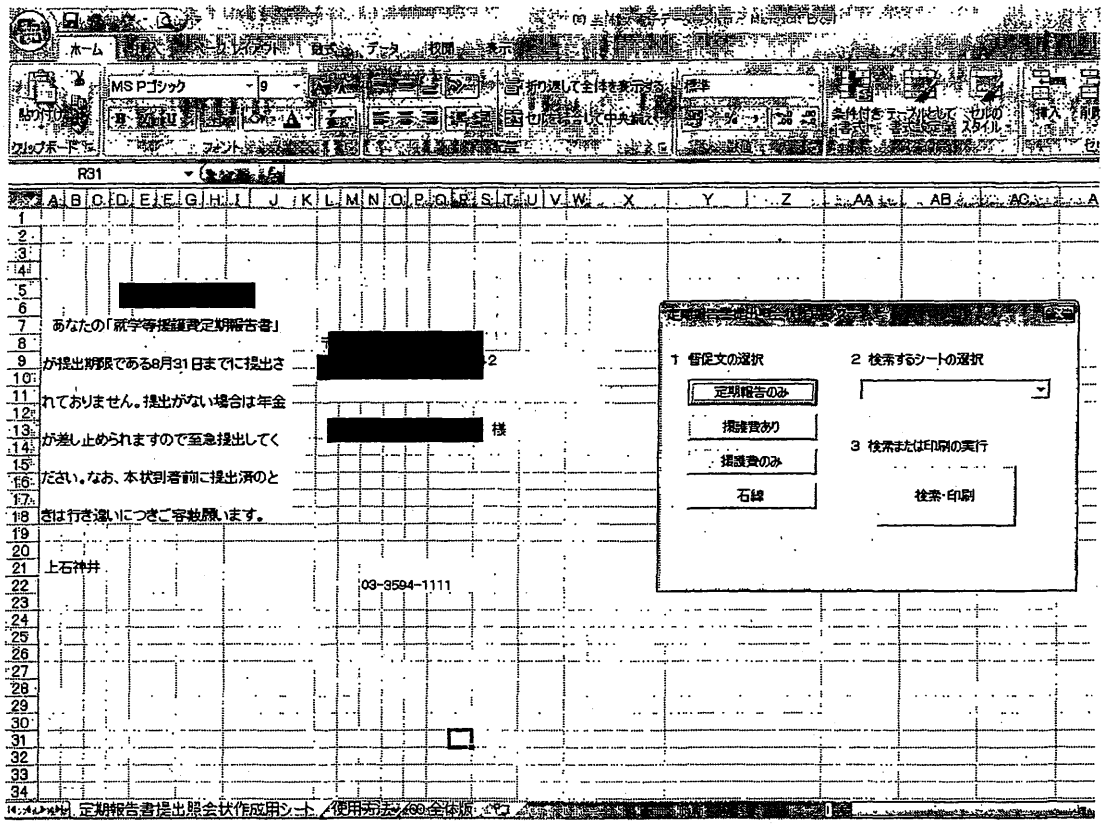
別添6

（※）福島県警公表資料（平成23年6月23日現在）			労災システムのデータ（平成23年4月支払期データより抽出）					
署コード	署別番号	氏　　名	年金証書番号	管轄局署	受給権者氏名	性別	種別	住　所
○○	○○○	労災太郎	601010001	6001	労災太郎	男	傷病	○○県○○市○○町○○
○○	○○○	労災花子	603990021	6002	労災花子	女	障害	○○県△△市○○町×××

（※）http://www.police.pref.fukushima.jp/shinsai/humeimeibo.htm

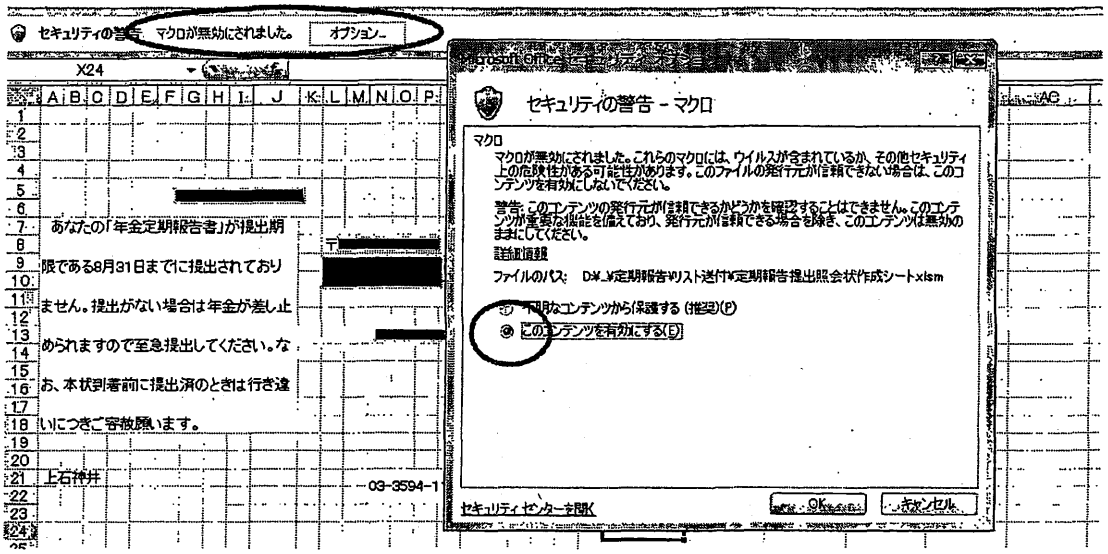
別添７

定期報告書提出照会状作成用シート

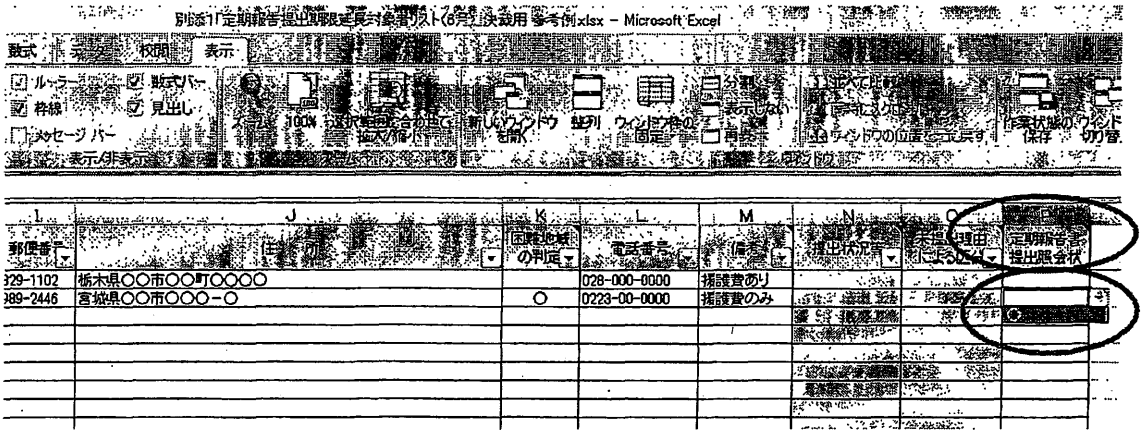


定期報告書提出照会状作成用シートの使用方法

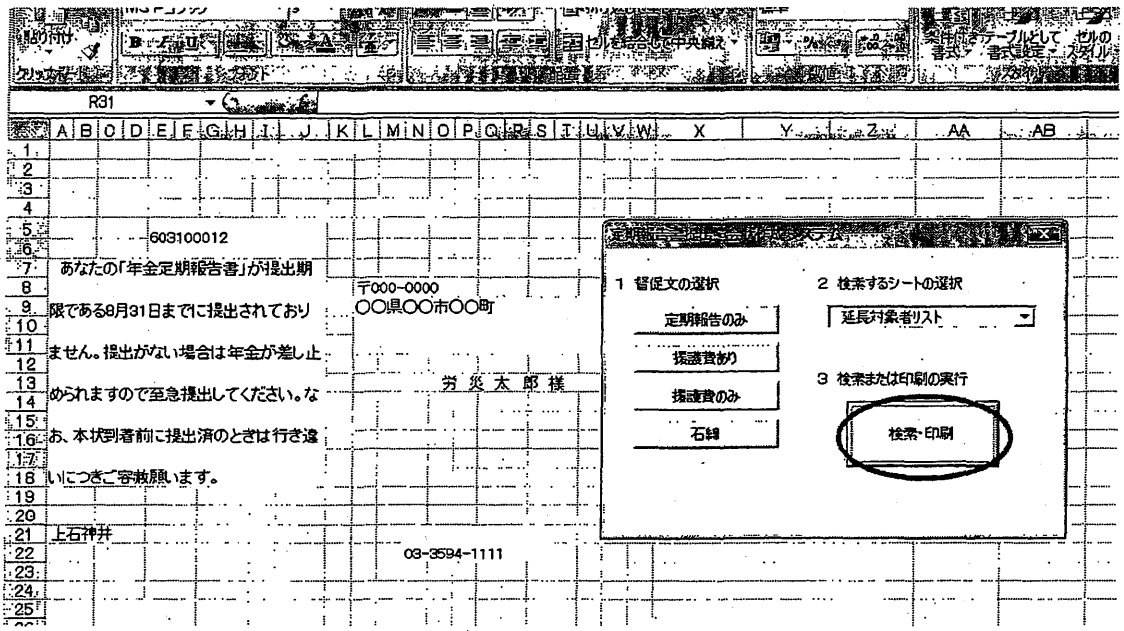
1. 「〇〇(局番号)〇〇(局名) 電子データ等」のエクセルファイルを開いた時に「セキュリティの警告 マクロが無効にされました。 」横のオプションを選択し、「このコンテンツを有効にする」を選択し、マクロを有効にする。



2. 「延長対象者リスト」のシートを開き、定期報告書提出照会状を送付したい対象者の「定期報告書提出照会状」欄に「〇」を表示させる。(プルダウン方式)

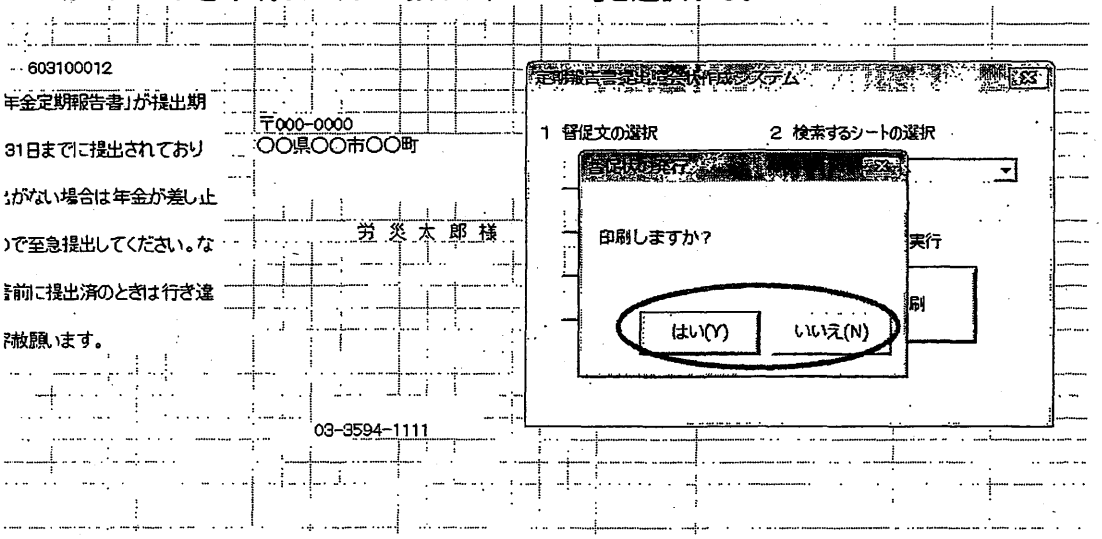


3.　定期報告書提出照会状作成用シートを開き、「1　督促文の選択」から文例を選択し(「定期報告のみ」のボタンを押すと、定期報告のみが未提出の場合の文例となる。)、「2　検索するシートの選択」から「延長対象者リスト」を選択し、「3　検索　印刷」のボタンを押す。



4.　検索・印刷のボタンを押すと、画面に「印刷しますか？」と表示されるので、該当データを印刷する場合は、「はい」を選択し、プリンタの手差しトレイにハガキをセットし、印刷する。

　　該当データを印刷したくない場合は、「いいえ」を選択する。

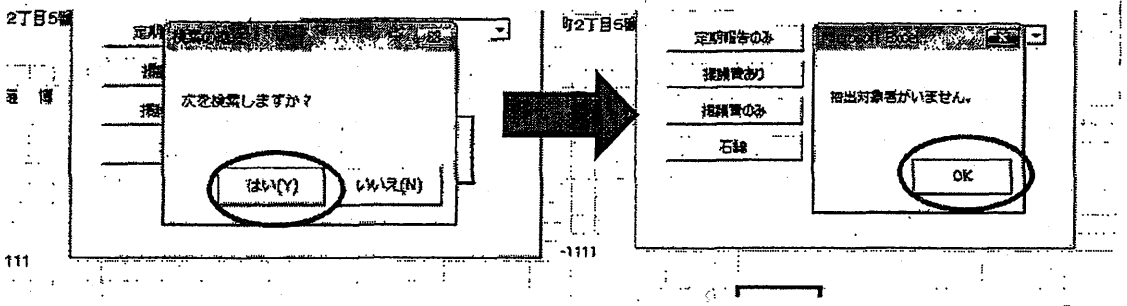


5. 「いいえ」を選択すると、「次を検索しますか？」と表示されるので、「はい」を選択する。

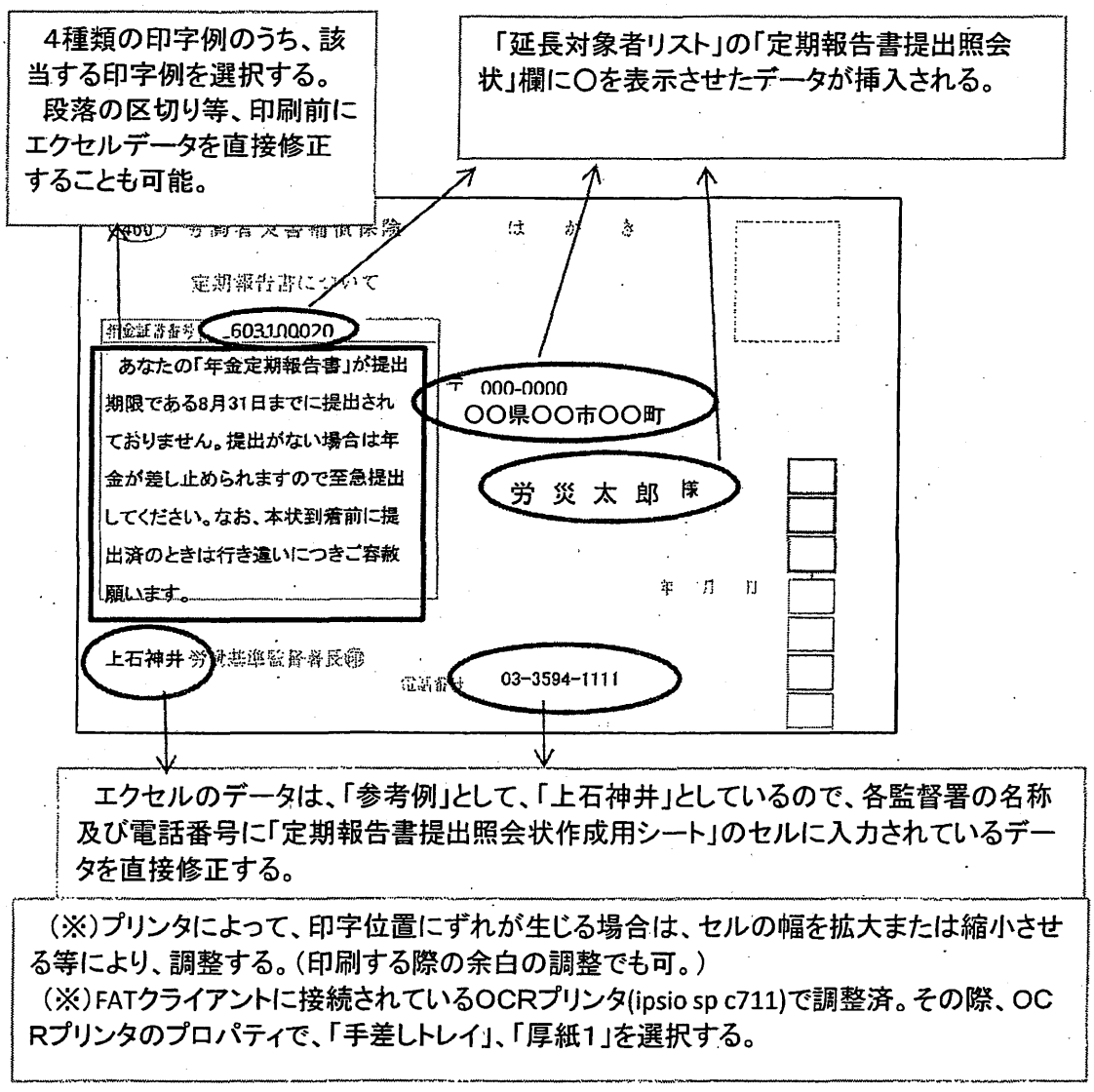
「延長対象者リスト」の「定期報告書提出照会状」欄に「○」をつけた次の対象データが画面に表示され、「印刷しますか？」が表示されるので、印刷する場合は、「はい」を選択する。

続いて、「次を選択しますか？」が表示されるので、「はい」を選択し、上記4から続ける。

最後のデータとなった場合は、「抽出対象者がいません。」と表示されるので、「OK」を選択し、終了する場合は、「定期報告書提出照会状作成システム」のウインドウの×ボタンをクリックし、閉じる。



6. 印刷例は、以下のとおり。



（※）プリンタによって、印字位置にずれが生じる場合は、セルの幅を拡大または縮小させる等により、調整する。（印刷する際の余白の調整でも可。）

（※）FATクライアントに接続されているOCRプリンタ(ipsio sp c711)で調整済。その際、OCRプリンタのプロパティで、「手差しトレイ」、「厚紙1」を選択する。

事　務　連　絡
平成23年6月30日

都道府県労働局労働基準部労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長補佐（業務担当）

東日本大震災に係る労災保険給付の請求促進等の取組について（その4）

標記については、平成23年3月24日付け基労管発0324第1号及び基労補発0324第2号「東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について」により指示されているところですが、本年7月の標記の取組に当たっては、下記の事項に留意願います。

記

1　本年7月の目標

事業場や各商工会議所・商工会等を通じた請求勧奨の要請や各種の媒体を通じた広報を行うとともに、市町村との連携を図った周知や出張受付等（出張による避難所等の場での労災保険給付支給請求書等の受付、請求書の記載の指導又は相談の実施等をいう。以下同じ。）による請求の支援を行うことにより、被災労働者及びその遺族からの労災保険給付の請求促進を図ることを目標とする。

2　本年7月に取り組む事項等（岩手、宮城及び福島労働局（以下「三局」という。）に限る。）

（1）基本的な考え方

被災事業場に所属する被災労働者及びその遺族に対する請求勧奨等を行うとともに、市町村と連携を図りつつ、死亡届、災害弔慰金等の窓口での周知や住民に対する各種媒体を通じた広報を行う。

なお、死者・行方不明者の多い市町村に対しては、出張受付等を行う。

（2）事業場を通じた請求勧奨等

被災地域の事業場に電話連絡する等により、被災状況を確認し、業務上被災したと

思われる者を把握している場合には、請求勧奨を行うよう、要請すること。

また、各商工会議所・商工会や労働基準協会等に対して、会員事業場に、上記と同様の取組を行うよう、要請すること。

（3）市町村との連携による周知

被災地域の市町村に対して、死亡届の窓口や災害弔慰金の請求窓口において「労災保険制度のご案内」のリーフレットの配布や今後送付するポスター等が掲示されるよう、局署の幹部が直接要請を行うこと。

また、当該直接要請の際に、市町村広報紙への掲載や防災無線による放送等についても、今回の震災における労災保険の取扱い、死亡推定の取扱い及び出張受付等の日程等について掲載・放送が行われるよう、併せて要請を行うこと。

（4）各種媒体による広報

今回の震災における労災保険の取扱いや死亡推定の取扱い等請求促進に資する情報について、以下の媒体等により広報を行うよう、依頼等を行うこと。

① NHKのテロップ
② 民放テレビの広告
③ 県未満単位等の地元紙
④ 局ホームページへの掲載
⑤ 地域ＦＭの放送

（5）出張受付等の実施

地域住民が集まる市町村庁舎の一角において定期的に出張受付等を行う、商工会等と連携を図り被災地域で出張受付等を行う場を設け定期的に実施する等により、効率的な出張受付等を行うこと。

3　本年７月に取り組む事項等（三局以外の局）

避難所がある局は、上記２に準じて、出張受付等のほか、市町村広報紙及び局ホームページによる広報を行うこと。

4　その他

上記２の事業場を通じた請求勧奨や出張受付等を行うに当たっては、社会保険労務士等の活用を図ること。

また、出張受付等は、ワンストップサービスとなるよう、配意すること。

基労補発0711第1号
平成23年7月11日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長
（契　印　省　略）

東日本大震災に係る窓口業務等の適切な対応の徹底について

標記については、相談者等の立場に立った懇切・丁寧な対応を行うよう平成２３年３月２５日付け基労発0325第２号「今後における労災保険の窓口業務等の改善の取組について」等により指示しているところであり、また、請求事案の処理に当たっては、平成２３年３月２４日付け基労管発0324第１号及び基労補発0324第２号「東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について」により、業務遂行中又は通勤途上で地震又は津波により被災した場合には、特段の反証事由がない限り、業務上又は通勤による負傷、死亡等に当たる旨指示している。

しかしながら、７月８日（金）の国会（衆議院厚生労働委員会）において、労働基準監督署の窓口で労災保険給付請求書（以下「請求書」という。）の受理を拒む事例等があるので、そのような対応がないよう徹底すべきではないかとの指摘がなされている（別紙参照）。

ついては、下記の２点について、特に徹底することとし、請求書の受理を拒む等の不適正な処理が万が一にも行われることのないよう、お願いする。

記

１　請求書の受付の徹底

業務上又は通勤による災害に当たる可能性が低い場合であっても、請求書を受け付けることを徹底すること。

また、請求書が提出された場合には、法令で定める書類又は資料が添付されていない

ときであっても、当該請求書の受付を拒むことなく、受け付けた上で必要な聴取等を行うことを徹底すること。

なお、必要な書類又は資料については、後日郵送等で提出してもらうよう指導すること。

2　支給要件等に必要な聴取の徹底

請求事案の処理に当たっては、業務遂行中又は通勤途上で地震又は津波により被災した場合には、特段の反証事由がない限り、業務上又は通勤による負傷、死亡等に当たることから、当該要件や受給権者の確定に必要な聴取を行うよう、また相手に威圧感を与えるような聴取にならないよう徹底すること。

（別　紙）

7月8日（金）　衆議院　厚生労働委員会　古屋範子議員（公明党）**（未定稿）**

古屋議員　さらに、労災について、伺ってまいります。今回の震災による労災認定につきまして、申請する方、なかなか多数回労災のこうした多くの申請をするということは今までなかったと思います。大震災において、申請する側が法的な知識も少ない、またそうした事務的手続も不慣れである、こういうことから、門前払いにされる、あるいは、不受理になるというケースが多発して大変困っているという相談が寄せられております。

労災認定は、現認者ないし死体検案書と申請者の申告内容のみで判断していくために、労基署担当官の事情聴取がポイントとなってくる。申請者が担当官の誘導尋問等ですね、こういう事情聴取に対して、不確実な発言を繰り返すこととなって、門前払いになってしまうということを伺いました。

例えば、避難の途中、自宅に寄ったかもしれない？、あるいは、避難の途中、地域の非難拡大を防ぐために水門を締めに行った？、このように担当官が執拗に帰宅を確認する、そうではないかと誘導してくる。指揮命令者から高台に非難しろと、指揮命令者が高台に非難しろと指示し、轢死体以外に証明される事実はないと押し通して受理を認めさせた例もあるそうです。

今回の労災認定についても、阪神大震災や地下鉄サリン事件と同様に政治的な判断による労災適用をすべきではないかと思います。過度な事情聴取、これは絶対にあってはならないと思っております。また、不受理となった労災申請についても、再度、受け付けられるような体制整備をしていただきたいと思っております。

この点について、見解をお伺いしたいと思います。

大　臣　労災のこの請求があった場合に、どのように事務処理に当たらなければならないかということについてはですね、本省の方から、現場に対して、窓口に対しては懇切丁寧に対応するようにということで、きちっと指示をしてきております。

この今回の震災で被災されました労働者の方々に関する労災請求につきましては、請求手続そのものも弾力化するということにしておりますし、今般の震災の状況を踏まえました判断基準をしっかり示しまして、迅速な労災補償が行われるような取組をしてまいりました。

例えばですね、請求の相談があった場合には、業務上の可能性が低いというような説明をしたりして、労災保険給付に係る請求を拒否するようなことは厳につつしめと、こういう通達というか、指示もしております。

また、今回の地震により、被災労働者の所属事業場等が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書における事業主の証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求書を受理することというようなことも指示をいたしまして、

現場の労災請求に対しては、柔軟に、そして懇切丁寧にやるようにと、こういうことも指示をしておりますが、今、あの、委員がご指摘のような事例があるとするならば、これは本意ではありませんので、さらに委員が言われるように、懇切・丁寧にこの労災の受理をやるようにということは、これはまた指示をしたいと思います。

古屋議員　ありがとうございます。本省の側がそういう姿勢でいらっしゃったかと思います。また、再度、大臣も、懇切丁寧に対応するようにとおっしゃってくださっておりますので、是非、それを現場に徹底していただきたいと思っております。

３県で１，４００件申請があり、支給が１，２００件までいったということも伺っております。非常に多い件数であると思うのですが、不受理のところはここに入ってまいりませんので、是非、懇切丁寧な対応をしていただきたいと思っておりますので、重ねて要望しておきたいと思います。

事　務　連　絡
平成23年8月5日

都道府県労働局労働基準部労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長補佐（業務担当）

労災保険給付がなされたことを理由に災害弔慰金の支給制限が行われないことの周知徹底について

災害弔慰金の取扱いを徹底するため、平成２３年７月２８日付けで、厚生労働省社会・援護局総務課長から都道府県に対して、別添のとおり文書が発出されています。

当該文書の記の１に明記されているとおり、災害弔慰金の支給制限の対象となる給付金には、労働者災害補償保険法に基づく各種給付は含まれていません。

つきましては、同一事由で、労災保険の遺族（補償）給付と災害弔慰金をそれぞれ受給できること（例えば、被災労働者が、業務中に東日本大震災の津波により死亡した場合、被災労働者の妻は、労災保険と災害弔慰金をそれぞれ受給できること。）について、職員（非常勤職員を含む。）に周知を図るとともに、その徹底をお願いします。

（別添）

社援総発0728第１号
平成２３年７月２８日

各　都道府県　災害弔慰金主管部（局）長　殿

厚生労働省社会・援護局総務課長

災害弔慰金の支給等に関する法律における災害弔慰金
及び災害障害見舞金の支給制限について

標記について、自治体からの照会について下記の通り回答しますので、御了知の上、管内政令指定都市、中核市、市町村へ御周知願います。

記

１　災害弔慰金の支給等に関する法律第５条及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（以下「令」という。）第２条に規定されている、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給制限の対象となる給付金には、労働者災害補償保険法に基づく各種給付は含まれない。

２　また、令第２条に規定されている「当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金」とは、次の規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金である。

（１）警察表彰規則（昭和２９年国家公安委員会規則第１４号）
（２）消防表彰規程（昭和３７年消防庁告示第１号）
（３）賞じゅつ金に関する訓令（昭和３８年防衛庁訓令第１５号）

３　さらに、令第２条に規定されている「その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるもの」とは、「災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等（平成１２年厚生省告示第１９２号）」の第３号に規定されている、災害救助法第２９条の規定により支給される扶助金である。

（参　考）

○災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）（抄）

（支給の制限）

第５条　災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不適当と認められる政令で定める場合には、支給しない。

○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和４８年政令第３７４号）（抄）

（法第５条に規定する政令で定める場合）

第２条　法第５条に規定する政令で定める場合は、当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合とする。

○災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等
（平成１２年厚生省告示第１９２号）（抄）

３　令第２条に規定する厚生労働大臣が定める給付金は、救助に協力する者が、災害救助法第２９条の規定により支給される扶助金とする。

基発０８１１第１号
平成23年８月11日

都道府県労働局長　殿

労働基準局長
（公印省略）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第105号。以下「改正省令」という。）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則附則第７条第１項第１号の厚生労働大臣が定める率を定める告示（平成23年厚生労働省告示第284号。以下「告示」という。）が平成23年８月11日に公布され、同日から施行されたので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

１　趣旨

労災保険制度においては、事業の種類ごとに保険料率が定められているが、事業の種類が同一であっても、業務災害について給付した労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の保険給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）の規定による特別支給金（以下「労災保険給付等」という。）の額と保険料の額との割合（以下「メリット収支率」という。）の値に応じ、個別事業の保険料率等を増減し、事業主の災害防止努力の促進や保険料負担の公平性の確保を図っているところである。

平成23年３月11日に生じた東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴い業務災害が生じ、これについて多くの労災保険給付等が給付されることが見込まれるが、地震に伴う業務災害に係る労災保険給付等はメリット制の効果の一つである事業主の災害防止努力の促進とは直接関係せず、その額をメリット収支率の算定に反映させたとしても事業主の災害防止努力が促進されないと考えられること、また、反映することとすると、被災地域の事業主の保険

料負担が増加することが懸念されることから、地震に伴う業務災害について支給された労災保険給付等の額は、メリット収支率の算定に反映させないものとしたこと。

2　内容

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第12条第3項及び第20条第1項の規定に基づき、以下の特例を設けたこと。

（1）労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）第18条の特例を設け、徴収法第12条第3項及び第20条第1項のメリット収支率の算定に当たり、地震に伴う業務災害について給付した労災保険給付については、その額に厚生労働大臣が定める率（零）を乗じて得た額を算入するものとしたこと。

（2）徴収則第18条の2の特例を設け、メリット収支率の算定に当たり、地震に伴う業務災害について給付した特別支給金の額は算入しないものとしたこと。

3　施行期日

改正省令は、公布の日から施行することとしたこと。

○厚生労働省令第百五号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第三項及び第二十条第一項の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（東北地方太平洋沖地震に伴う法第十二条第三項及び第二十条第一項の割合の算定に当たり算入すべき保険給付の額及び特別支給金規則の規定による特別支給金の範囲に関する特例）

第七条　当分の間、第十八条の規定の適用については、同条第一項中「及び」とあるのは「、障害補償一時

金、遺族補償一時金、葬祭料及び」と読み替えるものとし、同条第二項の額の算定は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険給付の区分に応じ、当該各号に定める額とすることにより行うものとする。

一　障害補償年金　同一の事由について労災保険法第八条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労働基準法第七十七条の規定を適用することとした場合に行われることとなる障害補償の額に相当する額（当該事由が平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）に伴うものである場合は、当該額に厚生労働大臣が定める率（以下「災害に係る調整率」という。）を乗じて得た額）

二　遺族補償年金　同一の事由について労災保険法第八条に規定する給付基礎日額を平均賃金とみなして労働基準法第七十九条の規定を適用することとした場合に行われることとなる遺族補償の額に相当する額（当該事由が東北地方太平洋沖地震に伴うものである場合は、当該額に災害に係る調整率を乗じて得た額）

三　傷病補償年金　傷病補償年金のうち当該負傷又は疾病に関する療養の開始後三年を経過する日の属する月の前月までの月分のものの額を合計した額（当該傷病補償年金の支給事由が東北地方太平洋沖地震

に伴うものである場合は、当該額に災害に係る調整率を乗じて得た額）

四　療養補償給付　療養補償給付のうち当該療養の開始後三年を経過する日前に支給すべき事由の生じたものの額を合計した額（当該事由が東北地方太平洋沖地震に伴うものである場合は、当該額に災害に係る調整率を乗じて得た額）

五　休業補償給付　休業補償給付のうち当該負傷又は疾病に関する療養の開始後三年を経過する日前に支給すべき事由の生じたものの額を合計した額（当該事由が東北地方太平洋沖地震に伴うものである場合は、当該額に災害に係る調整率を乗じて得た額）

六　障害補償一時金　障害補償一時金の額（当該障害補償一時金の支給事由が東北地方太平洋沖地震に伴うものである場合は、当該額に災害に係る調整率を乗じて得た額）

七　遺族補償一時金　遺族補償一時金の額（当該遺族補償一時金の支給事由が東北地方太平洋沖地震に伴うものである場合は、当該額に災害に係る調整率を乗じて得た額）

八　葬祭料　葬祭料の額（当該葬祭料の支給事由が東北地方太平洋沖地震に伴うものである場合は、当該額に災害に係る調整率を乗じて得た額）

九　介護補償給付　介護補償給付のうち当該負傷又は疾病に関する療養の開始後三年を経過する日の属する月の前月までの月分のものの額を合計した額（当該介護補償給付の支給事由が東北地方太平洋沖地震に伴うものである場合は、当該額に災害に係る調整率を乗じて得た額）

2　当分の間、第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び労災保険法」とあるのは「、同法」と、「労災保険法の」とあるのは「同法の」と、「を除く」とあるのは「及び東北地方太平洋沖地震に係るものを除く」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第二百八十四号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）附則第七条第一項の規定に基づき、同項第一号の厚生労働大臣が定める率は、零とする。

平成二十三年八月十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

基労発 0811 第１号
平成 23 年８月 11 日

都道府県労働局長　殿

労　働　基　準　局
労　災　補　償　部　長
（公　印　省　略）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行に当たり留意すべき事項について

標記について、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 105 号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則附則第７条第１項第１号の厚生労働大臣が定める率を定める件（平成 23 年厚生労働省告示第 284 号）が平成 23 年８月 11 日に公布され、同日から施行されたことにより、平成 23 年８月 11 日付け基発 0811 第１号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（以下「局長通知」という。）において、メリット制の特例措置について指示がなされたところであるが、今般、具体的な取扱いを下記のとおりとりまとめたので、留意されたい。

記

１　特例措置の対象となる労災保険給付について

局長通知「２　内容」において示された特例措置の対象となる労災保険給付は、東北地方太平洋沖地震（平成 23 年３月 11 日に発生した地震。以下「地震」という。）により、建物が倒壊し労働者が負傷した等業務災害が生じたことによる労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の保険給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和 49 年労働省令第 30 号）の規定による特別支給金（以下「保険給付等」という。）は、特例措置の対象となるが、以下の労災保険給付等は対象とならない。

（1）原子力発電所の事故による災害に係る保険給付等
（2）東北地方太平洋沖地震に起因し発生する余震に伴う保険給付等
（3）地震が収束した後、倒壊した事業場の事務所・工場等を復旧する作業において、がれきが崩壊する等により生じた業務災害に係る保険給付等
（4）労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第3項及び第20条第1項に基づき、非業務災害として取り扱う通勤災害は、メリット収支率の算定の際には除外されることから、通勤災害に係る保険給付等

なお、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第20条第1項（有期事業）においては、一般保険料に係る確定保険料の額をその額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額を百分の四十の範囲内において引き上げ又は引き下げることとされている。

2　メリット制の特例措置の仕組みについて

メリット制の特例措置は、次のとおり取扱うこととする。

（1）地震に伴う業務災害に係る労災保険給付等について、支給決定した場合、特別の労働保険番号（震災専用番号）を振り出すこと。

（2）メリット収支率の算定方法は、継続事業の場合については、次式のとおりであるが、地震に伴う業務災害に係る労災保険給付等は、震災専用番号を使用し給付することによって、メリットシステムにおいて、自動的に事業場のメリット収支率の算定から除外されるため、次式の分子には算入されないものとなる。

なお、局長通知「2　内容」で示された「地震に伴う業務災害について給付した労災保険給付については、その額に厚生労働大臣が定める率（零）を乗じて得た額を算入するものとしたこと」において、「(零）を乗じて」とあるが、これは、零を乗じることにより、メリット収支率の算定に当たって、地震に伴う業務災害に係る労災保険給付を参入しないものとすることと同様の効果をもたらすものである。

＜参考＞メリット収支率の算定方法（継続事業の場合）

$$\frac{\text{3年間（収支率算定期間）の労災保険給付等}}{\text{3年間（収支率算定期間）の労災保険料額} \times \text{第1種調整率}} \times 100$$

※　継続事業は一括有期事業を含む。

※　有期事業の場合、その収支率算定期間は、事業開始日より事業終了日から3か月又は9か月を経過した日

事　務　連　絡
平成23年8月11日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課労災保険財政数理室長補佐
補償課長補佐（業務担当）
労災保険業務課長補佐（業務担当）

東北地方太平洋沖地震の被災労働者への支給事務に当たっての
労働保険番号の取扱いについて（第２次）

東北地方太平洋沖地震（本震災）による業務災害については、平成23年４月４日付け事務連絡「東北地方太平洋沖地震の被災労働者への支給事務に当たっての労働保険番号の取扱いについて」（以下「第１次事務連絡」という。）により、震災専用番号を使用して労災保険給付等を管理することとしているが、各局から震災専用番号を使用するべきか否か問い合わせがあったところである。

その問い合わせに対し、別紙のとおり回答しているので業務の参考とされるようお願いする。

なお、既にシステムへ入力した請求案件については、必要に応じて下記の処理を行うこととする。

記

１　通常の労働保険番号を震災専用番号に修正する場合

（１）支払前の場合

「療養（補償）給付たる療養の給付変更決定決議書（兼被災者基本情報登録・修正帳票）」（帳票種別34501）により、当該請求データの労働保険番号の修正を行う。

（２）支払済の場合

第１次事務連絡の記の５のとおり。

2　震災専用番号を通常の労働保険番号に修正する場合

（1）支払前の場合

上記1の（1）と同様。

（2）支払済の場合

①　「給付支払調査票」（帳票種別 36102）により、当該請求データの給付額等を取り消す。

なお、その際、「共通項目」の項番⑪「取消等の表示」には、必ずコード「1」（全額回収又は取消し）を入力する。

②　「療養補償給付たる療養の給付変更決定決議書（兼被災者基本情報登録・修正帳票）」（帳票種別 34501）により、当該請求データの労働保険番号の修正を行う。

③　「給付支払調査票」（帳票種別 36102）により、通常の労働保険番号の給付額等を登記する。

（ 別 紙 ）

1　震災専用番号を使用する業務災害

ア　事務室等において業務遂行中、本震災により、建物の壁が崩れ、落下してきた壁に当たり負傷

イ　飲食店従業員が調理作業中、本震災により、ガスの炎が鍋の油に引火してやけど

ウ　建設現場において、足場を組んで作業を行っていたところ、本震災が発生したため、足場より墜落し負傷

エ　業務遂行中、事務室等より避難しようとして、当該事務室内で転倒し負傷

オ　本震災の際に、避難指示に基づき避難する途中に、通路に落下した商品につまずき転倒し負傷

カ　車にて営業中に津波に遭遇し負傷又は死亡

キ　外回りの業務中、本震災により転倒し負傷

ク　本震災が発生し、通りがかりの建物の屋根瓦が落下し負傷

ケ　本震災の発生直後、職場建物から社員を避難誘導中、階段より転落し負傷

コ　出張先で業務遂行中、津波に遭遇し死亡

2　震災専用番号を使用しない業務災害

(1)　原子力発電所の事故による業務災害

ア　原子力発電所の復旧作業において負傷

(2)　東北地方太平洋沖地震に起因し発生する余震に伴う業務災害

ア　余震により、商品棚から落ちた酒瓶が割れ、足を滑らせて転倒し負傷

イ　余震により、避難指示が出たため、避難する途中で転倒し負傷

(3)　本震災が収束した後、倒壊した事業場の事務所・工場等を復旧する作業において生じた業務災害

ア　本震災により、崩れた店の商品の片付け作業中に負傷

イ　本震災後、同日、事務所の後片付けをしている時に負傷

ウ　事業主の業務命令により、事業場内のがれきの撤去作業中に負傷

エ　復興支援業務のため、倒壊した建物の解体撤去作業中に負傷

オ　災害復旧工事中、作業員が負傷

カ　津波で流された所有船が岸壁に戻ってきた際、それを停留させる作業に従事中に負傷

キ　本震災の影響で液状化現象が生じており、足もとが悪い中で業務に従事していた際に、足を取られて転倒し負傷

ク　避難所で避難者の支援業務を行っていて負傷

基発０８１７第２号
平成23年8月17日

都道府県労働局長　殿

労働基準局長
（公印省略）

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行による特定被災区域の追加指定について

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成２３年法律第４０号。以下「法」という。）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令」（平成２３年政令第１２７号）及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成２３年厚生労働省令第５７号。以下「省令」という。）において、労働保険料等の免除の特例措置を設けたところであり、その取扱いについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について」（平成２３年５月２日付け基発０５０２第２号）記の第４により、通知したところである。

今般、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」（平成２３年政令第２６１号。以下「改正政令」という。）により、下記のとおり、特定被災区域が追加指定されたので、その実施に当たっては、遺漏なきよう期されたい。

記

第１　特定被災区域の追加指定

改正政令により、追加された特定被災区域は、以下のとおり。

なお、追加指定された特定被災区域を含めた特定被災区域については、別紙のとおりであること。

茨城県：坂東市
栃木県：佐野市
埼玉県：久喜市
千葉県：匝瑳市、香取郡神崎町、山武郡大網白里町、長生郡白子町

第２　対象事業場等

１　労働保険料等の免除の特例（法第８１条及び８４条並びに省令第１２条から第１９条まで）については、当該労働保険の適用事業の行われる場所が平成２３年３月１１日において特定被災区域に所在していた場合に対象となり、今般、追加指定さ

れた区域における取扱いについても、平成２３年３月１日に遡及して適用されること。

２　労働保険料等の免除の特例が遡及して適用された場合は、平成２２年度確定保険料等の還付等が発生することから、適正な事務処理に努めること。

第３　施行日等

改正政令は、公布の日から施行すること。ただし、第２の１のとおり、平成２３年３月１日に遡及して適用すること。

（別 紙）

特定被災区域一覧（H23．8．17）

［青森県］（２市２町）
八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町

［岩手県］　全域

［宮城県］　全域

［福島県］　全域

［茨城県］（３１市７町２村）
水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、※坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町

［栃木県］（１０市７町）
宇都宮市、※足利市、※佐野市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町

［埼玉県］（１市）
※久喜市

［千葉県］（１８市９町）
千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、習志野市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、※匝瑳市、香取市、山武市、※印旛郡酒々井町、※印旛郡栄町、※香取郡神崎町、※香取郡多古町、※香取郡東庄町、※山武郡大網白里町、山武郡九十九里町、※山武郡横芝光町、※長生郡白子町

［新潟県］（２市１町）
十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

［長野県］（１村）
下水内郡栄村

- ※は災害救助法の適用市町村以外の市町村
- 下線は、今回の政令改正により追加指定された７市町

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令（二六一）

○平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二六二）

〔府　令〕

○地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四二）

〔告　示〕

○皇族たる皇室会議の議員及びその予備議員の互選を行う期日を定める件（内閣府二七〇）

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務三九五）

○日本国に帰化を許可する件（同三九六）

○国道九号線（メコン地域東西経済回廊）整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二八四）

○ビエンチャン国際空港拡張計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二八五）

○保安林の指定を解除する件（農林水産一五五三～一五五九）

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一五六〇～一五六六）

○農薬を登録した件（同一五六七～一五六九）

○農薬を再登録した件（同一五七〇）

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件（経済産業一七七）

○船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通八三九）

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件（同八四〇）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（東北地方整備局一四六～一四八）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員等の氏名を変更した件（同一四九）

○道路に関する件（九州地方整備局一三二）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　内閣府　財務省　海上保安庁
最高裁判所　長野県　福岡県　川崎市
京都市　神戸市

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）

苫前地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）

〔資　料〕

閣議決定等事項

〔公　告〕

諸事項

官庁

個別労働関係紛争解決手続実施団体指定、建設業の許可の取消処分関係裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

特殊法人等

企業年金基金変更関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令（政令第二六一号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を追加して定めることとした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二六二号）（内閣府本府）

1　平成二三年七月一七日から同月二〇日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

(一)　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(二)　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

(三)　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政令

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年八月十七日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百六十一号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成二十三年政令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県の項の前に次のように加える。

北海道	広尾郡広尾町　厚岸郡浜中町

別表第一岩手県の項中「花巻市」を「花巻市　北上市」に、「紫波郡矢巾町」を「紫波郡矢巾町　西磐井郡平泉町」に改め、同表宮城県の項中「刈田郡蔵王町　同郡七ケ宿町」を「刈田郡蔵王町　同郡七ケ宿町」に、「同郡川崎町」を「同郡川崎町　伊具郡丸森町」に改め、同表福島県の項中「伊達市」を「伊達市　本宮市」に、「同郡川俣町」を「同郡川俣町　安達郡大玉村」に、「耶麻郡猪苗代町　河沼郡湯川村」を「耶麻郡猪苗代町」に、「東白川郡棚倉町」を「東白川郡棚倉町　同郡矢川村」に、「田村郡三春町　同郡小野町」を「田村郡三春町　同郡小野町」に改め、同表茨城県の項中「石岡市」を「石岡市　下妻市」に、「筑西市」を「筑西市　坂東市」に、「稲敷郡美浦村」を「稲敷郡美浦村　同郡河内町」に改め、同表千葉県の項中「成田市」を「成田市　佐倉市」に、「印西市」を「印西市　匝瑳市」に、「山武郡九十九里町　同郡横芝光町」を「印旛郡栄町　香取郡神崎町　山武郡大網白里町　同郡九十九里町　同郡横芝光町　長生郡白子町」に改める。

別表第三茨城県の項中「結城市」を「結城市　坂東市」に改め、同表栃木県の項中「足利市」を「足利市　佐野市」に改め、同項の次に次のように加える。

埼玉県	久喜市

別表第三千葉県の項中「富里市」を「富里市　匝瑳市」に、「香取郡神崎町　同郡多古町」を「香取郡神崎町　同郡多古町」に、「山武郡横芝光町」を「山武郡大網白里町　同郡横芝光町　長生郡白子町」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　江田　五月

平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年八月十七日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百六十二号

平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
イ　高知県安芸市及び幡多郡三原村	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
ロ　三重県多気郡大台町、和歌山県新宮市及び西牟婁郡白浜町並びに高知県安芸郡北川村及び高岡郡檮原町	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考　上欄の暴風雨とは、平成二十三年台風第六号によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　大畠　章宏

府令

○内閣府令第四十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第三項及び第二十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年八月十七日

内閣総理大臣　菅　直人

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「信用協同組合連合会」を「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十二号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う協同組合連合会」に改め、同条第五号及び第六号を次のように改める。

五　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）

六　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

第十三条第二項中「おいては」の下に「、予算の範囲内で」を加える。

第十四条第一項中「以下この条」を「第三項及び第五項から第七項まで」に改め、同条中第三項を第七項とし、第二項を第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　前項第二号及び第三号に掲げる書類について、既に他の認定地域再生計画に係る法第二十条第一項の指定申請手続において提出している場合であって、その記載事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

3　内閣総理大臣は、第一項の申請書がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する指定に関する処分をするよう努めるものとする。

基発０８１９第２号
職発０８１９第３号
平成23年８月19日

都道府県労働局長　殿

労働基準局長
（公印省略）
職業安定局長
（公印省略）

「岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成23年３月24日付け基発0324第１号・職発0324第９号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成23年厚生労働省告示292号）が告示された。

その内容は下記１のとおりであるので、下記２の内容と併せて御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、上記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に照会するよう教示されたい。

記

１　岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域内（別表１参照）に所在地を有する事業主等に係る労働保険料等及び当該地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る労働保険料等」という。）の延長後の納期限等は、平成23年３月11日から同年９月29日までにその期限が到来するものについて、同年９月30日（以下「本件期限」という。）とすること。

なお、当該地域を除く地域（別表２参照）における延長後の納期限等は、別途これらの地域における災害の状況等を踏まえ定められること。

２　本件期限到来後は、当該地域に係る労働保険料等についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の２の「個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて１の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主等に対して適切な対応をすること。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔告示〕

○サイクロン災害復興支援計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二八六）　一
○第二次地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二八七）　二
○ワクチン保管施設強化計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二八八）　三
○アフリカ理数科・技術教育センター拡充計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二八九）　三
○在外教育施設の認定変更を承認した件（文部科学一三一）　三
○岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件（厚生労働二九一）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一五八四、一五八五）　三
○保安林の指定を解除する件（同一五八六～一五九〇）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一五九一～一五九六）　四
○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（経済産業一七八）　五
○工事が完了した件（国土交通八四一）　五
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同八四二、八四三）　五
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同八四四）　六
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一三）　六
○吉野熊野国立公園西大台利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件の一部を改正する件（環境五七）　七
○道路に関する件（中国地方整備局一四六、一四七）　七
○道路に関する件（四国地方整備局八二）　七

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　七

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項　八
衛星基幹放送の業務の認定申請受付について（総務省）　八

法務

再審による無罪判決の公示（川崎簡易裁判所）

〔公告〕

諸事項

官庁
財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

告示

○外務省告示第二百八十六号

平成二十三年八月八日にニューデリー（インド）で、サイクロン災害復興支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　サイクロン災害復興支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十億千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年二月二十八日まで

4　署名者

日本側　齋木昭隆在ブータン大使（インドにて兼轄）

ブータン側　ヴェツォプ・ナムギャル駐日（在インド）ブータン大使

平成二十三年八月十九日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百八十七号

平成二十三年八月八日にナイロビで、第二次地方給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次地方給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年五月三十一日まで

4　署名者

日本側　高田稔久在ケニア大使

ケニア側　ウフル・ケニヤッタ副首相兼財務大臣

平成二十三年八月十九日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百八十八号

平成二十三年八月八日にナイロビで、ワクチン保管施設強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ワクチン保管施設強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　八億九千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで

4　署名者
日本側　高田稔久在ケニア大使
ケニア側　ウフル・ケニヤッタ副首相兼財務大臣
平成二十三年八月十九日
外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百八十九号
平成二十三年八月八日にナイロビで、アフリカ理数科・技術教育センター拡充計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。
平成二十三年八月十九日
外務大臣　松本　剛明

1　援助の目的及び内容　アフリカ理数科・技術教育センター拡充計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　五億八千百万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年五月三十一日まで
4　署名者
日本側　高田稔久在ケニア大使
ケニア側　ウフル・ケニヤッタ副首相兼財務大臣
平成二十三年八月十九日
外務大臣　松本　剛明

○文部科学省告示第百三十一号
在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第十八条第一項の規定により、平成五年文部省告示第二号（在外教育施設を認定した件）により認定したワルシャワ日本人学校（小学部及び中学部）の設置者について変更することを承認したので、同規程第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十三年八月十九日
文部科学大臣　高木　義明

変更前	変更後
ワルシャワ日本人会	ポーランド日本人会

○厚生労働省告示第二百九十二号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国家公務員災害補償法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成二十三年厚生労働省告示第六十六号）において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であって、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。）及び厚生年金特例法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であって当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年九月二十九日までの間に到来するものについて、平成二十三年八月十九日
厚生労働大臣　細川　律夫

平成二十三年九月三十日とする。

都道府県名	地域
岩手県	盛岡市
	花巻市
	北上市
	久慈市
	遠野市
	一関市
	二戸市
	八幡平市
	奥州市
	岩手郡雫石町
	岩手郡葛巻町
	岩手郡岩手町
	岩手郡滝沢村
	紫波郡紫波町
	紫波郡矢巾町
	和賀郡西和賀町
	胆沢郡金ケ崎町
	西磐井郡平泉町
	東磐井郡藤沢町
	下閉伊郡岩泉町
	下閉伊郡田野畑村
	下閉伊郡普代村
	九戸郡軽米町
	九戸郡野田村
	九戸郡九戸村
	九戸郡洋野町
	二戸郡一戸町
宮城県	仙台市
	塩釜市
	白石市
	名取市
	角田市
	岩沼市
	登米市
	栗原市
	大崎市
	刈田郡蔵王町
	刈田郡七ケ宿町
	柴田郡大河原町
	柴田郡村田町
	柴田郡柴田町
	柴田郡川崎町
	伊具郡丸森町
	亘理郡亘理町
	亘理郡山元町
	宮城郡松島町
	宮城郡七ケ浜町
	宮城郡利府町
	黒川郡大和町
	黒川郡大郷町
	黒川郡富谷町
	黒川郡大衡村
	加美郡色麻町
	加美郡加美町
	遠田郡涌谷町
	遠田郡美里町
福島県	会津若松市
	郡山市
	いわき市
	白河市
	須賀川市
	喜多方市

福島県

相馬市
二本松市
伊達市
本宮市
伊達郡桑折町
伊達郡国見町
安達郡大玉村
岩瀬郡鏡石町
岩瀬郡天栄村
南会津郡下郷町
南会津郡檜枝岐村
南会津郡只見町
南会津郡南会津町
耶麻郡北塩原村
耶麻郡西会津町
耶麻郡磐梯町
耶麻郡猪苗代町
河沼郡会津坂下町
河沼郡湯川村
河沼郡柳津町
大沼郡三島町
大沼郡金山町
大沼郡昭和村
大沼郡会津美里町
西白河郡西郷村
西白河郡泉崎村
西白河郡中島村
西白河郡矢吹町
東白川郡棚倉町
東白川郡矢祭町
東白川郡塙町
東白川郡鮫川村
石川郡石川町
石川郡玉川村
石川郡平田村
石川郡浅川町
石川郡古殿町
田村郡三春町
田村郡小野町
相馬郡新地町

○農林水産省告示第千五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　京都府京都市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

京都市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　京都府京都市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　京都府舞鶴市字下東小字佐織谷一一二の一、一一二の二、一一七の一、一一八、一一九の一、一二〇、一二〇の一から一二〇の三まで、一二一、一二一の一、一二一の二、一二二、一二三の一、一二三の二、一二三の六、一〇六九、一〇六九の二、一〇七〇、一〇七一、一〇七三、一〇七四、一〇七四の二、一〇七五、一〇七六、一〇七七の一、一〇七七の二、一〇七七の乙、一〇七八、一〇七九、一〇七九の一、一〇八〇から一〇八四まで、一〇八四の乙、一〇八五から一〇八八まで、一〇八八の二、一〇八九から一〇九三まで、小字座尾一二三の三から一二三の五まで、一二三の七、一二三の八、一二四、一二四の一から一二四の三まで、一二四の三の乙、一二四の四から一二四の七まで、一二五、一二五の一から一二五の四まで、一二六、一二六の一から一二六の三まで、一二六の三の乙、一二六の四、一二六の五、一二六の六、一二七、一二七の一、一二七の二、一二八の一から一二八の三まで、一二八の三の乙、一二八の四、一二八の五、一二八の五の乙、一三〇の一、一三〇の一の乙、小字宮ノ谷一二八、一二九、一二九の一から一二九の七まで、一三〇、一三一、一三一の一から一三一の三まで、一三二、一三二の一、一三二の二、一三四、一三四の一から一三四の四まで、一三五、一三五の乙、一三六、一三八の一

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字佐織谷一二〇の三・一二一の一の乙・一〇七四・小字座尾一二七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　京都府舞鶴市字引土小字八田峠八一四、八一五

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採種は、定めない。

主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三　(一)　保安林の所在場所　京都府亀岡市篠町山本北一七、三八、四六、六八、八一、八二、八五、八六の二

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（次の図一は、省略し、その図面を北海道庁及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

【別添】

職発 0819 第 2 号
平成 23 年 8 月 19 日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長　殿

厚生労働省職業安定局長

「岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納付期限等」という。）の延長措置については、「「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成 23 年 3 月 24 日付け職発 0324 第 8 号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成 23 年厚生労働省告示第 292 号）が告示された。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1　岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域内（別表 1 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る障害者雇用納付金」という。）の延長後の納付期限等は、平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 29 日までにその期限が到来するものについて、同年 9 月 30 日（以下「本件期限」という。）とすること。なお、本件期限までに納付金の申告又は納付ができないと認める場合には、事業主の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものであること。

また、当該地域を除く地域内（別表 2 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、別途これらの地域における災害の状況等を踏まえ定められること。

2　本件期限到来後は、当該地域に係る障害者雇用納付金についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の 2 の「個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて 1 の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主に対して適切な対応をすること。

○平成 23 年9月 30 日を延長後の納付期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域（別表1）

	地　　域
【岩手県】	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ケ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、九戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町
【宮城県】	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ケ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ケ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町
【福島県】	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

○今回は延長後の納付期限等を指定しない地域(別表2)

	地　　域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、 上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
【宮城県】	石巻市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、牡鹿郡女川町、 本吉郡南三陸町
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、 双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、 双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

○平成23年9月30日を延長後の納期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域（別表１）

都道府県名	地　　域
【岩手県】	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、九戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町
【宮城県】	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町
【福島県】	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

○今回は延長後の納期限等を指定しない地域（別表２）

都道府県名	地　　域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
【宮城県】	石巻市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

基労補発 0902 第１号
平成２３年９月２日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長

東日本大震災に係る労災請求の促進に向けた年内の取組について

東日本大震災（以下「震災」という。）に係る労災請求の促進のための取組については、震災後の急激な変化に的確に対応するため、これまで各月ごとに目標を設定し取り組んできたところであるが、今後においては、年内を目途に下記のとおり取り組むこととしたので、確実に実施されたい。

記

１　基本的な考え方

事業場を通じた請求勧奨は、これまで津波被害を受けた地域（以下「被災地域」という。）にある適用事業場を対象に実施してきたが、特定局ではこの取組により１００人を超える未請求の被災労働者を確認する等、請求勧奨に当たっての有効な手法であることが確認された。一方、これまでの遺族給付の請求内容をみると、震災後、勤務先事業場は被災を免れたものの、被災地域にある自宅に向かった労働者が津波により被災した事例が少なからず確認されている。そのため、今後は、従来の被災地域の事業場に加え、被災地域に居住していた労働者の通勤時間を考慮し、請求勧奨の対象地域を非被災地域にまで拡大して、事業場を通じた請求勧奨に取り組むこととする。

また、請求勧奨の対象地域の全世帯にリーフレットを配布するとともに、市町村の広報紙（誌）や死亡届、災害弔慰金の窓口等を通じた広報等により、労災保険制度の周知を図る。

さらに、被災労働者の遺族等が全国的に存在することから、本省において、本年 12 月、全国的な媒体を用いた広報等を行う。

これらの取組を通じて、労災保険制度の周知徹底とともに、被災労働者及びその遺族からの労災請求の促進を図ることとする。

2　岩手・宮城・福島労働局（以下「三局」という。）における取組

（1）事業場を通じた請求勧奨の拡大実施

対象地域を海岸から概ね２０㎞圏内の地域（注）として、当該地域にあるすべての事業場に対して、以下のとおり請求勧奨を行う。

（注）　東北地方の通勤時間は概ね４０分であり、「車での通勤」を想定して、３０㎞／時×４０分÷６０分≒２０㎞と設定したものである。

ア　適用事業場に対する取組

（ア）対象事業場の選定

対象事業場は、海岸から概ね２０㎞圏内の郵便番号をキーとして、抽出・選定すること。

なお、これまでの取組で既に要請済みの事業場は除外する。

（イ）対象事業場に対する電話要請

上記（ア）で選定した事業場に対して、電話で、被災労働者の有無を確認し、有りの場合には、労災請求の有無、被災労働者の人数、氏名等を把握するとともに、労災請求がなされていない場合には、被災労働者の家族等に対して請求勧奨を行うよう、要請すること。

イ　未手続事業場に対する取組

（ア）対象事業場の選定

海岸から概ね２０㎞圏内のすべての事業場を住宅地図等から把握し、事業場名、所在地、郵便番号等を特定する。その上で、上記アの事業場、これまでの取組で既に要請済みの事業場を除外する。

（イ）対象事業場に対する訪問による指導

上記（ア）で選定した事業場を訪問し、労働者の有無、労災保険の強制適用の有無を確認の上、本年３月１１日時点で労災保険関係が成立していると認められる場合には、被災労働者の有無を確認し、有りの場合には、労災請求の有無、被災労働者の人数、氏名等を把握するとともに、労災請求がなされていない場合には請求勧奨を行うよう指導すること。

ウ　事業主団体を通じた請求勧奨

事業主団体に対して、傘下の事業主に被災労働者の有無等を確認の上、請求勧奨を行うよう、局署の幹部が要請すること。

また、被災地域の地域別又は業種別の事業主団体の事務局長等を非常勤職員に委嘱する等により、被災地域における労災請求対象の掘り起こしを行うこと。

（2）全世帯に対する広報の提供等

ア　地方公共団体への要請

①　すべての地方公共団体に対して、広報紙（誌）への記事掲載を要請すること。

②　津波による被害を受けたすべての市町村に対して、死亡届、災害弔慰金の窓口等において労災保険制度の周知等を図るよう、局署の幹部が要請すること。

イ　リーフレットの各戸配布の実施

海岸から概ね２０km圏内の全世帯及びすべての仮設住宅(二次避難所等を含む。)に、リーフレットの各戸配布を実施すること。

ウ　地元チェーンストア本部に対する要請

地元に本部を有するチェーンストア本部に対して、三局内の各店舗にポスターを掲示するよう、要請すること。

エ　交通機関等を活用した広報の実施

バスなどの交通機関等を活用した広報を実施すること。

（３）年少者(震災孤児・遺児)、高齢者に対する取組

ア　年少者（震災孤児・遺児)

別途指示するところにより、実施すること。

イ　高齢者

高齢者の介護を行う事業者、ケアマネージャー、社会福祉協議会、請求人たり得る高齢者の後見人等を把握し、これらの者に労災保険制度を周知するとともに、同人に説明してもらうよう、要請すること。

３　避難者が相当数居住する労働局（三局を除く。）の取組

（１）二次避難所等を対象とする巡回配布等の実施

リーフレット等を二次避難所等に巡回配布するとともに、必要に応じて、個別相談に応じること。

（２）二次避難所等を所轄する市町村に対するポスター掲示等の要請

二次避難所等を所轄する市町村に対して、市町村の窓口等にポスターの掲示等を要請すること。

４　本省における取組

（１）全国的な媒体を活用した広報の実施

本年１２月に全国的な媒体を活用した広報を実施する。

（２）チェーンストア（上記２の（２）のウを除く。）本部に対する要請

全国展開するチェーンストア本部に対して、被災地域を中心とした東北地方、関東北部の店舗におけるポスターの掲示等を要請する。

５　報告

当月の取組内容を取りまとめの上、翌月の５日（５日が休日の場合には、翌勤務日）までに、三局は別紙１により、避難者が相当数居住する労働局は別紙２により、本省労働基準局労災補償部補償課企画調整第２係まで報告すること。

（別紙１）

●月における取組について

（　　局）

各項目のうち、●月に取り組んだ内容を下記のとおり報告します。

１　事業場を通じた請求勧奨の取組

ア　適用事業場に対する取組
（　　）
イ　未手続事業場に対する取組
（　　）
ウ　事業主団体を通じた取組
（　　）

２　全世帯に対する広報の提供等

ア　地方公共団体への要請
（　　）
イ　リーフレットの各戸配布
（　　）
ウ　地元チェーンストア本部に対する要請
（　　）
エ　交通機関等を活用した取組
（　　）

３　年少者（震災孤児・遺児）への取組

（　　）

４　高齢者への取組

（　　）

５　上記以外の局独自の取組

（　　）

６　上記取組のために新たに採用した社労士等の人数　　人

以　上

（別紙２）

●月における取組について

（　　局）

各項目のうち、●月に取り組んだ内容を下記のとおり報告します。

１　二次避難所等を対象とする巡回配布等

ア　二次避難所の数　　か所（　月　日現在）

イ　巡回した二次避難所の数　　か所

ウ　巡回配布したリーフレットの枚数　　枚

エ　二次避難所以外に巡回配布した対象名及び数、リーフレットの枚数

（　　）

２　二次避難所等を所管する市町村に対する要請

ア　二次避難所等を所管する市町村数　　市町村

イ　要請を実施した市町村数　　市町村

ウ　ポスターが掲載された市町村数　　市町村

３　上記取組のために新たに採用した社労士等の人数　　人

以　上

事　務　連　絡
平成23年9月16日

各都道府県労働局
総務（労働保険徴収）部
　労働保険徴収主務課室長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長補佐（業務担当）

東日本大震災に係る平成23年度年度更新申告書等の処理方について

平素より、労働保険適用徴収業務の円滑な運営に御尽力いただき、感謝申し上げる。
さて、今般の東日本大震災に伴う平成23年度年度更新申告書等の処理方のうち、現在まで保留を指示している事項については、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴職から関係職員に周知の上、遺漏なきよう取り計らわれたい。
なお、社団法人全国労働保険事務組合連合会及び全国社会保険労務士会連合会に対して、別途協力要請していることを申し添える。

記

1　個別加入事業場に係る平成23年度年度更新申告書等の事務処理方について

（1）岩手労働局、宮城労働局及び福島労働局を除く44労働局
年度更新申告書に係る本来のシステム入力期限である平成23年9月29日までに年度更新申告書の処理方を行うこと。
なお、延長後の申告・納期限が平成23年7月29日とされた青森労働局及び茨城労働局についても同様とする。

（2）延長後の申告・納期限が平成23年9月30日とされた岩手労働局、宮城労働局及び福島労働局の地域（申告・納期限の延長が継続している一部地域を除く。）
年末のシステム入力期限である平成23年12月22日までに、年度更新申告書未提出事業場に係る実地調査等を経て認定決定処理を行い、年度更新の処理を終了させること。

（3）申告・納期限の延長が継続している一部地域

これまでどおり、延長後の申告・納期限が定まるまで、事業主からの自主申告を促すこと。

また、本取扱いに伴い、岩手労働局、宮城労働局及び福島労働局における年度更新申告書のシステム処理については、特別に、本来のシステム入力期限である平成23年9月29日を過ぎた後も入力可能としたので、留意すること。

なお、平成24年度年度更新時に、平成23年度から引き続き自主申告が行われず、かつ、労働局による実地調査等によっても事業主等の行方が分からない事業場については、労働局による実地調査等の後、速やかに認定決定による職権廃止を行うこととしたので、留意すること。

ただし、この場合、延長後の申告・納期限が定まっていることが前提となるので、留意すること。

メリット対象事業場に係る事務処理方及び平成24年度における年度更新の取扱いについては、別途通知するので、それによること。

（4）事業主及び事業の承継人による事業継続の意思の有無が確認できない事業場

①申告・納期限が経過している事業場

申告・納期限経過後の労働局による実地調査等によっても事業主等の行方が分からず、事業継続の意思の有無が確認できない場合については、システム処理の制約から、平成22年度確定保険料額については平成22年度概算保険料額と同額とし、平成23年度概算保険料額については「0」、平成23年度一般拠出金については「0」とする認定決定処理を行うこと。

なお、認定決定通知書送達後、宛先人不明で返送された場合は、公示送達の方法をとること。

②申告・納期限の延長が継続している一部地域に所在する事業場

平成24年度年度更新時に、平成23年度から引き続き自主申告が行われず、かつ、労働局による実地調査等によっても事業主等の行方が分からない事業場については、労働局による実地調査等の後、速やかに認定決定による職権廃止を行うこととしたので、留意すること。

ただし、この場合、延長後の申告・納期限が定まっていることが前提となるので留意すること。

なお、上記①又は②の対象となる事業場に係る平成24年度における年度更新の取扱いについては、別途、通知するので、それによること。

2　平成23年度年度更新申告書等の事務処理が可能な労働保険事務組合について

（1）岩手県、宮城県及び福島県を除く44都道府県に所在する労働保険事務組合

通常の方法により、労働保険事務組合に係る年度更新申告書等の事務処理方を行うこと。

なお、延長後の申告・納期限が7月29日とされた青森県及び茨城県についても同様とする。

ただし、委託事業場の一部が、9月30日を延長後の申告・納期限とした岩手県、宮城県及び福島県の地域（申告・納期限の延長が継続している一部地域を除く。）に所在する場合又は申告・納期限の延長が継続している一部地域に所在する場合は、それぞれ以下の事務処理とすること。

①9月30日が申告・納期限となる委託事業場

申告・納期限までに事業主に申告・納付を行うよう、労働保険事務組合を指導すること。

②申告・納期限の延長が継続している一部地域に所在する委託事業場

これまでどおり、延長後の申告・納期限が定まるまで、事業主からの自主申告を促すよう、労働保険事務組合を指導すること。

（2）延長後の申告・納期限が9月30日とされた岩手県、宮城県及び福島県の地域（申告・納期限の延長が継続している一部地域を除く。）に所在する労働保険事務組合

委託事業場の所在地等に応じて、それぞれ以下の事務処理とすること。

①委託事業場が全て9月30日の申告・納期限となる労働保険事務組合

年末のシステム入力期限である12月22日までに、年度更新の処理を終了させること。

②9月30日が申告・納期限となる委託事業場と申告・納期限の延長が継続している一部地域に所在する委託事業場が混在する労働保険事務組合

9月30日が申告・納期限となる委託事業場については、年末のシステム入力期限である12月22日までに年度更新の処理を終了させ、申告・納期限の延長が継続している委託事業場については、これまでどおり、延長後の申告・納期限が定まるまで、事業主からの自主申告を促すよう、労働保険事務組合を指導すること。

なお、労働保険番号の枝番号毎に申告処理を行っているメリット対象事業場についても、事業場の所在地に応じて、同様の取扱いとすること。

（3）申告・納期限の延長が継続している一部地域に所在する労働保険事務組合

平成23年8月19日付け厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課長補佐（業務担当）名事務連絡の別添Q＆A問5において通知したとおり、「納付期限の指定がなされていない（延長が継続されている）地域に所在する事務組合については、その事務組合に委託している全ての事業主を含め、納付期限の延長が継続されること」となるので、これまでどおり、延長後の申告・納期限が定まるまで、事業主からの自主申告を促すよう、労働保険事務組合を指導すること。

また、本取扱いに伴い、岩手労働局、宮城労働局及び福島労働局における年度更新申告書のシステム処理については、特別に、本来のシステム入力期限である9月29日を過ぎた後も入力可能としたので、留意すること。

メリット対象事業場に係る事務処理方及び平成24年度における年度更新の取扱いについては、別途通知するので、それによること。

（4）事業主及び事業の承継人による事業継続の意思の有無が確認できない委託事業場

①申告・納期限が経過している委託事業場

平成22年度確定保険料額については平成22年度概算保険料額と同額とし、平成23年度概算保険料額については「0」（特別加入保険料についても同様）、平成23年度一般拠出金については「0」とする認定決定処理を行うこと。

なお、委託事業主あてに認定決定通知書を送達した後、宛先人不明で返送された場合は、公示送達の方法をとること。

②申告・納期限の延長が継続している一部地域に所在する委託事業場

平成24年度年度更新時に、平成23年度より引き続き自主申告が行われず、かつ、労働局による実地調査等によっても事業主等の行方が分からない事業場については、労働局による実地調査等の後、速やかに認定決定による職権廃止を行うこととしたので、留意すること。

ただし、この場合、延長後の申告・納期限が定まっていることが前提となるので、留意すること。

なお、上記①又は②の対象となる事業場に係る平成24年度における年度更新の取扱いについては、別途通知するので、それによること。

（5）申告・納期限の延長が継続している一部地域に所在する委託事業場を持つ労働保険事務組合に係るシステム処理等の詳細な事務処理については、別途通知するので、それによること。

3　平成 23 年度年度更新申告書等の事務処理が不可能な労働保険事務組合について（事務処理能力が認められない労働保険事務組合）

平成 23 年 6 月 28 日付け厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課労働保険事務組合指導官名事務連絡の記４（２）において明示しているとおり、労働保険事務組合が被災し、事務処理に必要な書類等が滅失あるいは毀損したため、事実上、事務処理が不可能と認められる場合には、以下の処理を行うこと。

ただし、当該労働保険事務組合に対して、行政による処理を確実に行う旨を伝えること。

労働保険事務組合と連絡が取れない場合については、別途通知するまで処理を保留すること。

なお、当該労働保険事務組合に係る廃止処理についても、別途通知するので、それによること。

（１）事業継続の意思の有無が確認できた委託事業場について

①9 月 30 日が申告・納期限となる委託事業場

事業主等に対して労働保険事務組合の労働保険番号を使用して平成 22 年度確定申告処理の手続きを、事業継続の意思がある事業主等については、併せて委託換え又は個別加入の手続きを行うよう指導し、年末のシステム入力期限である 12 月 22 日までに、年度更新の処理を終了させること。

②申告・納期限の延長が継続している一部地域に所在する委託事業場

これまでどおり、延長後の申告・納期限が定まるまで、事業主等に対して労働保険事務組合の労働保険番号を使用して平成 22 年度確定申告処理に係る自主申告を促すこと。また、事業継続の意思がある事業主等については、委託換え又は個別加入の手続きを行うよう、併せて指導すること。

（２）事業継続の意思の有無が確認できない委託事業場について

①申告・納期限が経過している委託事業場

申告・納期限経過後の労働局による実地調査等によっても事業主等の行方が分からず、事業継続の意思の有無が確認出来ない場合については、労働保険事務組合の労働保険番号を使用して、平成 22 年度確定保険料額については平成 22 年度概算保険料額と同額とし、平成 23 年度概算保険料額については「0」（特別加入保険料についても同様）、平成 23 年度一般拠出金については「0」とする認定決定処理を行うこと。

なお、委託事業主あてに認定決定通知書を送達した後、宛先人不明で返送された場合は、公示送達の方法をとること。

②申告・納期限が継続している一部地域に所在している委託事業場

平成24年度年度更新時に、平成23年度から引き続き自主申告が行われず、かつ、労働局による実地調査等によっても事業主等の行方が分からない事業場については、労働局による実地調査等の後、速やかに認定決定による職権廃止を行うこととしたので、留意すること。

ただし、この場合、延長後の申告・納期限が定まっていることが前提となるので、留意すること。

なお、上記①又は②の対象となる事業場に係る平成24年度における年度更新の取扱いについては、別途通知するので、それによること。

（3）申告・納期限の延長が継続している一部地域に所在する委託事業場を持つ労働保険事務組合に係るシステム処理等の詳細な事務処理については、別途通知するので、それによること。

4　その他

本処理方について、疑義等が生じた場合は、本省労働保険徴収課業務係あて電話連絡の上、書面により照会すること。

（参考）

【認定決定による職権廃止の方法について】

認定決定による職権廃止を行うには、原則、事業主の意思確認が必要となるため、市町村等の地方自治体が把握している情報（例：選挙人名簿、市町村民税送付先）も活用し、事業主の所在地を確認する。

書面調査、実地調査を行ってもなお事業主の所在地が不明である場合、事業主の意思を確認することが困難なものであるとして、認定決定による職権廃止を行うこととなる。また、認定決定通知書送達後、宛先人不明で返送された場合は、公示送達の方法をとることとなる。

なお、既に事業が廃止していると判明している場合は、申告・納期限の延長が継続している一部地域の事業を除き、本省で示したスキーム（平成２３年５月３０日付け労働保険徴収課業務担当補佐、労働保険徴収業務室長補佐連名事務連絡）に則り、認定決定による廃止を行う。

事　務　連　絡
平成２３年９月１６日

社団法人全国労働保険事務組合連合会　御中

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長補佐（業務担当）

東日本大震災に係る平成23年度年度更新申告書等の処理方について

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災に係る平成23年度年度更新申告書等の処理方につきまして、別添のとおり、都道府県労働局総務（労働保険徴収）部労働保険徴収主務課室長あて通知致しました。

つきましては、本取扱いについての御理解及び御協力を賜るとともに、円滑な年度更新申告書等の事務処理について傘下の事務組合に対し周知等いただくよう、御協力をお願い致します。

事　務　連　絡
平成２３年９月１６日

全国社会保険労務士会連合会　御中

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長補佐（業務担当）

東日本大震災に係る平成23年度年度更新申告書等の処理方について

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災に係る平成23年度年度更新申告書等の処理方につきまして、別添のとおり、都道府県労働局総務（労働保険徴収）部労働保険徴収主務課室長あて通知致しました。

つきましては、本取扱いについての御理解及び御協力を賜るとともに、円滑な年度更新申告書等の事務処理について関係の事務組合に対し周知等いただくよう、御協力をお願い致します。

基労徴発０９３０第１号
平成 23 年 9 月 30 日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）長　殿

労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長

緊急時避難準備区域の解除に伴う労働保険料等の免除の特例措置の取扱いについて

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成２３年法律第４０号）等（以下「関係法令等」という。）において、労働保険料等の免除の特例措置を設けたところであり、その取扱いについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について」（平成２３年５月２日付け基発０５０２第２号。以下「局長通知」という。）記の第４により、通知したところである。

本日、別添のとおり「緊急時避難準備区域」（福島県双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡川内村、同県田村市の一部及び同県南相馬市の一部であって、原子力災害対策本部長が平成２３年３月１２日付けで避難のための立退きを指示した区域（東京電力福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の区域）を除く区域。以下同じ。）が解除されたところであるが、免除の要件に係る緊急時避難準備区域の取扱いについては下記のとおりとするので、貴職におかれては、関係職員に周知の上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

局長通知記の第４の１（２）③のうち、「緊急時避難準備区域の設定に伴う被害が生じている事業所」に該当していた事業所については、当該地域の状況等に鑑み、関係法令等で定める期間において、当分の間、⑤の「その他①から④に準じる理由により、適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避的に休業又は事業活動の縮小を余儀なくされたと判断される場合」に該当するものとして取り扱って差し支えないこととする。

なお、当該取扱いを終了する際は、改めて通知することとする。

【別添】

News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

平成２３年９月３０日
原子力安全・保安院

緊急時避難準備区域の解除について

本日、原子力災害対策本部において、緊急時避難準備区域を解除することを決定し、原子力災害対策特別措置法に基づき、指示及び公示を出しましたので、お知らせします。

（本発表資料のお問い合わせ先）
原子力安全・保安院
原子力安全広報課　：　吉澤、足立
電　話：０３－３５０１－１５０５
０３－３５０１－５８９０

緊急時避難準備区域の解除について

平成２３年９月３０日
原子力災害対策本部

１．先般、原子力災害対策本部で策定した「避難区域等の見直しに関する考え方」（平成２３年８月９日）を踏まえ、緊急時避難準備区域を含む全５市町村（広野町、楢葉町、川内村、田村市、南相馬市）において復旧計画が策定され、原子力災害対策本部に提出された。

２．これを受け、原子力災害対策本部としては、緊急時避難準備区域の解除及び復旧に向けて、関係市町村首長との意見交換を行うなど、福島県及び関係市町村と、より一層の緊密な連携を図ってきた。

３．また、原子力安全委員会からも緊急時避難準備区域の解除について「差し支え無い」旨の回答があったことから、本日、同区域解除の指示及び公示を行うこととする。

４．今後、東日本大震災復興対策本部及び関係省庁とも連携し、当該市町村の復旧計画の実現に最大限対応していくとともに、引き続き、解除された区域における環境モニタリングや除染を適切に行うなど、住民の帰還に向けて万全の対応を行っていく。

（参考）「避難区域等の見直しに関する考え方（８月９日原子力災害対策本部）」
（「緊急時避難準備区域の解除の検討」（抜粋））

① 原子炉施設の安全確保状況に関し、水素爆発、炉心の冷却失敗などの異常事象の発生可能性等について評価。原子炉施設の安全性の観点からは緊急時避難準備区域の解除の妥当性を確認。評価結果は、原子力安全委員会にも報告。

② 通常のモニタリングに加え、学校や公共施設のほか、個別の要望に対応したモニタリングを実施。空間線量率などの観点から、基本的に安全性を確認。

③ 今後とも要望に対応したモニタリングなどによる、地域の安全性の確認を継続。市町村においては、住民の意向を十分に踏まえ、市町村の実情に応じた「復旧計画」の策定を開始。

④ 各市町村による慎重な検討が行われた後、<u>最終的に計画の策定が完了した段階で、政府として緊急時避難準備区域を一括して解除</u>。
　各市町村の実情は多様であり、実際の住民帰還の時期は、市町村毎に大きく異なると想定。<u>国は、各市町村の意向を尊重し、帰還に必要な支援を行う</u>。

以 上

指　示

平成２３年９月３０日１８時１１分

福島県知事　殿
川内村長　殿
楢葉町長　殿
南相馬市長　殿
田村市長　殿
広野町長　殿

平成２３年（２０１１年）福島第一及び第二
原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２０条第３項に基づき、下記のとおり指示する。

記

平成２３年（２０１１年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成２３年４月２２日付けで設定した緊急時避難準備区域を解除すること。

各々の市町村域のうち、対象区域内の居住者等に対して、その旨周知されたい。

公　示

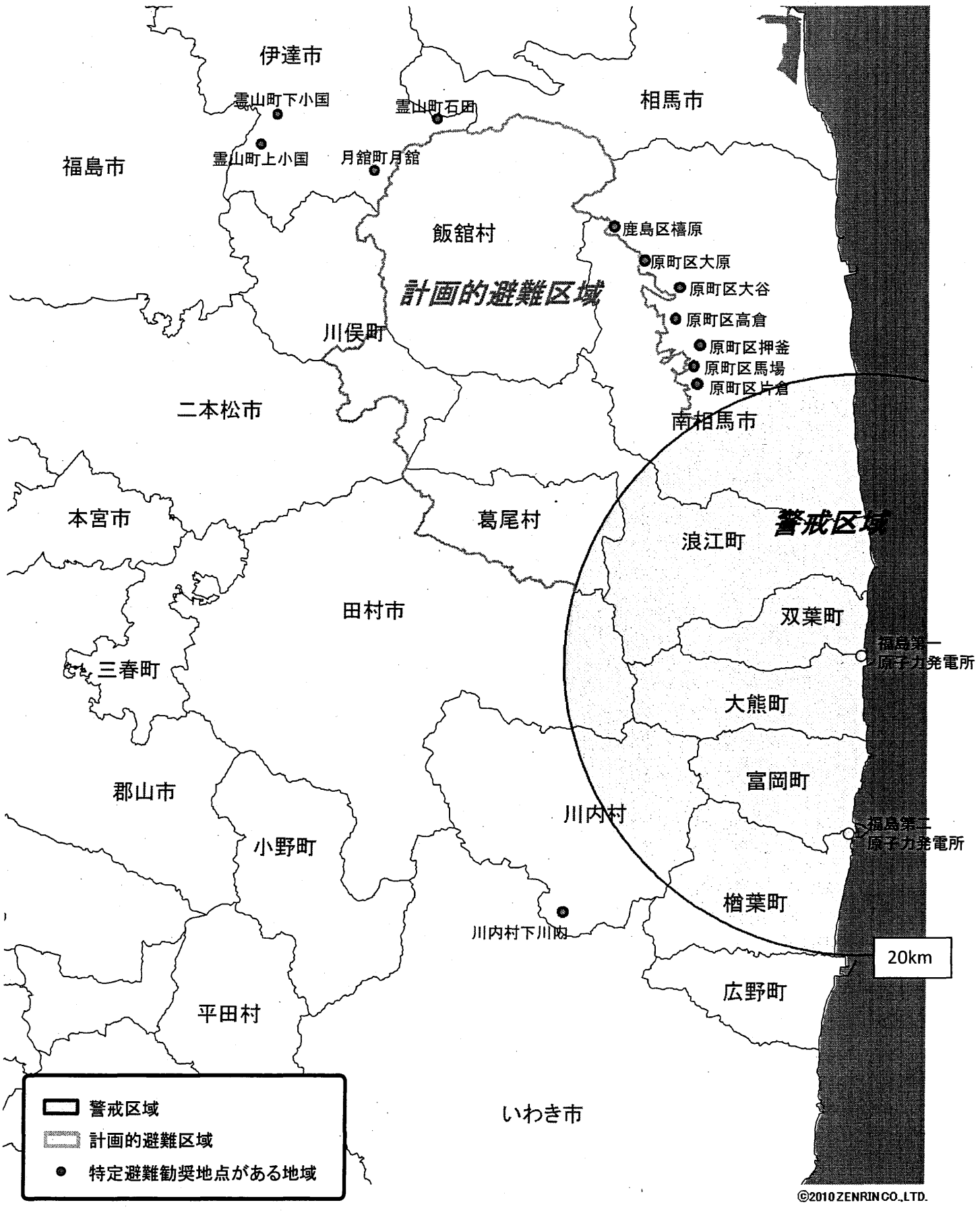
平成２３年９月３０日１８時１１分

１．緊急事態応急対策を実施すべき区域	（１）東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）から半径２０キロメートル圏内の区域 （２）平成２３年（２０１１年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長（以下「原子力災害対策本部長」という。）が平成２３年３月１２日付けで避難のための立退きを指示した区域（（１）の区域）を除く以下の区域 ・葛尾村 ・浪江町 ・飯舘村 ・川俣町の一部：山木屋並びに町内国有林福島森林管理署１６１林班から１６５林班まで及び１６７林班 ・南相馬市の一部：原子力災害対策本部長が平成２３年３月１５日付けで屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル以上３０キロメートル圏内の区域）のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳及び原町区片倉字行津、並びに原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署２００４林班から２０８７林班まで、２０８８林班の一部、２０８９林班から２０９１林班まで、２０９５林班から２０９９林班まで及び２１３０林班
２．原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時　平成２３年３月１１日　１６時３６分 発生場所　福島第一原子力発電所
３．１．の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	〈避難区域〉 福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内の居住者等は、避難のための立退きを行うこと。 〈警戒区域〉 福島第一原子力発電所から半径２０キロメートル圏内は原子

	力災害対策特別措置法第２８条第２項において読み替えて適用される災害対策基本法第６３条第１項の規定に基づく警戒区域に設定されたこと。 　緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入りを禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられること。 〈計画的避難区域〉 　１．（２）の区域は計画的避難区域に設定されたこと。 　当該区域の居住者等は、避難のための立退きを計画的に行うこと。 〈緊急時避難準備区域の解除〉 　原子力災害対策本部長が平成２３年４月２２日付けで設定した緊急時避難準備区域が解除されること。

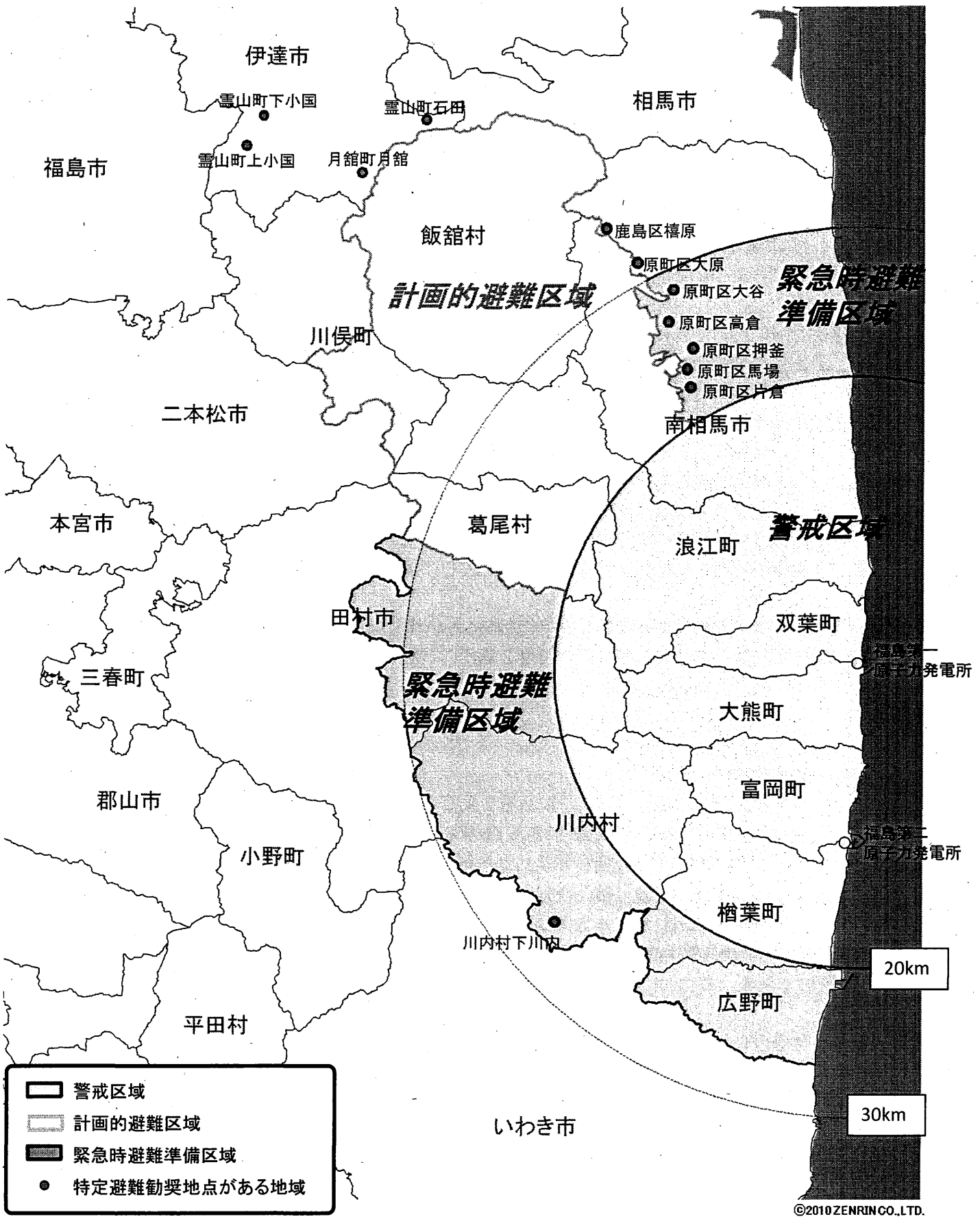
緊急時避難準備区域解除後

警戒区域、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図



緊急時避難準備区域解除前

警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図



【参考】

基発 0502 第 2 号
平成 23 年 5 月 2 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長
（公印省略）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について（労働基準局関係）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災については、未曾有の被害をもたらし、労働基準関係行政においてもこれまで必要な対応を図ってきたところである。今般、その被害の甚大さに鑑み、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「震災特別法」という。）、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号。以下「特定被災区域政令」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成23年厚生労働省令第57号。以下「震災特別省令」という。）が制定され、これらにより更なる措置を講じることとしたところである。

その内容は下記のとおりであるので、貴職におかれては、趣旨を十分に理解の上、積極的な周知をはじめとして、その円滑な施行に万全を期されたい。

記

第1　共通事項

1　東日本大震災の定義（震災特別法第2条第1項関係）

東日本大震災とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいうこと。

2　特定被災区域の定義（震災特別法第2条第3項関係）

特定被災区域とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村及びこれに準ずる市町村として特定被災区域政令で定めるものであり、具体的には別紙のとおりであること。

第2　労働者災害補償保険法、石綿による健康被害の救済に関する法律の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例（震災特別法第79条及び第83条関係）

1　措置の概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）によって多くの行方不明者が発生しているところ、これらの者については、取調べを行った官庁により、戸籍法（昭和22年法律第224号）第89条の規定に基づく市町村長に対する死亡報告がなされなければ、民法（明治29年法律第89号）第30条第2項の規定により、行方不明となってから1年後に失踪宣告が行われるまで、死亡が法的に確定しないこととなる。

この場合、これら行方不明者の残された家族に対しては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の遺族補償給付等が1年間支給されないこととなるが、行方不明者の残された家族の生活再建に資するためには、速やかに遺族補償給付等を支給することが望ましいこと等から、本件地震により行方不明となった者の生死が本件地震の発生日（平成23年3月11日）から3か月間わからない場合又はその者の死亡が本件地震の発生日から3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合の労災保険法等の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用について、本件地震の発生日に、その者は、死亡したものと推定する旨の特例規定を設けたこと。

2　特例の対象となる給付の範囲

この特例の対象となる労災保険法及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）の「死亡に係る給付」は、それぞれ以下のとおりであること。

（1）労災保険法関係

①　遺族補償給付（労災保険法第12条の8第1項第4号）
②　葬祭料（労災保険法第12条の8第1項第5号）
③　遺族給付（労災保険法第21条第4号）
④　葬祭給付（労災保険法第21条第5号）
⑤　障害補償年金差額一時金（労災保険法附則第58条）
⑥　障害年金差額一時金（労災保険法附則第61条）
⑦　未支給の保険給付（労災保険法第11条）

なお、遺族補償年金の支給を受けていた者が本件地震により行方不明となった場合については、他の受給資格者があるときは年金の転給を行い（労災保険法第16条の4）、他の受給資格者がなく、かつ、これまで支給された年金の合計額が労災保険法第16条の6第1項第1号の遺族補償一時金の額に満たないときはその差額を支給する（労災保険法第16条の6第1項第2号）ものとすること。遺族年金の支給を受けていた者が本件地震により行方不明となった場合についても同様の取扱いとすること。

また、特別支給金、労災就学等援護費等の支給についても、上記給付の支給と同様の取扱いとすること。

（2）石綿救済法関係

①　特別遺族給付金に係る未支給の給付（石綿救済法第64条第1項の規定に

より準用される労災保険法第11条）

なお、特別遺族給付金のうち、特別遺族年金の支給を受けていた者が本件地震により行方不明となった場合についても、（1）のなお書と同様の取扱いとすること（石綿救済法第61条、第62条第2号）。

3　他の法律に基づく給付に関する特例規定

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国民年金法（昭和34年法律第141号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）の死亡に係る給付についても同様の特例規定が設けられたこと。したがって、支給決定を行う際は、労災保険法に基づく給付と厚生年金保険法又は国民年金法に基づく給付との調整に留意すること。

4　その他

施行に係る運用上の留意点については、別途通知するものであること。また、法律の公布日（平成23年5月2日）以降、本特例規定に係る請求を受け付けることとし、当該通知に基づき事務処理を行うこと。

第3　中小企業退職金共済法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用の特例（震災特別法第80条関係）

1　措置の概要

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「中退法」という。）の死亡に係る退職金について、上記第2の1と同様の事情により、行方不明者の残された家族に対して1年間は支給されないこととなるが、行方不明者の残された家族の生活再建に資するためには、速やかに当該退職金を支給することが望ましいこと等から、本件地震により行方不明となった者の生死が本件地震の発生日から3か月間わからない場合又はその者の死亡が本件地震の発生日から3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合の中退法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用について、本件地震の発生日に、その者は、死亡したものと推定する旨の特例規定を設けたこと。

2　特例の対象となる給付の範囲

この特例の対象となる中退法の「死亡に係る退職金」は以下のとおりであること。

（1）被共済者の退職が死亡によるものである場合の退職金共済契約における退職金（中退法第10条）

（2）被共済者が死亡した場合の特定業種退職金共済契約における退職金（中退法第43条）

第4　労働保険料等の免除の特例（震災特別法第81条及び第84条並びに震災特別省令第12条から第19条まで関係）

1　労働保険料（第2種特別加入保険料、印紙保険料及び特例納付保険料を除く。

以下同じ。）及び特別保険料の免除措置

（1）措置の概要

政府は、本件地震の発生日において特定被災区域に所在していた労働保険の適用事業（有期事業にあっては、事業主の事務所が同日において特定被災区域に所在していたもの）の事業主から申請があった場合において、当該事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていることその他の労働保険料の支払が困難であると認められる事情（以下「労働保険料の免除に係る事情」という。）が生じている場合、労働保険料の免除に係る事情が生じている期間（1か月を単位として該当性を判断するものとし、最長で平成23年3月から平成24年2月までとする。以下「労働保険料の免除対象期間」という。）に係る労働保険料を免除することができることとしたこと。

また、これにより労働保険料を免除された事業の事業主は、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和47年労働省令第9号）第8条に規定する特別保険料の徴収期間から、労働保険料の免除対象期間を除くものとしたこと。

（2）被害の範囲

（1）において、「東日本大震災による被害を受けたこと」とは、以下の事由により、事業所が休業又は事業活動が縮小した場合とすること。

① 東日本大震災により事業所が損壊（生産設備の損壊等も含む。）するなど直接的な被害が生じている場合。

② 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により被害が生じている場合。

③ 福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に伴う被害が生じている場合。

④ 福島第一原子力発電所の事故により、原災法に基づく食品の出荷制限又は摂取制限による被害が生じている場合。

⑤ その他①から④に準じる理由により、適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避的に休業又は事業活動の縮小を余儀なくされたと判断される場合。

（3）労働保険料の免除に係る事情

（1）において、労働保険料の免除に係る事情とは、事業の全部若しくは一部が休業又は事業活動が縮小していることにより、月単位でみた労働者一人当たりの賃金額が、東日本大震災発生前の直近の額と比較して2分の1未満となっている場合がこれに該当すること。

ただし、事業主から休業手当が支払われている場合は、当該月単位でみた労

働者一人当たりの賃金額の算定には含めないこと。

なお、第１種特別加入保険料及び第３種特別加入保険料の免除においては、それぞれの特別加入の前提となる保険関係に係る事業が同様の状態にあるか否かをもって労働保険料の免除に係る事情に該当するか否かを判断すること。

（４）一般保険料、第１種特別加入保険料及び第３種特別加入保険料の免除額の算定

①　一般保険料の免除額

労働保険料の免除対象期間の賃金総額に一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額に相当する額としたこと。

②　第１種特別加入保険料の免除額

労働者災害補償保険法施行規則（昭和33年労働省令第22号。以下「労災則」という。）第46条の20第１項の給付基礎日額に応ずる労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第８号。以下「徴収則」という。）別表第４の右欄に掲げる額を12で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げる。）に労働保険料の免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に第１種特別加入保険料率を乗じて得た額としたこと。

③　第３種特別加入保険料の免除額

労災則第46条の25の３において準用する労災則第46条の20第１項の給付基礎日額に応ずる徴収則別表第４の右欄に掲げる額を 12 で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げる。）に労働保険料の免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に第３種特別加入保険料率を乗じて得た額としたこと。

（５）免除の申請

労働保険料の免除を受けようとする事業主は、次の①及び②に掲げる事項を記載した申請書に、労働保険料の免除に係る事情が生じていることを明らかにすることができる書類を添付し、これを事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「所轄都道府県労働局歳入徴収官」という。）に提出することによって申請を行うものとすること。

①　事業の名称及びその行われる場所並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

②　労働保険料の免除に係る事情が生じるに至った年月

（６）要件に該当しなくなった旨の届出

労働保険料の免除の対象とされた事業の事業主は、平成24年２月までの間において、労働保険料の免除に係る事情がなくなったときは、速やかに、次の①及び②に掲げる事項を記載した届書を事業場の所在地を管轄する都道府県労働

局長に提出することによって届け出るものとすること。

① 事業の名称及びその行われる場所並びに事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

② 労働保険料の免除に係る事情がなくなった年月

（7）事業主への通知等

都道府県労働局歳入徴収官は、（1）により保険料の免除を行った場合は、当該免除に係る事業主に、免除を行った旨の通知を行うこととしたこと。

また、当該通知を受けた事業主は、その旨を雇用保険の被保険者に通知しなければならないとしたこと。

2 第2種特別加入保険料の免除措置

（1）措置の概要

政府は、本件地震の発生日に特定被災区域に所在していた第2種特別加入者について、当該第2種特別加入者の団体（労災保険法第35条第1項の規定により当該第2種特別加入者に関して労働者災害補償保険の適用を受けることにつき承認を受けた団体をいう。以下「第2種特別加入者の団体」という。）から申請があった場合において、当該第2種特別加入者が東日本大震災による被害を受けたことにより、第2種特別加入保険料の支払が困難であると認められる事情（以下「第2種特別加入保険料の免除に係る事情」という。）が生じている場合、第2種特別加入保険料の免除に係る事情が生じている期間（1か月を単位として該当性を判断するものとし、最長で平成23年3月から平成24年2月までを限度とする。以下「第2種特別加入保険料の免除対象期間」という。）に係る第2種特別加入保険料の額を免除することができることとしたこと。

（2）被害の範囲

（1）において、「東日本大震災による被害を受けたこと」とは、1（2）と同様であること。

（3）第2種特別加入保険料の免除に係る事情

（1）において、第2種特別加入保険料の免除に係る事情については、別途通知すること。

（4）第2種特別加入保険料の免除額の算定

本件地震の発生日において特定被災区域に所在し、かつ、第2種特別加入保険料の免除に係る事情が生じている第2種特別加入者の労災則第46条の24において準用する労災則第46条の20第1項の給付基礎日額に応ずる徴収則別表第4の右欄に掲げる額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）に当該第2種特別加入者について第2種特別加入保険料の免除対象期間の月数を乗じて得た額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に第2種特別加入保険料率を乗じて得た額としたこと。

（5）免除の申請

第２種特別加入保険料の免除を受けようとするときの申請に係る手続は、１（５）に準じて第２種特別加入者の団体が行うこととすること。

（６）要件に該当しなくなった旨の届出

第２種特別加入保険料の免除の対象とされた第２種特別加入者の団体は、当該免除に係る第２種特別加入者が、平成24年２月までの間において、第２種特別加入保険料の免除に係る事情がなくなったときは、１（６）に準じて手続を行うこととすること。

（７）第２種特別加入者の団体への通知

都道府県労働局歳入徴収官は、（１）により第２種特別加入保険料の免除を行った場合は、当該免除に係る第２種特別加入者の団体に、免除を行った旨の通知を行うこととしたこと。

３　一般拠出金の免除措置

（１）措置の概要

政府は、本件地震の発生日において特定被災区域に所在していた労災保険の適用事業（有期事業にあっては、事業主の事務所が同日において特定被災区域に所在していたもの）の事業主から申請があった場合において、当該事業が東日本大震災による被害を受けたことにより、当該事業に使用される労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じていることその他の一般拠出金の支払が困難であると認められる事情（以下「一般拠出金の免除に係る事情」という。）が生じている場合、平成23年度の一般拠出金を免除することができることとしたこと。

（２）被害の範囲

（１）において、「東日本大震災による被害を受けたこと」とは、１（２）と同様であること。

（３）一般拠出金の免除に係る事情

（１）において、一般拠出金の免除に係る事情とは、１（３）と同様であること。

（４）免除の申請

一般拠出金の免除を受けようとするときの手続は、１（５）と同様であること。

（５）事業主への通知等

都道府県労働局歳入徴収官は、（１）により一般拠出金の免除を行った場合は、当該免除に係る事業主に、免除を行った旨の通知を行うこととしたこと。

４　代理人の選任に関する規定の適用

１から３までの労働保険料等の免除に係る申請又は届出について、徴収則第73条（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年厚生労働省令第39号）第２条の６において準用する場合を含む。）の代理人の選任に関する規定を準用することとしたこと。

5　労働保険料等の免除に係る運用上の取扱い等について

1から3までの労働保険料等の免除については、その運用上の詳細な取扱い等について、別途通知するものであること。また、その申請は、平成23年度の年度更新手続において受け付けるものとすること。

第5　施行日等

震災特別法、特定被災区域政令及び震災特別省令は公布の日（平成23年5月2日）から施行すること。ただし、上記第4については、平成23年3月1日から適用すること。

事　務　連　絡
平成２３年１０月１９日

各都道府県労働局
総務（労働保険徴収）部
労働保険徴収主務課室長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長補佐
（企画担当）
（業務担当）

岩手県及び宮城県の一部市町で延長されている労働保険料等の申告・納期限の指定に係るプレスリリースについて（情報提供）

平素より、労働保険適用徴収業務の円滑な運営に御尽力いただき、感謝申し上げる。
本日、本省において、別添１のとおり、プレスリリースを行ったところである。
ついては、本プレスリリースに係る対応等については、下記に留意の上、貴職から関係職員に周知の上、業務に遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

１　プレスリリースに関する事業主等への対応方
今般のプレスリリースは、岩手県及び宮城県の一部市町において延長されている労働保険料等の申告・納期限の指定に係るものである。
①延長後の申告・納期限については、平成２３年１２月１５日（木）であるが、②告示日については、近日中の予定であり、告示後、別途、お知らせすることとしている。
ついては、事業主等から都道府県労働局及び労働基準監督署に問い合わせがあった場合、上記①及び②並びに引き続き申告・納期限の延長が行われる地域における延長後の申告・納期限については、別途、告示で定める予定であることについて説明すること。
なお、今般の告示の取扱いに関する疑義について、別添２のとおり「岩手県及び宮城県の一部の地域における労働保険料等に関する納期限等を指定する告示関係業務Ｑ＆Ａ」として取りまとめたので、業務に活用されたい。

２　事業主等に対する周知方
事業主等に対する周知に当たっては、本省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001s5mp.html）にリンクを貼るなど、都道府県労働局においてもホームページ上で周知を図ること。
なお、事業主等に対する広報用リーフレットについては、告示後、別途、お示しする。

【別添１】

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者　各位

平成23年10月19日
〔照会先〕
【労働保険料、特別保険料、一般拠出金関係】
労働基準局 労災補償部労働保険徴収課
課長補佐　古瀬　陽子（内線5159）
（直通電話）　03(3502)6722

【障害者雇用納付金関係】
職業安定局 高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課
課長補佐　西川　昌登（内線5859）
（直通電話）　03(3595)1173
（代表電話）　03(5253)1111

岩手県と宮城県の一部市町で延長されてきた労働保険料などの申告・納付期限を12月15日に指定します（東日本大震災関係）

厚生労働省ではこのほど、東日本大震災の発生に伴い、岩手県と宮城県で延長を行ってきた労働保険料等（注）の申告・納付期限について、一部の市町（下記参照）を除いて、延長後の期限を平成23年12月15日（木）までとし、近日中に告示を行う予定です。

※国税についても、同地域について12月15日を納期限とし告示（10月17日告示）。

※平成23年3月24日付け告示で、震災の被害が大きい5県について、平成23年3月11日以降に期限を迎える労働保険料等の申告・納付期限の延長を行いましたが、青森県・茨城県については、既に6月10日付けの告示で延長後の期限を7月29日（金）、岩手県・宮城県・福島県の一部の地域については、既に8月19日付けの告示で延長後の期限を9月30日（金）としています。

今回期限が指定される予定の市町でも、12月15日までに労働保険料等を納付することが困難な事業主は、申請によって納付が猶予される場合があります。

なお、今回期限が指定されない市町村では、引き続き期限を延長します。延長後の期限は、別途告示で定める予定です。

（注）①労働保険料および特別保険料、②石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金、③障害者雇用納付金　が該当します。なお、障害者雇用納付金については、対象地域に主たる事務所の所在地がある事業主が対象となります。

【引き続き申告・納付期限の延長が行われる予定の市町村】
〔宮城県〕石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町
〔福島県〕田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

（１）申告・納付期限が指定される対象地域	
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
宮城県	気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

（２）延長後の申告・納付期限

平成 23 年 12 月 15 日(木)

※労働保険料、特別保険料、石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の年度更新期間（平成 23 年６月１日から同年７月 11 日まで）も、平成 23 年 12 月 15 日まで延長される予定です。

（３）対象となる労働保険料等

平成 23 年3月 11 日から同年 12 月 14 日までに申告・納付期限が到来する労働保険料等

詳しい内容は、（ｉ）労働保険料については、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署に、（ii）障害者雇用納付金については、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に、おたずねください。

（参考１）　被災された事業主の皆さまへ
～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

（参考２）　東日本大震災に関する労働保険料等の特例措置について
～フローチャート～

（参考３）　事業主の皆様へ
～障害者雇用納付金の納付期限等の延長等についてのお知らせ～

被災された事業主の皆さまへ
～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

このたびの東日本大震災を受け、労働保険料・一般拠出金の申告・納付関係で、次のような特例措置を行っております。（H23．10．19時点）

1．労働保険料等の免除　※申告手続と合わせて、申請が必要です

東日本大震災による被害を受け、次の要件を満たす事業主の皆さまに、**要件②に該当していた期間（最大で平成23年３月１日から平成24年２月29日まで）の賃金に関する労働保険料と平成23年度の一般拠出金を免除**いたします。（特別加入者の保険料についても、同様の措置を行います。）

【対象地域】（別表１）
「岩手県、宮城県、福島県」の全域
「青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県」の一部

【要件】①平成23年３月11日に事業場が対象地域に所在していたこと
②東日本大震災の被害により、賃金の支払に著しい支障が生じている等、労働保険料の支払が困難である事情があること

2．申告・納付期限の延長

次の地域に所在する事業場の事業主の皆さまについては、労働保険料・一般拠出金の申告手続や、納付についての**期限を延長**しています。

【対象地域・期限】
「青森県、茨城県」の全域：H23.7.29まで延長（**別表２**）
「岩手県、宮城県、福島県」の**別表２**の地域：H23.9.30まで延長
「岩手県、宮城県」の別表３の地域：H23.12.15まで延長（予定）
「宮城県、福島県」の**別表４**の地域：今後改めて告示※1

【要件】特にありません（一律に延長）

※１　**別表４**の地域の延長後の期限は、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。

※２　手続が免除されるものではありませんので、特に**申告の手続は、申告期限までに行っていただきますよう、お願いいたします。**

3．納付の猶予　※申告手続と合わせて、申請が必要です

東日本大震災により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で１年間猶予**いたします。

【対象地域】すべての地域で申請可能
【要件】事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

※保険料を免除するものではありませんので御留意ください。

このリーフレットに関するご質問等がございましたら、［最寄りの都道府県労働局］又は［最寄りの労働基準監督署］にお問い合わせください。

労働保険料等の免除

【別表1】

特定被災区域一覧（H23.8.17時点）

○下線は、政令改正（8月17日）により追加された7市町です。
○平成23年3月1日に遡及して適用されますので、労働保険料等の免除の要件に該当する場合は、お手続きいただけます。

[青森県]（2市2町） 八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町
[岩手県] [宮城県] [福島県] **全　域**
[茨城県]（31市7町2村） 水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、※坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町
[栃木県]（10市7町） 宇都宮市、※足利市、※佐野市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町
[埼玉県]（1市） ※久喜市
[千葉県]（18市9町） 千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、習志野市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、※匝瑳市、香取市、山武市、※印旛郡酒々井町、※同郡栄町、※香取郡神崎町、※同郡多古町、※同郡東庄町、※山武郡大網白里町、同郡九十九里町、※同郡横芝光町、長生郡白子町
[新潟県]（2市1町） 十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
[長野県]（1村） 下水内郡栄村

※は災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村以外の市町村です。

【別表2】

申告・納付期限延長区域一覧（H23.10.19時点）

○延長後の申告・納付期限がH23.7.29の地域

[青森県]

[茨城県]

全　域

○延長後の申告・納付期限がH23.9.30の地域

[岩手県]（9市13町5村）

盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ケ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、九戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町

[宮城県]（9市19町1村）

仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ケ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ケ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町

[福島県]（11市24町12村）

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

【別表3】

○延長後の申告・納付期限がH23.12.15の地域（予定）

[岩手県]（4市3町）

宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町

[宮城県]（2市1町）

気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

【別表4】

（参考）申告・納付期限の延長が継続する地域※

[宮城県]（2市1町）

石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

[福島県]（2市7町3村）

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

※延長後の期限については、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。

東日本大震災に関する労働保険料等の特例措置について
～フローチャート～（※「近日中の告示」以降）

事業所が特定被災区域にあるか。
（継続一括事業の場合は、継続一括事業全体又は個別の被一括事業ごとに判断）

ある → 大震災による被害が、以下のいずれかに該当するか。
- ①事業所や生産設備に直接的な被害（損壊等）が生じている。
- ②事業の実施に必要な電気、ガス等の施設の被害等により被害が生じている。
- ③東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域等の設定により被害が生じている。
- ④東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う食品の出荷制限等による被害が生じている。
- ⑤①から④に準じる理由により、事業ができない又は休業せざるをえない状況になった。

する → 大震災前の直近の賃金支払月と比較して、「ひと月の労働者１人当たりの賃金額」が２分の１未満になったか。

なった → **１．労働保険料等の免除**

申請により、労働保険料等の免除を受けられる可能性があります。
（詳しくは、リーフレット「労働保険料等の免除の特例について」参照。）

ならなかった → 事業所が、宮城県、福島県のいずれかにあるか。

ある → 申告・納付期限が到来 → **２．申告・納付期限の延長**

労働保険料等の申告・納付の期限が延長されています。（ただし、一部の地域は改めて告示する期日まで。）
※申告・納付期限延長区域については、リーフレット「被災された事業主の皆さまへ」をご覧ください。

ない → 大震災により事業財産に相当な損失（おおむね20％以上）があるか。

ある → **３．納付の猶予**

申請により、１年以内の労働保険料等の納付の猶予を受けられる可能性があります。
（詳しくは、リーフレット「被災された事業主の皆さまへ」参照。）

ない → 申告・納付手続をしていただくようお願いします。

しない → 事業所が、宮城県、福島県のいずれかにあるか。

ない → 大震災により事業財産に相当な損失（おおむね20％以上）があるか。

ある → **３．納付の猶予**

ない → 申告・納付手続をしていただくようお願いします。

このリーフレットに関するご質問等がございましたら、［最寄りの都道府県労働局］又は［最寄りの労働基準監督署］にお問い合わせください。

事業主（特に、宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町に主たる事務所がある事業主）の皆様へ

障害者雇用納付金の納付期限等の延長等についてのお知らせ

1　障害者雇用納付金の納付期限等の延長について

東日本大震災による被害に対応するために、次の①と②に該当する障害者雇用納付金については、３月２４日付け厚生労働省告示により、その申告又は納付の期限（以下「納付期限等」という。）を延長しています。

① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県内に、主たる事務所がある事業主が納付するもの
② 平成２３年３月１１日以降に納付期限等が到来するもの
（督促状の指定期限が平成２３年３月１１日以降である場合を含みます。）

※　延長後の障害者雇用納付金の納付期限等は以下のとおりです。

○ **青森県、茨城県**に主たる事務所がある事業主
平成２３年７月２９日

○ **岩手県、宮城県、福島県のうち、別表１の地域**に主たる事務所がある事業主
平成２３年９月３０日

○ **岩手県、宮城県のうち、別表２の地域**に主たる事務所がある事業主
平成２３年１２月１５日（近日中に告示予定）

○ **宮城県、福島県のうち、別表３の地域**に主たる事務所がある事業主
災害のやんだ日から２ヵ月以内の日が定められますが、具体的な期限は、災害の復旧状況等を踏まえて今後検討し、後日、決定次第お知らせいたします。

2　障害者雇用納付金の納付の猶予について

１に該当しない場合であっても（１に該当する場合で納付の期限が到来した場合を含む。）、東日本大震災により被害を受けた事業主の方について、個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、猶予の対象となります。

※　詳しいことは、下記担当者又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構までお尋ねください。

【お問い合わせ先】
職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課雇用促進係　領五・小林
（代表）　03-5253-1111　内線:5855
（直通）　03-3595-1173

【別表１】延長後の納付期限等が平成23年９月30日である地域

	地　　域
【岩手県】	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、 八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、 岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、 胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、下閉伊郡岩泉町、 下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、 九戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町
【宮城県】	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、 大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、 柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、 亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、 宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、 黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、 遠田郡美里町
【福島県】	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、 喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、 伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、 南会津郡下郷町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、 南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、 耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、 大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、 西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、 東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、 石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、 石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

【別表２】延長後の納付期限等が平成23年12月15日である地域（**近日中に告示予定**）

	地　　域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
【宮城県】	気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

【別表３】延長後の納付期限等が決定していない地域

	地　　域
【宮城県】	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、 双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、 双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

【別添２】

岩手県及び宮城県の一部の地域における労働保険料等に関する納期限等を指定する告示関係業務Ｑ＆Ａ

目　次

問１　２県の一部の地域について、なぜ、延長後の納付期限等を平成２３年１２月１５日としたのか。　・・・・・　１

更問　納付期限等が延長されていた、岩手県、宮城県及び福島県のうち、なぜ一部の地域のみ、延長後の納付期限等の指定を行うのか。　・・・・・　２

問２　延長後の期日が指定された、岩手県及び宮城県の一部の地域に所在地を有する事業場の事業主等が延長後の期日（平成２３年１２月１５日）までに納付等が困難な場合には、どうすればいいのか。　・・・・・　３

問３　今回延長後の納付期限等が指定されなかった地域については、いつ期日を指定することになるのか。　・・・・・　３

問４　今延長後の納付期限等までに納付が困難な場合、納付の猶予申請はいつまでに行えばよいのか。　・・・・・　４

問５　納付期限の指定がなされていない（延長が継続している）地域の事務組合の取扱いについてはどうなるのか。　・・・・・　５

（問1） 2県の一部の地域について、なぜ、延長後の納付期限等を平成23年12月15日としたのか。

（答）

1. 今回、延長期限の期日の指定を行う岩手県、宮城県の一部の地域については、交通機関、避難指示の状況等様々な観点を踏まえ、10月中旬にはこれらの地域に所在地を有する事業場の事業主等が納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に至ったものと判断し、国税の状況も踏まえ、厚生労働省として総合的に判断を行いました。

2. なお、延長後の期限が指定されましたが、今もなお、震災の影響で労働保険料等に関する納付等を行うことが困難な場合は、個別に申請することにより、

①被災の程度に応じ最大1年間の納付の猶予を受けられる場合

②賃金の支払いに著しい支障が生じている等の理由により、労働保険料等の免除を受けられる場合

がありますので、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署へ御相談ください。

（更問） 納付期限等が延長されていた、岩手県、宮城県及び福島県のうち、なぜ一部の地域のみ、延長後の納付期限等の指定を行うのか。

（答）

1． 今回延長期限の期日の指定を行う岩手県、宮城県の一部の地域については、

①鉄道やバス等の交通網の復旧度合、

②避難の状況、

③国税庁において、既に10月17日に延長後の期限を12月15日とする旨告示していること

等の震災後の復旧状況等を踏まえ、厚生労働省として、（社会保険と労働保険について）事業場の事業主等が納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に至ったものと総合的に判断を行ったものです。

2． なお、延長後の期限が指定されましたが、今もなお、震災の影響で労働保険料等に関する納付等を行うことが困難な場合は、個別に申請することにより、

①被災の程度に応じ最大1年間の納付の猶予が受けられる場合

②賃金の支払いに著しい支障が生じている等の理由により、労働保険料等の免除が受けられる場合

がありますので、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署へ御相談ください。

（問2） 延長後の期日が指定された、岩手県及び宮城県の一部の地域に所在地を有する事業場の事業主等が延長後の期日（平成23年12月15日）までに納付等が困難な場合には、どうすればいいのか。

（答）

1． 今回延長後の納付期限等が指定された岩手県、宮城県の一部の地域に所在地を有する事業場の事業主等については、平成23年3月11日から平成23年12月14日までに到来する、労働保険料等の納付期限等が、平成23年12月15日とされました。

2． ただし、震災の影響で労働保険料等に関する納付等を行うことが困難な場合は、個別に申請することにより、

①被災の程度に応じ最大1年間の納付の猶予を受けられる場合

②賃金の支払いに著しい支障が生じている等の理由により、労働保険料等の免除を受けられる場合

がありますので、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署へ御相談ください。

（問3） 今回延長後の納付期限等が指定されなかった地域については、いつ期日を指定することになるのか。

（答）

今回、延長後の納付期限が指定されなかった市町村については、今後、被災後の状況などを踏まえ、改めて延長後の納付期限の指定について告示します。

（参考）今回は延長後の納期限を指定しない地域

県	市町村	監督署
宮城県	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町	石巻
福島県	伊達郡川俣町、相馬郡飯舘村	福島
	田村市	郡山
	南相馬市	相馬
	双葉郡浪江町、双葉郡双葉町、双葉郡大熊町、双葉郡富岡町、双葉郡楢葉町、双葉郡葛尾村、双葉郡川内村、双葉郡広野町	富岡

（問4） 今延長後の納付期限等までに納付が困難な場合、納付の猶予申請はいつまでに行えばよいのか。

（答）

1　災害により財産に相当な損失を受けた場合の納付の猶予申請は、「その災害のやんだ日」から2か月以内に申請する必要があります。（国税通則法第46条第1項）

2　なお、「その災害のやんだ日」については、個々の被災の状況により個別に判断することになりますので、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署へ御相談ください。

※ 納付猶予に係る事務処理の具体的な手続きについては、労働保険徴収課長通知（平成23年3月24日基労徴発第0324第1号）記の2を参照のこと。

(問5)　納付期限の指定がなされていない(延長が継続している)地域の事務組合の取扱いについてはどうなるのか。

(答)

1　納付期限の指定がなされていない(延長が継続されている)地域に所在する事務組合については、その事務組合に委託している全ての事業主を含め、納付期限の延長が継続されることとなります。

2　また、今回、事務組合の所在地の地域について納付期限の指定がされたとしても、その事務組合に委託している事業主の事業場が、納付期限の指定がなされていない地域に所在していれば、その事業主の納付期限の指定はなされていない(延長が継続している)こととなります。

基監発 1021 第 1 号
基勤発 1021 第 2 号
基安計発 1021 第 1 号
基労管発 1021 第 1 号

平成 23 年 10 月 21 日

都道府県労働局
総務部（労働保険徴収部）長 殿
労 働 基 準 部 長 殿

厚生労働省労働基準局
監 督 課 長
勤労者生活課長
安全衛生部計画課長
労災補償部労災管理課長
（ 契 印 省 略 ）

東日本大震災に伴う避難所等における出張相談の実施状況に係る
本省報告の廃止について

標記報告については、平成 23 年３月 25 日付け基監発 0325 第１号・基勤発 0325 第２号・基安計発 0325 第１号・基労管発 0325 第１号「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する緊急相談窓口の開設に当たって留意すべき事項について」記の３により指示したところであるが、平成 23 年 10 月末までの分をもって当該報告については廃止することとしたので、了知されたい。

基発１０２６第１号
職発１０２６第２号
平成23年10月26日

都道府県労働局長　殿

労働基準局長
（公印省略）
職業安定局長
（公印省略）

「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成23年３月24日付け基発0324第１号・職発0324第９号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成23年厚生労働省告示第416号）が告示された。

その内容は下記１のとおりであるので、下記２の内容と併せて御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、上記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会するよう教示されたい。

記

１　岩手県及び宮城県の一部の地域内（別表１参照）に所在地を有する事業主等に係る労働保険料等及び当該地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る労働保険料等」という。）の延長後の納期限等は、平成23年３月11日から同年12月14日までにその期限が到来するものについて、同年12月15日（以下「本件期限」という。）とすること。

なお、当該地域を除く地域（別表２参照）における延長後の納期限等は、別途これらの地域における災害の状況等を踏まえ定められること。

２　本件期限到来後は、当該地域に係る労働保険料等についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の２の「個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて１の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主等に対して適切な対応をすること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

印刷・編集　独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務一四一）　一

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四八三）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同四八四～四八八）　二

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（同四八九）　三

○岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件（厚生労働四一六）　四

○保安林の指定をする件（農林水産二一〇四～二一一九）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇七一～一〇七四）　七

○航路標識に関する件（海上保安庁二三一～二三五）　九

〔国会事項〕

国家公安委員会、警察庁、岩手県、山形県、栃木県、群馬県、東京都、新潟県、長野県、岐阜県、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県、仙台市、千葉市、名古屋市、堺市、神戸市、広島市　九

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一〇

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（千葉労働局最低賃金公示二、三、大阪同七、兵庫同六、七）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁　三〇

証票無効関係　三〇

裁判所　三〇

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　三〇

会社その他　三〇

省　令

○総務省令第百四十一号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十八号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十六日

総務大臣　川端　達夫

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の七の見出し中「禁止行為」を「禁止行為等」に改め、同条中「第三十一条第四項」を「第三十二条第七項」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改め、同条を第二十二条の八とする。

一　法第三十二条第二項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ　第一種指定電気通信設備との接続に必要な(1)から(3)までに掲げる事項及び(4)に掲げる事項について、条件の設定及び公表その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容

(1)　電気通信設備の設置又は保守

(2)　土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用

(3)　情報の提供

(4)　電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託

ロ　特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の別に、イの公表された条件によって実施したイ(1)から(4)までに掲げる事項の実施状況

ハ　イの公表された条件によらないでイ(1)から(4)までに掲げる事項を実施した場合には、特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者ごとに、理由、条件及びその実施状況

告示

○法務省告示第四百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日　法務大臣　平岡　秀夫

第二号イの表椿本メイフラン株式会社の項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

椿本メイフラン株式会社	滋賀県甲賀市土山町大野五千一番地	溶接

○法務省告示第四百八十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日　法務大臣　平岡　秀夫

第二号の表に次のように加える。

株式会社薄衣電解工業	神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目三番一号	めっき

○法務省告示第四百八十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日　法務大臣　平岡　秀夫

第二号イの表に次のように加える。

ユタカ工業株式会社	愛知県安城市里町日吉二番地十七	機械加工

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社丸東製作所	群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町七百六十九番地三	電気機器組立て

○法務省告示第四百八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日　法務大臣　平岡　秀夫

第二号イの表に次のように加える。

伊藤製パン株式会社	東京都墨田区亀沢一丁目十一番四号	パン製造

第二号ロの表に次のように加える。

坂本工業株式会社	群馬県太田市別所町二百九十二番地	溶接
有限会社真通商	愛知県一宮市森本五丁目二十二番二十号	婦人子供服製造

○法務省告示第四百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月十五日法務省告示第百十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日　法務大臣　平岡　秀夫

第二号の表に次のように加える。

イチョウ工業株式会社	千葉県船橋市本郷町五百十八番三号	内装仕上げ施工

○法務省告示第四百八十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年九月一日法務省告示第四百四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日　法務大臣　平岡　秀夫

第二号の表株式会社竜宮ホテルの項中「愛知県幡豆郡吉良町大字宮崎字宮前十二番地」を「愛知県西尾市吉良町宮崎宮前十二番地」に改める。

○法務省告示第四百八十九号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年十一月十二日から効力を生ずる。

平成二十三年十月二十六日　法務大臣　平岡　秀夫

北海道虻田郡倶知安町長

○厚生労働省告示第四百十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成二十三年厚生労働省告示第六十六号）において別途厚生労働省告示で定めるところとされている期日であって、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）及び厚生年金特例法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する

健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第三款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年十二月十四日までの間に到来するものについて、平成二十三年十二月十五日とする。

平成二十三年十月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

都道府県名	地域
宮城県	宮古市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 気仙郡住田町
岩手県	気仙沼市 本吉郡南三陸町
宮城県	多賀城市 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町

○農林水産省告示第二千百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村智里三五四〇の六、三五五二の一、三五五三の九、三五五三の一四、三五八四の一、三五八四の二八、三五八四の三二、三五八四の三三、三五八五の一から三五八五の三まで、三五八五の七、三五八六、三五八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村智里三三八七の四（次の図に示す部分に限る。）、四二五九の二五五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県中野市大字赤岩字牧ノ入二〇九の四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字贄川字木賊山七四四の七、字樽沢二四〇三のイの三〇、字花田沢一〇二八の一六、一〇二八の一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字富草六三の三、六四の一、六四の二、六五の一、六五の二、七三の一（次の図に示す部分に限る。）、清内路一二一八の六、一二九四の一、一三三七の一

二　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

三　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

四　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「A」

【別添】

職発 1026 第 1 号
平成 23 年 10 月 26 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長　殿

厚生労働省職業安定局長

「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納付期限等」という。）の延長措置については、「「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成 23 年 3 月 24 日付け職発 0324 第 8 号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成 23 年厚生労働省告示第 416 号）が告示された。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1　岩手県及び宮城県の一部の地域内（別表 1 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る障害者雇用納付金」という。）の延長後の納付期限等は、平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 14 日までにその期限が到来するものについて、同年 12 月 15 日（以下「本件期限」という。）とすること。なお、本件期限までに納付金の申告又は納付ができないと認める場合には、事業主の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものであること。

また、当該地域を除く地域内（別表 2 参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、別途これらの地域における災害の状況等を踏まえ定められること。

2　本件期限到来後は、当該地域に係る障害者雇用納付金についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の 2 の「個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて 1 の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主に対して適切な対応をすること。

○平成23年12月15日を延長後の納付期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域（別表1）

都道府県名	地　　域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
【宮城県】	気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

○今回は延長後の納付期限等を指定しない地域（別表2）

都道府県名	地　　域
【宮城県】	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務一四一）　一

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四八三）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同四八四～四八八）　三

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（同四八九）　三

○岩手県及び宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件
（厚生労働四一六）　四

○保安林の指定をする件
（農林水産二一〇四～二一一九）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件
（国土交通一〇七一～一〇七四）　七

○航路標識に関する件
（海上保安庁二三一～二三五）　九

〔国会事項〕

国家公安委員会　警察庁　岩手県　山形県　栃木県　群馬県　東京都　新潟県　長野県　岐阜県　大阪府　兵庫県　広島県　愛媛県　福岡県　鹿児島県　仙台市　千葉市　名古屋市　堺市　神戸市　広島市　九

〔人事異動〕

官庁　九

〔叙位・叙勲〕

一〇

〔皇室事項〕

一〇

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一〇

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（千葉労働局最低賃金公示二、三、大阪同七、兵庫同六、七）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

証票無効関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　三

会社その他

省　令

○総務省令第百四十一号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十八号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十六日

総務大臣　川端　達夫

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の七の見出し中「禁止行為」を「禁止行為等」に改め、同条中「第三十一条第四項」を「第三十一条第七項」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改め、同条を第二十二条の八とする。

一　法第三十一条第二項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ　第一種指定電気通信設備との接続に必要な(1)から(3)までに掲げる事項及び(4)に掲げる事項について、条件の設定及び公表その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容

(1)　電気通信設備の設置又は保守

(2)　土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用

(3)　情報の提供

(4)　電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託

ロ　特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の別に、イの公表された条件によつて実施したイ(1)から(4)までに掲げる事項の実施状況

ハ　イの公表された条件によらないでイ(1)から(4)までに掲げる事項を実施した場合には、特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者ごとに、理由、条件及びその実施状況

告示

○法務省告示第四百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日　法務大臣　平岡　秀夫

第二号イの表椿本メイフラン株式会社の項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

椿本メイフラン株式会社	滋賀県甲賀市土山町大野五千一番地	溶接

○法務省告示第四百八十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十月二十六日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日　法務大臣　平岡　秀夫

第二号の表に次のように加える。

株式会社薄衣電解工業	神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目三番一号	めっき

○法務省告示第四百八十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十月二十六日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日　法務大臣　平岡　秀夫

第二号イの表に次のように加える。

ユタカ工業株式会社	愛知県安城市里町日吉一番地十七	機械加工

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社丸東製作所	群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町七百六十九番地三	電気機器組立て

○法務省告示第四百八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日　法務大臣　平岡　秀夫

第二号イの表に次のように加える。

伊藤製パン株式会社	東京都墨田区亀沢一丁目十一番四号	パン製造

第二号ロの表に次のように加える。

坂本工業株式会社	群馬県太田市別所町二百九十二番地	溶接
有限会社真通商	愛知県一宮市森本五丁目二十一番二十号	婦人子供服製造

○法務省告示第四百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第三号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年三月十五日法務省告示第百十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日　法務大臣　平岡　秀夫

第二号の表に次のように加える。

イチョウ工業株式会社	千葉県船橋市本郷町五百十八番三号	内装仕上げ施工

○法務省告示第四百八十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年九月一日法務省告示第四百四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十六日　法務大臣　平岡　秀夫

第三号の表株式会社竜宮ホテルの項中「愛知県幡豆郡吉良町大字宮崎字宮前十二番地」を「愛知県西尾市吉良町宮崎宮前十二番地」に改める。

○法務省告示第四百八十九号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年十一月十二日から効力を生ずる。

平成二十三年十月二十六日　法務大臣　平岡　秀夫

北海道虻田郡倶知安町長

○厚生労働省告示第四百九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成二十三年厚生労働省告示第六十六号）において別途厚生労働省告示で定めるところとされている期日であって、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）及び厚生年金特例法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する

健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であって当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年十二月十四日までの間に到来するものについて、平成二十三年十二月十五日とする。

平成二十三年十月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

都道府県名	地域
宮城県	宮古市 大船渡市 陸前高田市 岩手県 釜石市 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 気仙沼市 多賀城市 本吉郡南三陸町

○農林水産省告示第二千百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村智里三五四〇の六、三五五二の一、三五五三の九、三五五三の一四、三五八四の一、三五八四の二、三五八四の三一、三五八四の三三、三五八五の三まで、三五八五の七、三五八六、三五八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村智里三三八七の四（次の図に示す部分に限る。）、四二五九の二五五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県中野市大字赤岩字牧ノ入二〇九の四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字贄川字木賊山七四四の七、字樽沢二四〇三のイの三〇、字花田沢一〇二八の一六、一〇二八の一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字富草六三の三、六四の一、六四の二、六五の一、七三の一、阿智村清内路一二一六の一五、一二三八の六、一二九四の一、一三三七の一、春日三〇一、三〇二、三三七の二三、三三七の二四、三三七の三〇から三三七の三三まで、三三七の三六から三三七の三八まで、三三七の四〇、三四七の二、三五一から三六〇まで、三六二、三六三の一、三六四から三六八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字富草六三の三、六四の一、六四の二、六五の一、六五の二、七三の一（次の図に示す部分に限る。）、清内路一二一八の六、一二九四の一、一三三七の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

○平成23年12月15日を延長後の納期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域（別表１）

都道府県名	地　　域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
【宮城県】	気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

○今回は延長後の納期限等を指定しない地域（別表２）

都道府県名	地　　域
【宮城県】	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

事　務　連　絡
平成２３年１０月２６日

岩手労働局総務部労働保険徴収室長
宮城労働局総務部労働保険徴収課長　殿
福島労働局総務部労働保険徴収室長

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務課長補佐（短期給付担当）

東日本大震災の影響による平成２３年度年度更新申告書未申告事業場に係る継続メリット制算定基礎報告書の作成等に当たっての留意事項について

東日本大震災の影響により、事業主から平成２３年度年度更新申告書（以下「申告書」という。）の提出がなかった等の理由により、平成２３年９月末までに労働保険適用徴収システムにて申告書の入力を行うことができなかった事業場については、必要に応じて、下記により「継続メリット制算定基礎報告書」（以下「帳票」という。）の入力を行うようお願いする。

なお、平成２４年１月末までに労働保険適用徴収システムにて申告書の入力を行わなかった場合、「継続メリット制適用事業場名簿」に当該内容が反映されないため、事業主から提出のあった申告書については速やかに入力処理を行うようあわせてお願いする。

記

１　一括有期事業について

平成２３年９月末までに労働保険適用徴収システムにて申告書の入力を行うことができなかった一括有期事業については、前年度（平成２２年度）の確定保険料が登記されていないため、メリットシステム上、前年度のメリット適用要件を満たしていないものとして取り扱われるので、以下により対応されたい。

(1)　当年度（平成２３年度）にメリット制の適用がある一括有期事業

「平成２４年度継続メリット制適用対象新規・取消リスト」（以下「新規・取消リスト」という。）において、「非メリット」欄に‘３’（確定保険料の

額が適用要件に満たないもの）が付されて印書される。

申告書の提出があった結果、翌年度（平成２４年度）もメリット適用となる場合は、項番３「新取変コード」欄に‘９’（復活）を記入した帳票を作成の上、入力を行うこと。

なお、翌年度にメリット制の適用がない場合は、帳票の入力は不要である。

(2)　当年度にメリット制の適用がない一括有期事業

申告書の提出があった結果、翌年度にメリット制適用となる場合は、項番３「新取変コード」欄に‘１’（新規）を記入した帳票を作成の上、入力を行うこと。

２　継続事業について

平成２３年９月末までに労働保険適用徴収システムにて申告書の入力を行うことができなかった継続事業については、労働者数が更新されていないため、メリットシステム上、当年度にメリット制の適用がある事業場については翌年度もメリット対象として、当年度にメリット制の適用がない事業場については、新規・取消リストに「新規コード１」として印書された事業場を除き、翌年度もメリット非対象として取り扱われるので、以下により対応されたい。

(1)　当年度にメリット制の適用がある継続事業

申告書の提出があった結果、翌年度にメリット制の適用がない場合は、項番３「新取変コード」欄に‘２’（前年度取消）を記入した帳票を作成の上、入力を行うこと。

(2)　当年度にメリット制の適用がない継続事業

ア　申告書の提出があった結果、翌年度にメリット制の適用がある場合は、項番３「新取変コード」欄に‘１’（新規）を記入した帳票を作成の上、入力を行うこと。

イ　「新規・取消リスト」において、「新規コード」欄に‘１’が付されて印書されている事業場について、申告書の提出があった結果、翌年度にメリット制の適用がない場合は、項番３「新取変コード」欄に‘２’（前年度取消）を記入した帳票を作成の上、入力を行うこと。

基発 1227 第 1 号
平成 23 年 12 月 27 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公　印　省　略）

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 154 号。以下「改正省令」という。）が平成 23 年 12 月 27 日に公布され、平成 24 年１月１日から施行されることとなったので、下記事項に留意のうえ、事務処理に万全を期されたい。

記

1　改正の趣旨

東日本大震災の復旧・復興作業については、民間事業者の中でも建設業者が主要な役割を果たすことが期待される。

建設業者が労働者を使用して復旧・復興作業を行う場合、その作業中に労働者が被った災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）に基づく保険給付（以下「労災保険給付」という。）の支給が行われる。

一方、建設業を行う一人親方等は、労災保険への特別加入が可能であり、特別加入者が復旧・復興作業中に被った災害についても、労災保険給付の支給が行われる。

特別加入者が被災した場合における労災保険給付の支給・不支給の判断は労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「労災則」という。）に規定された事業内容の範囲内で届出のあった業務の内容を基礎として行われるが、復旧・復興作業の中には、高圧水による工作物の洗浄や側溝に溜まった堆積物の除去など、建設業では通常行うことが想定されない（労災則第 46 条の 17 第２号に規定されていない）作業が含まれることから、これらの

作業を含め、復旧・復興作業を行う建設業の一人親方等が作業中に被った災害について適切な補償を行うことができるよう、所要の改正を行ったものである。

2　改正の内容

（1）本則関係

労災則第46条の17第2号に掲げる事業を行う者として特別加入した一人親方等が工作物の原状回復の事業（除染を目的として行われる高圧水による工作物の洗浄や側溝に溜まった堆積物の除去等を含む。）又はその準備の事業（以下「原状回復の事業」という。）に従事する際に被った災害を労災保険による補償の対象とすること。

（2）附則関係

①　施行期日

平成24年1月1日から施行すること。

②　経過措置

改正省令による改正後の労災則第46条の17第2号の規定は、改正省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する労災保険給付について適用するものとし、施行日前に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する労災保険給付については、なお従前の例によるものとしたこと。

3　今般の特別加入制度の改正に関する留意点

原状回復の事業を行う者の取扱いについては、昭和40年11月1日付け基発第1454号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行について」（以下「基本通達」という。）等の関係通達によるほか、以下の点に留意すること。

（1）特別加入対象者

原状回復の事業を行う者については、原則として、建設業者以外の者であっても労災則第46条の17第2号に掲げる事業を行う者として、特別加入を承認して差し支えないこと。

ただし、労災則第46条の17（第2号を除く。）及び第46条の18に掲げる事業（以下「加入事業」という。）を行う者が、復旧・復興の作業のうち、加入事業で認められる業務と同一の業務のみを行う場合には、当該加入事業を行う者として承認すること。たとえば、労災則第46条の17第1号で特別加入している者が、復旧・復興の作業のうち、汚染された土壌等を自動車を使用して運搬する作業のみを行う場合は、労災則第46条の17第1号として承認すること。

（２）業務遂行性の範囲

一人親方等の場合は、その者が行う事業ごとに、労災則第 46 条の 17 又は第 46 条の 18 の各号別の基準を適用し、業務遂行性の有無を判断することについては従前と変更がないこと。

なお、労災則第 46 条の 17 第２号に掲げる事業を行う者として特別加入した者が、原状回復の事業を行う場合に「委託契約」として事業を実施している場合には、基本通達中「請負契約」を「委託契約」に読み替えるものとすること。

中小事業主の場合についても、基本通達等に従って、業務遂行性の有無を判断すること。

（３）従事する業務の内容の変更と変更届

一人親方等に限らず、既に特別加入している者が、新たに原状回復の業務又は除染を目的とする原状回復以外の業務を行う場合は、労災則第 46 条の 19 第１項第３号又は労災則第 46 条の 23 第１項第４号に規定する「従事する業務の内容に変更が生じた場合」に該当することから、変更の届出が必要となること。

なお、労災保険法所定の効果は、保険事故が生じる前に変更の届出があった場合に限り生じるものであるが、当分の間、所轄労働局長が上記の変更の届出を行うことが遅延したことにつき、やむを得ない事情があると認めた場合には、事前に変更の届出が行われた場合と同様に取り扱うことができること。

（４）災害防止規定の改定等

一人親方等の特別加入の団体は、その構成員である特別加入者が新たに原状回復の業務又は除染を目的とする原状回復以外の業務を行う場合には、労災則第 46 条の 23 第２項に定める業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項について、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成 23 年 12 月 22 日付け基発 1222 第６号。以下「除染ガイドライン」という。）に沿って改定しなければならないこと。

中小事業主等の特別加入者については、除染ガイドラインに沿った線量管理を行うことが望ましいものであること。

基労発 1227 第 1 号
平成 23 年 12 月 27 日

各都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
（ 公 印 省 略 ）

東日本大震災による被災地における「除染の作業」を目的とする
事業に係る労災保険の適用について

標記について、今般の東日本大震災により被害を受けた地域において、労働保険の適用事業の事業主が、地方自治体、主管行政庁等からの委託等を受けて実施する標記事業については、下記により労災保険を適用することとしたので、貴職から関係職員に周知の上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

1　事業の種類の細目の適用に係る考え方

「除染の作業」を目的とする事業（以下「当該事業」という。）については、その作業実態に鑑みて、「労災保険率事業細目表」（昭和 47 年労働省告示第 16 号）の「事業の種類の細目（以下「細目」という。）」を適用することとする。

2　事業の適用の考え方

当該事業の適用に当たっては、事業の期間が予定されている場合は、原則として有期事業として成立するものであること。この場合に、当該事業が委託事業である場合は、「除染の作業」の態様が多岐にわたることに鑑み、一の事業として取り扱うこととする。

ただし、建設事業以外の事業として既に保険関係が成立しており、当該事業の主たる作業内容が建設事業以外の事業であると判断できる場合は、平成 23 年 4 月 11 日付け基労発 0411 第 1 号（以下「0411 通達」という。）の記の４のとおり、既に成立している保険関係からの出張作業として取り扱うこと。

3　細目の適用に当たっての留意点

（1）建設事業

当該事業が、建設事業の態様を伴う作業（※）が主である事業の場合には、「建設事業」を適用すること。

この場合、細目の適用については、「労災保険率適用基準」（平成 12 年 2 月 24 日付け発労徴第 12 号、基発第 94 号）の第１章第２（１）により、「完成されるべき工

作物により難い場合は、主たる工事、作業内容による」ものとしており、判断に当たっては、それぞれの工事、作業に係る賃金総額の多寡を基準とすること。

なお、建設事業の態様を伴う作業（※）が主である事業については、一定の要件の下で、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第８条に規定する「請負事業の一括」が適用され、元請負人が下請事業も含めて事業主とみなされることとなるので、留意すること。

※　足場を組む、ゴンドラを使用する等の高所作業、バックホー、ブルドーザー等の重機を使用する作業等

（２）建設事業以外の事業

当該事業の主たる作業が建設事業以外の事業である場合であって、事業の期間が予定されている場合は、主たる作業の細目（例えば「9101　清掃業」等）を適用した有期事業として保険関係を成立すること。

また、この場合には、徴収法第８条の「請負事業の一括」の規定は適用されないので、留意すること。

なお、上記２のただし書きにあるとおり、建設事業以外の事業として既に労災保険の保険関係が成立している場合は、当該保険関係からの出張作業として取り扱うこと。

おって、当該事業の主たる事業とは異なる事業が適用されている事業場が、当該事業を行い、事業の種類が変更となる場合は、従来どおり、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第８号。以下「徴収則」という。）第５条の規定により、「労働保険　名称、所在地等変更届」の提出が必要となるので、留意すること。

（３）その他

①　主たる事業の判断に当たって、当該事業におけるそれぞれの作業に係る賃金総額の算出が困難である場合は、当該事業の請負金額（委託費も同様の取扱いである。以下同じ。）の積算上の賃金総額の見込額をもって判断して差し支えないこと。

②　上記３（１）の場合に、有期事業の一括に係る事業の規模の判断に当たり、当該事業に係る保険関係成立の時点において、請負金額が未定であるため、徴収則第６条第１項第２号の要件に該当するか否かの判断が困難である場合は、「0411通達」の記の２のとおり、徴収則第６条第１項第１号の要件（概算保険料額に係る要件）に該当することのみをもって、徴収法第７条第１項第３号の要件（一括有期事業の規模に係る要件）を満たすものとして差し支えないこと。

③　上記②の場合の概算保険料額の算定に当たっては、「0411通達」の記の３のとおり、賃金総額の見込額により算定すること。

また、後に請負金額が確定したことにより、確定保険料額の算定に当たって、徴収則第１３条の規定（請負による建設の事業に係る賃金総額の特例）による方法への変更を事業主が希望した場合は、「0411通達」の記の３のとおり、受理して差し支えないこと。

④　上記３（２）の場合に、再委託契約が締結される場合（請負契約が締結される場合も含む。）は、再委託された事業ごとに主たる作業を確認し、建設事業以外の事業が主たる事業である場合の細目は、その業態により判断すること。

基労補発1227第1号
平成23年12月27日

都道府県労働局
総務部(労働保険徴収部)長　殿
労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(契印省略)

除染等の業務を行う者の取扱い等の留意点について

標記の業務を行う者の取扱い等については、平成23年12月27日付け基発1227第1号(以下「施行通達」という。)により示されたところであるが、その運用に当たっては、以下の事項に留意されたい。

記

1　除染等の業務と原状回復の業務の関係

除染等の業務とは東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質(以下「放射性物質」という。)により汚染された土壌・草木・工作物等に対して行う土壌等の除去等の業務又は廃棄物収集業務をいう。したがって、土砂を重機により掘り返して行う場合(土木)や汚染されたガレキ等を指定場所(廃棄場所等)に運搬する場合も含むものであること。

一方、原状回復の業務とは、除染等の業務のうち高圧水による工作物の洗浄や側溝に溜まった堆積物の除去等の業務(施行通達の記の2の(1))をいい、労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災則」という。)第46条の17第2号のみに使用される文言であること。

したがって、労災則第46条の17第2号以外の特別加入者については、原状回復との言葉を用いず、主として、除染等の業務として整理したこと。

2　特別加入対象者

施行通達記の3の(1)ただし書きに当たる者として個人貨物運送業者が例示されているが、その他以下の①～③の者が該当する場合があること。

① 林業の一人親方等
② 特定農作業従事者
③ 指定農業機械作業従事者

また、従来、草木は労災則第46条の17第2号に規定されている工作物に該当しないが、放射性物質により汚染された草木等の除去と工作物の原状回復が一体として行われる場合は、建設の事業(労災則46条の17第2号の事業)に当たるものとすること。

3 変更届の提出等

施行通達の記の3の(3)について、既に建設業の一人親方として特別加入している者が新たに原状回復の業務又は除染を目的とする原状回復以外の業務を行う場合は変更届の提出が必要であること。

また、建設業の一人親方以外の特別加入者が、その加入している事業の範囲で新たに除染等の業務を行う場合においても変更届の提出が必要であること。

4 災害防止規定の改定等

施行通達では、一人親方等の特別加入団体は、その構成員である特別加入者が新たに除染等の業務を行う場合には、業務災害の防止に関する措置を定めた規定を改定することが必要とされているが、具体的には「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成23年12月22日付け基発1222第6号。以下「除染ガイドライン」という。)に規定された被ばく線量の管理に関する事項、被ばく低減のための処置に関する事項を盛り込むことで足りるものであること。

なお、中小事業主等として特別加入し、除染等の業務を行う場合については、上記の災害防止規定を定める必要はないが、除染等の業務を行うことにより受けた線量の記録は、労災認定を行う際に必要な情報となることから、施行通達記の3(4)に基づいて、除染ガイドラインに準じた線量管理を行うよう事務組合を通じ、中小事業主等の特別加入者に対して指導すること。

5 関係者に対する周知

別途指示するところにより、除染等の業務を行う可能性のある特別加入者、特別加入団体及び労働保険事務組合に周知すること。

6 その他

施行通達の施行日以前に、特別加入者が労災則第46条の17第2号の工作物の原状回復の事業に従事したことが原因で災害にあったとして労災請求がなされた場合には、当該特別加入者の行っていた業務全体を調査の上、業務遂行性の有無を判断すること。

基労補発１２２８第１号
平成２３年１２月２８日

都道府県労働局
　総務部長　　殿
　労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長

東日本大震災に伴う労災請求の促進に向けた今後の取組について

東日本大震災に伴う労災請求の促進のための取組については、平成２３年９月２日付け基労補発0902第１号（以下「９月２日付け通達」という。）により、年内を目途に取り組むよう指示したところであるが、新たな取組対象を含め、下記のとおり取りまとめたので、確実に実施されたい。

記

１　基本的な考え方

９月２日付け通達により示した取組のうち、海岸から概ね２０㎞圏内（以下「圏内」という。）の地域を対象とする「事業場を通じた請求勧奨」及び「リーフレットの各戸配布」は、今年度末までに確実に完了させる。

また、これらの取組により把握した未請求者に対しては、引き続き、自宅を訪問し、請求支援を行うこと等により、労災請求を促す。

さらに、新たな請求勧奨の対象として、一人親方等の特別加入者（労災保険法第35条）への取組を行う。

なお、来年度以降は、労災請求を控えている家族等に対して、定期的に労災請求の意思の確認を行った上で、請求支援を行うことにより、漏れのない労災補償給付を行うこととする。

２　岩手・宮城・福島労働局（以下「三局」という。）における取組

（１）事業場を通じた請求勧奨

圏内の事業場については、適用事業場のみならず、把握した未手続事業場に対し

ても、請求勧奨の取組を完了させること。

（2）リーフレットの各戸配布

圏内の全世帯（仮設住宅を含む。）に対するリーフレットの各戸配布については、地方公共団体の広報紙（誌）にリーフレットを同封する等により完了させること。

（3）一人親方等の特別加入者に対する取組

一人親方等の特別加入者については、管内の特別加入団体を通じて、圏内に居住する特別加入者の被災の有無を確認した上で、被災者及びその家族等に対して請求勧奨を行い、当該取組を今年度末までに完了させること。

3　報告

三局については、平成２４年３月までの取組について、当月の取組内容を取りまとめの上、翌月の５日（５日が休日の場合には、翌勤務日）までに、本省労働基準局労災補償部補償課企画調整第２係まで報告すること（様式任意）。

事　務　連　絡
平成２４年　２月　６日

各都道府県労働局
　総務（労働保険徴収）部
　　労働保険徴収主務課室長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長補佐（企画担当）
労働保険徴収課長補佐（業務担当）

宮城県の一部市町で延長されている労働保険料等の申告・納付期限の指定に係るプレスリリースについて（情報提供）

平素より、労働保険適用徴収業務の円滑な運営に御尽力いただき、感謝申し上げる。
本日、本省において、別添１のとおり、プレスリリースを行ったところである。
ついては、本プレスリリースに係る対応等については、下記に留意の上、貴職から関係職員に周知の上、業務に遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

１　プレスリリースに関する事業主等への対応方
今般のプレスリリースは、宮城県の一部市町において延長されている労働保険料等の申告・納付期限の指定に係るものである。
①延長後の申告・納付期限については、平成２４年４月２日（月）であるが、②告示日については、近日中の予定であり、告示後、別途、お知らせすることとしている。
ついては、事業主等から都道府県労働局及び労働基準監督署に問い合わせがあった場合、上記①及び②並びに引き続き申告・納付期限の延長が行われる地域における延長後の申告・納付期限については、別途、告示で定める予定であることについて説明すること。
なお、今般の告示の取扱いに関する疑義について、別添２のとおり「宮城県の一部の地域における労働保険料等に関する納期限等を指定する告示関係業務Q&A」として取りまとめたので、業務に活用されたい。

２　事業主等に対する周知方
事業主等に対する周知に当たっては、本省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000021sub/.html）にリンクを貼るなど、都道府県労働局においてもホームページ上で周知を図ること。
なお、事業主等に対する広報用リーフレットについては、告示後、別途、お示しする。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

別添１

Press Release

平成24年２月６日
〔照会先〕
【労働保険料、特別保険料、一般拠出金関係】
労働基準局 労災補償部労働保険徴収課
課長補佐　古瀬　陽子（内線 5159）
（直通電話）　03(3502)6722

【障害者雇用納付金関係】
職業安定局 高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課
課長補佐　西川　昌登（内線 5859）
（直通電話）　03(3595)1173
（代表電話）　03(5253)1111

報道関係者　各位

宮城県の一部市町で延長されてきた労働保険料などの申告・納付期限を４月２日に指定します（東日本大震災関係）

厚生労働省では、このほど、東日本大震災の発生に伴い、宮城県石巻市、東松島市および牡鹿郡女川町で延長を行ってきた労働保険料等（注）の申告・納付期限について、延長後の期限を平成24年４月２日（月）までとし、近日中に告示を行う予定です。

※国税についても、同地域について４月２日を納期限とし告示（２月３日告示）。

※平成23年３月24日付け告示で、震災の被害が大きい５県について、平成23年３月11日以降に期限を迎える労働保険料等の申告・納付期限の延長を行いましたが、既に３回にわたり告示を行い、地域毎に延長後の期限を７月29日（金）、９月30日（金）、12月15日（木）としています。

今回期限が指定される予定の３市町でも、４月２日までに労働保険料等を納付することが困難な事業主は、申請によって納付が猶予される場合があります。

なお、今回期限が指定されない福島県の一部の市町村（下記参照）では、引き続き期限を延長します。延長後の期限は、別途告示で定める予定です。

（注）①労働保険料および特別保険料、②石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金、
③障害者雇用納付金　が該当します。なお、障害者雇用納付金については、対象地域に主たる事務所の所在地がある事業主が対象となります。

【引き続き申告・納付期限の延長が行われる予定の福島県の市町村】
田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

（１）申告・納付期限が指定される対象地域	
宮城県	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

（２）延長後の申告・納付期限

平成 24 年4月2日(月)

※労働保険料、特別保険料、石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の年度更新期間（平成 23 年６月１日から同年７月 11 日まで）も、平成 24 年４月２日まで延長される予定です。

（３）対象となる労働保険料等

平成 23 年3月 11 日から平成 24 年4月１日までに申告･納付期限が到来する労働保険料等

詳しい内容は、（ｉ）労働保険料については、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局または労働基準監督署に、（ii）障害者雇用納付金については、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局または独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に、おたずねください。

（参考１）　被災された事業主の皆さまへ
～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

（参考２）　東日本大震災に関する労働保険料等の特例措置について
～フローチャート～

（参考３）　事業主の皆様へ
～障害者雇用納付金の納付期限等の延長等についてのお知らせ～

参考1

被災された事業主の皆さまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

このたびの東日本大震災を受け、労働保険料・一般拠出金の申告・納付関係で、次のような特例措置を行っております。（H24．2．6時点）

1．労働保険料等の免除　※申告手続と合わせて、申請が必要です

東日本大震災による被害を受け、次の要件を満たす事業主の皆さまに、**要件②に該当していた期間（最大で平成23年３月１日から平成24年２月29日まで）の賃金に関する労働保険料と平成23年度の一般拠出金を免除**いたします。（特別加入者の保険料についても、同様の措置を行います。）

【対象地域】（別表１）
「岩手県、宮城県、福島県」の全域
「青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県」の一部

【要件】①平成23年３月11日に事業場が対象地域に所在していたこと
②東日本大震災の被害により、賃金の支払に著しい支障が生じている等、労働保険料の支払が困難である事情があること

2．申告・納付期限の延長

次の地域に所在する事業場の事業主の皆さまについては、労働保険料・一般拠出金の申告手続や、納付についての**期限を延長**しています。

【対象地域・期限】
「青森県、岩手県、茨城県」の全域と「宮城県、福島県」の**別表２**の地域は、H23.12.15までに延長後の申告・納付期限が到来済み
「宮城県」の別表３の地域：H24.4.2まで延長（予定）
「福島県」の別表４の地域：今後改めて告示※1
【要件】特にありません（一律に延長）

※１　**別表４**の地域の延長後の期限は、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。
※２　手続が免除されるものではありませんので、特に**申告の手続は、申告期限までに行っていただきますよう、お願いいたします。**

3．納付の猶予　※申告手続と合わせて、申請が必要です

東日本大震災により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で１年間猶予**いたします。

【対象地域】すべての地域で申請可能
【要件】事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

※保険料を免除するものではありませんので御留意ください。

このリーフレットに関するご質問等がございましたら、［最寄りの都道府県労働局］又は［最寄りの労働基準監督署］にお問い合わせください。

【別表1】

特定被災区域一覧（H23.8.17時点）

○下線は、政令改正（8月17日）により追加された7市町です。
○平成23年3月1日に遡及して適用されますので、労働保険料等の免除の要件に該当する場合は、お手続きいただけます。

[青森県]（2市2町）
八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町

[岩手県]
[宮城県]
[福島県]
全　域

[茨城県]（31市7町2村）
水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、※坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町

[栃木県]（10市7町）
宇都宮市、※足利市、※佐野市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町

[埼玉県]（1市）
※久喜市

[千葉県]（18市9町）
千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、習志野市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、※匝瑳市、香取市、山武市、※印旛郡酒々井町、※同郡栄町、※香取郡神崎町、※同郡多古町、※同郡東庄町、※山武郡大網白里町、同郡九十九里町、※同郡横芝光町、長生郡白子町

[新潟県]（2市1町）
十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

[長野県]（1村）
下水内郡栄村

※は災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村以外の市町村です。

申告・納付期限延長区域一覧（H24.2.6時点）

【別表2】

○H23.12.15までに延長後の申告・納付期限が到来した地域

［青森県］
［岩手県］
［茨城県］

全　域

［宮城県］（11市20町1村）

仙台市、塩釜市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町、本吉郡南三陸町

［福島県］（11市24町12村）

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

○延長後の申告・納付期限がH24.4.2の地域（予定）【別表3】

［宮城県］（2市1町）

石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

（参考）申告・納付期限の延長が継続する地域　【別表4】

［福島県］（2市7町3村）

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

※　延長後の期限については、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。

参考2

東日本大震災に関する労働保険料等の特例措置について
～フローチャート～（※「近日中の告示」以降）

事業所が特定被災区域にあるか。
（継続一括事業の場合は、継続一括事業全体又は個別の被一括事業ごとに判断）

ある

大震災による被害が、以下のいずれかに該当するか。
①事業所や生産設備に直接的な被害（損壊等）が生じている。
②事業の実施に必要な電気、ガス等の施設の被害等により被害が生じている。
③東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域等の設定により被害が生じている。
④東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う食品の出荷制限等による被害が生じている。
⑤①から④に準じる理由により、事業ができない又は休業せざるをえない状況になった。

する

大震災前の直近の賃金支払月と比較して、「ひと月の労働者１人当たりの賃金額」が２分の１未満になったか。

なった

1．労働保険料等の免除

申請により、労働保険料等の免除を受けられる可能性があります。
（詳しくは、リーフレット「労働保険料等の免除の特例について」参照。）

ならなかった

しない

ない

事業所が、福島県（田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村）のいずれかにあるか。

ある

申告・納付期限が到来

2．申告・納付期限の延長

労働保険料等の申告・納付の期限が延長されています。（別途告示により定められる期日まで。）
※申告・納付期限延長区域については、リーフレット「被災された事業主の皆さまへ」をご覧ください。

ない

大震災により事業財産に相当な損失（おおむね20％以上）があるか。

ある

3．納付の猶予

申請により、１年以内の労働保険料等の納付の猶予を受けられる可能性があります。
（詳しくは、リーフレット「被災された事業主の皆さまへ」参照。）

ない

申告・納付手続をしていただくようお願いします。

このリーフレットに関するご質問等がございましたら、［最寄りの都道府県労働局］又は［最寄りの労働基準監督署］にお問い合わせください。

参考３

事業主（特に、宮城県石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町に主たる事務所がある事業主）の皆様へ

障害者雇用納付金の納付期限等の延長等についてのお知らせ

１　障害者雇用納付金の納付期限等の延長について

東日本大震災による被害に対応するために、次の①と②に該当する障害者雇用納付金については、３月２４日付け厚生労働省告示により、その申告又は納付の期限（以下「納付期限等」という。）を延長しています。

① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県内に、主たる事務所がある事業主が納付するもの
② 平成２３年３月１１日以降に納付期限等が到来するもの
（督促状の指定期限が平成２３年３月１１日以降である場合を含みます。）

※　延長後の障害者雇用納付金の納付期限等は以下のとおりです。

○ **青森県、茨城県**に主たる事務所がある事業主
平成２３年７月２９日

○ **岩手県、宮城県、福島県のうち、別表１の地域**に主たる事務所がある事業主
平成２３年９月３０日

○ **岩手県、宮城県のうち、別表２の地域**に主たる事務所がある事業主
平成２３年１２月１５日

○ **宮城県のうち、別表３の地域**に主たる事務所がある事業主
平成２４年４月２日（近日中に告示予定）

○ **福島県のうち、別表４の地域**に主たる事務所がある事業主
災害のやんだ日から２ヵ月以内の日が定められますが、具体的な期限は、災害の復旧状況等を踏まえて今後検討し、後日、決定次第お知らせいたします。

２　障害者雇用納付金の納付の猶予について

１に該当しない場合であっても（１に該当する場合で納付の期限が到来した場合を含む。）、東日本大震災により被害を受けた事業主の方について、個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、猶予の対象となります。

※　詳しいことは、下記担当者又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構までお尋ねください。

【お問い合わせ先】
職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課雇用促進係　領五・小林
（代表）　03-5253-1111　内線:5855
（直通）　03-3595-1173

【別表１】延長後の納付期限等が平成23年９月30日である地域

	地　　域
【岩手県】	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ケ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、九戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町
【宮城県】	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町
【福島県】	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

【別表２】延長後の納付期限等が平成23年12月15日である地域

	地　　域
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町
【宮城県】	気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

【別表３】延長後の納付期限等が平成24年４月２日である地域（**近日中に告示予定**）

	地　　域
【宮城県】	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

【別表４】延長後の納付期限等が決定していない地域

	地　　域
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

別添２

宮城県の一部の地域における労働保険料等に関する納期限等を指定する告示関係業務Ｑ＆Ａ

目　次

問１　宮城県の一部の地域について、なぜ、延長後の納期限等を平成２４年４月２日としたのか。　・・・・・　１

更問　納期限等が延長されていた、宮城県及び福島県のうち、なぜ宮城県のみ、延長後の納期限等の指定を行うのか。　・・・・・　２

問２　延長後の期日が指定された地域に所在地を有する事業場の事業主等が、延長後の期日（平成２４年４月２日）までに納付等が困難な場合には、どうすればいいのか。　・・・・・　３

問３　今回延長後の納期限等が指定されなかった地域については、いつ期日を指定することになるのか。　・・・・・　３

問４　今延長後の納期限等までに納付が困難な場合、納付の猶予申請はいつまでに行えばよいのか。　・・・・・　４

問５　納期限等の指定がなされていない（延長が継続している）地域の事務組合の取扱いについてはどうなるのか。　・・・・・　５

（問1） 宮城県の一部の地域について、なぜ、延長後の納期限等を平成24年4月2日としたのか。

（答）

1. 今回、延長期限の期日の指定を行う宮城県石巻市、東松島市及び牡鹿郡女川町については、ライフライン、避難の状況等様々な観点を踏まえ、これらの地域に所在地を有する事業場の事業主等が納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に至ったものと判断し、国税の状況も踏まえ、厚生労働省として総合的に判断を行いました。

＜宮城県ホームページより＞

※ 宮城県内のライフラインは、平成23年12月11日に全て復旧した（津波で流出した地域を除く）。

※ 宮城県内の避難所は、平成23年12月30日に全て閉鎖された。

2. なお、延長後の期限が指定されましたが、今もなお、震災の影響で労働保険料等に関する納付等を行うことが困難な場合は、個別に申請することにより、

①被災の程度に応じ最大1年間の納付の猶予を受けられる場合

②賃金の支払いに著しい支障が生じている等の理由により、労働保険料等の免除を受けられる場合

がありますので、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署へ御相談ください。

（更問） 納期限等が延長されていた、宮城県及び福島県のうち、なぜ宮城県のみ、延長後の納付期限等の指定を行うのか。

（答）

1. 今回延長期限の期日の指定を行う宮城県石巻市、東松島市及び牡鹿郡女川町については、

①ライフラインや交通網の復旧度合、

②避難の状況、

③国税庁において、既に2月3日に延長後の期限を4月2日とする旨告示していること

等の震災後の復旧状況等を踏まえ、厚生労働省として、（社会保険と労働保険について）事業場の事業主等が納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に至ったものと総合的に判断を行ったものです。

2. なお、延長後の期限が指定されましたが、今もなお、震災の影響で労働保険料等に関する納付等を行うことが困難な場合は、個別に申請することにより、

①被災の程度に応じ最大1年間の納付の猶予が受けられる場合

②賃金の支払いに著しい支障が生じている等の理由により、労働保険料等の免除が受けられる場合

がありますので、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署へ御相談ください。

（問2） 延長後の期日が指定された地域に所在地を有する事業場の事業主等が、延長後の期日（平成24年4月2日）までに納付等が困難な場合には、どうすればいいのか。

（答）

1. 今回延長後の納期限等が指定された宮城県石巻市、東松島市及び牡鹿郡女川町に所在地を有する事業場の事業主等については、平成23年3月11日から平成24年4月1日までに到来する、労働保険料等の納期限等が、平成24年4月2日とされました。

2. ただし、震災の影響で労働保険料等に関する納付等を行うことが困難な場合は、個別に申請することにより、

①被災の程度に応じ最大1年間の納付の猶予を受けられる場合

②賃金の支払いに著しい支障が生じている等の理由により、労働保険料等の免除を受けられる場合

がありますので、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署へ御相談ください。

（問3） 今回延長後の納期限等が指定されなかった地域については、いつ期日を指定することになるのか。

（答）

今回、延長後の納期限等が指定されなかった市町村については、今後、被災後の状況などを踏まえ、改めて延長後の納期限等の指定について告示します。

（参考）今回は延長後の納期限等を指定しない地域

県	市町村	監督署
福島県	双葉郡浪江町、双葉郡双葉町、双葉郡大熊町、双葉郡富岡町、双葉郡楢葉町、双葉郡葛尾村、双葉郡川内村、双葉郡広野町	富岡

（問4） 今延長後の納期限等までに納付が困難な場合、納付の猶予申請はいつまでに行えばよいのか。

（答）

1　災害により財産に相当な損失を受けた場合の納付の猶予申請は、「その災害のやんだ日」から2か月以内に申請する必要があります。（国税通則法第46条第1項）

2　なお、「その災害のやんだ日」については、個々の被災の状況により個別に判断することになりますので、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署へ御相談ください。

※　納付猶予に係る事務処理の具体的な手続きについては、労働保険徴収課長通知（平成23年3月24日基労徴発第0324第1号）記の2を参照のこと。

（問5） 納期限等の指定がなされていない（延長が継続している）地域の事務組合の取扱いについてはどうなるのか。

（答）

1　納期限等の指定がなされていない（延長が継続されている）地域に所在する事務組合については、その事務組合に委託している全ての事業主を含め、納期限等の延長が継続されることとなります。

2　また、今回、事務組合の所在地の地域について納期限等の指定がされたとしても、その事務組合に委託している事業主の事業場が、納期限等の指定がなされていない地域に所在していれば、その事業主の納期限等の指定はなされていない（延長が継続している）こととなります。

基発０２１７第１号
職発０２１７第２号
平成２４年２月１７日

都道府県労働局長　殿

労働基準局長
（公印省略）
職業安定局長
（公印省略）

「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成23年３月24日付け基発0324第１号・職発0324第９号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成24年厚生労働省告示第54号）が告示された。

その内容は下記１のとおりであるので、下記２の内容と併せて御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、上記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会するよう教示されたい。

記

１　宮城県石巻市、東松島市及び牡鹿郡女川町（別表１参照）に所在地を有する事業主等に係る労働保険料等及び当該地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る労働保険料等」という。）の延長後の納期限等は、平成23年３月11日から平成24年４月１日までにその期限が到来するものについて、平成24年４月２日（以下「本件期限」という。）とすること。

なお、延長後の納期限等を指定していない地域（別表２参照）における延長後の納期限等は、別途これらの地域における災害の状況等を踏まえ定められること。

２　本件期限到来後は、当該地域に係る労働保険料等についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の２の「個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて１の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主等に対して適切な対応をすること。

○平成 24 年４月２日を延長後の納期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域（別表１）

都道府県名	地　　域
宮城県	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

○延長後の納期限等を指定していない地域（別表２）

都道府県名	地　　域
福島県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年二月二十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔省　令〕

○地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令（総務九）　二

○工場立地法施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　二

○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一）　二

〔告　示〕

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等を指定する件（総務・経済産業一）　二

○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件（法務五七）　二

○東日本大震災に係る関税法第二条の三第一項の規定による指定地域の一部について別に定める日を指定する件（財務六二）　四

○緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）　四

○在外教育施設を認定した件（文部科学二三）　四

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等を指定する件（文部科学・経済産業一）　四

○宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件（厚生労働五四）　五

○農作物基準共済掛金率等を定める件（農林水産四一三）　五

○農業災害補償法第八十六条第二項の農林水産大臣が定める割合等を定める件（同四一四）　五

○園芸施設基準共済掛金率等を定める件（同四一五）　五

○保安林の指定施業要件を変更する件（同四一六～四一九）　六

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等を指定する件（農林水産・経済産業一）　六

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等を指定する件（経済産業二三）　六

○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（同二四）　六

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等を指定する件（経済産業・国土交通二）　七

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一七七～一八〇）　七

○航路標識に関する件（海上保安庁四三）　八

○水路測量の実施に関する件（同四四）　九

○海技免状の無効を宣する件（海難審判所一）　九

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

法務省　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　一〇

公調委平成二十二年（フ）第三号栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理（公害等調整委員会公示一）　一一

〔公　告〕

諸事項

官庁　一二

財団、土地家屋調査士懲戒処分関係　一二

裁判所　一三

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社整理、再生関係　一三

会社その他　一七

○財務省告示第六十二号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

平成二十四年二月十七日

財務大臣　安住　淳

財務大臣が平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成二十四年四月一日とする。

都道府県	指定地域
宮城県	石巻市 東松島市 牡鹿郡女川町

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、及び工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第三項の規定に基づき、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示を次のように定めたので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月十七日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示

緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（平成十年農林水産省、厚生省、通商産業省、運輸省、告示第二号）の一部を次のように改正する。

「第四条の二第二項」を「第四条の二第三項」に改める。

備考第二項第一号中「都市計画法」の下に「（昭和四十三年法律第百号）」を加える。

附　則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○文部科学省告示第二十三号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第一条の規定により、高等学校の課程と同等の課程を有する在外教育施設を次のとおり認定したので、在外教育施設の認定等に関する規程第二十二条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月十七日

文部科学大臣　平野　博文

名称	位置	設置者
如水館バンコク（高等部）	タイ王国バンコク	カン有限会社（THE KANG CO.,LTD）

○厚生労働省告示第五十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）及び厚生年金保険法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成二十三年厚生労働省告示第六十六号）において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であって、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）及び厚生年金特例法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であって当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十四年四月一日までの間に到来するものについて、平成二十四年四月二日とする。

平成二十四年二月十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

都道府県名	地域
宮城県	石巻市 東松島市 牡鹿郡女川町

○文部科学省経済産業省告示第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、文部科学省から交付する平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十四年二月十七日

文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男

東北マリンサイエンス拠点の形成事業に係る委託費

○農林水産省告示第四百十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、農作物基準共済掛金率、農作物共済掛金標準率、農作物通常標準被害率、農作物通常共済掛金標準率、農作物異常共済掛金標準率、農作物通常責任保険歩合、農作物異常標準被害率及び農作物再保険料率を次のように定める。

平成二十四年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

【別添】

職発0217第1号
平成24年2月17日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長　殿

厚生労働省職業安定局長

「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納付期限等」という。）の延長措置については、「「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成23年3月24日付け職発0324第8号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成24年厚生労働省告示第54号）が告示された。

その内容は下記1のとおりであるので、下記2の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1　宮城県石巻市、東松島市及び牡鹿郡女川町（別表1参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金（以下「当該地域に係る障害者雇用納付金」という。）の延長後の納付期限等は、平成23年3月11日から平成24年4月1日までにその期限が到来するものについて、平成24年4月2日（以下「本件期限」という。）とすること。なお、本件期限までに納付金の申告又は納付ができないと認める場合には、事業主の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものであること。

また、延長後の納付期限等を指定していない地域内（別表2参照）に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、別途これらの地域における災害の状況等を踏まえ定められること。

2　本件期限到来後は、当該地域に係る障害者雇用納付金についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の2の「個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて1の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主に対して適切な対応をすること。

○平成 24 年４月２日を延長後の納付期限等として厚生労働省告示による指定を行う地域（別表１）

都道府県名	地　　域
宮城県	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

○延長後の納付期限等を指定していない地域(別表2)

都道府県名	地　　域
福島県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

【別紙】

官報
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
日刊（行政機関の休日休刊）
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令（総務九）　二
○工場立地法施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　二
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛一）　二
〔告　示〕
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等を指定する件（総務・経済産業一）　二
○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件（法務五七）　二
○東日本大震災に係る関税法第二条の三第一項の規定による指定地域の一部について別に定める日を指定する件（財務六二）　四
○緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）　四
○在外教育施設を認定した件（文部科学二三）　四
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等を指定する件（文部科学・経済産業一）　四
○宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件（厚生労働五四）　五
○農作物基準共済掛金率等を定める件（農林水産四一三）　五
○農業災害補償法第八十六条第二項の農林水産大臣が定める割合等を定める件（同四一四）　五
○園芸施設基準共済掛金率等を定める件（同四二五）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同四一六～四一九）　六
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等を指定する件（農林水産・経済産業一）　六
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等を指定する件（経済産業二三）　六
○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（同二四）　六
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等を指定する件（経済産業・国土交通一）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一七七～一八〇）　七
○航路標識に関する件（海上保安庁四三）　八
○水路測量の実施に関する件（同四四）　九
○海技免状の無効を宣する件（海難審判所一）　一〇
〔国会事項〕　一〇
〔人事異動〕
法務省　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　一〇
公開委平成二十二年（フ）第三号栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理（公害等調整委員会公示一）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、土地家屋調査士懲戒処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社整理、再生関係　一二
会社その他　一三

○財務省告示第六十二号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

平成二十四年二月十七日

財務大臣　安住　淳

財務大臣が平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成二十四年四月一日とする。

都道府県	指定地域
宮城県	石巻市 東松島市 牡鹿郡女川町

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、及び工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第三項の規定に基づき、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示を次のように定めたので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月十七日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示

緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（平成十年農林水産省、通商産業省、運輸省告示第二号）の一部を次のように改正する。

「第四条の二第二項」を「第四条の二第三項」に改める。

備考第二項第一号中「都市計画法」の下に「（昭和四十三年法律第百号）」を加える。

附　則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○文部科学省告示第二十三号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第一条の規定により、高等学校の課程と同等の課程を有する在外教育施設を次のとおり認定したので、在外教育施設の認定等に関する規程第二十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月十七日

文部科学大臣　平野　博文

名称	位置	設置者
如水館バンコク（高等部）	タイ王国バンコク	カン有限会社（THE KANG CO.,LTD）

○文部科学省経済産業省告示第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、文部科学省から交付する平成二十三年度補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十四年二月十七日

文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男

東北マリンサイエンス拠点の形成事業に係る委託費

○厚生労働省告示第五十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び厚生年金特例法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項の規定により適用される場合並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第三項及び第五項の規定により適用される場合を含む。）及び厚生年金特例法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者）、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの。障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成二十三年三月十一日において、労働保険事務組合であって当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十四年四月一日までの間に到来するものについて、平成二十四年四月二日とする。

平成二十四年二月十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

都道府県名	地域
宮城県	石巻市 東松島市 牡鹿郡女川町

○農林水産省告示第四百十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、農作物基準共済掛金率、農作物共済掛金標準率、農作物通常標準被害率、農作物通常共済掛金標準率、農作物異常共済掛金標準率、農作物異常共済掛金標準率の算定基礎率、農作物異常共済掛金標準被害率及び農作物再保険料率を次のように定める。

平成二十四年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

基労徴発0217第１号
平成２４年２月１７日

全国社会保険労務士会連合会会長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長

「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の
納期限等を指定する件」の制定について

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

宮城県及び福島県の一部の地域に事業場が所在している事業主及び労働保険事務組合については、これまで、労働保険料等の申告・納付期限を延長し、延長後の申告・納付期限については、改めて告示することとしていたところです。

本日、「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」が告示され、各都道府県労働局に対し、別添のとおり通知を発出しております。

なお、福島県のうち、延長後の納期限等を指定していない市町村に事業場が所在している事業主及び労働保険事務組合については、引き続き、労働保険料等の申告・納付期限が延長されており、延長後の期限につきましては、別途告示することとしております。

つきましては、本件について、社会保険労務士の皆様への周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（参考）
・被災された事業主の皆さまへ（リーフレット）
～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～
・東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ（厚生労働省ＨＰ）
～労働保険における特例措置についてお知らせします～
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html

基労徴発0217第２号
平成２４年２月１７日

社団法人全国労働保険事務組合連合会会長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長

「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

宮城県及び福島県の一部の地域に事業場が所在している事業主及び労働保険事務組合については、これまで、労働保険料等の申告・納付期限を延長し、延長後の申告・納付期限については、改めて告示することとしていたところです。

本日、「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」が告示され、各都道府県労働局に対し、別添のとおり通知を発出しております。

なお、福島県のうち、延長後の納期限等を指定していない市町村に事業場が所在している事業主及び労働保険事務組合については、引き続き、労働保険料等の申告・納付期限が延長されており、延長後の期限につきましては、別途告示することとしております。

つきましては、本件について、貴会の会員の労働保険事務組合への周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（参考）
・被災された事業主の皆さまへ（リーフレット）
～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～
・東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ（厚生労働省ＨＰ）
～労働保険における特例措置についてお知らせします～
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html

事　務　連　絡
平成２４年２月１７日

日本労働組合総連合会　御中

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課

「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の
納期限等を指定する件」の制定について

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

宮城県及び福島県の一部の地域に事業場が所在している事業主及び労働保険事務組合については、これまで、労働保険料等の申告・納付期限を延長し、延長後の申告・納付期限については、改めて告示することとしていたところです。

本日、「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」が告示され、各都道府県労働局に対し、別添のとおり通知を発出しております。

なお、福島県のうち、延長後の納期限等を指定していない市町村に事業場が所在している事業主及び労働保険事務組合については、引き続き、労働保険料等の申告・納付期限が延長されており、延長後の期限につきましては、別途告示することとしております。

つきましては、本件について、貴会の会員の皆様への周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（参考）
・被災された事業主の皆さまへ（リーフレット）
～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～
・東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ（厚生労働省ＨＰ）
～労働保険における特例措置についてお知らせします～
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html

事　務　連　絡
平成２４年２月１７日

社団法人日本経済団体連合会　御中

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課

「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の
納期限等を指定する件」の制定について

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

宮城県及び福島県の一部の地域に事業場が所在している事業主及び労働保険事務組合については、これまで、労働保険料等の申告・納付期限を延長し、延長後の申告・納付期限については、改めて告示することとしていたところです。

本日、「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」が告示され、各都道府県労働局に対し、別添のとおり通知を発出しております。

なお、福島県のうち、延長後の納期限等を指定していない市町村に事業場が所在している事業主及び労働保険事務組合については、引き続き、労働保険料等の申告・納付期限が延長されており、延長後の期限につきましては、別途告示することとしております。

つきましては、本件について、貴会の会員の皆様への周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（参考）
・被災された事業主の皆さまへ（リーフレット）
～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～
・東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ（厚生労働省ＨＰ）
～労働保険における特例措置についてお知らせします～
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html

事　務　連　絡
平成２４年２月１７日

日本商工会議所　御中

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課

「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

宮城県及び福島県の一部の地域に事業場が所在している事業主及び労働保険事務組合については、これまで、労働保険料等の申告・納付期限を延長し、延長後の申告・納付期限については、改めて告示することとしていたところです。

本日、「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」が告示され、各都道府県労働局に対し、別添のとおり通知を発出しております。

なお、福島県のうち、延長後の納期限等を指定していない市町村に事業場が所在している事業主及び労働保険事務組合については、引き続き、労働保険料等の申告・納付期限が延長されており、延長後の期限につきましては、別途告示することとしております。

つきましては、本件について、貴会の会員の皆様への周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（参考）
・被災された事業主の皆さまへ（リーフレット）
～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～
・東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ（厚生労働省ＨＰ）
～労働保険における特例措置についてお知らせします～
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html

事　務　連　絡
平成２４年２月１７日

全国中小企業団体中央会　御中

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課

「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の
納期限等を指定する件」の制定について

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

宮城県及び福島県の一部の地域に事業場が所在している事業主及び労働保険事務組合については、これまで、労働保険料等の申告・納付期限を延長し、延長後の申告・納付期限については、改めて告示することとしていたところです。

本日、「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」が告示され、各都道府県労働局に対し、別添のとおり通知を発出しております。

なお、福島県のうち、延長後の納期限等を指定していない市町村に事業場が所在している事業主及び労働保険事務組合については、引き続き、労働保険料等の申告・納付期限が延長されており、延長後の期限につきましては、別途告示することとしております。

つきましては、本件について、貴会の会員の皆様への周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（参考）
・被災された事業主の皆さまへ（リーフレット）
　～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～
・東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ（厚生労働省ＨＰ）
　～労働保険における特例措置についてお知らせします～
　http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html

事　務　連　絡
平成２４年２月１７日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）
労働保険徴収主務課室長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長補佐
（業務担当）

「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」に係る周知について

平素より労働保険適用徴収業務の円滑な推進に御尽力いただき、感謝申し上げる。

さて、「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」（平成２４年厚生労働省告示第５４号）については、平成２４年２月１７日付け基発０２１７第１号・職発０２１７第２号「「宮城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件」の制定について」により通知されたところであるが、本通知内容の周知方法等については下記のとおりとするので、貴職から関係職員に周知の上、業務に遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

事業主等に対する周知に当たっては、別添のリーフレット等を活用することとし、本省ホームページ（下記アドレス）にリンクを貼るなど、都道府県労働局においてもホームページ上で周知を図るとともに、事業主等の電話照会又は来庁の際等にも、平成２４年２月６日付け厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課長補佐（企画・業務担当）連名事務連絡の別添２「宮城県の一部の地域における労働保険料等に関する納期限等を指定する告示関係業務Ｑ＆Ａ」等を参考に丁寧な説明を心がけ、十分な周知を行うこと。

（http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/leaflet_01.pdf）
（http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/menjo_qa.pdf）

被災された事業主の皆さまへ
～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

このたびの東日本大震災を受け、労働保険料・一般拠出金の申告・納付関係で、次のような特例措置を行っております。（H24．2．17時点）

1．労働保険料等の免除　※申告手続と合わせて、申請が必要です

東日本大震災による被害を受け、次の要件を満たす事業主の皆さまに、**要件②に該当していた期間（最大で平成23年３月１日から平成24年２月29日まで）の賃金に関する労働保険料と平成23年度の一般拠出金を免除**いたします。（特別加入者の保険料についても、同様の措置を行います。）

【対象地域】（別表１）
「岩手県、宮城県、福島県」の全域
「青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県」の一部

【要件】①平成23年３月11日に事業場が対象地域に所在していたこと
②東日本大震災の被害により、賃金の支払に著しい支障が生じている等、労働保険料の支払が困難である事情があること

2．申告・納付期限の延長

次の地域に所在する事業場の事業主の皆さまについては、労働保険料・一般拠出金の申告手続や、納付についての**期限を延長**しています。

【対象地域・期限】（H24.２.17時点）
「青森県、茨城県」の全域：H23.7.29まで延長（**別表２**）
「岩手県、宮城県、福島県」の**別表２**の地域：H23.9.30まで延長
「岩手県、宮城県」の**別表３**の地域：H23.12.15まで延長
「宮城県」の**別表４**の地域：**H24.4.2まで延長**
「福島県」の**別表５**の地域：今後改めて告示※1

【要件】特にありません（一律に延長）

※１　**別表５**の地域の延長後の期限は、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。
※２　手続が免除されるものではありませんので、特に**申告の手続は、申告期限までに行っていただきますよう、お願いいたします。**

3．納付の猶予　※申告手続と合わせて、申請が必要です

東日本大震災により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で１年間猶予**いたします。

【対象地域】すべての地域で申請可能
【要件】事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

※保険料を免除するものではありませんので御留意ください。

このリーフレットに関するご質問等がございましたら、［最寄りの都道府県労働局］又は［最寄りの労働基準監督署］にお問い合わせください。

【別表1】

特定被災区域一覧（H23.8.17時点）

○下線は、政令改正（8月17日）により追加された7市町です。
○平成23年3月1日に遡及して適用されますので、労働保険料等の免除の要件に該当する場合は、お手続きいただけます。

[青森県]（2市2町）
八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町

[岩手県]
[宮城県]
[福島県]
全　域

[茨城県]（31市7町2村）
水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、※坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町

[栃木県]（10市7町）
宇都宮市、※足利市、※佐野市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町

[埼玉県]（1市）
※久喜市

[千葉県]（18市9町）
千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、習志野市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、※匝瑳市、香取市、山武市、※印旛郡酒々井町、※同郡栄町、※香取郡神崎町、※同郡多古町、※同郡東庄町、※山武郡大網白里町、同郡九十九里町、※同郡横芝光町、長生郡白子町

[新潟県]（2市1町）
十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

[長野県]（1村）
下水内郡栄村

※は災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村以外の市町村です。

【別表2】

申告・納付期限延長区域一覧（H24.2.17時点）

○延長後の申告・納付期限がH23.7.29の地域

［青森県］

［茨城県］

全　域

○延長後の申告・納付期限がH23.9.30の地域

［岩手県］（9市13町5村）

盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ケ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、九戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町

［宮城県］（9市19町1村）

仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町

［福島県］（11市24町12村）

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

【別表3】

○延長後の申告・納付期限がH23.12.15の地域

[岩手県]（4市3町）

宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉 伊郡山田町

[宮城県]（2市1町）

気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

【別表4】

○延長後の申告・納付期限がH24.4.2の地域

[宮城県]（2市1町）

石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

【別表5】

（参考）申告・納付期限の延長が継続する地域※

[福島県]（2市7町3村）

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

※延長後の期限については、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。

東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ

労働保険料等の免除Q&A

<制度について>

Q１：「労働保険料等の免除の特例」とはどのような制度ですか？

Ａ１：東日本大震災（以下「大震災」といいます。）に被災し、労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている等の事業主の方に対し、免除の申請を行っていただいた上で、最大で、平成23年３月１日から平成24年２月29日までの賃金に対する労働保険料等(*)を免除するものです。 (*)平成23年度の石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金を含みます。

<免除の対象について>

Q２：具体的には、どのような場合に労働保険料の免除を受けることができますか？

Ａ２：事業が次の要件を満たす場合に、その月についての労働保険料が免除されます。

①**（所在地）**大震災時に特定被災区域に所在しており、
②**（震災被害）**大震災による被害を受け、
③**（賃金支払状況）**大震災前の直近の賃金支払月と比較して、「ひと月の労働者１人当たりの賃金額」が２分の１未満

※免除の対象となる会社（建設会社など）が有期事業を行っている場合は、その有期事業の労働保険料も対象となる月について免除され、特別加入者がいる場合は、特別加入保険料も対象となる月について免除されます。

詳細は、リーフレット**「労働保険料等の免除の特例について」**をご覧ください。

Q３：特定被災区域とはどこですか。

Ａ３：リーフレット**「被災された事業主の皆さまへ」**をご覧ください。

Q４：東京の本社で労働保険の手続を一括して行っています（継続一括事業です）が、一部の支社（被一括事業）が特定被災区域にあります。この場合は免除の対象にならないのでしょうか。

Ａ４：原則として、継続一括事業全体がA2の要件（①所在地、②震災被害、③賃金支払状況）に該当する場合に、継続一括事業全体について免除の対象となります。また、特定被災区域にある一部の支社（被一括事業）のみがA2の要件（①所在地、②震災被害、③賃金支払状況）に該当する場合であっても、その一部の支社について免除の対象となります。

Q５：従業員の雇用を維持し、休業手当を支払っています。このような場合、労働保険料は免除になりますか。また、休業手当を支払っていても、雇用調整助成金を受給している場合、労働保険料の免除の対象にはなりませんか。

Ａ５：「ひと月の労働者１人当たりの賃金額」（Ａ２の③）は、休業手当は除いて計算することとしています。雇用調整助成金を受給しているかどうかにかかわらず、その計算によって、大震災前の直近の賃金支払月と比較して、「ひと月の労働者１人当たりの賃金額」が２分の１未満に該当する場合は、免除の対象になります。

※労働保険料の申告の際の「賃金総額」には、休業手当も含めて計算する必要がありますので、ご注意ください。

<手続について>

Q６：労働保険料の免除を受けるためには、具体的にどのような手続が必要ですか。

Ａ６：管轄の都道府県労働局又は労働基準監督署に、平成23年度の年度更新手続と併せて、申請に必要な書類を提出してください。

必要な書類の内容などの詳細は、お手数ですが、リーフレット**「労働保険料等の免除の特例について」**をご覧ください。

Q７：既に平成23年度の年度更新手続を済ませてしまったのですが、免除の申請はできませんか。

Ａ７：年度更新手続後でも、申請は可能です。

Q８：免除の申請をする場合は、平成23年度の年度更新申告書はどのように記入したらいいでしょうか。

Ａ８：平成23年度の概算保険料額の欄（⑫欄・⑭欄）には、賃金支払の見込みが立たないものとして「０」を記入してください（A10のような場合は除きます。）。それ以外の部分（平成22年度の確定保険料額の欄（⑧欄・⑩欄）など）は、通常どおり記入してください。

※労働保険料の申告の際の「賃金総額」には、休業手当も含めて計算する必要がありますので、ご注意ください。

Q９：免除の申請をする場合は、保険料は支払わなくてよいのでしょうか。

Ａ９：まずは提出していただいた保険料の申告と免除の申請の内容を確認した上で、改めてご連絡します。

Q10：免除の申請をしようと思うのですが、平成23年７月から事業を全面的に再開しているので、７月以降分の保険料は支払いたいと思います。手続はどのように行えばいいでしょうか。

A10：年度更新申告書に、平成23年７月以降の賃金総額の見込額で概算保険料を計算して記入の上、免除の申請書類と併せて、管轄の都道府県労働局又は労働基準監督署に提出してください。
　また、実際に納めていただく保険料の額は、提出していただいた保険料の申告と免除の申請の内容を確認した上で、改めてご連絡します。

Q11：申告書は金融機関でも受け付けていますか。

A11：金融機関では、納付する保険料がない場合は申告書の受付を行っていないので、ご面倒ですが、免除の申請を行う場合は、年度更新申告書は、管轄の都道府県労働局又は労働基準監督署に提出してください。

Q12：免除の申請をしたいのですが、管轄の労働局も労働基準監督署も遠く、出向くことができません。

A12：免除の申請書類と年度更新申告書を、管轄の都道府県労働局に郵送してください。郵送が難しい場合は、ご面倒ですが、まずはお電話で管轄の都道府県労働局か労働基準監督署までご相談ください。

Q13：一度免除の対象になれば、平成24年２月までは自動的に免除されるのですか。

A13：最終的に、平成24年度の年度更新手続と併せて、免除額の精算手続を行う必要があります。そのため、お手数ですが、毎月の①賃金総額、②休業手当の額、③免除対象高年齢労働者の賃金総額を控えておいていただくよう、お願いします。
　※事業が完全に再開したなどにより、大震災前の直近の賃金支払月と比較して、「ひと月の労働者1人当たりの賃金額」（A2の③）が2分の1未満に明らかに該当しなくなった場合は、免除対象期間終了届（様式5）を提出してください。

＜給付への影響について＞

Q14：保険料が免除されても、労災保険や雇用保険の給付の額に影響はありませんか。

A14：保険給付には影響しません。

東日本大震災に関する労働保険料等の特例措置について
～フローチャート～（H24.2.17時点）

事業所が特定被災区域にあるか。
（継続一括事業の場合は、継続一括事業全体又は個別の被一括事業ごとに判断）

ある

大震災による被害が、以下のいずれかに該当するか。
- ①事業所や生産設備に直接的な被害（損壊等）が生じている。
- ②事業の実施に必要な電気、ガス等の施設の被害等により被害が生じている。
- ③東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域等の設定により被害が生じている。
- ④東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う食品の出荷制限等による被害が生じている。
- ⑤①から④に準じる理由により、事業ができない又は休業せざるをえない状況になった。

する

大震災前の直近の賃金支払月と比較して、「ひと月の労働者１人当たりの賃金額」が２分の１未満になったか。

なった

1．労働保険料等の免除

申請により、労働保険料等の免除を受けられる可能性があります。
（詳しくは、リーフレット「労働保険料等の免除の特例について」参照。）

ならなかった

しない

ない

事業所が、福島県（田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村）のいずれかにあるか。

ある

2．申告・納付期限の延長

労働保険料等の申告・納付の期限が延長されています。（別途告示により定められる期日まで。）

※申告・納付期限延長区域については、リーフレット「被災された事業主の皆さまへ」をご覧ください。

ない

大震災により事業財産に相当な損失（おおむね20％以上）があるか。

ある

申告・納付期限が到来

3．納付の猶予

申請により、１年以内の労働保険料等の納付の猶予を受けられる可能性があります。
（詳しくは、リーフレット「被災された事業主の皆さまへ」参照。）

ない

申告・納付手続をしていただくようお願いします。

このリーフレットに関するご質問等がございましたら、［最寄りの都道府県労働局］又は［最寄りの労働基準監督署］にお問い合わせください。

基発０２２２第１号
平成２４年2月２２日

都道府県労働局長　殿

労働基準局長
（公印省略）

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行による特定被災区域の追加指定について

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成２３年法律第４０号。以下「法」という。）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令」（平成２３年政令第１２７号）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」（平成２３年政令第２６１号）及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成２３年厚生労働省令第５７号。以下「省令」という。）において、労働保険料等の免除の特例措置を設けたところであり、その取扱いについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行について（労働基準局関係）」（平成２３年５月２日付け基発０５０２第２号）記の第４により、通知したところである。

本日、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」（平成２４年政令第３３号。以下「改正政令」という。）が公布、同日施行され、下記のとおり、特定被災区域が追加指定されたので、その実施に当たっては、遺漏なきよう期されたい。

記

第１　特定被災区域の追加指定

改正政令により、追加された特定被災区域は、以下のとおり。

なお、追加指定された特定被災区域を含めた特定被災区域については、別紙のとおりであること。

千葉県：野田市、柏市

第２　対象事業場等

１　労働保険料等の免除の特例（法第８１条及び第８４条並びに省令第１２条から第１９条まで）については、当該労働保険の適用事業の行われる場所が平成２３年３月１１日において特定被災区域に所在していた場合に対象となり、今般、追加指定された区域における取扱いについても、平成２３年３月１日に遡及して適用されること。

２　労働保険料等の免除の特例が遡及して適用された場合は、平成２２年度確定保険料等の還付等が発生することから、適正な事務処理に努めること。

第３　施行日等

改正政令は、公布の日（平成２４年２月２２日）から施行すること。ただし、第２の１のとおり、平成２３年３月１日に遡及して適用すること。

（別 紙）

特定被災区域一覧（H24. 2. 22）

［青森県］（２市２町）
八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町

［岩手県］　全域

［宮城県］　全域

［福島県］　全域

［茨城県］（３１市７町２村）
水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、※坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町

［栃木県］（１０市７町）
宇都宮市、※足利市、※佐野市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町

［埼玉県］（１市）
※久喜市

［千葉県］（２０市９町）
千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※野田市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、習志野市、※柏市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、※匝瑳市、香取市、山武市、※印旛郡酒々井町、※印旛郡栄町、※香取郡神崎町、※香取郡多古町、※香取郡東庄町、※山武郡大網白里町、山武郡九十九里町、※山武郡横芝光町、※長生郡白子町

［新潟県］（２市１町）
十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

［長野県］（１村）
下水内郡栄村

- ※は災害救助法の適用市町村以外の市町村
- 下線は、今回の政令改正により追加指定された２市

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令（三三）

○東日本大震災復興特別区域法施行令の一部を改正する政令（三四）

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令の一部を改正する政令（三五）

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行期日を定める政令（三六）

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（三七）

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三八）

〔府　令〕

○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府五）

〔府令・復興庁令・省令〕

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則（内閣府・復興庁・総務・財務・農林水産・経済産業一）

〔府令・省令〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業一）

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働二）

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産二）

〔省　令〕

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（財務一二）

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二三）

○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産八）

○産業技術力強化法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業一〇）

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令（同一一）

〔規　則〕

○人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則（人事院一〇―一二―一六）

○人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を改正する人事院規則（同一二―〇―三三）

〔告　示〕

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令第二号に規定する内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が定める地域を定める件（内閣府・復興庁・総務・財務・農林水産・経済産業一）

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十九条第一項第一号に規定する主務大臣が定める基準を定める件（同二）

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則第五条第二号に規定する主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合を定める件（同三）

○資産を買い取る場合の価格を定めるための基準及び資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準を定める件等の一部を改正する件（金融庁八）

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁・財務・経済産業一）

○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（金融庁・厚生労働二）

○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（金融庁・農林水産四）

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

政　令

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年二月二十二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三十三号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成二十三年政令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一北海道の項中「広尾郡広尾町」を「茅部郡鹿部町　二海郡八雲町　広尾郡広尾町」に改め、同表岩手県の項中「西磐井郡平泉町　東磐井郡藤沢町」を「西磐井郡平泉町」に改め、同表宮城県の項中「同郡大衡村」を「同郡大衡村　加美郡色麻町　同郡加美町」に改め、同表福島県の項中「東白川郡棚倉町　同郡矢祭町　同郡塙町」に改め、同表茨城県の項中「石岡市」を「石岡市　結城市」に、「取手市」を「取手市　牛久市」に改め、同表栃木県の項の次に次のように加える。

埼玉県	久喜市

別表第一千葉県の項中「銚子市」を「銚子市　船橋市」に改め、同表長野県の項中「下水内郡栄村」を「下高井郡野沢温泉村　下水内郡栄村」に改める。

別表第二岩手県の項中「西磐井郡平泉町　東磐井郡藤沢町」を「西磐井郡平泉町」に改める。

別表第三千葉県の項中「松戸市」を「松戸市　野田市」に、「東金市」を「東金市　柏市」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

東日本大震災復興特別区域法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年二月二十二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三十四号

東日本大震災復興特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

別表北海道の項中「広尾郡広尾町」を「茅部郡鹿部町　二海郡八雲町　広尾郡広尾町」に改め、同表千葉県の項中「松戸市」を「松戸市　野田市」に、「東金市」を「東金市　柏市」に改め、同表に次のように加える。

長野県	下高井郡野沢温泉村

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　田中　直紀

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年二月二十二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三十五号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令（平成二十三年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

別表北海道の項中「広尾郡広尾町」を「茅部郡鹿部町　二海郡八雲町　広尾郡広尾町」に改め、同表千葉県の項中「松戸市」を「松戸市　野田市」に、「習志野市　柏市」に改め、同表長野県の項中「下水内郡栄村」を「下高井郡野沢温泉村　下水内郡栄村」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年二月二十二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

基労徴発0222第１号
平成２４年２月２２日

社団法人全国労働保険事務組合連合会会長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行による特定被災区域の追加指定について

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成２３年法律第４０号）等において、労働保険料等の免除の特例措置を設けたところです。

今般、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」（平成２４年政令第３３号）において、労働保険料等の免除の特例措置に関する特定被災区域の追加指定がなされたため、都道府県労働局に対し、別添のとおり通達を発出したところです。

つきましては、本件について、貴会の会員の労働保険事務組合への周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（参考）
・被災された事業主の皆さまへ（リーフレット）
～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～
・東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ（厚生労働省ＨＰ）
～労働保険における特例措置についてお知らせします～
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html

基労徴発0222第２号
平成２４年２月２２日

全国社会保険労務士会連合会会長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行による特定被災区域の追加指定について

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成２３年法律第４０号）等において、労働保険料等の免除の特例措置を設けたところです。

今般、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」（平成２４年政令第３３号）において、労働保険料等の免除の特例措置に関する特定被災区域の追加指定がなされたため、都道府県労働局に対し、別添のとおり通達を発出したところです。

つきましては、本件について、社会保険労務士の皆様への周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（参考）
・被災された事業主の皆さまへ（リーフレット）
～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～
・東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ（厚生労働省ＨＰ）
～労働保険における特例措置についてお知らせします～
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html

事　務　連　絡
平成２４年２月２２日

日本労働組合総連合会　御中

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行による特定被災区域の追加指定について

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成２３年法律第４０号）等において、労働保険料等の免除の特例措置を設けたところです。

今般、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」（平成２４年政令第３３号）において、労働保険料等の免除の特例措置に関する特定被災区域の追加指定がなされたため、都道府県労働局に対し、別添のとおり通達を発出したところです。

つきましては、本件について、貴会の会員の皆様への周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（参考）
・被災された事業主の皆さまへ（リーフレット）
　～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～
・東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ（厚生労働省ＨＰ）
　～労働保険における特例措置についてお知らせします～
　http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html

事　務　連　絡
平成２４年２月２２日

社団法人日本経済団体連合会　御中

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行による特定被災区域の追加指定について

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成２３年法律第４０号）等において、労働保険料等の免除の特例措置を設けたところです。

今般、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」（平成２４年政令第３３号）において、労働保険料等の免除の特例措置に関する特定被災区域の追加指定がなされたため、都道府県労働局に対し、別添のとおり通達を発出したところです。

つきましては、本件について、貴会の会員の皆様への周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（参考）
・被災された事業主の皆さまへ（リーフレット）
　～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～
・東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ（厚生労働省ＨＰ）
　～労働保険における特例措置についてお知らせします～
　http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html

事　務　連　絡
平成２４年２月２２日

日本商工会議所　御中

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行による特定被災区域の追加指定について

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成２３年法律第４０号）等において、労働保険料等の免除の特例措置を設けたところです。

今般、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」（平成２４年政令第３３号）において、労働保険料等の免除の特例措置に関する特定被災区域の追加指定がなされたため、都道府県労働局に対し、別添のとおり通達を発出したところです。

つきましては、本件について、貴会の会員の皆様への周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（参考）
・被災された事業主の皆さまへ（リーフレット）
　～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～
・東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ（厚生労働省ＨＰ）
　～労働保険における特例措置についてお知らせします～
　http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html

事　務　連　絡
平成２４年２月２２日

全国中小企業団体中央会　御中

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行による特定被災区域の追加指定について

平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成２３年法律第４０号）等において、労働保険料等の免除の特例措置を設けたところです。

今般、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」（平成２４年政令第３３号）において、労働保険料等の免除の特例措置に関する特定被災区域の追加指定がなされたため、都道府県労働局に対し、別添のとおり通達を発出したところです。

つきましては、本件について、貴会の会員の皆様への周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（参考）
・被災された事業主の皆さまへ（リーフレット）
　～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～
・東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ（厚生労働省ＨＰ）
　～労働保険における特例措置についてお知らせします～
　http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html

事　務　連　絡
平成２４年２月２２日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）
労働保険徴収主務課室長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労働保険徴収課長補佐
（業務担当）

「「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行による特定被災区域の追加指定について」に係る周知について

平素より労働保険適用徴収業務の円滑な推進に御尽力いただき、感謝申し上げる。

さて、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令（平成２３年政令第２６１号）」については、平成２４年２月２２日付け基発０２２２第１号「「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項及び第３項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行による特定被災区域の追加指定について」により通知されたところであるが、本通知内容の周知方法等については下記のとおりとするので、貴職から関係職員に周知の上、業務に遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

事業主等に対する周知に当たっては、別添のリーフレットを活用することとし、本省ホームページ（下記アドレス）にリンクを貼るなど、都道府県労働局においてもホームページ上で周知を図るとともに、事業主等の電話照会又は来庁の際等にも、当該リーフレットを配付するなど丁寧な説明を心がけ、十分な周知を行うこと。

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/leaflet_01.pdf)

別添

被災された事業主の皆さまへ
～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

このたびの東日本大震災を受け、労働保険料・一般拠出金の申告・納付関係で、次のような特例措置を行っております。（H24．2．22時点）

1．労働保険料等の免除　※申告手続と合わせて、申請が必要です

東日本大震災による被害を受け、次の要件を満たす事業主の皆さまに、**要件②に該当していた期間（最大で平成23年３月１日から平成24年２月29日まで）の賃金に関する労働保険料と平成23年度の一般拠出金を免除**いたします。（特別加入者の保険料についても、同様の措置を行います。）

【対象地域】（別表１）
「岩手県、宮城県、福島県」の全域
「青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県」の一部

【要件】①平成23年３月11日に事業場が対象地域に所在していたこと
②東日本大震災の被害により、賃金の支払に著しい支障が生じている等、労働保険料の支払が困難である事情があること

2．申告・納付期限の延長

次の地域に所在する事業場の事業主の皆さまについては、労働保険料・一般拠出金の申告手続や、納付についての**期限を延長**しています。

【対象地域・期限】（H24．２．17時点）
「青森県、茨城県」の全域：H23.7.29まで延長（**別表２**）
「岩手県、宮城県、福島県」の**別表２**の地域：H23.9.30まで延長
「岩手県、宮城県」の**別表３**の地域：H23.12.15まで延長
「宮城県」の別表４の地域：H24.4.2まで延長
「福島県」の**別表５**の地域：今後改めて告示※1
【要件】特にありません（一律に延長）

※１　**別表５**の地域の延長後の期限は、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。
※２　手続が免除されるものではありませんので、特に**申告の手続は、申告期限までに行っていただきますよう、お願いいたします。**

3．納付の猶予　※申告手続と合わせて、申請が必要です

東日本大震災により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で１年間猶予**いたします。

【対象地域】すべての地域で申請可能
【要件】事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

※保険料を免除するものではありませんので御留意ください。

このリーフレットに関するご質問等がございましたら、**［最寄りの都道府県労働局］**又は**［最寄りの労働基準監督署］**にお問い合わせください。

【別表1】

特定被災区域一覧（H24.2.22時点）

○下線は、政令改正（平成24年2月22日）により追加された2市です。
○平成23年3月1日に遡及して適用されますので、労働保険料等の免除の要件に該当する場合は、お手続きいただけます。

[青森県]（2市2町）
八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町

[岩手県]
[宮城県]
[福島県]
全　域

[茨城県]（31市7町2村）
水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、※坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町

[栃木県]（10市7町）
宇都宮市、※足利市、※佐野市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町

[埼玉県]（1市）
※久喜市

[千葉県]（20市9町）
千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※野田市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、習志野市、※柏市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、※匝瑳市、香取市、山武市、※印旛郡酒々井町、※同郡栄町、※香取郡神崎町、※同郡多古町、※同郡東庄町、※山武郡大網白里町、同郡九十九里町、※同郡横芝光町、長生郡白子町

[新潟県]（2市1町）
十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

[長野県]（1村）
下水内郡栄村

※は災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村以外の市町村です。

【別表2】

申告・納付期限延長区域一覧（H24.2.17時点）

○延長後の申告・納付期限がH23.7.29の地域

［青森県］

［茨城県］

全　域

○延長後の申告・納付期限がH23.9.30の地域

［岩手県］（9市13町5村）

盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ケ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村、九戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町

［宮城県］（9市19町1村）

仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ケ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ケ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町

［福島県］（11市24町12村）

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫川村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

【別表3】

○延長後の申告・納付期限がH23.12.15の地域

[岩手県]（4市3町）

宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町

[宮城県]（2市1町）

気仙沼市、多賀城市、本吉郡南三陸町

【別表4】

○延長後の申告・納付期限がH24.4.2の地域

[宮城県]（2市1町）

石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町

【別表5】

（参考）申告・納付期限の延長が継続する地域※

[福島県]（2市7町3村）

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村

※延長後の期限については、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。

事　務　連　絡
平成２４年3月３０日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

東北地方太平洋沖地震に伴う労災保険給付に係る請求・決定件数の報告（依頼）について

標記については、平成23年3月11日付け基労補発0311第9号、平成23年3月24日付け事務連絡及び平成23年6月6日付け事務連絡により指示しているが、震災発生から１年以上が経過したことから、日々報告を得る必要性が乏しくなってきた。

このことから、平成24年4月1日以降については、報告様式を別紙に変更するとともに、本省へは、請求・決定件数に動きがあったときのみ、当課通勤災害係まで報告されたい。

（別紙）

請求・決定件数集計表（○月○日分）

（　　労働局）

		署別の内訳				
		●署	●署	●署	●署	●署
○請求件数	件					
うち遺族	件					
うち地震を契機	件					
うち津波を契機	件					
うち行方不明者に係る件数	件					
うちその他（療養、休業等）	件					
うち地震を契機	件					
うち津波を契機	件					

		署別の内訳				
		●署	●署	●署	●署	●署
○決定件数	（　）件	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
うち遺族	（　）件	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
うち地震を契機	（　）件	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
うち津波を契機	（　）件	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
うち行方不明者に係る件数	（　）件	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
うちその他（療養、休業等）	（　）件	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
うち地震を契機	（　）件	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
うち津波を契機	（　）件	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

注）　カッコ内は、内数として不支給決定件数を記入すること。